

弘前大学大学院
地域社会研究科
年 報

第21号

Regional Studies

2025

Regional Studies
Doctoral Course
Graduate School of Hirosaki University

目 次

論文（査読あり）

奈良金一と乾漆冬夏塗

——昭和初期官制公募展における津軽産漆器——

高 橋 憲 人・譚 謙 …………… 3

論文（査読なし）

近世若狭塗の基礎的研究

—塗見本（手板）と見本帖に基づいて—

関根 達人・川股 寛享・松本 啓典・古川 勝彦・石田 鈴和 …………… 25

津軽線の部分廃線をめぐる経緯の検証と展望

櫛 引 素 夫 …………… 49

中国人観光客の日本訪問に関する市場動向の考察

孫 曉 儀 …………… 65

中小企業のカバナンスにおける公認会計士業務の有用性について

—公認会計士の保証業務の活用提言—

高 松 達 也 …………… 83

そ の 他

地域社会研究科シンポジウム2023

地域企業の持続的発展に大学はいかに貢献できるのか

森 樹 男 …………… 103

（資料）

北方藤樹学から考える人づくりと地域の未来：座談会記録

佐々木 純一郎 …………… 127

研究科日誌（2024年4月～2024年12月）…………… 147

弘前大学大学院地域社会研究科年報 投稿要領…………… 148

弘前大学大学院地域社会研究科年報 執筆要領…………… 150

論文

(査読あり)

奈良金一と乾漆冬夏塗

——昭和初期官制公募展における津軽産漆器——

高 橋 憲 人*・譚

謙**

要約：

本論文の主題は、昭和初期の官制公募展に出品した津軽で唯一の漆工である奈良金一と、彼が開発した「乾漆冬夏塗」が、津軽の漆工史上でどのように位置づけられるのかを明らかにすることである。方法論としては、一部の津軽塗関係者のあいだでしか共有されてこなかった郷土資料と、全国的な共進会・公募展の関連資料を対照する文献調査を行なった。本論第1節では、弘前藩の塗師職により製造されてきた「研出変り塗」が、明治以降の産業化を経て「津軽塗」となっていくプロセスを概括している。第2節では、明治期津軽の塗師の系譜を辿ることによって、代々弘前藩の塗師職を務めた青海源兵衛家の末孫から奈良金一までの連続性を調査している。第3節では、商工省工芸展覧会受賞品図録を調査することで、奈良金一が出品した「乾漆冬夏塗」の詳細とその評価を分析している。結論として、奈良金一が「乾漆冬夏塗」を官制公募展に出品していたのは、1926（大正15）年～1930（昭和5）年の期間だけであり、世界恐慌の影響による津軽塗の大衆化に逆行するこの技法は、その後の戦時統制経済下で消えていったことが明らかになった。

キーワード：津軽塗、漆芸、工芸、商工省工芸品展覧会

Kinichi Nara and *Kanshitu-Touka-Nuri*: Tsugaru Lacquerware at Government-Organized Public Exhibition in the Early Showa Period

Kento TAKAHASHI*, Qian TAN**

abstract：

The subject of this paper is to clarify the position of Kin'ichi Nara the only lacquer craftsman in the Tsugaru region, Aomori, Japan, who exhibited at public exhibitions in the early Showa period, and his development of *kanshitu-touka-nuri* in the history of lacquer crafts in the region. The author conducted a literature research that contrasted local materials, which had been shared only among a few people involved in *tsugaru-nuri*, with materials related to national competitions and public exhibitions. The author outlined the process of *tsugaru-nuri* through the industrialization of *togidashi-kawari-nuri* which had been produced by the Hirosaki Domains lacquer craftsmen, since the Meiji period in Section 1, and investigated the continuity from the

* たかはし けんと 弘前大学教育学部附属次世代ウェルビーイング研究センター 助教

** たん けん 湖北民族大学美術設計学院 講師／弘前大学大学院地域社会研究科 客員研究員

youngest descendant of the Seikai Genbei family, who held the position of a lacquer craftsman in the Hirosaki clan for generations, to Kin'ichi Nara by tracing the genealogy of lacquer craftsmans in the Tsugaru region in the Meiji period in Section 2. The author also analyzed the details of the *kanshitu-touka-nuri* exhibited by Kin'ichi Nara and its evaluation by examining the catalog of award-winning products from Craft Exhibition sponsored by the Ministry of Commerce and Industry in Section 3. In conclusion, it was clarified that Kinichi Nara exhibited *kanshitu-touka-nuri* at public exhibitions from 1926 to 1930, and that this technique, which went against the popularization of *tsugaru-nuri* due to the Great Depression, disappeared under the wartime-controlled economy that followed.

keyword: *tsugaru-nuri*, lacquer craft, craft, Craft Exhibition sponsored by the Ministry of Commerce and Industry

I. 序論

1.1 はじめに

明治後期から昭和にかけて活躍した津軽の塗師に、奈良金一（1880-1959）がいる。青森県における初めての美術工芸通史として編纂された『青森県史 文化財編 美術工芸』第5章「工芸の展開」第1節「漆工芸」では、1項「津軽の漆工芸品」において「『変わり塗技法』を支えた津軽の人々」の1人として奈良金一が紹介されている。同書巻末の執筆者一覧を確認すると、第1節の執筆は、弘前大学教育学部で木材加工研究室を担当していた佐藤武司（1933-2023）¹⁾による。該当箇所をまとめると、金一は、①塗師 奈良丹次郎の子として生まれ、生家で修行し、②1915（大正4）年に「ななこ塗²⁾」技法の新しい意匠「錦塗」を完成させ、③大正末頃に「乾漆冬夏塗」という新しい図柄の漆器を製作し、④1940年代に技術保存資格者の指定を受け後継者育成に努力した、とされる（青森県史編さん文化財部会 2010 p.418）。本節では、これら①～④について、戦後に発行された青森県及び弘前市による津軽塗関連の公刊物、弘前市立博物館の展覧会図録、佐藤武司による2冊の学術書の記述を発行年順に確認していく。

1.1.1 『津軽塗漆器産業診断報告書』

1冊目は、1953（昭和28）年10月に青森県商工部企業課が発行した『津軽塗漆器産業診断報告書』³⁾である。これには②、③、④に関連する情報が記されているが、ややこしい問題がある。それは、②、③が奈良丹斎の功績として記されていることだ。この丹斎が誰を指すかについては、2つの説がある。1つ目は、金一の父 丹次郎を指し、本名の「丹」の字を取った雅号という説である。これは、金一の弟子である須藤八十八（1921-2005）が弘前のタウン誌『弘前』に2004年10月～2005年11月の1年

1) 弘前大学教育学部中学校教員養成課程（美術専攻）を卒業後、弘前市立第三中学校で教鞭を執っていたが、1963（昭和38）年、技術教育専攻の助手として弘前大学教育学部に採用される。津軽塗について調べていたゼミ生たちが青森県工業試験場を訪問したのをきっかけに、1966（昭和41）年より、同試験場漆工科の技師 藤田清正（1921-2005）から津軽塗を習い始め、以後津軽塗の研究をライフワークとする。弘前大学教育学部教授、同学部名誉教授を歴任。

2) 「研出変り塗」の一種。種漆（水分量5-8%の素黒目漆と任意の顔料を練り合わせた漆）の濡れ塗膜に菜種を蒔き付け、硬化後にそれを剥ぐと、クレーター状の輪状突起が残る。その上に地の色となる漆を塗り込み、研ぎ出すことで、小さな輪紋が生まれる（漆工史学会 2012 pp.305-306）。全国的には、「粟粒塗」（粟や稗を蒔く場合もあるため）や「玉虫喰」（輪紋が真円の虫喰いに見えるため）とも呼ばれる（ibid pp.20-21、東京国立近代美術館 1979 p.142）。

3) 1953（昭和28）年、津軽塗業界の技術・経営・組織などの実態把握と改善策開示のため、青森県が実施した総合的産地診断の結果をまとめた報告書である。当診断の総括は、当時東京工業大学教授であった経済学者 磯部喜一（1902-1987）が務めた。

間連載していた「津軽塗人物伝」に拠る（須藤 2005a p.14）。2つ目は、金一本人を指し、父親の1字をもらった雅号という説だ。これは文筆家の芦野英子（1934）が1974年に『弘前』の先駆けとなったタウン誌『あっぷるあい』に連載していた「津軽塗のはなし」に拠り、当該記事は金一の長男である奈良敏雄からの聞き書きである（芦野 1974a p.47, 芦野 1974b p.54）。

丹斎が奈良親子のいずれを指すにせよ、②、③については「明治の年間において考案発明された」「乾漆冬夏塗および七々子塗は、ともに、弘前市奈良丹斎の作と伝えられている」（青森県商工部企業課 1953 p.3）とされ、「ななこ塗」の一意匠である「錦塗」どころか「ななこ塗」そのものが奈良丹斎の考案とされている。まず、「乾漆冬夏塗」については以下のようにある（ibid）。

乾漆冬夏塗は奈良丹斎の製作で、これは明治25、6年といわれている。もちろん、これは、既に徳川時代からあつたものとのことであるが、一般にはあまり使用されず、わずかに高貴な調度品として製作されたものらしい。ところが、奈良丹斎がこれに改善を加え、冬夏塗という名称を附したのが、始まりで、やがて、かれは冬夏塗の始祖となつた。冬夏塗はまづ製作すべき物体の型を作り、これに色漆（種々）を交互に幾百回となく塗り重ねて形体を整え、乾固したところで初めて木型を取り除き、彫刻あるいは木目を表わし、仕上げをする。仕上げまで、長いものでは1年ないし2年の才月を要し、非常に高貴な調度品として珍重されはするが、一般には、大衆の需要品としては製作されていない。

次に、「ななこ塗」については以下のようにある（ibid p.4）。

これは変り塗の一種で、起因は詳らかでない。旧藩時代から、刀の鞘塗り等に利用されてはいたが、一般には、商品として製作はされていなかった。ところが、奈良丹斎が模様入れ、七々子塗を製作したことから、広く一般に製作されるようになった。

「乾漆冬夏塗」が奈良丹斎の製作であるとは、漆の積層を作りそれを彫って模様を出す彫漆技法は古来より存在したものの、それを津軽で試み、この呼び名をつけたのが丹斎であるとの意味である。「ななこ塗」についても、技法自体は藩政時代から存在したものの、「模様入れ、七々子塗」を製作し津軽塗の製品ラインナップに加えたのが丹斎であるとのことだ。なお、「錦塗」はここで言われる「模様入れ、七々子塗」の一図案である。

1.1.2 『津軽漆器工業の研究』

2冊目は、1955（昭和30）年8月25日に弘前市が発行した弘前市政調会資料第1輯『津軽漆器工業の研究』である。執筆者は、弘前大学文理学部経済研究室教授 小林時三郎である。ここでも②、③についての記述がある。『津軽塗漆器産業診断勧告書』同様、主語は奈良丹斎であり、「ななこ塗」そのものが彼の発明とされている（小林 1955 p.8）。

この塗は、いわゆる津軽塗以前より存在して刀の鞘塗り等に利用されていたものであり、明治中期、弘前市奈良丹斎氏がはじめてこの技法を津軽塗に採り入れ、それ以後、明治末期より大正初期にかけて次第に普及を見、津軽塗は意匠的に大いに進歩を遂げるに至ったのである。

内容は『津軽塗漆器産業診断勧告書』に準ずるが、丹斎が津軽塗に「ななこ塗」技法を採り入れた時期が明治中期であり、それが津軽塗業界に普及した時期が明治末期～大正初期であると、時代の具体性についての記述が増している。当の「錦塗」については、同一頁の次段落に「錦塗は、以上の七々子を取り入れた上に、雲鶴、千鳥、唐草等の模様を施したもので、少々重厚な感じを与える技法である」（ibid）とあるのみで、特に丹斎の考案という記述はないが、「ななこ塗」自体が彼の考案という

前提であるため、敢えて明記しなかった可能性がある。さらに次の段落は、まるまる「乾漆冬夏塗」の説明に割かれている (ibid pp.8-9)。

……乾漆冬夏塗とは、既述の七々子塗と同じく、明治中期奈良丹斎氏の発案によって、津軽塗職人もこれを製作するに至ったといわれ、夏冬通して長期に亘って完成されるという意味である。この名称は奈良氏の命名になるといわれる。しかし、乾漆はこの時はじまったものではない。古くはこれを壺(ソク)と呼び、中国では夾紵(ケフチョ)と呼ばれて既に漢代に発達した法であった。この作法には(1)木心乾漆と(2)脱乾漆がある。当地における作法は素地の上に彩漆を数百回に亘って塗り重ねて成型した後に、素地から取り外したもので漆器といわんよりはむしろ漆細工に類するものである。若干の芯となるべき板、金属針金を除いて殆ど漆のみで成型されたものであり、多少の脆さを伴うにしても、これまた雅趣に富むものである。従って、かかるものは一般販売には適せず、現在は単に藝術的価値の高いものとして余技的に製作されるに止まっている。

ここでは、日本および東洋における乾漆技法一般についても言及されている。執筆者の小林は、トマス・ロバート・マルサスの翻訳などを手掛けた経済学者であるが、六角紫水『東洋漆工史』や岡田譲『東洋漆芸史の研究』など当時の漆芸史研究のバイブルを細かく参照している。しかし、「乾漆冬夏塗」の説明は、塑型的側面である乾漆技法に終始し、その装飾的側面である彫漆技法(『津軽塗漆器産業診断報告書』で言われるところの「彫刻あるいは木目を表わし」)には一切触れていない。このことから小林自身は、実際に「乾漆冬夏塗」の作例を目にしないで当冊子を書いている可能性が高い。

1.1.3 『津軽塗』

3冊目は、1977(昭和52)年8月10日に津軽書房から出版された、佐藤武司の『津軽塗』である。これは、津軽における漆工芸を網羅的にまとめた初めての学術書である。この本では、「津軽塗」を技法ではなく産地によって定義するというスタンスの元、「研出変り塗」以外の津軽産漆器について広く言及されている。巻頭カラーグラビアの2頁目には、赤色地に黄色と緑色で菊の図が彫られた彫漆の盆が「乾漆冬夏塗」の作例として紹介されている。この本では関連項目③、④についての記述が見られるが、やはり、「乾漆冬夏塗」は奈良丹斎の考案とされている。『津軽漆器工業の研究』と異なるのは、「乾漆冬夏塗」が彫漆法の下位分類として扱われ、塑型的側面である乾漆技法ではなく、装飾的側面に焦点化されていることである(佐藤 1977 p.13)。

弘前市の奈良丹斎が、明治二十五年頃から色漆を塗り重ね、大正十四年完成させた漆器に命名した呼称である。色漆を塗り重ね(百回塗ると約三ミリメートル)漆の厚い層を作り、これに彫文をほどこした香盆や茶道具がある。地に黄漆、その上に緑漆、表面に朱漆を塗り、菊花の部分に黄に、葉の部分に緑に彫刻した「紅花緑葉の漆器」と称する見事な漆器である。

「紅花緑葉」は、数色の色漆を計画的に何十回かずつ塗り重ねて複色色の積層をつくり、それを彫刻することで、彫りの深さの差異によって意図した模様の色分けを可能とする彫漆の一技法である(松田 2001 p.168)。この技法は中国に由来するが、中国明代隆慶年間成立と言われる漆工専門書『髹飾録』では「剔彩」あるいは「彫彩漆」と呼ばれている(何 2021 p.95)。日本における「紅花緑葉」の名称は、同書での「剔彩」の説明文「有重色雕漆、有堆色雕漆。如紅花、緑葉、紫枝、黄果、彩雲、黒石、及輕重雷文之類、絢艶恍目」(ibid)に由来すると考えられる。故に「乾漆冬夏塗」は「彫彩漆」の一例であり、佐藤が示した漆積層の色順はカラーグラビアの盆についての説明にすぎない。また、『津軽塗漆器産業診断報告書』で「彫刻あるいは木目を表わし」と言われてように、「乾漆冬夏塗」と

呼ばれる漆器のなかには、刃物による彫刻によってはっきりした模様を表した「彫彩漆」だけでなく、凸凹に重ねた色漆の層を研ぎ出すことによって木目調の模様を表した作例もある。これは、中国では「剔犀」に分類され、欧米の研究者が「marbled lacquer」と呼ぶ南宋時代の漆器に近い（多比羅 2004 p.164）。しかし、この本では、このような作例には言及されていない。

1.1.4 『津軽の伝統工芸 津軽塗』

4冊目は、1981（昭和56）年3月20日に弘前市立博物館が発行した図録『津軽の伝統工芸 津軽塗』である。これは、1980年10月～11月に開催された同博物館企画展の展覧会図録である。ここでは③について、乾漆項目の下位分類として「乾漆冬夏塗」が説明されており、その考案者として初めて奈良金一の名前が現れる（弘前市立博物館 1980 p.67）。

奈良金一が、明治25年（1892）ごろから塗りはじめ、大正14年（1925）に完成させたという香盆がある。木型に特殊な剥離剤を塗り、彩漆だけを塗り重ねて、ある程度の塗り操作ができる厚さになったときに木型からはがし、それから、さらに、色漆を内側と外側に塗り重ね、その土台の上に唐塗等の技法を施して仕上げたものである。この技法では、素胎は用いられない。全くの漆素地だけに、春夏秋冬30年以上にわたって数百回も塗り重ねたところから、乾漆冬夏塗と名付けられたのである。

この図録では、「乾漆冬夏塗」が、型に貼って下地で固めた布を素胎とし、その上に漆を塗り重ねていく一般的な乾漆とは異なり、ボディが完全に色漆の積層だけで出来上がっていることと、その製作方法が明らかにされている。また、『津軽塗』のカラーグラビアで扱われた「彫彩漆」の作例だけでなく、凹凸をつけて色漆を重ね研ぎ出すことで木目調の模様を出す「marbled lacquer」的技法の作例として、香合と香盆のセットの写真も併催されている。上に引用した説明文も、「marbled lacquer」的技法に重きが置かれているのが分かるだろう。『津軽塗』と『津軽の伝統工芸 津軽塗』に共通するのが、「乾漆冬夏塗」が1892（明治25）年から塗られはじめ、1925（大正14）年に完成したという記述である。つまり『津軽塗漆器産業診断報告書』での「乾漆冬夏塗は奈良丹斎の製作で、これは明治25、6年といわれている」という記述は、金一が乾漆の器物を製作しようと、色漆を木型に塗り始めた時期を指していると解釈できる。

1.1.5 『あっぱれ!津軽の漆塗り』

5冊目は、2005（平成17）年3月15日に弘前大学出版会から出版された佐藤武司の『あっぱれ!津軽の漆塗り』である。この本では、関連項目③、④についての記述が見られる。③について、第3章「伝統工芸品津軽塗の塗り工程」6節「津軽塗のいろいろ」では、一般的な「研出変り塗」以外の技法の1つとして「乾漆冬夏塗」が紹介されている。着目すべきは、同じ佐藤武司の著作であるが『津軽塗』では丹斎とされていた「乾漆冬夏塗」の考案者が、この本では金一とされていることである。さらに、他の資料には見られない情報が3つある。1つ目は、木型（雌型原型）にヒバ材が用いられていること、2つ目は、木型から器体を容易に剥がすために塗られる離脱材の配合を長男の奈良敏雄が秘伝されていること、3つ目は、今日ではこの技法を用いる者が誰もいないことである（佐藤 2005 p.76）。

1.2 問題の所在

津軽塗の現状を踏まえ前項をまとめると、次のようなストーリーが浮かび上がる。奈良丹次郎、金一親子は、藩政時代に鞘塗の技法として用いられていた「ななこ塗」を明治中期に津軽塗に取り入れ、「模様入りななこ塗」を製作した。その結果、「ななこ塗」は、明治末期～大正初期にかけて津軽塗業界に普及し、現在でも最もメジャーな「唐塗」に次ぐ生産量を誇る。また、金一が1915（大正4）年に「模様入りななこ塗」の新意匠として完成させた「錦塗」は、1975（昭和50）年、「唐塗」「ななこ

塗」「紋紗塗」とともに津軽塗の4技法として伝統的工芸品に指定されることになる。さらに金一は、木型を用いた「乾漆」と、「彫彩漆」あるいは「marbled lacquer」を組み合わせた「乾漆冬夏塗」を1892（明治25）年に塗りはじめ、1925（大正14）年に完成させる。

しかし、このストーリーには2つの疑問がある。1つ目は、「ななこ塗」、「錦塗」は本当に丹次郎あるいは金一の発明によるものなのかということだ。端的に言えば「模様入りななこ塗」及びその一図案である「錦塗」は、藩政期から「研出変り塗」のバリエーションとして存在していた。では、何を持ってこれらが丹次郎あるいは金一の発明と言われるようになったのか。2つ目は、金一は何のために「乾漆冬夏塗」を発明し、それは社会からどのように受け入れられていたのかということだ。前項で参照した資料において、「乾漆冬夏塗」は、「大衆の需要品としては製作されていない」（青森県商工部企業課1953 p.3）、「余技的に製作されるに止まっている」（小林 1955 p.8）、「需要がないという理由から製作する人もなく」（佐藤 2005 p.77）とされている。一般市場に出回るような品物ではない以上、津軽の漆工において「乾漆冬夏塗」はどのような位置付けにあったのか。

これらの問いに答える手がかりとなるのが、前節1項で少し触れた文筆家 芦野英子⁴⁾によるタウン誌上の連載「津軽塗のはなし」である。これははじめ、弘前のタウン誌の先駆けである『あっぱるあい』に1974年4月号から連載されていたが、同年8月の同誌廃刊により打ち切りとなった。その後、『弘前』にて創刊の1979年8月号から再度連載が始まり、1980年7月号まで全10回連載された。『あっぱるあい』1974年7月号（『弘前』の再連載では1979年9月号）の前半は、「美の探求者 奈良丹齋」のタイトル（再連載時は「奈良丹齋のころ」）で、奈良親子の経歴、業績がまとめられている。先にも示した通り、当該記事は金一の長男で、取材当時病氣静養中であった奈良敏雄からの聞き書きに依る（芦野 1974a p.47）。この連載は、長い間忘れられており、津軽塗関係者ですらその存在を知らなかった。しかし、筆者は2021年に偶然芦野氏と知り合う機会があり、本人から連載時の両誌全巻を譲り受けた。当該記事には、「模様入りななこ塗」と「乾漆冬夏塗」双方について、前項で見てきた津軽塗関係の資料にはない情報が書かれている。前者は、金一が「模様入りななこ塗」の試作品を「明治四十二年日本製産品共進会」に出品し、非常に好評を得」（芦野1979 p.14）たこと、後者は、「乾漆冬夏塗」を完成させたのと同時期に「商工省工芸品展」に作品を出品し、大正十四年から昭和三年まで六回連続入選した」（ibid）ことである。「商工省工芸品展」とは、1913（大正2）年に農商務省主催図案及応用作品展覧会として始まり、1939（昭和14）年の第25回まで開催された商工省工芸展覧会のことであろう。そこで、当該時期の同展覧会図録を確認したところ、奈良金一の名前を認めることができた。

以上を踏まえ、本論文の主題は、昭和初期の官制公募展に出品した津軽唯一の漆工である奈良金一と、彼が開発した乾漆冬夏塗が、津軽の漆工史上でどのように位置づけられるのかを明らかにすることである。方法論としては、既述の芦野英子の連載「津軽塗のはなし」や、明治期に活躍した津軽の塗師や漆器製造会社経営者の子孫からの聞き書きが多数収められた佐藤武司・佐藤誠による一般向けの新書『津軽塗の話』、昭和30年代に『東奥日報』で連載された弘前の郷土史家で自称漆工の松野武雄の多岐に渡る秘蔵コレクションを紹介した企画記事「松野コレクション紙上展」、高橋信一が15有余年にわたる津軽塗関係者への取材調査の結果をまとめた私家本で、一部の津軽塗関係者のあいだでしか共有されてこなかった『津軽塗発展史』等の郷土資料を、全国規模の共進会の関連資料や、商工省工芸展覧会の図録と対照する文献調査を行う。

4) 東京生まれ北京育ちの芦野は、戦時中に弘前に移住し、終戦後、男女共学化3期目の数少ない女子学生として弘前高等学校を卒業した。その後、津軽塗購買販売組合理事長として津軽塗の販路拡大に貢献した芦野松蔵（1907-1964）の家に、長男祐の妻として嫁いでいる。松蔵は、仙台の商工省工芸指導所で漆工を学んだ鳴子の人であるが、戦時中に大湊で軍艦の防錆塗装に従事していたところ、塗立の技術者（上塗師）として弘前に招聘された。芦野英子は、弘前高等学校での恩師であった文筆家 小田桐孫一（1911-1982）に促され、嫁ぎ先の家業であった津軽塗についての連載を始めた。

次章の本論第1節では、弘前藩の塗師職により製造されてきた「研出変り塗」が、明治以降の産業化を経て「津軽塗」となっていくプロセスを概括する。また第2節では、明治期津軽の塗師の系譜を辿ることによって、代々弘前藩の塗師職を務めた青海源兵衛家の末孫から奈良金一までの連続性を調査する。さらに第3節では、商工省工芸展覧会受賞品図録を調査することで、奈良金一が出品した「乾漆冬夏塗」の詳細とその評価を分析する。

Ⅱ. 本論

2.1 「津軽塗」成立史

2.1.1 「研出変り塗」の由緒

津軽地方に「研出変り塗」の技術を伝えたのは、4代弘前藩主津軽信政の治世に若狭国⁵⁾から召抱えられた塗師 池田源兵衛とされる。『弘前藩庁日記』に基づく源兵衛とその息子 源太郎の生涯は、以下のようにになっている（青森県史編さん文化財部会 2010 pp.412-413, 高橋・三浦 発行年不明 pp.2-3）。

弘前藩の塗師職となった源兵衛は、江戸での新技術習得のため、藩から褒美と旅費を支給されて1685（貞享2）年5月に江戸に上り、神田鷹匠町の津軽藩邸に出入りのあった塗師 勘七⁶⁾に師事する。しかし、源兵衛は、翌年2月に修行先の江戸で客死してしまう。家長急逝の池田家を憐れんだ町年寄の請願により、藩は当時まだ12歳だった源太郎を跡式と認めた。だが、源太郎が実際に父の跡を継いだ1695（元禄8）年、弘前藩は餓死者10万人とも言われる大凶作に見舞われ、藩の職工たちは暇を出されてしまう。以前より江戸の勘七から、父を継いで修行に來いと文をもらっていた源太郎は、これを好機と捉え、1697（元禄10）年の春、藩主の参勤に随行する者の下使として大名行列に紛れ、無断で江戸に上り勘七に師事する。勘七発明の新技法「青海波塗⁷⁾」を伝授された源太郎は、1704（宝永元）年、弘前に戻ることを許され、あらためて藩の塗師職となる。その後、源太郎は、「青海波塗」の伝承と「青海」の名跡継承を藩に申し出、許可を得る。ここに、幕末まで藩の塗師職を輩出し続けた青海源兵衛家が誕生するのである。

2.1.2 万国博覧会と「津軽塗」の誕生

日本が鎖国をしているあいだ、イギリスでの産業革命に端を発する近代化＝産業化が、ユーラシア大陸西部と北米で加速度的に進行した。その成功者である欧米列強は、産業化の進捗と、植民地から収奪できる資源の豊かさを競い合っていた。それを展示空間として可視化することで、自国の優位性を国民に顕示し、他国にアピールするために構想されたのが、1851年のロンドン万博を嚆矢とする万国博覧会なのである（吉見 1992）。

ロンドンで世界初の万国博覧会が開催された2年後の1853（嘉永6）年、アメリカ合衆国海軍東インド艦隊の黒船が、浦賀に來航した。開国を迫られた日本は、近代という競争に後発者としての参加を余儀なくされる。黒船來航から15年での大政奉還後、近代国家として生まれかきの日本が、少しでも先発者の欧米列強に近づくためには、早急な富国強兵を可能とする機械工業化が必須であり、そのための原資として外貨獲得が必要だった。そこで、新たな対欧米輸出品として白羽の矢が立ったのが、漆工品を含む手工業製品なのである。日本政府は、プロモーションと市場調査のために、

5) 福井県若狭地方は、現在でも「研出変り塗」を特徴とする若狭塗が伝承されており、塗箸の生産地として有名である。

6) 元禄年間頃の江戸の漆工。「青海波塗」を発明し、紀伊國屋文左衛門の煙管筒を塗ったことで評判となり、青海勘七と呼ばれるようになる（本山 1920 p.216）。

7) 蠟色漆や透漆に卵白と鉛白を適宜混ぜてつくった絞漆を薄く塗り、先端が鋸歯状の篋を用いて搔くことで波模様を描く（漆工史学会 2012 p.233）。

大量の手工業製品を欧米で開催される万国博覧会に出品し続けた。

手工業製品が対欧米輸出品に仕立て上げられた背景には、19世紀中頃に西洋世界を席卷した日本の手工業製品の一大ブームがある。その頃の西洋世界では、英中関係の緊張と、その後のアヘン戦争の戦況についての新聞報道が過熱するに依りて、中国と日本への政治的関心が高まり、それに伴い両国の手工業製品への需要も高まっていた（宮崎 2018 p.35）。パリでは、日本直輸入品を扱うラ・ポルト・シノワーズ（La Porte Chinoise）が新聞に広告を出したり、商業施設バザール・ボンヌ・ヌーヴェル（Bazar Bonne-Nouvelle）のなかにミュゼ・シノワ・エ・ジャポネ（Musée chinois et japonais）が開館したりした（ibid pp.38-39）。さらに、幕末の2つの万国博覧会により、日本の手工業製品は西洋人の衆目を集めることとなる。1つ目は、初代イギリス特命全権公使ラザフォード・オールコックが、自ら収集した品々を出品した1862（文久2）年のロンドン万博（佐野 2003）、2つ目は、徳川幕府、佐賀藩、薩摩藩、江戸の商人がそれぞれ出品した1867（慶応3）年のパリ万博である（寺本 2017 p.63）。このような状況下で進展した現象が、日本の手工業製品の大ブーム、ジャポニスム（Japonisme）である。ジャポニスムの担い手は、近代化＝産業化の申し子で、それを強力に推進することで富を蓄えた新たな階級、ブルジョワジー（有産市民階級）であった。彼らは、極東の島国からもたらされたエキゾチックな品々を買い集め、それらで私邸のプライベートな空間を飾ることに熱中していたのである（宮崎 2018 p.88）。

日本政府として初めて参加したのが、1873（明治6）年のウィーン万博である。佐賀藩の使節として1867年のパリ万博への参加経験がある佐野常民（1823-1902）や、佐賀藩で窯業技術指導をしていたゴットフリート・ワグネル（Gottfried Wagener, 1831-1892）らが中心となった博覧会事務局は、全国から広く出品物を募り、ウィーンの会場に陳列した（國 2010 p.58）。結果として日本は、ジャポニスムの興隆に乗り、多くの賞を獲得した。このとき、津軽からも「研出変り塗」が施された文庫、提重、菓子箆笥等の製品が「津軽唐塗」の名称で出品され（東京国立文化財研究所美術部 1997 p.90）、有功賞牌を獲得している（ibid p.199）。

ウィーン万国博覧会参加と同年の明治六年政変を経て、殖産興業に全力を傾けられる体制を整えた内務卿 大久保利通（1830-1878）は、1876（明治9）年のフィラデルフィア万博への参加、1877（明治10）年の第一回内国勸業博覧会の開催、1878（明治11）年のパリ万博への参加を一連の重要課題と考えていた（森 2009 p.29）。そこで活躍したのが、ウィーン万博に博覧会事務局11等出仕として随行経験のある佐賀藩士 納富介次郎（1844-1918）⁸⁾である。フィラデルフィア万博参加のため米国博覧会事務局が勸業寮第十課に設置されたことから、納富は中央主導で作成した出品物の図案（design）を全国の産地に配布したり、産地から寄せられた図案を修整したりする仕組みを建言し、事務取扱として博覧会行政に復帰する（田中・平山 1897 p.108）。納富はじめ、鹽田眞（1837-1917）、岸光景（1839-1922）、中島仰山（1832-1914）ら絵の素養を備えた事務官のほか、岸雪圃（生没年不詳）、幕府の御用絵師であった狩野雅信（1823-1879）、小林晴景（1858-1886）、鈴木華邨（1860-1919）、長命晏春（生没年不詳）ら画工が、昼夜を分かたず図案の作成・修整に従事した（東京国立博物館 1997 p.15）。この流れのなかで、津軽の「研出変り塗」にもジャポニスムを反映したデザインが施されていくのである。

1876～1878年における津軽の「研出変り塗」の万博、内国博への出品は、次の通りである。まず、フィラデルフィア万博には、「津軽唐塗漆器」として香盆、香炉台、紙箱、手套匣、紙台、提重、手環匣、挿牘架、茶盆、見本板が出品された（東京国立文化財研究所美術部 1997 p.209）。これらは、博覧会事務局の中島仰山が考案し小林晴景が描いた図案をもとに、青海源兵衛が製作したもので、銀

8) 納富は、ウィーン万博終了後、技術伝習生としてボヘミア地方エルボーゲンの磁器製造会社で窯業の機械工業化に必須な技術を学び、帰国後、殖産興業政策を担う内務省勸業寮に出仕し、全国の陶磁器産地から選抜された陶工たちを指導していた（森 2009、長井・宮崎 2007）。

牌を獲得している (ibid p.235)。次に、第一回内国博には、青海が製作したテーブル、手箱、巻煙草入、盆、小箱、造道村の小田切勇馬が製作した巻煙草入、小箱、隅棚、状差、烟草盆が出品された(内国勸業博覧会事務局 1877 p.青2-2)。さらに、パリ万博には、青海が製作した書棚、手箱、巻煙草入、小田切が製作した書棚、見本板、状差、小箱、巻煙草入が出品され、賞状を獲得している(東京国立文化財研究所美術部 1997 p.242; p.247)。このような殖産興業を目的とした博覧会政策のプロセスで、津軽の「研出変り塗」は地域性を付与され、「津軽塗」と呼ばれるようになっていったのである。

2.1.3 産業化

日本の手工業製品に対欧米輸出品としての新たな価値が与えられたことで、津軽塗も産業化が計られる。その先駆者が山田皓蔵(1838-1918)である。佐藤武司が山田の孫である佐藤新一郎から聞くところによると、山田は禄高百石の津軽藩士の家に生まれ、廃藩前は藩主の食事の給仕役を勤める小姓であった(佐藤・佐藤 1979 p.77)。1874(明治7)年から、篤志家たちの犠牲的援助を受け漆器製造を始めていたものの、当初の製造拠点が1880(明治13)年5月の弘前大火で焼失してしまう。これを機に彼は、同年7月、樋口徳太郎、伊藤正良らと弘前の本町に漆器樹産会社を設立した(ibid p.14)。この会社には士族授産の意味合いが大いにあり、「樹産」は「授産」に掛けている。設立時、全国版の『読売新聞』に「青森県下の名産津軽塗は外国人も賞美して輸出も多いに付今度同所弘前へ盛大なる塗物会社を設立したといふ」(読売新聞1880年10月30日朝刊p.2)と取り上げられ、同社の広告は和文英文併記で印刷されていたことから(青森県史編さん文化財部会 2010 p.418)、産業化当初の津軽塗も対欧米輸出品としての役割が期待されていたことが分かる。また、1883(明治16)年には、和徳町に漆器製造所発誠社が設立される(弘前市経済部商工課 1971 p.33)。この後本章2節で紹介する「松野コレクション紙上展」によれば、この会社は広田清一なる人物が社長であったとされるが(東奥日報社 1962 p.19)、1909(明治42)年～昭和初期にかけて全国の漆器産地を取材行脚した沢口悟一の『日本漆工の研究』では、後藤健司が立ち上げたとされている(沢口 1966 p.67)。

この頃、明治政府は、反政府運動激化への対策として士族への勸業資本金交付を拡大しており、1882(明治15)年以降300余万円が支出された(我妻 1942)。漆器樹産会社は、1884(明治17)年、この勸業資本金から50,000円を貸与され、漆器製造事業の基礎を確立させている(青森県史編さん文化財部会 2010 p.418)。1897(明治30)年、弘前に大日本帝国陸軍第八師団司令部が置かれると、地元経済は好況になり、陸軍軍人を顧客に津軽塗の生産も増大する。山田から漆器樹産会社を引き継ぎ、元寺町で漆器製造会社を営んでいた篠村祐善(1837-1937)の七男 篠村建造によれば、兵士たちが除隊する際に、郷里への土産として津軽塗の盆や箸が購入されていたという(佐藤・佐藤 1979 p.93)。

2.2 奈良金一にいたる系譜

2.2.1 最後の青海源兵衛

高橋信一の『津軽塗発展史』は、奥付が無い22頁の私家本のため正確な発行年月日は不明であるが、本項で後述する弘前の郷土史家 松野武雄(1896-1976)が故人とされていること、巻末に昭和51年度、52年度の伝統工芸士認定者⁹⁾のリストが載っていることから、この頃に発行され、少数の津軽塗関係者にのみ配布されたものと考えられる。同書の8頁から21頁に収められた師弟の対照リスト及び系譜図は、幕末から昭和50年代当時までの塗師及び木地師たちの師弟関係が網羅されており、津軽塗の近現代史を知る上で貴重な資料である。

『津軽塗発展史』13-14頁には、明治初期の博覧会で活躍した最後の青海源兵衛と、阿保源六なる人物を根とする樹形図状の系譜図が併採されている。それを見ると源兵衛には、高弟 成田伊太郎をは

9) 1974年5月25日に交布された「伝統的工芸品産業の振興に関する法律(昭和四十九年法律第五十七号)」により津軽塗が伝統的工芸品に指定されたのが、1975年5月10日である。故に、ここに記された伝統工芸士は、第1回目、第2回目の認定者たちである。

じめ、千島源之助、小林友三郎、木村与惣吉の4人の弟子がいたことが確認できる（高橋・三浦 発行年不明 p.13）。また、14頁の系譜図では、源兵衛の右脇に「兄 源蔵」、源六の右脇に「弟 初青海源六」、左脇に「妻木村与惣吉娘則斎藤彦吉姉」と付記されている（ibid p.14）（図1）。ここから推察されるのは、当代の青海源兵衛（源蔵）には、同じく塗師で、阿保家に養子に入った源六という弟がおり、彼は兄源兵衛の4人の弟子の1人である木村与惣吉の娘を妻に迎えたということだ。

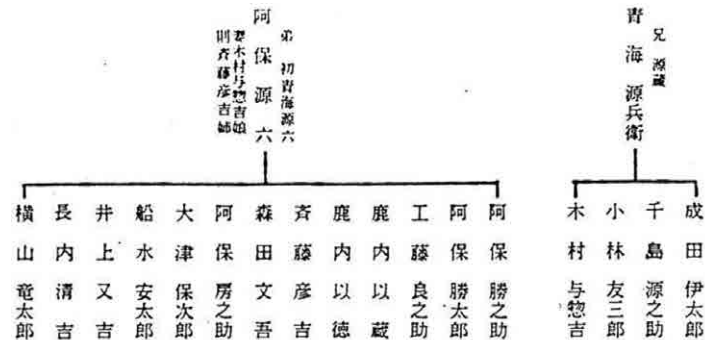


図1 青海源兵衛、阿保源六の弟子たち
（出所）『津軽塗発展史』 p.14

最後の青海源兵衛については、弘前の郷土史家・蒐集家で自称漆工でもあった松野武雄の秘蔵コレクションを紹介した『東奥日報』の連載「松野コレクション紙上展」にも、興味深い記述がある。これは、昭和30年代に『東奥日報』夕刊において満2ヵ年120回に渡って連載され、1962（昭和37）年に『松野コレクション物語り』として書籍化されたものだ。取材・執筆は、当時東奥日報社文化部長だった品川弥千江（1915-2003）¹⁰⁾の手による。第1回～16回は「塗り物編」となっており、第6回、第9回に青海源兵衛家の末路についての記述がある。まず第6回の記事には、源吾という男が登場する。少し長くなるが、彼についての記述を全文引用する（東奥日報社 1962 p.12）。

父を重次郎といい、母は三上清治の長女（名前は不明）で、重次郎は明治十二年死亡したので、その後、母は弘前市紺屋町の佐々木という医師と再婚している。源吾の母も美女だったが、源吾は幼少から白井権八を思わせるような美男子だったそうだ。十六歳で東奥義塾にはいり、十九歳で上京、士官学校に入学したが、とかく女性との問題がおこりがちなので、不品行のカドで放校になった。その後小説家をころろざし、私小説的なものを書き出版しているが、松野氏の手元にも「日本之佳人」巻之壺東京俳文堂（こうぶんどう）明治二十六年十月二十六日発行の単行本がのこっている。著述件発行者が東京市本郷区台町二十三番地、浅香忠蔵方寄留、青森県士族、青海源兵衛とあるので源吾であることに間違いはない。おそらく、青森県ではじめて小説家として名をなした人であろう。源吾は肺をわずらい死んだが、この小説が公にされた時を前後しているところから悲劇の一人であったようである。

この記事の冒頭では、重次郎が青海源兵衛家の正統であったことが記されており、重次郎の嫡男で、上京して小説を書いていた源吾が肺病で死ぬことによって、青海源兵衛家の血筋は途絶えたことがわかる。これについて佐藤武司は、弘前市役所の除籍簿を当たり、1894（明治27）年、弘前市大浦町六で青海源兵衛（旧名源吾）という人物が死亡し、除籍されたという記述を確認している（佐藤・佐

10) 岩波写真文庫231『小さい新聞社』、250『青森県一新風土記』、270『十和田湖』の解説などを執筆した文筆家でもある。東奥日報社での最終職歴は、常務取締役である。青森県の小学校教員で、1990年代から先駆的にインターネット教材の開発・研究を行っていた天内純一（2000）によると、品川は、松野の没後、弘前市悪戸にあった清風園に「津軽ふるさと館」を開設し、そのコレクションを一般公開していた。

藤 1979 p.64)。

さらに、第9回の記事では、青海源兵衛家一子相伝の「青海波塗」の伝承をめぐる重次郎についての逸話が語られている（東奥日報社 1962 p.18）。

……源兵衛の子重次郎、つまり源吾の父は腕前としては不肖の子であつたので、源兵衛は長女のムコの成田伊太郎を一弟子とした。重次郎がおぼえが悪ければ孫にでも教えよと考えたのであろうが、伊太郎の青海波〔塗〕はこの人一代で終わってしまった。

再度『津軽塗発展史』の系譜図に当たると、成田伊太郎の8人の弟子のなかに青海重次郎の名を見つけることができる（高橋・三浦 発行年不明 p.14）。右脇には、「初源太郎」との付記もある。初めは「源」の字が入った名前を与えられていたが、引用の通り腕前が不肖のため剥奪されたのであろうか。ただ、重次郎にも、高橋權之助、笹岩五郎、井上又吉（はじめ重次郎の叔父阿保源六に師事）ほか数名の弟子がいたことになっている（ibid p.16）。次項で詳しく触れるが、一子相伝である「青海波塗」伝承についての経緯は、およそ次のようなものであろう。源兵衛は、高弟である伊太郎に「青海波塗」を伝える。伊太郎は、時期を見て青海源兵衛家の血筋の者に伝えようとするも、重次郎は師よりも10年先に死に、その息子 源吾も小説家の真似事をした後、夭折した。

2.2.2 中興の祖 成田伊太郎

源兵衛の高弟 成田伊太郎（1828-1889）の経歴は以下のとおりである（青森県史編さん文化財部会 2010 p.418）。伊太郎は、1828（文政11）年8月、弘前藩士 新谷傳十郎の次男として生まれ、幼少から弘前の田茂木町に住んでいた絵師 平尾魯仙（1808-1880）¹¹⁾に絵を学んだ。13歳の1840（天保11）年に青海源兵衛の内弟子となり、十有余年の修行によって「青海波塗」を含む青海源兵衛家の秘伝の全てを習得する。その後、成田久我右衛門の養嗣となり、1871（明治4）年の廃藩置県にいたるまで藩命による漆器製作に従事した。

明治になり藩からの塗細工仕事が途絶えた後も、伊太郎は弟子たちとともに漆器製作を継続し、門下には前項であげた青海重次郎を含め8人の塗師がいる。また、弟弟子の千島源之助には2人、小林友三郎には8人、木村与惣吉には6人の門下がいる（高橋・三浦 発行年不明 pp.13-14）（図2）。伊太郎たちは、藩営事業のなかで発展してきた変り塗諸技法の失伝を案じ、後継者養成に尽力したとされる（青森県史編さん文化財部会 2010 p.418）。また、伊太郎や弟弟子たちの門人の大多数は禄を失った下級士族であり（芦野 1974 p.53; 佐藤・佐藤 1979 pp.88-92）、前節で見た津軽塗の産業化プロセスを鑑みても、塗師の後継者養成に士族授産の意味合いが強かったことは明らかである。現に、山田皓蔵らが設立した漆器樹産会社において、伊太郎は漆器製作の指導に当たっている（高橋・三浦 発行年不明 p.7）。



図2 青海源兵衛門下4人それぞれの弟子たち

（出所）『津軽塗発展史』 p.14

11) 魯仙は、南画の毛内雲林や工藤五鳳、弘前藩お抱えの狩野派絵師 今村溪寿から教えを受けた絵師であるだけでなく、幕末の弘前で平田派国学を学ぶ裕福な町人層中心の知的サークルに属し、魯僊の名で、国学、民俗学に関する文筆活動を行っていたことでも知られている（新編弘前市史編纂委員会 2003 pp. 617-618）。

佐藤武司による伊太郎の孫 斎藤花子からの聞き書きによると、伊太郎には3人の息子がいたが、いずれも塗師の道へは進まず、長男 源之助の二男、伊太郎からすれば孫にあたる久吾が仕事を継いだものの、結核のため20歳前後で夭折したという（佐藤・佐藤 1979 pp.142-143）。『津軽塗発展史』で両者の名前を確認すると、源之助ははじめ伊太郎の弟弟子である小林友三郎に師事し自らも弟子を取っていたが、途中で塗師を廃業して染物屋になっていたことが分かる。そして、久吾も父と同じく友三郎の弟子であった（高橋・三浦 発行年不明 p.14）。

前項でも触れたが、青海源兵衛家秘伝の「青海波塗」に関しては、「一子相伝の故をもって、青海氏に伝えんものと、其時期を見たが、遂に適当なる人物を見出し能わず」（高橋・三浦 発行年不明 p.4）、伊太郎が1889（明治22）年9月22日に62歳で没したため、失伝したというのが定説である。これに関して、「松野コレクション紙上展」第9回の記事には、前節で引用した「青海波塗」失伝についての記述に続くかたちで、興味深い話が書かれている（東奥日報社 1962 pp.18-19）。

……〔伊太郎の死によって失伝したため、源兵衛（源蔵）の〕次女に二番弟子をとることになり、千島源之助を迎え、後見としてその技法を許したが、千島もやがて家を去り、鯉ヶ沢で失明し生涯を終わっている。とくに時の県令山田秀典の勧告により源之助から教えをうけた同門の後輩小山宇三郎、寺田嘉助の二人も約定により技術は一代限りであつた。

つまり、2番弟子である千島源之助は、源兵衛の次女と結婚し青海源兵衛家と姻戚関係を結ぶことで、兄弟子 伊太郎と同様に「青海波塗」の習得を許されたことになる。このような記述は、1章で見てきた津軽塗関連の刊行物のいずれにも見当たらない。また、青森県令 山田秀典（1836-1882）の勧告により、当代限りを条件に源兵衛から見て孫弟子に当たる小山・寺田が「青海波塗」を学んでいたという話は驚きである。たしかに、小山宇三郎・寺田嘉助の名前は、『津軽塗発展史』の系譜図に示された千島の2人の弟子と完全に一致する（図2）。さらに、山田の青森県令として在職期間は、1876（明治9）年から、彼が東京滞在中に急逝する1882（明治15）年までであるが、これは本章1節で示した、中央政府が万国博覧会への参加、内国勸業博覧会の開催を重要課題と捉えていた時代背景と符合する。おそらく青森県としても、万国博、内国博で受賞実績がある津軽塗を重要な県産手工業製品と認識しており、その技法の1つである「青海波塗」をなんとか延命しようと画策していたのであろう。だが、伊太郎が亡くなったのは、1889（明治22）年であるため、この話が事実ならば、伊太郎の存命中に弟弟子の千島やその弟子たちが、「青海波塗」を伝授されていたことになる。

彼ら、源兵衛門下の弟子、孫弟子たちが亡き後、「青海波塗」が一度途絶えたのは確実である¹²⁾。「松野コレクション紙上展」第9回の記事のなかで現存する明治最後の作例として紹介されているのが、裏面に「古法青海波塗 明治十七年十月 発誠社」の銘がある2枚の手板である（東奥日報社 1962 p.19）。記事のなかで品川は、「おそらくこれはさきの小山、寺田の両氏が1枚ずつ塗ったものであろう」（ibid）と推測している。

2.2.3 父 奈良丹次郎

奈良金一の長男である奈良敏雄からの聞き書きに依る芦野（1979 p.14）、佐藤・佐藤（1979 pp.91-92）によると、弘前藩士の家に生まれた奈良丹次郎（1857-1937）は次のような経緯から塗師となった。丹次郎の生家は藩主の毒味役を務めていたが、彼が2、3度しか登城しないまま廃藩置県が行われた。丹次郎が数え15歳になる年である。その後、廃藩時に僅かに下された田畑で百姓仕事をしていたが、長くは続かなかった。そこで、絵に興味を持ち手先が器用だった丹次郎は、塗師を志

12) この後、1970年代に青森県工業試験場（現・地方独立行政法人青森県産業技術センター弘前工業研究所）の技官であった藤田清正が「青海波塗」を再現するまで、同技法による作例は見当たらない。「松野コレクション紙上展」第9回には、松野が研究を重ねた結果、大正時代末に再現に成功したという記述もあるが（東奥日報社 1962 p.19）、真偽は不明である。

して、成田伊太郎の長男で小林友三郎の弟子である成田源之助に弟子入りすることになった。ところが、前項でも触れた通り、丹次郎弟子入りの2年後、源之助は塗師を廃業し、染物屋に転業してしまう¹³⁾。そこで丹次郎は、青海源兵衛門下で、伊太郎の弟弟子である木村与惣吉の弟子となり、塗師としての修行を続けることとなった（高橋・三浦 発行年不明 p.15）。つまり、前項で示した木村門下の6人のうちの1人が、丹次郎なのである（図2）。丹次郎は独立後、弘前の萱町に津軽塗製作所を構え漆器製作に従事した。また、1907（明治41）年に津軽塗産業組合（のちの弘前津軽塗信用販売購買組合）¹⁴⁾が結成されると、その初代組合長に就任する（弘前市経済部商工課 1971 p.33）。

丹次郎の長男として、1880（明治13）年5月1日に生まれたのが、奈良金一（1880-1959）である。丹次郎は、萱町の津軽塗製作所を継がせるべく、1894（明治27）年に金一が弘前市立高等小学校を卒業したのを機に、彼を塗師修業に専念させた（芦野 1974 p.53）。

さて、ここで第1章に示した通説の1つを検討する。それは、奈良丹次郎、金一親子が、藩政時代に鞘塗の技法として用いられていた「ななこ塗」を、明治中期に津軽塗に応用し「模様入りななこ塗」を製作したことで、「ななこ塗」が明治末期～大正初期にかけて津軽塗業界に普及したというものだ。しかし、第1章でも触れたように、すでに藩政期には弘前藩の塗師職や、細工物を委嘱された町塗師によって、重箱や弁当箱などに「ななこ塗」が施されていた。例えば「嘉永元年五月、三浦亀次郎作」の箱書きがある宮川家所蔵の《いろいろ塗五段重》は、各段の四面及び蓋それぞれが片身替わりに様々な「研出変り塗」で塗り分けられているが、「ななこ塗」を地模様とする箇所が複数見られる。また、1995（平成7）年3月18日、旧弘前藩主津軽家から弘前市立博物館に寄贈された514枚の《津軽漆塗手板》（青森県重宝）にも、数多く「ななこ塗」を地模様とした「研出変り塗」が確認できる。さらに、明治大正期になっても藩政期以来の「ななこ塗」を地模様とした「研出変り塗」が塗られていた証拠がある。それが、1915（大正4）年9月、門人たちが伊太郎の慰霊のために製作し、弘前市西茂森町の赤倉山宝泉院本堂に奉納した、50枚の漆塗手板からなる額¹⁵⁾である。全ての手板に製作者の氏名が記されているが、2枚は伊太郎本人のもので、残りの48枚は門人たちの手による。『青森県無形文化財報告書 津軽塗』収載の製作者と塗仕様の対照表（青森県教育委員会 1976 pp.92-94）を『津軽塗発展史』の系譜図と比較すると、そのほとんどが青海源兵衛・阿保源六兄弟の弟子、孫弟子、曾孫弟子にあたることが確認できた。このなかに「ななこ塗」を地模様とした「研出変り塗」の手板が2枚ある（後述の「綿塗」を除く）。1枚は伊太郎本人、もう1枚は森山政吉（1877-1940）の手による。当の奈良親子は、丹次郎が「唐塗」と「ななこ塗」を地模様にした紗綾型と桜唐草を描き色錫粉を蒔いた「錦塗」、金一が「唐塗」2枚（1枚は模様入り）を提出している。

ここから導かれる答えは、以下の通りである。藩政時代の「ななこ塗」を地模様とした「研出変り塗」（先に模様を描いてから菜種を蒔くものと、菜種を剥いだ後の凹凸の上に模様を描くものがある）は、途絶えることなく明治期の塗師たちに受け継がれていた。しかし、この段階では未だ「ななこ塗」は地模様に過ぎず、その上に必ず何かしらの模様が描かれていた。つまり、奈良丹次郎、金一親子の功績は、地模様だった「ななこ塗」を取り上げ、商業路線のラインナップに加えたことに留まるのである。では、模様が満遍なく散らされた「模様入りななこ塗」ではなく、絵画表現的な絵が描かれた「漆絵ななこ」はどうなるのか。また、金一が1915（大正4）年に「錦塗」を発明したという別の通説に対して、同年奉納の額に父親 丹次郎の銘がある「錦塗」の手板が含まれるという問題はどのよ

13) 当時の弘前城下は、多くの城下町同様に染織業が盛んであり、1923（大正11）年設立の青森県工業試験場もはじめは染織業の振興を目的に設置された（青森県産業技術センター弘前工業研究所 2022 p.9）。これを加味すると、源之助の転業はさほど不思議なものではない。

14) 1898（明治31）年に設立された漆工組合（組合長 嘉瀬貞吉 1857-1934）に次いで、津軽塗業界で2番目に古い塗師の組合組織である。

15) 1979（昭和54）年の火災で消失するが、写真を含む調査記録が青森県教育委員会（1976）『青森県無形文化財報告書 津軽塗』に収められている。

うに扱われるのか。次項ではこれらを検討する。

2.2.4 奈良金一と「漆絵ななこ」

1章でも一部紹介したが、金一による「漆絵ななこ」について、芦野の記事では以下のように語られている（芦野 1979 p.14）。

……〔金一は〕絵心があったので、何か一つ父の技術の上に工夫はないものかと、無地七々子の上に模様を書く事を思いついた。そして出来上がった試作品を明治四十二年日本製産品共進会に出品し、非常に好評を得、上位入賞してからは次々と創意工夫し、名工の道を歩むことになる。翌明治四十三年、青森県から天皇陛下に献上品として贈られた衣装盆を制作したが、その時の施塗は七々子塗に鳶を描いた図柄であった。

引用にある「日本製産品共進会」と完全に一致する名称の共進会は存在しないものの、戦前に販売されていた津軽塗製品に同封された広告にそのヒントを見つけることができた。広告には、明治期の津軽塗の受賞歴が載っているが、明治42年辺りに開催された全国規模の共進会で、なおかつ津軽塗が上位入賞を果たしているのが、1910（明治43）年に前橋で開催された一府十四県連合共進会である。この共進会で津軽塗は二等賞銀牌を獲得し、宮内省御買上となっている。『群馬縣主催一府十四縣聯合共進會案内』¹⁶⁾を見ると、雑工業館の主なる陳列品のうち青森県からは津軽塗が出品されていることが確認でき、「堅牢なるを特徴とす」「螺鈿蒔絵に注意せよ（説明後にあり）」との案内文がある（鈴木又吉郎 1910 p.9）。「説明後にあり」とは、「螺鈿」と「蒔絵」についてのもので、次の新潟県の出品物の欄に両漆芸技法の具体的な説明がある。そのなかには「研出蒔絵」の説明として、「研出、蒔絵を施したる後仕上塗をなして研ぎ出したるもの」（ibid p.10）との記述がある。金一の弟子である須藤八十八は、金一の功績について「七々子に研出蒔絵を入れたのを普及させ」（須藤 2005b p.14）と記しており、実際に「漆絵ななこ」には、菓種を剥いだ後の凹凸の上に色漆で模様を描くだけでなく、描線の上に金粉を蒔いたもののある（この場合「研出蒔絵」と同一の技法となる）。つまり、『群馬縣主催一府十四縣聯合共進會案内』で鈴木が「注意せよ（心を配って観よ）」と言っている津軽塗は、金一の「漆絵ななこ（あるいは蒔絵ななこ）」の可能性が高いのである。これらを鑑みると、金一が1910（明治43）年の一府十四県連合共進会に「漆絵ななこ」の作品を出品し、それが宮内省に買い上げられることによって皇室へと渡ったというのが現実であろう。ちなみに、芦野の引用にある鳶の意匠は、金一の弟子で、同じく「漆絵ななこ」を得意とした須藤八十八に受け継がれ、さらに八十八の高弟である白川勝義（1955-）へと継承されている。

つまり、単なる連続的な模様を超えて、絵画的な漆絵を「ななこ塗」の上に描き、現代に通ずる「漆絵ななこ」を考案したのが、奈良金一ということになる。しかし、丹次郎の師である木村与惣吉の実子で阿保源六の弟子 斎藤彦吉（1866-1923）が「漆絵ななこ」を得意としたという話も残っている。彦吉の孫娘と結婚した彼の孫弟子 田中治の家には、彦吉が好んだ牡丹意匠の「漆絵ななこ」の下絵が伝わっており、佐藤武司もそれを確認している（佐藤・佐藤 1979 pp.88-91）。これらを考慮すると、藩政期の「研出変り塗」から連続性のあるかたちで、青海源兵衛門下のなかから多発的に絵画的な漆絵を「ななこ塗」に導入する動きが起こっていった可能性が高い。彦吉は、丹次郎や、伊太郎の弟子 佐藤龍吉らとともに1895（明治28）年の第四回内国勸業博覧会に出品された漆器樹産会社の製品を手がけた塗師であり（第四回内国勸業博覧会事務局1895 pp.466-467）、未だ明治前半の博覧会政策や士族授産を引きずった世代であった。それに対して金一は、最後の青海源兵衛から数えて第4世代にあたり、府県レベルの共進会や品評会に個人として出品する新しい世代の塗師として、「漆絵ななこ」

16) 当時、南橋村細井小学校の校長をしていた鈴木又吉郎（1854-1948）が、小学校団体観覧の引率者に向けて編集した一府十四県連合共進会のガイドブックである。

の名手に祭り上げられていったのだろう。

「錦塗」に関しては、現在「綿塗」と呼ばれている2色の種漆を塗り分けて葉種を蒔き、唐草模様と紗綾形模様を描き、色錫粉を蒔いた「ななこ塗」を地模様とした「研出変り塗」は、藩政期から存在した。前節で紹介した三浦亀次郎作の《いろいろ塗五段重》のなかにもそのような手が見られる。また、第1章で引用した『津軽漆器工業の研究』の「錦塗は、以上の七々子を取り入れた上に、雲鶴、千鳥、唐草等の模様を施したもので」(小林 1955 p.8) という記述は、黒川真頼 (1829-1906) が1878 (明治11) 年のパリ万博参加に際して日本各地の手工業製品を内外に顕示するために編纂した『工芸志料』の記述に、完全に依拠している。だが『工芸志料』の「錦塗」は明らかに、ランダムな地模様の上に筆書きの模様が入った、広い意味での藩政期の「研出変り塗」を指している。つまり、「錦塗」という言葉は遅くとも明治初期から存在しており、それとは別に現在「錦塗」と名指されるものと基本的な技法原理を同じくする「研出変り塗」も藩政期から存在していた。金一は、「2色の種漆を塗り分けて葉種を蒔き、唐草模様と紗綾形模様を描き、色錫粉を蒔いた『ななこ塗』を地模様とした『研出変り塗』」を現在の意匠に固定し、それを「錦塗」と呼んで高級路線の「模様入りななこ塗」として製品化したに過ぎないのである。

2.3 乾漆冬夏塗と商工省工芸展覧会への出品

本節では、商工省工芸展覧会の受賞品図録を調査することで、奈良金一が出品した「乾漆冬夏塗」の詳細とその評価を分析する。まず、金一が商工省工芸展覧会に漆器を出品していたことを示す津軽で唯一の記述である、芦野の記事の該当箇所を示しておく (芦野 1979 pp.14-15)。

奈良金一は父親の一字をもらい、丹斎と号した。商工省工芸品展に作品を出品し、大正十四年から昭和三年まで六回連続入選した実績を買われて、ついに審査員に選ばれるに至った。このころ彼は、乾漆工芸の研究をはじめ知事の奨励もあって徳川初期からある乾漆工芸の作法に腐心し、およそ数十年の年月をかけて一個の小箱を完成し、乾漆冬夏塗として世に問うた。あまりの年月と、純な漆の使用量が多いため、高価なものになったので、世人はびっくりして驚嘆するばかりであった。

2.3.1 工芸品および意匠の展覧会

商工省工芸展覧会は、農商務省図案及応用作品展覧会として始まった。既に1881 (明治14) 年には、日本の手工業製品の海外での売れ行きが落ち始める (森 2009 p.53)。そこで、殖産興業政策のうち手工業製品に関する行政を担っていた内務省博物館、大蔵省商務局は、商工行政の一本化を目指し設置された統轄官庁 農商務省に統合される。さらに、1890年代になると、西洋ではジャポニズムを昇華したアール・ヌーヴォー (Art nouveau) が応用美術分野を席卷し、日本の手工業製品は深刻な輸出難に見舞われる。大正初期になると、このような国際情勢から、ジャポニズムに依拠したデザインを乗り越えようとする動きが農商務省内に生まれるのである。

1912 (大正元) 年8月、農商務大臣 牧野伸顕 (1861-1949) は、東京高等工業学校長 手島精一 (1850-1918)、同校工業図案科長 松岡壽 (1862-1944)、特許局意匠課長 平山英三 (1855-1914)、起立工商会社ニューヨーク支店長の経験がある日本美術協会理事 執行弘道 (1853-1927) らデザイン政策の有識者を招集する。そこで、「当今わが国工芸品の輸出貿易が、とかく、不振の状態にある所以のものは、主として意匠の悪しきに起因せり。今これが改善を図らんとするには如何なる方策をとりて可然や」(産業工芸試験所 1960 p.15) と4人に諮問した。この諮問に対する松岡の素案をまとめ提出された建議書では、「一般工芸を管掌する機関の設置」「工芸審議会議の設置」「工芸品および意匠の展覧会の開催」「工芸品および図案の懸賞募集および試作・海外試売」「公設博覧会、展覧会等に於ける工芸品審査への関与」「輸出関係国における風俗の変遷・嗜好等の趨勢の観察・報告」「工芸博物館の

設置」という7つの建言がなされる（安田編 1931 p.59）。

このうち「工芸品および意匠の展覧会の開催」の建言に基づき、1913（大正2）年10月25日から11月15日の会期で、農商務省第1回図案及应用作品展覧会が開催されることになる。8月発行の『農商務省商品陳列館報告』第13号には、同展の開催目的が「我邦工芸品の意匠図案は概して変化に乏しく特に貿易品に至りては常に千遍一律にして海外市場に於て他国製品との競争上一籌を輸するの現状にあるは頗る遺憾とする所」であり、「意匠図案の改善発達と其の応用作品の進歩向上を期する為め」（農商務省商務局 1913 p.52）とされ、出品区分は第一部「製作工業品の図案」、第二部「美術工芸品の図案及其の応用作品」が設けられた。このように農商務省図案及应用作品展覧会は、「工芸＝工業」の広い領域をカバーするデザイン（図案）改良を目指して開催されたのであるが、実際に全国から寄せられた366名1,700点の応募のうち97%が金工・漆工・陶磁器・木工・染織の美術工芸品で、図案の応募は2%に過ぎず、審査の篩にかけられ陳列が叶った290点の合格品も、図案の割合は15%程度であった（森 2009 pp.114-115）。第6回以降は合格品全体に占める図案の割合が輪をかけて低下し、「製作工業品の図案」部門は萎縮していく。こういった状況を反映してか、同展は第6回から農商務省工芸展覧会と改称される。1925（大正14）年に農商務省が商工省と農林省に分割されると、第12回から商工省工芸展覧会になり、1939（昭和14）年の第25回まで開催された（比嘉・宮崎 1995 p.65）。

2.3.2 奈良金一の出品物

各回の商工省工芸展覧会受賞品図録の巻末には、全ての出品物の目録が付いている。これを確認すると、「考案者・製作者出品人」欄に奈良金一の名前があったのは、1926（大正15）年の第13回、1928（昭和3）年の第15回、1929（昭和4）年の第16回、1930（昭和5）年の第17回の通算4回であった。なお、奈良丹斎名義は1件もなかった。

第13回商工省工芸展覧会は、1926（大正15）年9月7日～9月25日の会期で、東京銀座の松屋呉服店で開催された。『商工省第十三回工芸展覧会受賞品図録』巻末の目録を見ると、第二部のうち「漆器の部」に金一は7点の漆器を出品していることが分かる（表1）。この回は、通算4回のなかで出品数が圧倒的に多い。「冬夏塗」の呼び名が付いた出品物は、盆2点、香盆3点、茶合1点で、その他に朱塗の香盆1点がある。受賞品は、褒状を獲得した《冬夏塗香盆（角隅丸古代彫）》（660）1点であり、図録というだけあって受賞品は写真が掲載されている（商工省 1926 p.92）（写真1）。

表1 第13回商工省工芸展覧会に出品された奈良金一製作品

陳列番号	物名	点数	府県	考案者・製作者 出品人	売値（円）	受賞
658	冬夏塗盆（菊丸彫）	1	青森	奈良金一	230	-
659	冬夏塗盆（六寸丸ダリヤ彫）	1	青森	奈良金一	230	-
660	冬夏塗香盆（角隅丸古代彫）	1	青森	奈良金一	200	褒状
661	朱塗香盆（小判形文字彫）	1	青森	奈良金一	130	-
662	冬夏塗香盆（七寸角隅丸）	1	青森	奈良金一	160	-
663	冬夏塗香盆（角印籠）	1	青森	奈良金一	180	-
664	冬夏塗茶合（七寸六分）	1	青森	奈良金一	60	-

（出所）『商工省第十三回工芸展覧会受賞品図録』より筆者作成

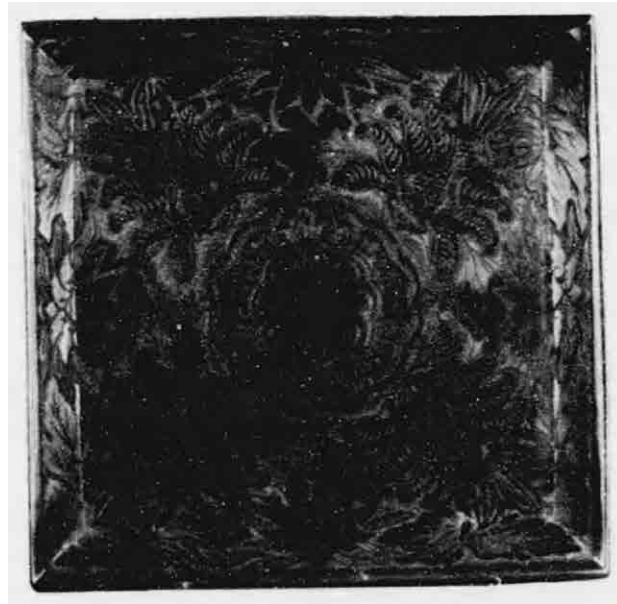


写真1 冬夏塗香盆（角隅丸古代彫）

（出所）国立国会図書館次世代デジタルライブラリー

<https://www.dl.ndl.go.jp/api/iiif/945997/R0000101/pct:16.5,36.2,15.3,22.5/full/0/default.jpg>

写真1を見ると、中央に古代の瓦に見られるような意匠化された蓮華文が配されている。四隅には、中央の蓮華文とほぼ同等の大きさでパルメット文と思われる植物模様が彫られ、上下左右には、真横から見た蓮華が彫られている。また、それらあいだは菊の葉のような模様で埋められている。中国や朝鮮、日本に見られる古代の方罨（正方形の敷瓦）には、蓮華文やパルメット文が型押しされたものがあるため（奈良国立博物館 2004）、「古代彫」とは、古代の方罨の図案から着想を得たことを意味すると考えられる。朱塗香盆（661）には「小判形文字彫」とあることから、これは朱漆のみを重ねた単色の彫漆である「堆朱」と考えられる。そうすると、あえて「冬夏塗」と呼び分けていることから、残りの「～彫」（658、659、660）は、複数の色漆層を重ねた「彫彩漆」である可能性が高い。「～彫」が付かないものは、木目調の模様を研ぎ出した「marbled lacquer」であろうか。

1年開いて出品された1928（昭和3）年の第15回商工省工芸展覧会は、東京と大阪での開催である。東京会場は東京市丸ノ内府立東京商工奨励館で5月15日～6月4日の会期、大阪会場は大阪市大阪府立商品陳列所で6月22日～7月5日の会期であった。金一の出品物は、香盆3点、香合2点、茶合1点の計6点である（表2）。受賞品は、褒賞を獲得した《角型乾漆、香合》（386）1点であり、図録に写真が掲載されている（商工省 1928 p.70）（写真2）。

表2 第15回商工省工芸展覧会に出品された奈良金一製作品

陳列番号	物名	点数	府県	考案者・製作者 出品人	売値（円）	受賞
382	屈利彫、香盆	1	青森	奈良金一	250	－
383	鶴乾漆、香盆	1	青森	奈良金一	100	－
384	牡丹彫乾漆、香盆	1	青森	奈良金一	180	－
385	竹形乾漆、香合	1	青森	奈良金一	170	－
386	角型乾漆、香合	1	青森	奈良金一	160	褒状
387	丸型、乾漆茶合	1	青森	奈良金一	70	－

（出所）『商工省第十五回工芸展覧会受賞品図録』より筆者作成

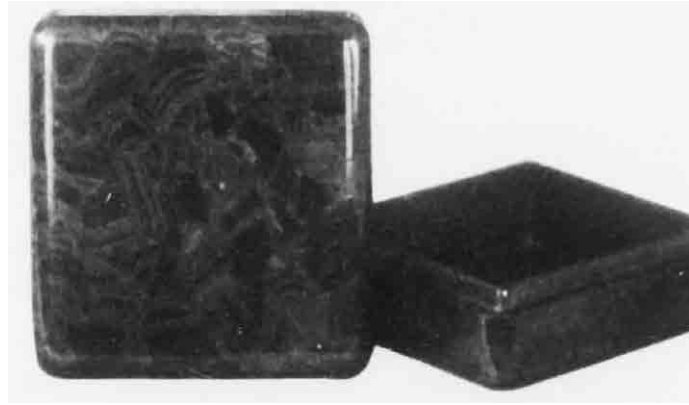


写真2 角型乾漆、香合

(出所) 国立国会図書館次世代デジタルライブラリー

<https://www.dl.ndl.go.jp/api/iiif/1125227/R0000074/pct:21.9,67.3,17.7,15/full/0/default.jpg>

画質が荒く、香合の図柄は判別できない。当回から「冬夏塗」という固有名詞は一切使用されなくなり、単に「乾漆」とだけ表記されている。写真がないものに関しても、「～彫」とあるもの(382、384)は、何かしらの「彫漆」であると考えられる。

1929(昭和4)年の第16回商工省工芸展覧会も前年同様、東京と大阪での開催である。東京会場は東京市丸ノ内府立東京商工奨励館で5月10日～5月29日の会期、大阪会場は大阪市大阪府立商品陳列所で6月20日～7月3日の会期であった。この年は、香爐1点のみの出品で、受賞はない(表3)。前年同様「乾漆」の表記のみで、「彫漆」が施されているのかも不明である。

表3 第16回商工省工芸展覧会に出品された奈良金一製作品

陳列番号	物名	点数	府県	考案者・製作者 出品人	売値(円)	受賞
477	角型乾漆香爐	1	青森	奈良金一	70	-

(出所)『商工省第十六回工芸展覧会受賞品図録』より筆者作成

1930(昭和5)年の第17回商工省工芸展覧会も、東京と大阪での開催である。東京会場は東京市丸ノ内府立東京商工奨励館で5月15日～6月4日の会期、大阪会場は大阪市大阪府立商品陳列所で6月20日～7月3日の会期であった。この年も、硯箱1点のみの出品で、受賞はない(表4)。前年、前々年同様「乾漆」の表記のみで、「彫漆」が施されているのかも不明である。

表4 第17回商工省工芸展覧会に出品された奈良金一製作品

陳列番号	物名	点数	府県	考案者・製作者 出品人	売値(円)	受賞
507	乾漆硯箱	1	青森	奈良金一	120	-

(出所)『商工省第十七回工芸展覧会受賞品図録』より筆者作成

この後は、商工省工芸展覧会に金一の乾漆作品が出品されることはなく、この他の津軽からの出品は、5年後の1935(昭和10)年に開催された第22回における斎藤熊五郎の「菓子皿1組、珈琲盆1個」だけである。この斎藤熊五郎とは、当時の斎藤漆器店の店主である2代目斎藤熊五郎(1889-1949)と考えられる。斎藤漆器店は、初代斎藤熊五郎(1856-1919)がはじめた紀州漆器の卸売に端を発し、津軽塗の自社製造から問屋業までを手がけた店である(佐藤・佐藤 1979 p.75)。第22回に出品され

た菓子皿と珈琲盆は、同店の共同作業場で製造された津軽塗と考えられ、いわゆる個人の作品ではない。つまり、戦前の官制公募展において、津軽から個人作家として出品したのは、奈良金一ただ1人ということになる。

1940（昭和15）年、国家総動員法に基づき奢侈品等製造販売制限規則（七・七禁令）が發布され、翌年に生活必需物資統制令が發布されると、生活必需物資の生産・配給・消費・価格などが全面的に国家統制下に置かれる。そこで1943（昭和18）年、排外的な戦時ナショナリズムを大義名分とした工芸技術保存のための資格制度、いわゆる「丸技」が設けられる（木田 2014 p.119）。津軽でその技術保存資格者に選ばれたのは、奈良金一、高谷英稔（斎藤漆器店職人）、田中三郎、嘉瀬清夫、菊地敏時の5人の塗師である（西川 1966 p.196）。これについて言及されているのが、序論で紹介した文献における④なのである。金一が「丸技」の技術保存資格者に選ばれたとはいえ、毎年の生産割当は7,000円だけであり（ibid）、戦時中に大量の漆を消費する乾漆冬夏塗が製作できるはずがない。それ以前に、金一が商工省工芸展覧会に出品しはじめた直後の1929～1931年、世界恐慌をきっかけに津軽塗は大衆向け製品への転換を余儀なくされた。例えば、この頃、森山政吉・政蔵親子は下駄に津軽塗を施しはじめている（佐藤・佐藤 1979 p.55）。

ここまでを踏まえて本節冒頭の芦野の記述を確認すると、まず雅号が気になる。芦野の記述では、丹斎を名乗ったことと商工省工芸展覧会への出品が、同一段落に連続性があるように書かれている。しかし、金一が丹斎名義で公募展に出品したことは一度もなかった。また入選回数について、芦野は6回と記述しているが、現実には出品すら4回だけであり、入選したのは僅か2回である。出品時期に関しても、1925～1928年ではなく、1926年及び1928～1930年が正しい。しかも、芦野は、金一が入選実績を買われて同展覧会の審査員になったと記述しているが、受賞品図録で確認できる審査員は東京美術学校の教授陣等中央の有識者であり、一地方の塗師がなれるものではない。さらに「徳川初期からある」に始まる記述は、序章で示した『津軽塗漆器産業診断勧告書』の「乾漆冬夏塗」についての記述をそのままなぞっているに過ぎない。

Ⅲ. 結論

奈良金一が「乾漆冬夏塗」を官制公募展に出品していたのは、1926（大正15）年～1930（昭和5）年の期間だけであり、「冬夏塗」の名称を使ったのは、初出品時の1926年だけであった。これは、彫漆技法を特徴とする「乾漆冬夏塗」の製作には、長い時間と多くの精製漆が必要となることに起因すると考えられる。回を重ねるごとに出品数が減っていったのは、1年目はある程度つくり溜めた作品在庫があったのが、段々製作が追いつかなくなっていくためであろう。世界恐慌の影響による津軽塗の大衆化に逆行するこの技法は、その後の戦時統制経済下で消えていった。

【引用・参考文献】

- 青森県教育委員会（1976）『青森県無形文化財報告書 津軽塗』青森県教育委員会。
 青森県史編さん文化財部会（2010）『青森県史 文化財編美術工芸』青森県。
 青森県商工部企業課（1953）『津軽塗漆器産業診断勧告書』青森県。
 青森県産業技術センター弘前工業研究所（2022）『弘前工業研究所創立100周年記念誌』青森県産業技術センター弘前工業研究所。
 芦野英子（1974a）「津軽塗のはなし（其の三）塗師さま」『あっぱるあい』第2巻第6号，pp.45-47，月刊あっぱるあい。
 芦野英子（1974b）「津軽塗のはなし（其の四）津軽塗の系譜」『あっぱるあい』第2巻第7号，pp.52-55，月刊あっぱるあい。
 芦野英子（1979）「津軽塗のはなし2 奈良丹斎のころ」『弘前』第2号，pp.14-15，津軽書房。
 芦野英子（1980）「津軽塗のはなし10 旦那三代」『弘前』第11号，pp.14-15，津軽書房。

- 木田拓也 (2014)『工芸とナショナリズムの近代—「日本的なもの」の創出—』吉川弘文館.
- 黒川真頼・前田泰次校註 (1974)『増訂工芸志料』平凡社.
- 東京国立文化財研究所美術部編 (1997)『明治期万国博覧会美術品出品目録』東京国立文化財研究所.
- 小林時三郎 (1955)『津軽漆器工業の研究』弘前市.
- 佐藤武司 (1977)『津軽塗』津軽書房.
- 佐藤武司・佐藤誠 (1979)『津軽塗の話』津軽書房.
- 佐藤武司 (2005)『あっぱれ！津軽の漆塗り』弘前大学出版会.
- 佐野真由子 (2003)『オールコックの江戸—初代英国公使が見た幕末日本—』中央公論新社.
- 沢口悟一 (1966)『日本漆工の研究』美術出版社.
- 産業工芸試験所編 (1960)『産業工芸試験所30年史』産業工芸試験所.
- 漆工史学会編 (2012)『漆工辞典』角川学芸出版.
- 商工省 (1926)『商工省第十三回工藝展覧会受賞品図録』書報社.
- 商工省 (1927)『商工省第十四回工藝展覧会受賞品図録』書報社.
- 商工省 (1928)『商工省第十五回工藝展覧会受賞品図録』書報社.
- 商工省 (1929)『商工省第十六回工藝展覧会受賞品図録』書報社.
- 商工省 (1930)『商工省第十七回工藝展覧会受賞品図録』書報社.
- 商工省 (1935)『第二十二回工藝展覧会受賞品図録』古今堂.
- 新編弘前市史編纂委員会 (2003)『新編弘前市史 通史編3 (近世2)』弘前市企画部企画課.
- 須藤八十八 (2005a)「津軽塗人物伝10—明治～昭和の著名工人、功労者 (一)」『弘前』2005年7月号, p.14, 津軽書房.
- 須藤八十八 (2005b)「津軽塗人物伝11—明治～昭和の著名工人、功労者 (二)」『弘前』2005年8月号, p.14, 津軽書房.
- 鈴木又吉郎 (1910)『群馬縣主催一府十四縣聯合共進會案内』鈴木又吉郎.
- 第四回内国勸業博覧会事務局 (1895)『第四回内国勸業博覧会出品部類目録 第1部下』第四回内国勸業博覧会事務局.
- 高橋清一・三浦寺永 (発行年不明)『津軽塗発達史』高橋清一・三浦寺永.
- 田中芳男・平山成信編 (1897)『埃国博覧会参同紀要』上・下, 森山春雍.
- 多比羅菜美子 (2004)「用語解説」『宋元の美—伝来の漆器を中心に—』根津美術館.
- 寺本敬子 (2017)『パリ万国博覧会とジャポニズムの誕生』思文閣出版.
- 東奥日報社 (1962)『松野コレクション物語り』東奥日報社.
- 内国勸業博覧会事務局 (1877)『明治十年内国勸業博覧会出品目録』内国勸業博覧会事務局.
- 長井千春・宮崎清 (2007)「ウィーン万博における陶磁器分野の伝習地ボヘミア地方の役割—日本とドイツの陶磁器産業とデザインに関する研究 (2)—」『デザイン学研究』54巻2号, pp.83-92.
- 奈良国立博物館 (2004)『法隆寺 日本仏教美術の黎明』奈良国立博物館.
- 西川友武 (1966)『美術及工芸技術の保存』工芸学会.
- 農商務省商務局 (1913)『農商務省商品陳列館報告』第13号, 國光印刷.
- 比嘉明子・宮崎清 (1995)「図案奨励策としての農展・商工展の様相とその意義——農展・商工展研究 (1)」『デザイン学研究』42巻2号, pp.65-74.
- 何振紀 (2021)『髹飾録—異本整理研究—』浙江古籍出版.
- 弘前市経済部商工課 (1971)『津軽塗産地診断報告書』弘前市経済部商工課.
- 弘前市立博物館 (1981)『津軽の伝統工芸 津軽塗』弘前市立博物館.
- 松田権六 (2001)『うるしの話』岩波書店.
- 宮崎克己 (2018)『ジャポニズム—流行としての「日本」—』講談社.
- 森仁史 (2009)『日本〈工芸〉の近代』吉川弘文館.
- 本山荻舟 (1920)『続続名人崎人』玄文社.
- 安田禄造編 (1931)『松岡壽先生』オーム社.
- 吉見俊哉 (1992)『博覧会の政治学』中央公論新社.
- 我妻東策 (1942)『士族授産史』三笠書房.
- 読売新聞1880年10月30日 (水) 朝刊.
- 天内純一 (2000)「ひさちゃんの探検！弘前津軽ふるさと館」『ジュンちゃんの探検・弘前』<https://koyama.verse.jp/misc/amanai/tanken/hurusato.html> (2024.7.10 アクセス)

論文

(査読なし)

近世若狭塗の基礎的研究

— 塗見本 (手板) と見本帖に基づいて —

関 根 達 人^{*}・川 股 寛 享^{**}・松 本 啓 典^{***}
古 川 勝 彦^{****}・石 田 鈴 和^{*****}

要約：

津軽塗の源流として知られる江戸時代の若狭塗について、江戸後期から明治前期に製作された見本帖と3種類の塗見本(手板)の照合・分析を行い、製作技法が確立・発展した江戸後期から明治の若狭塗の塗りのバリエーションを明らかにするとともに、変遷や塗師毎の違いについても検討した。その結果、江戸後期から明治前期の若狭塗では卵殻はあまり用いられていなかったことや時代が下るにつれ型紙の使用頻度が増したことなど新たな知見が得られた。江戸後期から末期にかけて若狭塗の文様や塗り技法の整理・統合が行われたことも確認できた。今後は若狭塗の製品との照合を進めるとともに、青森県重宝に指定されている津軽漆塗手板(弘前藩主津軽家旧蔵・弘前市立博物館蔵)との比較を通して、若狭塗と津軽塗の比較研究を進める必要がある。

キーワード：若狭塗、塗見本(手板)、見本帖、塗師

The basic study on Wakasa lacquerware in the Edo period based on lacquer samples and a sample book

Tatsuhito SEKINE^{*}・Hirotaka KAWAMATA^{**}・Takanori MATSUMOTO^{***}
Katsuhiko FURUKAWA^{****}・Rena ISHITA^{*****}

abstract：

The Wakasa lacquerware of the Edo period is known as the source of the Tsugaru lacquerware. We examined a variation and the change of the Wakasa lacquerware from the Edo latter period to the early Meiji period, the difference in technique to be seen among japanners by collation and the analysis of three kinds of lacquer samples and a sample book in this article. As a result, new knowledge was gained, such as the fact that eggshells were not used much in Wakasa lacquerware from the late Edo period to the early Meiji period, and that the use of stencils became more frequent as time went on. In addition, it was confirmed that Wakasa lacquerware patterns and painting techniques were reorganized and consolidated from the late Edo period to the end of the period. In the future, we plan to continue comparing the lacquer samples with the products, as well as to conduct comparative research on the Wakasa lacquerware and the

^{*} せきね たつひと 弘前大学大学院地域社会研究科(人文社会科学部)教授
^{**} かわまた ひろたか 小浜市文化観光課学芸員
^{***} まつもと たかのり (株)マツ勘
^{****} ふるかわ かつひこ 古川若狭塗店
^{*****} いした れな 弘前大学人文社会科学部生

Tsugaru lacquerware through comparison with Tsugaru lacquer samples designated cultural properties by Aomori Prefecture, which were once owned by the Tsugaru family, the feudal lords of Hirosaki, and are now kept at the Hirosaki City Museum.

はじめに

津軽と若狭との結びつきは、平安時代の製塩技術や中世日本海交易に遡る。15世紀には「奥州十三湊日之本将軍」安藤康季が若狭小浜の名利羽賀寺を再建している。弘前藩は小浜藩が治める敦賀に蔵屋敷を設け、寛文から延宝期にはすべての城米を敦賀へ送っていた。弘前藩四代藩主津軽信政は小浜の塗師池田源兵衛を塗師頭に召し抱え、源兵衛の子源太郎（二代目源兵衛）は元禄10年（1697）、江戸の青海太郎左衛門に弟子入りし、青海家秘伝の青海波塗を伝授され弘前に戻った（青森県2010）。このように津軽塗を特徴づける変わり塗の技法は、若狭塗と江戸の漆工芸を出発点とするが、具体的に津軽塗が若狭塗から何を引き継ぎ、新たに何を足したのか、津軽塗と若狭塗は何がどう違うのかといった基本的な事柄が解明されていない。近世から近代には日本海交易によって弘前と小浜の間でさまざまな物資が行きかっており、漆器に関しても津軽塗が小浜に、若狭塗が弘前に運ばれていたと推測される。そうした移入品は互いの漆工芸にも影響を与えたであろう。

本稿は若狭塗と津軽塗の比較研究の手始めに、若狭塗の見本帖と塗見本（手板）の照合により、近世から近代初期の若狭塗の材料・技法・文様について、時期的変遷と塗師による変異を論じる。（関根）

1. 若狭塗の概要と研究史

小浜市内で生産される若狭塗は、彩漆に卵殻・貝・松葉・檜葉・糸・葉種・粉・金箔を加え、研ぎ出すことで独自の塗形態を作り出す。若狭塗は、変わり塗の一種であり江戸時代に武士の刀の鞘に塗る鞘塗から発展したとされる。

この若狭塗の由来は諸説あるが、小浜の町人学者である板屋一助が、明和4年（1767）に著した地方誌『稚狭考』（小浜市史編纂委員会1971所収）の「若狭塗といへるは、元来海底を図してぬり砥たるものなり。松浦三十郎是によりて菊塵塗をはしめてぬる、これわかさにぬる所の鼻祖なり。（中略）松浦氏は絶て門人西脇氏数家府下に在て若狭塗を職業とす、諸国に聞えて名物なり。」という記述がよく利用される。松浦三十郎が、海底の模様を元に菊塵塗を始めた事が端緒であると言い、また同本には、「若狭盆、呂宋壺は組屋氏先祖外国より携へ来りし物なり、一に組屋盆ともいへり。千氏利休好みの松の木盆といへるは、此盆を松にて造りたる物なり。府下漆匠松浦三十郎此盆の如く彩色して模せるあり」と記す。小浜の豪商、組屋六郎左衛門家に伝来する外国由来の組屋盆といわれる盆に松浦三十郎が彩漆を施したもので、唐物塗を模した物であったのだろう。また、当初の若狭塗が彩漆の技法を用いた漆塗であったことは、妙楽寺が所蔵する福井県指定文化財「古若狭塗」に見ることができ、その中でも筆柄の銘文は、延宝4年（1676）に2代目松浦三十郎の作であることがわかる。

若狭塗が、彩漆の技法に加えて現在のように卵殻・貝・松葉・箔などで模様を付けるようになったのは、塗り見本手板や作例などの史料をもとに江戸時代後期には成立していたと考えられており、後述する明治28年（1895）の写本である若狭塗見本帖「わかさぬ里本」には211の技法が確認できる。若狭塗が江戸後期から明治時代にかけて多種多様な独自の技法が生まれ、藩の保護のもと大きく発展したとされる。文政元年（1818）には、「西丸家慶公若狭ぬりトキ出御好ニ付十一月ニ来故御三家方も御頼有之、同時ニ木地来小細工役所ニテ仕」（古河嘉太夫家文書「諸事覚日記」）と記し、後に将軍となる徳川家慶に所望されるまでの漆塗となった。これらの技術がいつ誕生したのかは不明であるが、

牧田近俊が元禄年間に著したとされる『若狭郡県誌』（小浜市史編纂委員会1971所収）には、小浜の塗師が彩漆の技法だけでなく、鶏卵塗・魚子塗・虫喰塗などの塗り方に加えて青貝などを用いていたと記す。詳細は不明だが江戸中期には現在の若狭塗の模様付けの元になる技術が存在したことが窺える。

明治11年（1878）のパリ万国博覧会に出品するなど販路拡大に努めるとともに、若狭塗の技術を活かした若狭塗箸の生産に力を入れ、主要産業として発展し、昭和53年に伝統工芸に指定された。なお、若狭塗に関する研究は少なく、昭和58年に福井県立若狭歴史民俗資料館が開催した特別展の図録「わかさのうるしぬり」に若狭塗の歴史や代表的な作例が紹介される。（川股）

2. 分析資料の概要

（1）若狭塗見本帖「わかさぬ里本」【小浜市指定有形文化財（歴史資料）】について

明治維新～明治中期に記された若狭塗の技法を伝える書籍で、株式会社マツ勘が所蔵する。原本の所在は不明で、明治28年（1895）に吉井氏（詳細不明）の写本が残る。著者は不明だが、211種の塗りの名称・素材・彩漆塗の手順が示されているほか、当時製作されていた器物の寸法や使用する金箔の枚数が記されていることを踏まえると、若狭塗の職人が著述した可能性が考えられる。伝統的な重箱や菓子盆に加えて写真板や巻煙草入れなど明治以降に製作された若狭塗が確認されるとともに、明治以降多産されるようになった若狭塗箸の種類を記述しており、近代化が進む社会情勢も垣間見える。

（2）若狭塗手板1

長辺27.4cm、短辺6.0cm、厚さ0.76mmの板の両面に各々5種類の塗りを施した6枚の手板が1枚ごとに専用の麻の袋に入った状態で箱に収められている（図1）。60点の塗りにはそれぞれ右上に趣のある名称が黒地に金文字で記され、黒漆が塗られた手板の側面は塗師4名の名前が記されている。松浦善兵衛と西脇忠兵衛は各1枚で名前はともに金文字、稲波彦一は2枚で名前は金文字、丸川利左衛門は2枚で名前は銀文字である。松浦善兵衛は若狭塗の祖とされる松浦三十郎の子孫と思われる。三十郎の名が最初に確認されるのは承応2年（1653）正月17日付の酒井家「江戸年寄連署状」（小浜市史編纂委員会1983所収）で、元文3年（1738）の「御札相勤候人数」に御目見得として登場するのを最後に姿を消す（福井県立若狭歴史民俗資料館1983）。その後の松浦家の消息は不明だが、本手板にある善兵衛は三十郎の子孫の可能性があろう。明和4年（1767）成立の「稚狭考」（小浜市史編纂委員会1971所収）には、「松浦氏は絶て門人西脇氏数家府下に在て若狭塗を職業とす」とあり、西脇家が松浦家に次いで江戸後期の若狭塗をリードしたと考えられる。西脇忠兵衛は天保年間に藩主から御用達を命じられ、5年間京都で塗師修行をしている（「酒井家編年史料稿本」五一八）。稲波と丸川の情報は不明である。

手板はすべて同じ規格で、60点の漆塗りのうち金虫喰（稲波2・丸川2）と銀虫喰（西脇・丸川2）を除き重複はない。6枚の手板は初めからセットになるよう入念な調整が行われていたと考えられる。

手板を収めた箱の外寸は長辺32.0cm、短辺15.5cm、高さ6.7cmで、引き蓋の上面には漆と象牙の象嵌により葡萄に栗



図1 手板1（関根達人蔵）

鼠の文様を施すなど贅を尽くした造りである。五穀豊穡や子孫繁栄の吉祥文である葡萄に栗鼠文は、音が「武道に律す」に通じることから日本では16世紀ころから武家に好まれてきた。箱の内寸の短辺は手板の短辺の2倍強で収まりがよいが、長辺は約3.5cmの隙間がある。また6枚の手板を入れてもほぼ半分の高さにしかならない。これらのことから、箱は手板を収めるために新造された合わせ箱ではなく元からあった転用箱で、本来、10枚100種か12枚120種の手板が収められていた可能性が高いと推定した。また若狭塗の手板で塗師の名前を記したものは本例が唯一である上、上級武家にふさわしい箱に収められていることに加え、「寛政年間二藩主ヨリ種々塗方ヲ被仰付ル事有文化年間ニ至リ藩主ヨリ種々塗手本製造ヲ申付ラレ其ノ時百余種類ノ塗模様ヲ製造シ上納ス此ノ時始メテ総名ヲ若狭塗ト號セラル（中略）天保年間ニ至リテハ二百余種類ノ塗方ヲ案出シ又改メテ藩主ニ塗手本トシテ納ム」（「酒井家編年史料稿本」五一八）との記録から、本手板は文化あるいは天保年間に小浜藩主の命により製作・献上された塗手本の可能性が高いと推定した。（関根）

（3）若狭塗手板2「塗本」【小浜市指定有形文化財（歴史資料）】

長辺27.5cm、短辺6.4cmの板の両面に各々4ないし5種類の塗りを施した10枚の手板を「塗本」と墨書する長辺29.6cm、短辺8.3cm、高さ14.1cmの漆塗の木箱に収める。10枚の手板の内訳は、塗りを施した面が両面に4面ずつの手板が8枚、4面と3面の手板が1枚、両面に5枚ずつの手板が1枚である。81点の塗りに、それぞれ右上に雅な名称が黒漆地に銀文字で記される（図2）。しかし、両面5枚ずつの手板1枚は名称が記されておらず、塗りの技法も他の9枚とは異なり、後述する「鞘塗見本手板」と共通する塗り方である。

「塗本」は元々、江戸時代の塗師である荒木久兵衛家に伝来した資料である。荒木家は、若狭塗が小浜藩の保護を失った明治維新後に「若狭塗手板1」に職人として名前が見える西脇忠兵衛の子孫と協力して京都大阪方面の販路拡大や万国博覧会に出展するなど、明治以降に若狭塗の発展に大きな足跡を残した（大塚1925）。現在、塗師として荒木家は残っていないが、本資料や技術は荒木家から分家した塗師の家に伝承されている。また、荒木家には、若狭塗の前身である「鞘塗見本手板」【小浜市指定有形文化財（歴史資料）】も伝来し、江戸時代の作と伝わる長辺7.2cm、短辺3cmの30枚の板にそれぞれ30点を塗る。塗りの名前などが記されておらず技法には不明な点も多いが、卵殻を用いるなど「塗本」と類似する塗りも見え、若狭塗はこの鞘塗の技法と共通する点も多く、若狭塗の歴史を考える上で貴重な資料である。

本手板の特徴は、貝・卵殻・粉・種・松葉・金箔などを使う江戸時代後期に確立された若狭塗の技法に加えて、若狭塗の前身である鞘塗の技法を元とする塗りを施す点である。また、金箔を用いずに彩漆を重ね素材を置き研ぎ出す技法は、鞘塗から金箔を用いる若狭塗の過渡期にあたる技術であろう。手板の製作年代は、荒木家の伝承に加えて若狭塗の作例や塗り方、鞘塗と共通する技法や明治期の作例に見られない塗りが見られる点を考慮して江戸時代後期に作られたと推定する。（川股）

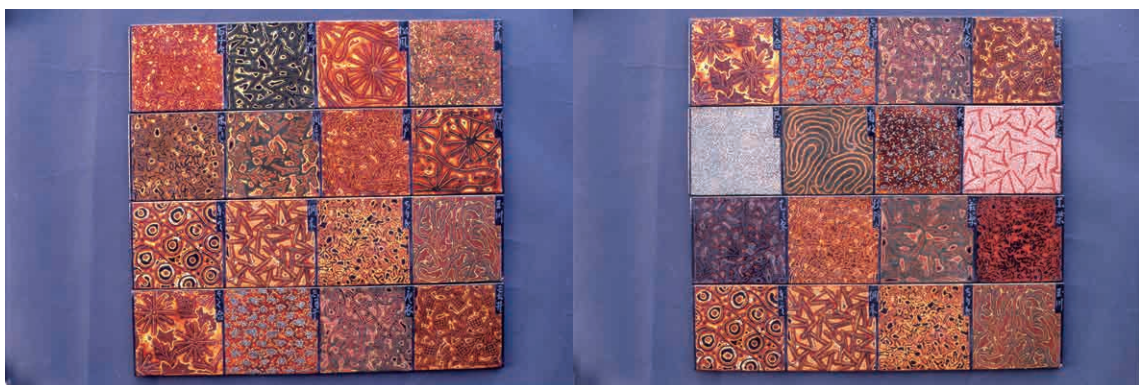


図2 手板2（個人蔵）

（4）若狭塗手板3「古代若狭塗標本（鬚鑑・わかさぬり季）」【小浜市指定有形文化財（歴史資料）】

「古代若狭塗標本」は、短辺18.3cm、長辺55.2cmの「鬚鑑」と短辺18.3cm、長辺55.2cmの「わかさぬり季」の六曲一双で構成される若狭塗見本手板である（図3）。鬚鑑・わかさぬり季ともに表面は、木地に鬚鑑・わかさぬり季のそれぞれの名前と1種類の塗りを施す手板1枚と4種類の塗りを施す手板5枚の21点。裏面は手板6枚に4種類ずつ24点の塗りを施し、それぞれの手板を金具で繋ぎ屏風のように仕立てる。鬚鑑45点とわかさぬり季45点、あわせて90点の塗りに、それぞれ右上に雅な名称が黒漆地に金文字で記される（図3）。

鬚鑑・わかさぬり季の見本手板は、「古代若狭塗標本」と墨書された長辺23.3cm×短辺14.1cm×7.9cmの桐箱に収められている。桐箱に「明治13年（1880）作品」と記され、確認される若狭塗見本手板の中で製作年代が判明する唯一の資料で、小浜藩の庇護を受け藩の特産であった若狭塗が、明治維新を経て地域産業の柱となる明治初期の技法を示す資料でもある。また、昭和8年（1933）に福井県庁で天覧を賜っており、本資料が明治以降に若狭塗の技法の代表的な資料として産地で用いられていたことも考えられる。なお、桐箱は昭和8年（1933）の天覧時に新調された可能性が高い。

本手板の特色は、江戸時代に製作された手板1・手板2と比較して鞘塗由来の技法が見られず、大半が貝・卵殻・粉・種・松葉・金箔など用いる江戸時代後期に確立された若狭塗の技法に基づいている点である。明治維新後は、鞘塗の需要がなくなったことを反映してそれらの塗りを求める人が減っていたことを示すのであろう。（川股）



図3 手板3（古川若狭塗店蔵）

3. 若狭塗の材料と塗り技法

（1）若狭塗の材料

現在の若狭塗に使用する卵殻・貝・松葉・檜葉・糸・菜種・粉・金箔の材料は、漆や金箔を除いて生産地である小浜市に在住する塗師の身の回りにある材料を用いて作られる。本稿で紹介する若狭塗手板や若狭塗見本帖には、これらの材料に加えて毛や型紙も材料として使われている。しかし、これらの材料を使う技法は伝承されていない。毛は研ぎ方によって模様を表れる太さを変えることができ、どのような動物の毛を用いたのかは判然としない。他の材料が身近で入手されていることを踏まえると、タヌキやイノシシなど里山にいる動物の毛であろう。型紙についても厚紙に均等に穴を開けて型紙にしたことはわかるが、どのような道具を用いて均等に穴を開けたのかは不明である。また、金箔ではなく銀粉のような材料を使った技法も見られるが、不明な点も多く今後の課題である。

（川股・松本・古川）

(2) 若狭塗の塗り技法

若狭塗見本手板に表現される技法は、小浜の海から着想を得たと考えられる「汐干」や「夜の海」、小浜の季節の変化を表現する「葉だれ雪」や「夏の山」・「朝霧」・「ちり葉」などの他、文学的な趣を持つ「松風」や「白たへ」・「東雲」などの名称がある。どの技法も朱・黄・青（緑）・褐色・黒色の彩漆と卵殻・貝・松葉・檜葉・糸・葉種・粉・金箔など用いて、繊細な色合いやそれぞれの自然景観を表現する。また、その技法は名称も含めて一つの家の塗師に代々継承されたのではなく、多くは共有されていたことも窺える。

江戸時代や明治時代の若狭塗は、お椀など日常生活で使用する道具に塗られることは少なく、お重や花見弁当・硯箱・茶道具といったハレの場や持ち主の趣向や嗜好をより濃く反映する道具類に塗られることが多い。この用途こそが、若狭塗手板に見られる雅で文学的な名称を持つ技法を生み出したのであろうか。

若狭塗独自の塗形態を作り出す主な工程は、下地工程の「木地固め」、「刻苧」、木地の継目を補強する「布貼り」、「下地付け」（地付け・錆付け）、「下地研ぎ」、「下地摺り」、中塗工程の中で若狭塗独自の技法である卵殻・貝・松葉・葉種などを一緒に用いて模様を描く「模様付け」、「空研ぎ」、彩漆を2色以上塗り重ねその後、朱合漆に顔料を混ぜ合わせた漆を重ねる「合塗り」、金箔を置く「箔置き」、漆を塗り重ねる「塗込み」、様々な砥石を用いて研ぐ「石研ぎ」、仕上工程の「艶塗り」、荒炭・中炭や呂色炭を用いて丹念に研ぐ「炭研ぎ」、砥の粉や葉種油を混ぜた油砥の粉で磨く「磨き」、「上塗り」を経て完成する。彩漆の調合方法は、それぞれの時代にあわせて変化しているが、一人の職人がすべての技術を持つ点と、それらを一つの工房で製造するなど、基本的には昔と変わらない。

（川股・松本・古川）

4. 若狭塗手板の材料・塗り技法の分析と考察

(1) 手板の塗師と製作年代

若狭塗見本帖「わかさぬ里本」と3種類の若狭塗見本（手板）を照合し、若狭塗の材料・塗り技法の変遷と塗師による差異を検討する前に、手板の新旧関係を整理する。手板3は、箱書きから明治13年（1880）に製作されたことが明らかである。また手板2の「塗本」は荒木家から技法を受け継いだ職人の家に伝世したことから、荒木久兵衛の作品の可能性が高い。荒木久兵衛家は江戸後期から明治期の若狭塗をリードした塗師であり、手板3に先行する手板2は江戸期に遡るとみられる。前述の通り手板1は松浦善兵衛・西脇忠兵衛・稲波彦一・丸川利左衛門の作品で、文化年間か天保年間に藩主酒井家への献上品の一部の可能性はある。

以上、手板の新旧関係は、手板1（文化～天保期）→手板2（天保期？～幕末）→手板3（明治13年）となる。

（関根）

(2) 若狭塗の材料・塗り技法の変遷と塗師による差異

若狭塗見本帖「わかさぬ里本」にある211種の塗り（1～211）と手板1～3の照合結果を付表1に示した。また手板1にあって見本帖にない11種の塗り（212～222）を付表2に、同じく手板2にあって見本帖にない15種の塗り（223～237）を付表3に、手板3にあって見本帖にない13種の塗り（238～250）を付表4に示した。

全ての手板で粉・種・糸が素材の上位3位を占めている（図4）。2番目に多いのは、手板1は種、手板2は糸、手板3は粉である。例えば、糸・形紙・種の3種類の素材を使っている、手板1の塗りでは、「糸種形紙」とのみ表記されるのに対して、手板2と3では「糸種形紙」と「糸形紙種」の2種類の表記が見られることから、塗りの手順が変化したと考えられる。手板間で主要素材やその比

率に大きな違いはないが、形紙に関しては、手板1・2・3の順で比率が高まることから、時代が下るにつれ形紙の使用頻度が増したと考えられる（図5）。また、若狭塗では卵殻が多用されるとのイメージが一般的だが、今回分析した江戸後期から明治前期の手板では卵殻の使用頻度は高くない。次に塗師によって塗りに使用する素材に違いがないか検討した（図6）。いずれの塗師も粉や糸を多く使用しているのに対して、葉は松浦・荒木・稲波に多く、貝は松浦と丸山が多く用いている。続いて

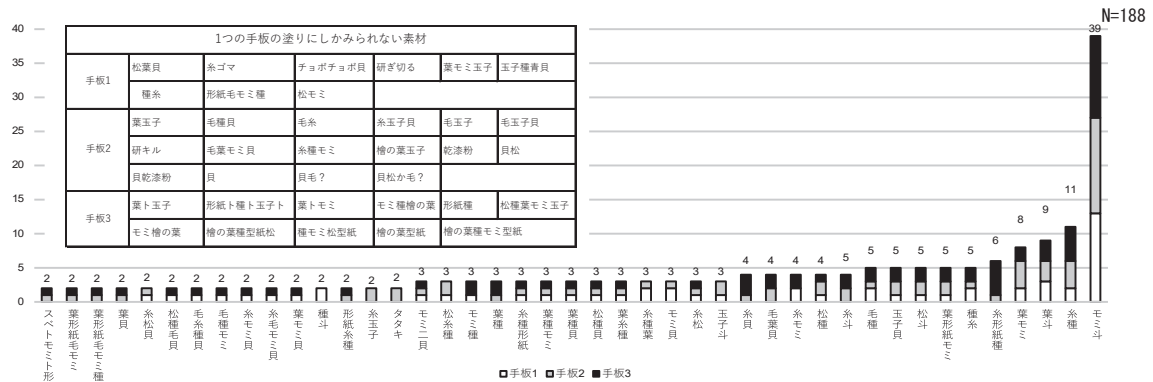


図4 手板の塗りに使用されている素材の組み合わせ

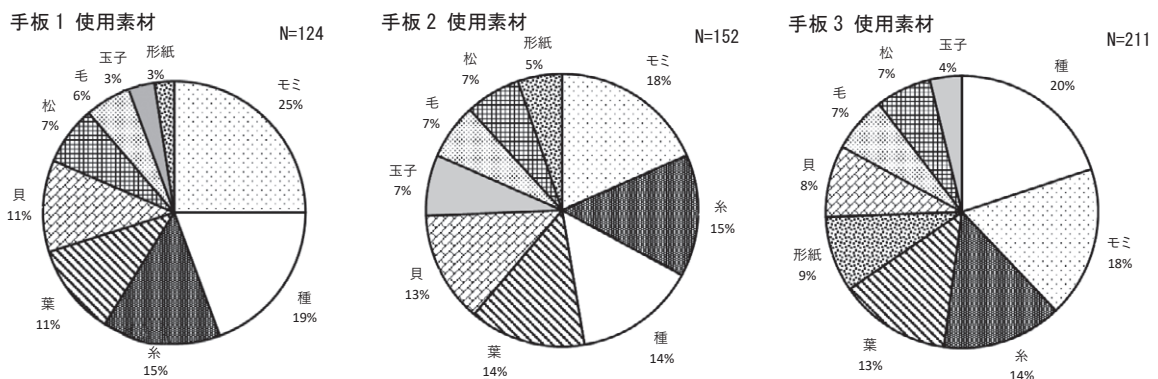


図5 手板の塗りに使用されている主な素材

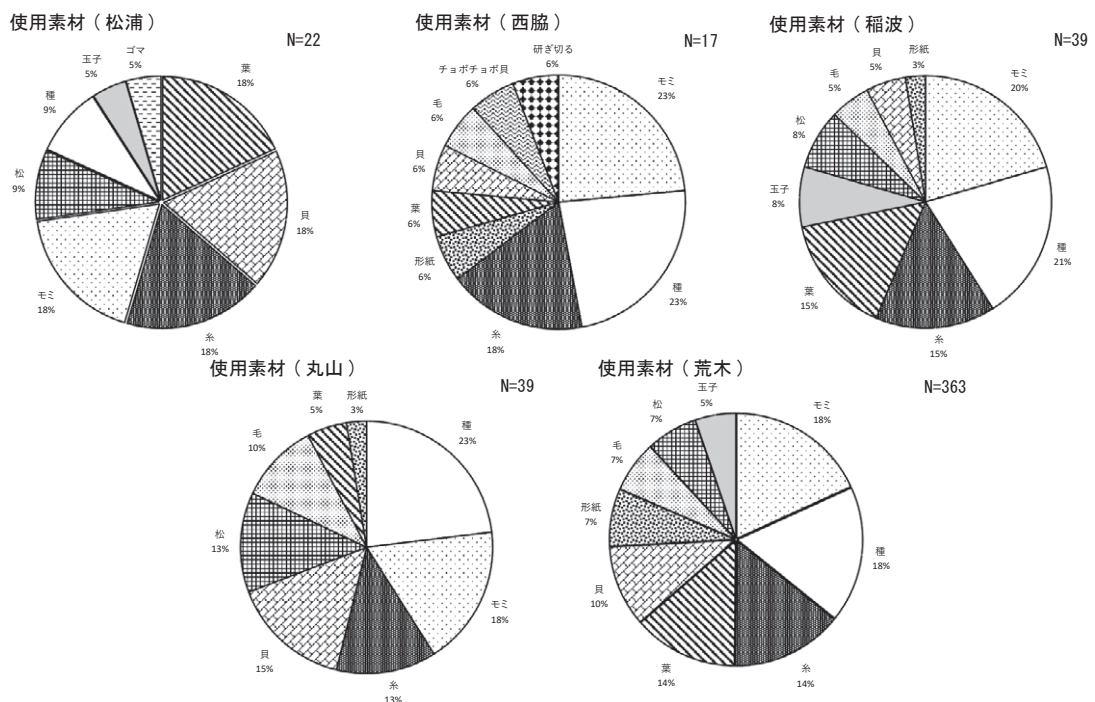


図6 塗師毎の塗りに使用されている主な素材

工程順に塗りの技法を検討した（図7）。工程1では全ての手板でクロ（黒）が卓越している。工程2では青箔・朱箔・ジカ（直）箔・朱黄箔のような金属箔やジカ（直）銀のような金属粉が多用される。工程3では朱合い上げや青上げのように、彩漆が多くみられる。（関根・石田）

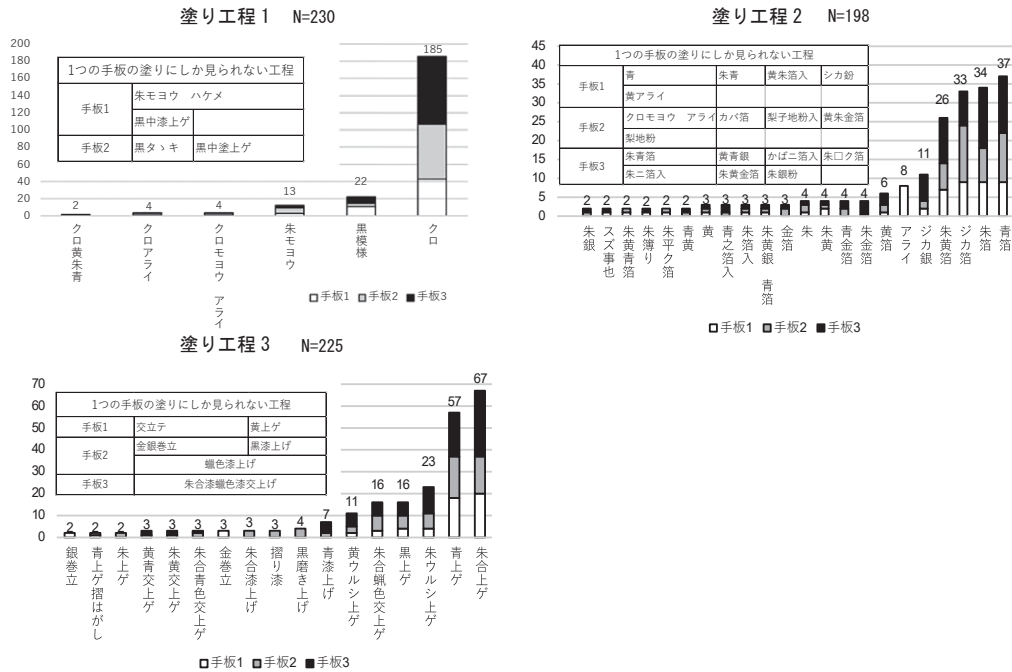


図7 手板の塗り工程

5. まとめ

これまで若狭塗の研究はほとんどが文献史料に基づいており、実物資料の検討は年代推定の手がかりとなる箱書きに年号が記された製品にほぼ限定されていた。また史料に記された塗りの材質や技法と実物資料との照合も不十分であった。本稿では、江戸後期から明治前期に製作された三種類の塗見本（手板）と、明治維新～明治中期に記された見本帖（わかさぬ里本）を照合することで、製作技法が確立・発展した江戸後期から明治の若狭塗の塗りのバリエーションを明らかにするとともに、変遷や塗師毎の違いについても検討した。その結果、江戸後期から明治前期の若狭塗では卵殻はあまり用いられていなかったことや、時代が下るにつれ形紙の使用頻度が増したことなど新たな知見が得られた。手板1～3には同じ種類の塗りがみられた（表1）。重複は手板1と手板2間で26種、手板1と手板3間で26種であるのに対して、同じ荒木久兵衛の手になる手板2と手板3では37種も確認できる。また15種は全ての手板で確認された。これは江戸後期に手板1を製作した松浦善兵衛・西脇忠兵衛・稲波彦一・丸川利左衛門の塗り技法の一部が、江戸末期から明治前期に手板2と3を手がけた荒木久兵衛に継承されたことを物語る。なお手板1にみられる金虫喰や銀虫喰が手板2・3と見本帖には見当たらず、代わりに手板1にはない金銀虫喰がみられるように、江戸後期から末期にかけて若狭塗の文様や塗り技法の整理・統合が行われたことも確認できた。

表1 手板間の塗りの重複

数字は付表の塗り番号 太字の15種は手板1・2・3の全てにみられる塗り

塗り番号	手板2	手板3
手板1	26種 (12 23 25 28 36 38 40 41 49 58 64 65 75 80 105 129 133 135 141 143 150 169 170 174 175 183)	26種 (12 23 24 25 31 33 36 38 39 58 60 64 80 84 95 133 134 135 150 151 156 159 169 170 174 175)
手板2		37種 (4 6 12 23 25 31 33 36 38 54 57 58 61 64 72 73 80 93 110 116 123 124 125 127 132 133 135 141 143 147 150 169 170 172 174 175 185)

本研究により江戸後期から明治前期の若狭塗の塗りの材料と技法の実態が解明できた。今後は若狭塗の製品との照合を進めるとともに、青森県重宝に指定されている津軽漆塗手板（弘前藩主津軽家旧蔵・弘前市立博物館蔵）との比較を通して、若狭塗と津軽塗の比較研究を進める必要がある。

（関根）

謝辞 本稿をまとめるにあたり、羽田浩一氏（羽田漆器店）、瀧本壽史氏（弘前大学）、高橋奈氏（弘前市立博物館）、武部知佳氏（小浜市文化観光課）にお世話になった。末筆ですが感謝申し上げます。なお本研究は、弘前大学大学院地域社会研究科の令和6年度地域創生活動助成金による「津軽塗の基礎的研究にもとづく地域創生」の研究成果を含む。

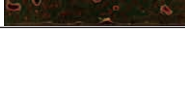
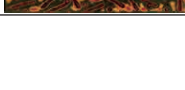
引用文献

- 青森県2010『青森県史』文化財編 美術工芸
小浜市史編纂委員会1971『小浜市史』資料編第1巻
小浜市史編纂委員会1983『小浜市史』藩政史料編1
大塚昌一1925「若狭塗に就いて」『雲城』42号、9～33頁、雲城会
福井県立若狭歴史民俗資料館1983『特別展 わかさのうるしぬり—うるしぬり5000年—』

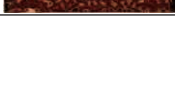
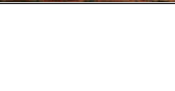
付表1 若狭塗見本帖「わかさ塗見本」と塗見本（手板1～3）の照合(1)

番号	名前	使用素材	塗り方1	塗り方2	塗り方3	見本帖	手板1	手板2	手板3	手板1の塗師
1	いとゆふ	糸とモミ	黒模様	キ	朱ウルシ上ゲ					
2	いそ草	タヽキ	黒タヽキ	梨子地粉入	朱合上ゲ					
3	いそべ	研キル	黒中塗上ゲ	キ	青上ゲ摺ハガシ					
4	花その	モミ斗	黒模様	青之箔入	朱ウルシ上ゲ					
5	葉だれ雪	葉ト玉子	黒模様	かばニ箔入	朱合上ゲ					
6	花車	スベトモミト形紙ト	黒模様	青之箔	黄ウルシ上ゲ					
7	春の山	葉トモミ	黒模様	青之箔入	朱合上ゲ					
8	春のく	毛ト種	黒模様	シカ箔入	青上ゲ					
9	花の戸	形紙ト種ト玉子ト	黒模様	糸ニ箔入	朱金上ゲ					
10	花衣	葉ト種ト貝	クロ	朱塗銀入	青上ゲ					
11	はつく	松ト貝	クロ	黄箔入	黒上ゲ					
12	はぎ	モミニ貝	クロ	朱黄箔	青上ゲ					丸ノ内佐エ門 「はぎ」
13	花房	松ト種	クロ	シカ金粉	巻立					
14	八景	松種葉モミ玉子	クロ	黄朱	キウルシ上ゲ					
15	花の里	形紙種	クロ	朱箔	青上ゲ					
16	はつ霜	玉子斗	クロ	黄	青上ゲ					稲波彦一 「はつ霜」
17	婦じの蔭	形紙糸種	クロ	青箔	朱合上ゲ					
18	花（乃）の	松斗	朱モヨウ	シカ箔	青上ゲ					
19	春のくれ	葉松	クロ	黄朱青箔	青上ゲ					

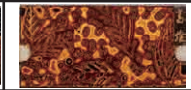
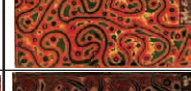
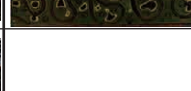
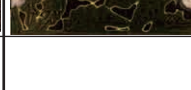
付表 1 若狭塗見本帖「わかさ塗見本」と塗見本（手板 1～3）の照合 (2)

番号	名前	使用素材	塗り方 1	塗り方 2	塗り方 3	見本帖	手板 1	手板 2	手板 3	手板1の塗師
20	にしき	形紙毛 モミ種	クロ	朱箔	青上ゲ					丸川利左エ門 「にしき」と同一？
21	錦木	種斗	クロ	ジカ箔	青上ゲ					
22	錦蟬色	葉糸	クロ	黄朱青箔	青上ゲ					
23	ほかび香	モミ斗	クロアライ	朱箔	青上ゲ					丸川利左エ門 「ほかび香」
24	星合	松種毛貝	クロ	朱箔	青上ゲ					稲波彦一 「星合」
25	ほうをふ 鳳凰	葉斗	クロ	朱黄銀 青箔	青上ゲ					丸川利左エ門 「鳳わう」
26	蛸殿	モミ貝	クロ	朱銀	黒上ゲ					
27	支網	糸種	クロ	青箔	朱合上ゲ					
28	ちり葉	モミ斗	クロ	シカ箔	キウルシ上ゲ					西脇忠兵衛 「ちり葉」
29	千代づ(ツ)る	糸モミ	クロ	朱箔	青上ゲ					
30	千草	モミ斗	クロ	青箔	青上ゲ					
31	千鳥	モミ斗	朱モヨウ	ジカ箔	青上ゲ					
32	奥霜	葉玉子	黒模様		黒上ゲ					
33	おう梅	モミ斗	クロ	黄朱	青上ゲ					
34	古ノ落葉	葉モミ玉子	クロ	キ朱箔入	朱ウルシ上ゲ					稲波彦一 「落葉」
35	なぞ桜	葉モミ	クロ	朱ギン	アヲ上ゲ					
36	若草	葉斗	クロ	朱キ箔	青上ゲ					丸川利左エ門 「若くさ」
37	寒紅梅	松種玉子	クロ	朱箔入	朱合上ゲ					
38	唐錦 から錦	糸種形紙	クロ	朱キ箔	朱合上ゲ					西脇忠兵衛 「唐錦」

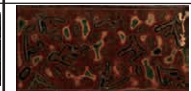
付表1 若狭塗見本帖「わかさ塗見本」と塗見本（手板1～3）の照合(3)

番号	名前	使用素材	塗り方1	塗り方2	塗り方3	見本帖	手板1	手板2	手板3	手板1の塗師
39	寒菊	毛糸種貝	クロ	朱黄箔	朱合上ゲ					丸川利左エ門 「寒さく」
40	唐草	糸松貝	クロ	朱黄青箔	朱合上ゲ					丸川利左エ門 「唐くさ」
41	唐衣	糸種葉	クロ	朱箔入	青上ゲ					稲波彦一 「から衣」
42	片男波	糸種	クロ	朱箔	キウルシ上ゲ					
43	唐松	松斗	糸模様	キ銀青箔	青上ゲ					
44	かざわり	葉斗	クロ	黄朱	青上ゲ					
45	かげろふ	糸斗	クロ	シカ銀	黒上ゲ					
46	枯の	松葉貝	クロ	朱青	黒上ゲ					松浦善兵衛 「枯野」
47	枯芝	毛種	クロ	朱	黒上ゲ					
48	より縄	形紙糸種	クロ	黄箔	朱合上ゲ					
49	よこ雲	葉種モミ	クロ	青箔	朱ウルシ上ゲ					稲波彦一 「よこかこ」と同一？
50	夜の菊	毛葉貝	クロ	朱銀	黒上ゲ					
51	夜の霧	毛モミ種貝	クロ	青箔	黒上ゲ					
52	夜の梅	毛種	クロ	シカ箔	黒上ゲ					
53	夜の玉川	糸種	クロ	シカ銀	黒上ゲ					
54	夜の海	玉子貝	クロ	青箔	黒上ゲ					
55	夜桜	形紙モミ葉	クロ	朱青箔	黒上ゲ					
56	夜の雲	モミ貝	クロ	青箔	黒上ゲ					
57	瀧ざし	毛種	クロ	ジカ箔	キ青交上ゲ					

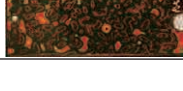
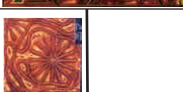
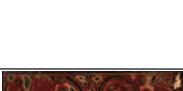
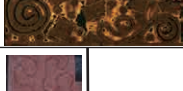
付表 1 若狭塗見本帖「わかさ塗見本」と塗見本（手板 1～3）の照合 (4)

番号	名前	使用素材	塗り方 1	塗り方 2	塗り方 3	見本帖	手板 1	手板 2	手板 3	手板 1 の塗師
58	高雄	葉種貝	クロ	朱黄箔	朱合上ゲ					丸川利左エ門 「たかを」
59	玉川	糸種	糸模様	ジカ箔	青上ゲ					
60	多（たぐ）縄	種糸	朱モヨウ	ジカ銀	青上ゲ					稲波彦一 「たぐ縄」
61	玉の尾	糸種	クロ	ジカ銀	朱ウルシ上ゲ					
62	玉あられ	糸種	クロ	シカ銀	青上ゲ					
63	玉の井	種糸	クロ	ジカ箔	青上ゲ					
64	玉かつら	種糸	クロ	ジカ箔	青上ゲ					西脇忠兵衛 「玉かつら」
65	れんり	葉モミ	朱模様	ジカ箔	朱合上ゲ					西脇忠兵衛 「れんり」
66	雲衣	糸種モミ	クロ	朱箔	青上ゲ					
67	雲ばれ	糸斗	クロ	朱箔	青上ゲ					
68	月代	モミ種	クロ	キ箔	朱合蠟色交上ゲ					
69	月草	糸形紙種	クロ	青箔	朱合上ゲ					
70	蔦かつら	糸種葉	クロ	シカ鉛	交立テ					松浦善兵衛 「蔦かつら」
71	なにわ	毛種	クロ	朱	キウルシ上ゲ					
72	夏の夜	糸貝	クロ	朱	黒上ゲ					
73	夏の山	葉モミ	クロ	ジカ箔	青上ゲ					
74	夏草	毛種	クロ	ジカ銀	キ上ゲ					
75	むぐら	糸松	クロ	青箔	朱合蠟色交上ゲ					丸川利左エ門 「むぐら」
76	夏の雲ソラ	糸モミ貝	朱モヨウ	ジカ箔	朱合呂色上ゲ					

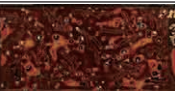
付表1 若狭塗見本帖「わかさ塗見本」と塗見本（手板1～3）の照合(5)

番号	名前	使用素材	塗り方1	塗り方2	塗り方3	見本帖	手板1	手板2	手板3	手板1の塗師
77	梅の戸	毛もみ種貝	クロ	キ箔	朱合端色交上ゲ					
78	むら千鳥	モミ斗	クロ	朱箔	朱合端色交上ゲ					
79	梅か枝	毛種	クロ		黒上ゲ					
80	むら草	葉モミ	クロ	青箔	黒上ゲ					松浦善兵衛 「むら草」
81	梅もどき	毛種	クロ	朱黄	青上ゲ					稲波彦一 「梅もどき」
82	うれしの	毛貝	クロ	青	朱ウルシ上ゲ					
83	うす霜	玉子斗	朱モヨウ	キ	青上ゲ					
84	空蟬	糸種	クロ	朱箔	朱合上ゲ					稲波彦一 「空蟬」
85	雲濱	糸玉子貝	クロ	朱箔	青上ゲ					
86	うら枯	モミ斗	クロ	キ	青上ゲ					
87	うら錦	糸種	朱モヨウ	ジカ箔	青上ゲ					
88	うづ	葉モミ	朱モヨウ	ジカ箔	青上ゲ					
89	うき草	種斗	クロ	ジカ箔	朱合上ゲ					丸川利左エ門 「うきくさ」
90	乃ぎく	毛葉種	クロ	青箔	朱合上ゲ					
91	草づる	葉糸モミ	クロ	青銀	青キ交上ゲ					
92	鳶の雪	葉貝	朱モヨウ	ジカ箔	朱合上ゲ					
93	雲井	葉形紙毛モミ	クロ	朱箔	黒上ゲ					
94	黒柴	モミ斗	クロ	朱	黒上ゲ					
95	八つはし	毛種モミ	クロ	青箔	朱合上ゲ					丸川利左エ門 「八つはし」

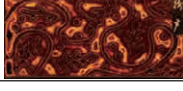
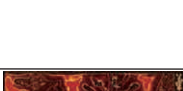
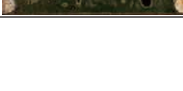
付表 1 若狭塗見本帖「わかさ塗見本」と塗見本（手板 1～3）の照合 (6)

番号	名前	使用素材	塗り方 1	塗り方 2	塗り方 3	見本帖	手板 1	手板 2	手板 3	手板 1 の塗師
96	八重嶺	毛葉モミ	クロ	朱黄	青上ゲ					
97	八重つる	毛種貝	朱モヨウ	ジカ箔	青上ゲ					
98	やどり木	葉モミ種	クロ	キ朱	青上ゲ					
99	八芝	毛種	クロ	朱黄	青上ゲ					西脇忠兵衛 「やしば」
100	八重芝	モミ斗	クロ	キ朱箔	キウルシ上ゲ					
101	八重桜	葉モミ	クロ	朱箔	朱ウルシ上ゲ					
102	山かずら	糸種	クロ	ジカ銀	青キ交上ゲ					
103	まどの梅	モミ松	クロ	朱青キ	朱合上ゲ					
104	松の戸	葉松種	クロ	青箔	朱合蠟色交上ゲ					
105	松風	松糸種	クロ	青箔	朱合蠟色交上ゲ					丸川利左エ門 「松かぜ」
106	〔雲+鳥〕かん タゝキ漆		クロ	カバ朱	キウルシ上ゲ					
107	藤の棚	糸形紙種	朱モヨウ	シカ銀	朱ウルシ上ゲ					
108	二重づる	糸種	朱モヨウ	ジカ箔	朱ウルシ上ゲ					
109	藤の戸	糸形紙種	クロ	青銀	朱ウルシ上ゲ					
110	藤縄	糸形紙種	クロ	青箔	朱黄交上ゲ					
111	冬ざれ	糸玉子	クロ		朱上ゲ					
112	冬の山	毛モミ	クロ	ジカ銀	黒上ゲ					
113	冬の雪	葉糸玉子	クロモヨウ		黒上ゲ					
114	吹よせ	松貝	朱モヨウ	ジカ銀	朱合上ゲ					

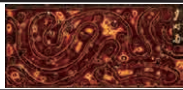
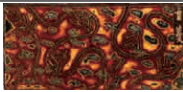
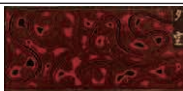
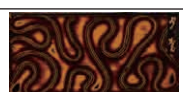
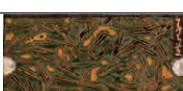
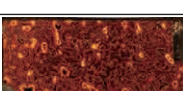
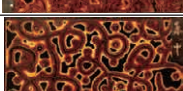
付表1 若狭塗見本帖「わかさ塗見本」と塗見本（手板1～3）の照合(7)

番号	名前	使用素材	塗り方1	塗り方2	塗り方3	見本帖	手板1	手板2	手板3	手板1の塗師
115	小がち	モミ斗	クロ	朱箔	青上ゲ					
116	小がらし	モミ斗	クロ	青箔	朱ウルシ上ゲ					
117	小が嵐	モミ斗	クロ	青銀箔	朱合端色交上ゲ					
118	苔衣	ゴマ斗	クロ		クロ上ゲ					
119	當り葉	葉松モミ	クロ	青銀	朱ウルシ上ゲ					
120	青苔	モミ斗	クロ	青銀	青上ゲ					
121	秋のこ	糸モミ	クロ	朱箔	キウルシ上ゲ					
122	朝ざり	糸玉子貝	黒模様		青上ゲ					
123	朝日蔭	葉形紙毛モミ種	クロ	朱キ箔	朱合上ゲ					
124	秋の空	葉貝	クロ	朱銀	朱合端色交上ゲ					
125	網代木	松斗	クロ	キ箔	朱合端色交上ゲ					
126	秋の山	葉種モミ	クロ	朱青箔	朱合上ゲ					
127	明ぼの	糸斗	クロ	シカ箔	朱合青色交上ゲ					
128	有明	糸斗	クロ	朱箔	朱合青色交上ゲ					
129	阿げまき	松種貝	クロ	朱キ箔	朱合上ゲ					丸川利左エ門 「あげまき」
130	朝霧	葉モミ貝	クロ	朱箔	朱合上ゲ					稲波彦一 「朝つゆ」
131	朝ばれ	葉形紙毛種	クロ	朱箔	朱合上ゲ					
132	桜木	葉斗	クロ	朱キ箔	朱合上ゲ					
133	さざれ	モミ斗	クロ	ジカ箔	朱ウルシ上ゲ					稲波彦一 「さゝれ」

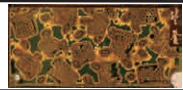
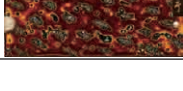
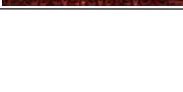
付表 1 若狭塗見本帖「わかさ塗見本」と塗見本（手板 1～3）の照合 (8)

番号	名前	使用素材	塗り方 1	塗り方 2	塗り方 3	見本帖	手板 1	手板 2	手板 3	手板1の塗師
134	澤辺	糸モミ貝	クロキ朱青	スズ事也	青上ゲ					西脇忠兵衛 「沢邊」
135	桜戸	葉糸種	クロ	朱箔	朱合上ゲ					稲波彦一 「桜戸」
136	皐月	松斗	クロ		青上ゲ					
137	菊の宴	松葉モミ	クロ	キ青銀	キウルシ上ゲ					
138	菊の霜	毛玉子	クロ	朱箔	青上ゲ					
139	菊づる	毛糸種	クロ	青箔	青上ゲ					
140	菊水	毛糸	クロ	朱箔	青上ゲ					
141	菊結	毛葉貝	クロ	朱箔	青上ゲ					
142	菊重	松糸	クロ	朱箔	朱合上ゲ					
143	菊の霧	毛葉モミ貝	クロ	朱箔	青上ゲ					
144	菊の千代	毛葉種貝	クロ	朱箔	朱合上ゲ					
145	菊の里	毛糸葉種	クロ	朱キ箔	朱合上ゲ					
146	菊の戸	毛形紙種	クロ	朱箔	朱合上ゲ					
147	菊合	毛葉貝	クロ	朱箔	朱合上ゲ					
148	菊流	毛糸	クロ	青箔	朱合上ゲ					
149	菊の雪	毛葉玉子	クロ	キ箔	朱合上ゲ					
150	金小蝶	モミ斗	クロ	ジカ箔	青上ゲ					稲波彦一 「こてふ」 (小蝶)
151	銀小蝶	モミ斗	クロ	ジカ銀	青上ゲ					
152	金銀虫喰	モミ斗	クロモヨウ アライ		金銀巻立					

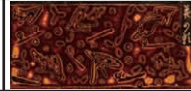
付表1 若狭塗見本帖「わかさ塗見本」と塗見本（手板1～3）の照合(9)

番号	名前	使用素材	塗り方1	塗り方2	塗り方3	見本帖	手板1	手板2	手板3	手板1の塗師
153	夕時雨	糸貝	クロ	朱箔	朱合端色交上ゲ					
154	雪かつら	糸葉玉子	クロ	青箔	朱合上ゲ					
155	雪唐松	松玉子	クロ	青箔	朱合上ゲ					
156	夕雲	モミ斗	クロ	朱箔	朱合上ゲ					丸川利左エ門 「タぐも」
157	夕はれ	葉形紙モミ	クロ	朱キ箔	朱合端色交上ゲ					
158	夕蔭	糸毛モミ貝	クロ	朱キ箔	朱合上ゲ					稲波彦一 「下タカゲ」
159	夕され	糸モミ	クロ	青箔	青上ゲ					稲波彦一 「夕され」
160	夕頭	糸貝	クロ	朱キ	青上ゲ					
161	夕千鳥	モミ斗	クロモヨウ	シカ箔	黒上ゲ					
162	夕暮	糸毛モミ貝	クロ	朱キ箔	朱合上ゲ					
163	夕ぎり	糸玉子	クロ模様		クロ上ゲ					
164	三むろ	モミ斗	朱モヨウ	シカ箔	クロ上ゲ					
165	三よしの	葉毛種玉子	クロ	キ朱	朱ウルシ上ゲ					
166	みぞれ	玉子二貝交	クロ	朱キ	青上ゲ					
167	道芝	松斗	クロモヨウ	キ青銀	青上ゲ					
168	道のく	毛貝	クロ	朱キ	朱合黄色交上ゲ					
169	都どり	モミ斗	クロモヨウ アライ	朱□ク箔	朱合上ゲ					丸川利左エ門 「みやこ鳥」
170	束雲	糸種	クロ	朱箔	朱合上ゲ					松浦善兵衛 「束か二」 と同一?
171	塩がま	形紙モミ	クロ	青箔	キウルシ上ゲ					

付表 1 若狭塗見本帖「わかさ塗見本」と塗見本（手板 1～3）の照合 (10)

番号	名前	使用素材	塗り方 1	塗り方 2	塗り方 3	見本帖	手板 1	手板 2	手板 3	手板1の塗師
172	しろたゑ	葉種	クロ	シカ銀	青上ゲ					
173	しのぶ	葉モミ	クロ	朱箔	青上ゲ					
174	下蔭	葉形紙モミ	クロ	青箔	朱合品色上ゲ					稲波彦一 「下タカゲ」
175	汐干	玉子貝	クロ	青箔	朱合上ゲ					松浦善兵衛 「志津干」
176	薦ふすべ	チョボチョボ貝 ハケメ	朱モヨウ	青	キウルシ上ゲ					
177	姫まつ	葉斗	クロ	□粉	巻立					
178	雛づる	葉糸モミ	クロ	青銀	クロ上ゲ					
179	雛車	フト松形紙種	クロ	キ箔	青上ゲ					
180	ひさかた	モミ種	クロ	朱箔	朱合上ゲ					
181	もちづり	糸モミ	クロ	朱箔	青上ゲ					松浦善兵衛 「もちづり」
182	ものぐるい	モミ貝	クロ	ジカ箔	朱合上ゲ					
183	百千どり	モミ貝	朱モヨウ	シカ箔	朱合上ゲ					松浦善兵衛 「百舌鳥」
184	もくず	糸ゴマ	クロ	ジカ箔	朱ウルシ上ゲ					松浦善兵衛 「藻くず」
185	住のえ	葉形紙モミ	クロ	ジカ箔	キウルシ上ゲ					
186	とこ夏	葉モミ	クロ	黄銀	青上ゲ					
187	若楓	葉種	クロ	朱キ箔	青上ゲ					
188	浪花春	玉子貝	クロ	キ梨子粉	朱合上ゲ					
189	藤の蔭	糸形紙種	クロ	青箔	朱合上ゲ					
190	赤出もちづり	糸モミ	クロ	キ箔	朱合上ゲ					

付表1 若狭塗見本帖「わかさ塗見本」と塗見本（手板1～3）の照合(11)

番号	名前	使用素材	塗り方1	塗り方2	塗り方3	見本帖	手板1	手板2	手板3	手板1の塗師
191	赤出藤縄	糸斗	クロ	青箔	朱合上ゲ					
192	みち草	松種	クロ	朱青箔	朱合上ゲ					
193	下露	モミ貝	クロモヨウ		朱合上ゲ					松浦善兵衛 「下露」 と同一？
194	せいがい	モミ斗	クロモヨウ		青上ゲ					
195	色わけ	葉玉子	クロモヨウ		クロ上ゲ 葉斗朱上ゲ					
196	赤出さくの霜	毛玉子貝	クロ	カバ箔	朱合上ゲ					
197	かすみ	玉子二外品 ハ時見斗	クロモヨウ		クロ上ゲ 上之和ハツ箔？ 入 クロ上ゲ					
198	塩ぐもり	糸種	クロ	青銀	クロ上ゲ					
199	あじろ	松斗	クロモヨウ	カバ箔	朱合上ゲ					
200	時歳落葉	モミ斗	クロモヨウ	キ箔	朱合上ゲ					
201	等の葉	モミ斗	クロモヨウ	朱銀	キ上ゲ					
202	花のかげ	葉松種モミ	クロモヨウ	朱キ箔	朱合上ゲ					
203		糸斗	クロ	ジカ銀	朱ウルシ上ゲ					
204	濱千鳥	モミ斗	クロ	朱銀	青上ゲ					
205	みぞれ菊	毛玉子	クロ	青箔	朱合上ゲ					
206	大がら	モミ斗	クロ	朱箔	クロ上ゲ					
207	日の出霜	玉子貝	クロ	朱箔	朱合上ゲ					
208	霜ノ葉	葉玉子	クロモヨウ	カバ箔	朱合上ゲ					
209	村雲	玉子種青貝	クロモヨウ	キ箔	黒上ゲ					稲波彦一 「むら雲」

付表 1 若狭塗見本帖「わかさ塗見本」と塗見本（手板 1～3）の照合(12)

番号	名前	使用素材	塗り方 1	塗り方 2	塗り方 3	見本帖	手板 1	手板 2	手板 3	手板1の塗師
210	ジシミ	モミ斗 マキツメ	クロモヨウ	朱黄青箔	朱合上ゲ					
211	むち玉	玉子種	クロモヨウ	青箔	黒上ゲ					

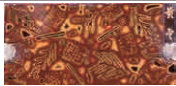
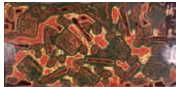
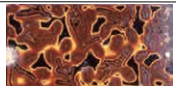
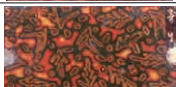
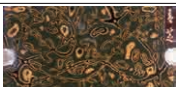
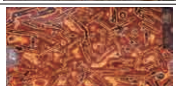
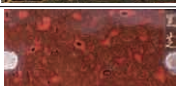
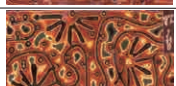
付表 2 「わかさ塗見本」になく塗見本（手板 1）にみられる塗り

番号	名前	使用素材	塗り方 1	塗り方 2	塗り方 3	手板 1			手板1の塗師
212	金流	葉種糸	黒模様	アライ	金巻立				稲波彦一
213	うす水	松モミ	黒模様	アライ	銀巻立				稲波彦一
214	金虫喰	モミ斗	黒模様	アライ	金巻立				左:稲波彦一 右:丸川利左エ門
215	金七子	種斗	黒模様	アライ	金巻立				西脇忠兵衛
216	青摺はがし	研ぎ切る	黒中漆上ゲ		青上ゲ 摺はがし				西脇忠兵衛
217	野分	葉斗	クロ	朱箔	青上ゲ				松浦善兵衛
218	なにハズ?	松種	クロ	朱	黄上ゲ				丸川利左エ門
219	黄虫喰	モミ斗	クロ	黄アライ	朱合上ゲ				丸川利左エ門
220	路きん	モミ種	黒模様	ジカ箔	朱合上ゲ				丸川利左エ門
221	銀虫喰 ぎんむしくい	モミ斗	黒模様	アライ	銀巻立				左:西脇忠兵衛 中央:稲波彦一 右:丸川利左エ門
222	吉野瀬	松斗	クロ	青箔	黒上ゲ				稲波彦一

付表3「わかさ塗見本」になく塗見本（手板2）にみられる塗り

番号	名前	使用素材	塗り方1	塗り方2	塗り方3	手板2
223	雲ノ野	松種	黒	金箔	青漆上ゲ	
224	月山	糸種モミ	黒	青金箔	朱合漆上ゲ	
225	朝霜	檜の葉玉子	黒		朱漆上ゲ	
226	葛霜	玉子斗	黒	青黄	蝋色漆上ゲ	
227	友草	松種	黒	金箔	青漆上ゲ	
228	秋野□	モミ斗	黒	黄朱金箔	朱合漆上ゲ	
229		乾漆粉	黒		摺り漆	
230		貝松	黒		摺り漆	
231		叩き		梨子地粉	摺り漆	
232		貝乾漆粉	黒		黒漆上ゲ	
233		玉子斗	黒		黒磨き上ゲ	
234		貝・毛?	黒		黒磨き上ゲ	
235		貝斗	黒		黒磨き上ゲ	
236		貝・松or毛?	黒		黒磨き上ゲ	
237	花かげ	モミ斗	黒	青金箔	朱合漆上ゲ	

付表 4「わかさ塗見本」になく塗見本（手板 3）にみられる塗り

番号	名前	使用素材	塗り方 1	塗り方 2	塗り方 3	手板 3
238	黄雲	檜の葉種 形紙松	黒	黄	朱合漆上ゲ	
239	錦木	種モミ松 形紙	黒	朱金箔	青漆上ゲ	
240	花野	檜の葉 形紙	黒	朱金箔	朱合漆上ゲ	
241	夕の□	モミ 檜の葉	黒	金箔	朱合漆 蝋色漆交上ゲ	
242	寿生	モミ種 檜の葉	黒	黄朱	青漆上ゲ	
243	雲芝	糸モミ	黒	青黄	青漆上ゲ	
244	総角	松種貝	黒	朱黄金箔	朱合漆上ゲ	
245	雲の野	松種	黒	朱金箔	青漆上ゲ	
246	黒芝	モミ斗	黒			
247	朝時雨	糸貝	黒	朱銀粉	朱合漆上ゲ	
248	松の背	種松糸	黒	青金箔	朱合漆上ゲ	
249	菊水	糸松	黒	朱金箔	青漆上ゲ	
250	月かげ	檜の葉 種モミ形紙	黒	青金箔	朱合漆上ゲ	

津軽線の部分廃線をめぐる経緯の検証と展望

櫛 引 素 夫*

要約：

青森県の津軽半島を走るJR東日本のローカル線・津軽線は、2022年8月の豪雨で北側半分にあたる蟹田―三厩間が被害を受けて運休を余儀なくされた。JR東日本は沿線の外ヶ浜町、今別町と青森県に対して、同区間を廃止し、バス・タクシーに転換するよう提案した。1年半にわたる協議の結果、地元2町はバス・タクシー転換を受け入れ、2027年春の鉄路廃止を目指して調整が進んでいる。同区間を含む津軽半島北部では、被災の1カ月前からデマンド型の乗合タクシーが運行していた。現在は定時定路線型の乗合タクシーが加わり、代行バスとともに、実質的に新たな交通体系が稼働している。JR東日本はこれからNPO法人を地元とともに設立し、町営バスを含めた地域交通の総合的なマネジメントを目指している。同社にとっては初の試みであり、地元とのコミュニケーションのさらなる改善や、高齢者への普及のハードルといった課題を抱えつつ、「人口減少社会の再デザイン」という観点から、持続可能な地域づくりへの取り組みの行方が注視される。

キーワード：津軽線、外ヶ浜町、今別町、JR東日本

Review and Prospects for the Partial Abandonment of the Tsugaru Line

Motoo KUSHIBIKI*

abstract：

JR East's Tsugaru Line is a local line that runs through the Tsugaru Peninsula in Aomori Prefecture. Heavy rains in August 2022 caused damage to the northern half of the line between Kanita and Minamaya, forcing it to suspend service. JR East proposed to the towns of Sotogahama and Imabetsu along the line, as well as Aomori Prefecture, to abolish the section and switch to buses and taxis. After a year and a half of discussions, the two towns have accepted the bus/taxi conversion, and adjustments are underway with the aim of discontinuing the railway in the spring of 2027. In the northern part of the Tsugaru Peninsula, which includes this section, demand-driven shared-ride cabs had been in operation for a month prior to the disaster. JR East is now working with the local community to establish a non-profit organization (NPO) to manage the local transportation system, including the town's buses. This is the first attempt for JR East, and the company faces issues such as further improvement of communication with the local community and hurdles in promoting the system to the elderly. From the perspective of

* くしびき もと お 青森大学社会学部教授、弘前大学大学院地域社会研究科 客員研究員（第1期生・地域政策研究講座）、kushibiki@aomori-u.ac.jp

“Redesigning a society with a declining population,” the future of efforts to create a sustainable community will be closely watched.

keywords : Tsugaru line, Sotogahama town, Imabetsu town, East Japan Railway Company

I. はじめに

青森県の津軽半島を走るJR東日本のローカル線・津軽線（青森—三厩間・55.8km、図1）は2024年5月、北半分の蟹田—三厩間を廃止し、バス・乗合タクシーに転換することが決まった。2022年8月、記録的豪雨によって同区間が不通となったため、JR東日本は不通部分の復旧に地元負担を求め、さらにはバスと乗合タクシーへの転換を提案して、沿線の外ヶ浜町と今別町、青森県と協議を続けていた（櫛引・金、2024）。

本稿の執筆時点（2024年12月）では、廃線時期を「2027年春」に想定し、運営主体や運営方法について検討が進んでいる。

筆者は北海道新幹線を研究する過程で、並行する津軽線に関心を抱き、2019年には外ヶ浜、今別両町の全世帯を対象に津軽線の利用状況を調査した（あおり新幹線研究連絡会、2020）。さらには上記の経緯についても調査を続け、速報的に結果を報告してきた（櫛引、2020・2023a・2023b・2023c）。本稿においては、櫛引

（2023b）で検討した路線の存廃をめぐる論点を再整理するとともに、協議のプロセスを検証し、今後の展望を交えて報告する。なお、研究の一環として実施したヒアリングは、日韓文化交流基金の助成事業の一環として津軽半島を訪れた韓国・建国大学の金仙熙研究員（青森大学附属総合研究所客員研究員）と共同で行った。



図1 津軽線に関する略図
（出典：地理院地図に筆者加筆）

II. 津軽線と沿線の概要

図1に示したように、津軽線は南から、青森市と蓬田村、外ヶ浜町、今別町を通り、青森—蟹田—中小国—三厩間を結ぶ。1951（昭和31）年に青森—蟹田間27.0kmが開業し、「ガニ（蟹）線」の名で親しまれるようになった。1958年には蟹田—三厩間28.8kmが開通、全線開業した。外ヶ浜町は「平成の大合併」で蟹田町と平館村、三厩村が合併して発足し、今別町を挟んで飛び地となっている。沿線のうち、特に外ヶ浜町と今別町は人口減少と高齢化が著しい（櫛引、2023b）。

津軽海峡線が青森駅と函館駅を結んでいた1988年3月から2016年3月までは、青森—中小国間が津軽海峡線の一部を構成し、蟹田駅には特急「はつかり」、後には「白鳥」「スーパー白鳥」が停車していた。しかし、北海道新幹線の開業に伴って便数は縮小され、水害に見舞われた2022年8月時点の運行本数は青森—蟹田間が1日9往復、蟹田—三厩間が5往復だった。新型コロナウイルス感染症（COVID-19）拡大前の2019年度の平均通過人員（輸送密度）は、青森—中小国間は720人／日、中小国—三厩間が107人／日、線区全体では452人／日と、JR東日本管内でも低い水準にあった（櫛引、

2020)。

筆者が2019年10月に外ヶ浜、今別の両町で実施した調査によると、津軽線を「ほぼ毎日利用する」町民はほぼ高校生であり、少子化を反映して数は少ない。高齢者も「月に何回か使う」が外ヶ浜町で2割、今別町が1割程度だった。「ほとんど使わない」は外ヶ浜町で38.4%、今別町では65.6%に達していた。用途は「通院」が多く、「用足し」「買い物」が次ぐ。通勤・通学利用は少なく、特に今別町は非常に少ない。津軽線を利用しない理由は「乗用車があるから」が突出し、車の普及と人口減少による需要の縮小、ダイヤや駅までの距離による「使い勝手の悪さ」が負のスパイラルを構成していた(櫛引、2020)。

Ⅲ. 乗合タクシー導入から部分廃線決定への経緯

本章においては、乗合タクシー運行から蟹田―三厩間の廃止決定に至る経緯を、櫛引(2023b)、櫛引・金(2024)および地元紙・東奥日報の記事から要約する。また、同紙の記事に基づく年表を表1に示した¹⁾。

1. 乗合タクシーの導入と津軽線の被災

JR東日本盛岡支社は2022年7月、関連会社や地元タクシー会社と提携し、蟹田以北のエリアでデマンド型乗合タクシー「わんタク」運行などの実証実験を始めた。津軽線の本数の少なさと、観光スポット間の距離を克服すると同時に、地域住民の日常利用を想定した。「わんタク」は、エリアは蟹田から津軽半島の北端、竜飛崎までをカバーし、料金は1人1回につき500円とタクシーに比べて格安の設定とした。くしくも運行開始1カ月後に津軽線が被災し、蟹田―三厩間が不通となって、「わんタク」は代行バスとともに不通区間の機能を代替した。

2. 地域交通検討会議による協議

折しも2022年夏、全国の「利用の少ない鉄道」の将来像をめぐって「特定線区再構築協議会」の設置が提起される一方、津軽線はJR東日本の「利用が少ない地方路線」に名を連ねた。また、蟹田―三厩間の豪雨被害が大きいことが確認され、JR東日本は早急の復旧工事を断念、同年末には運休区間について「鉄道の特性である大量輸送のメリットを発揮することが困難」と表明するとともに、交通体系の在り方について協議の場をつくることを提案した。2023年1月18日、外ヶ浜町・今別町両町と青森県、JR東日本盛岡支社が構成する「今別・外ヶ浜地域交通検討会議」が発足し、協議をスタートさせた²⁾。

協議の過程でJR東日本は、①JR東日本が費用を全額負担し、鉄道を廃止して路線バスと乗合タクシーを軸にした交通体系へ転換する、②鉄路存続の場合は「上下分離」方式などにより維持費用を分担し、地元側が約4億円、JR側が約2億円を負担する、という2案を提示し、バス・タクシー転換が望ましいとの意向を示した。地元2町と県は当初、鉄路の存続と、さらなる詳細な検討を要望したが、同年8月には外ヶ浜町長がJR東日本の提案に理解を示し、地元の意向が分かれた。

今別町は復旧・運行費用をJR側が全額負担しての鉄路存続を主張し、翌9月に全町民アンケートを実施した。さらに、青森市、蓬田村を加えた4市町村による意見交換を提案した。

3. 首長級会議による検討と今別町の全世帯アンケート結果

担当者会議は8回に及び、バス・タクシー転換、地元自治体の負担を含む復旧、JRの全額負担による復旧、不通区間の部分復旧、さらにはBRT(バス高速輸送システム)転換など多様な案が検討された。2023年12月22日には青森県知事と4市町村長が意見交換を行い、2024年2月1日、副知事

表1 津軽線の主要経緯（2022年7月～2024年11月）

年	月日	事 項
2022	7.1	デマンド型乗合タクシー「わんタク」などの運行開始（当初予定は9月まで）
	8.3/8.10	豪雨被害
	8.22	バスと「わんタク」による振替輸送スタート
2023	1.18	「今別・外ヶ浜地域交通検討会議」初会合
	2.12	住民説明会を今別、外ヶ浜の計4会場で開催。反対の声相次ぐが理解を示す意見も
	3.28	第3回検討会議で、JR東日本が単独での鉄路維持は困難と表明。上下分離による鉄路存続とバス・乗合タクシー転換のいずれかの方針を示す。上下分離時の負担は地元4億円、JRが2億円
	4.1	「わんタク」の運行期間を2024年3月31日まで延長、営業時間を拡大。定時定路線の「わんタク定時便」3往復を導入
	4.27	第4回検討会議でJR東日本が、バス・タクシー転換が望ましいと伝達
	6.6	第5回検討会議でJR東日本が、バス・タクシー転換なら蟹田以北のバスを2往復増の7往復とすると提示
	8.18	今別町長が青森市、蓬田村を加え4市町村長の意見交換を提案
	8月	外ヶ浜町長が複数メディアに、鉄路存続にこだわらない意向を表明
	9.14	青森県鉄道整備促進期成会（会長・宮下宗一郎知事）などがJR東日本社長に「災害で廃線の前例にならないよう」と要望
	10.16	代行バスが6往復から8往復に増便
	10.3	第7回検討会議で2町の部分復旧案を協議
	11.1	代行バスと「わんタク」の位置を把握できるバスロケーションシステム導入
	11.12	第3回住民説明会。4会場に40人参加。JR東日本盛岡支社長が「鉄道を維持する場合、街がどう良くなるのか、考えを教えてほしい」と要望
	11.9	今別町長が知事に「知事が先頭になって協議を」と要望
	12.1	県が県道今別蟹田線の小国峠区間についてバイパス道路整備の方針を県議会で明らかに
	12.3	外ヶ浜町長が町民説明会で「バス・タクシー転換に賛成」と発言
2024	1.18	今別町が9月実施の町民アンケート結果公表（回答率45.0%）。鉄路復旧支持が3割、バス・タクシー転換支持が6割
	2.1	4市町村・JR・県が第1回首長級会議。2町の主張は平行線
	2.28	第2回首長級会議でJR東日本が提案 ・NPO法人等を設立して地域交通を総合的に運営 ・町営バスも統合 ・「18年以上」の運行目指す（3年ごとに見直し） ・JR東日本、自治体職員が出向 ・年間運営費1.7億円、JR東日本の負担は30億～40億円
	4.1	「わんタク」の運行期間を2025年3月まで延長、「わんタクフリー便」に名称変更し外ヶ浜町平館地区、今別町北東部を運行エリアに追加。「わんタク定時便」は1往復増の4往復化、乗降場所を4カ所追加
	5.23	第3回首長級会議。今別町長が自動車交通転換に関する協議へ参加表明
	6.24	県議会新幹線・鉄道問題対策特別委員会で質疑。JR東日本盛岡支社長が「県内他路線の協議は想定せず」と答弁
	7.12	今別町長らが知事に県道今別蟹田線・小国峠のバイパスの早期着工を要請
	11.5	JR東日本盛岡支社が2027年春の廃線を想定していることを明らかに

（出典）東奥日報記事に基づき筆者作成

と4市町村長の首長級会議による最終協議がスタートした。

前後して1月18日、今別町は全世帯アンケートの結果を掲載した広報誌をホームページで公表した³⁾。1,176世帯に配布、回答は535世帯で回収率45.0%だった。運休区間の「早期復旧」を支持した世帯が32.7%だったのに対し、「バス・乗合タクシーへ転換」が61.3%、無回答などが6.0%だった。また、津軽線を利用している156世帯に限定すると、「早期復旧」が47.4%、「バス・乗合タクシーへ転換」が46.8%、無回答などが5.8%だった。

4. NPO法人等による運営の提案と最終決定

JR東日本は2月28日の第2回首長級会合で、詳細なバス・タクシー転換案を提示した。①新たな交通体系を自治体と共同運営するため、NPO法人等をJR東日本主導で設立し、職員をそれぞれが派遣、②既存の町営バス路線と一体的な運用を図る、③運用期間は18年以上を想定、④JR東日本の負担額は初期投資を含め30億～40億円程度と想定、⑤蟹田―三厩間のバス運行本数は鉄道より3往復増えて8往復に、といった内容である。

最終的に、5月23日の第3回首長級会議で、副知事は初めてバス・タクシー転換を容認する方針を示した。さらに席上、その発言を受ける形で、今別町長も転換に関する協議への参加を表明し、1年半にわたる協議の末に部分廃線の方性が決まった。

その後、JR東日本は11月5日、津軽線の廃線を2027年春と想定していることを明らかにした。

なお、今別町は県道今別蟹田線の小国峠区間の冬季運行を懸念しており、県が2023年12月、バイパス道路を新たに整備する方針を示していた。今別町長らは2024年7月12日、このバイパスの早期着工を知事に要請した。

また、「わんタク」は2022年7月のスタート時、3カ月限定の運行を予定していたが、上記の経緯から運行期間が2023年度末へ、さらに2024年度末へ延長された。この間、2023年度には定時定路線で蟹田―竜飛崎灯台間を走る「わんタク定時便」3往復が導入、「わんタク」も営業時間が10:00～16:00から9:00～17:00へ拡大された。さらに、2024年度からは「わんタク定時便」が4往復となり、乗降場所も4カ所追加された⁴⁾。

IV. 各当事者へのヒアリング結果

本節では、筆者が2024年7月に実施した関係4者へのヒアリング結果を記述する。資料としての価値を考え、一問一答形式とした。なお、回答は日本地理学会秋季学術大会での報告に際して、文言を最終確認した同年9月時点での内容であり、本稿の執筆時点では大枠、ディテールとも変化している可能性がある。

1. JR東日本（盛岡支社企画総務部）

JR東日本に対しては2024年7月22日、新青森駅で盛岡支社企画総務部員にヒアリングを実施した。主な質疑は以下の通り。

【Q】運営主体の形態として「NPO法人等」を提案した理由について。JR東日本として新たな取り組みとなる。

【A】鉄道とバス、タクシーを組み合わせ、地域交通を総合的にマネジメントすることが明確な目的である。私企業や自治体の枠を超えた目的達成のために、必要な手段と考えた。例えば、JR東日本社員が数名出向し、自治体からは「0.5人」が出向する、といったイメージもある。

【Q】新たな交通体系の運営期間を「18年以上」とした理由は？

- 【A】「その年に生まれた子どもが高校を卒業するまで」の期間は最低限、運営を続けるという観点から。
- 【Q】「赤字路線の切り捨て」という批判に対してどう考えるか。
- 【A】赤字路線切り捨てが目的ではない。転換後も赤字は残る。あくまでも「地域にとって最適の交通体系」を追求した結果である。また、赤字の額が問題の本質でもない。津軽線より赤字幅が多い路線はほかにたくさんある
- 【Q】なぜ、JR東日本が自動車による新たな交通体系の構築を目指すのか。
- 【A】鉄道は車両運用上の制約などがあり、できないことが多い。その点、自動車はフットワークが軽い。
- 【Q】JR東日本として「地域交通全体」のことまで踏み込んで考えていること自体がレアケースではないか。地方自治体とも新たな取り組みを始めることになる。
- 【A】積極的な提案まで踏み込んでいるという点では、そう言える。ただ、地方自治体とはこれまでも主に観光面でさまざまな連携を重ねてきた。その調整・交渉の実績の延長上にある取り組みとも言える。乗合タクシーを水害前から動かしてきた2年間の実績がある上に、住民の声を聴き、高齢者の通院など地元のニーズも分かってきた
- 【Q】JR東日本がファシリテーターあるいはマネージャーとして役割を務め、地域のリソースを活用するという一面があるように見える。
- 【A】人口減少社会の“角度を緩める”という視点を重視している。
- 【Q】津軽線は沿線固有の事情と経緯を抱え、それらに対して丁寧に対応している印象がある。利用の少ない各地の路線で、個別の事情に応じて対応しているのか。
- 【A】全体としての方針はあるが、各地の事情に応じて対応している。それだけに、津軽線のケースが全社的に一般化、普遍化できるモデルになるかどうかは分からない。
- 【Q】採算面以外にも留意している点は。
- 【A】社員の「働きがい」も重要な要素と考えている。職場として魅力的かどうかは、重要な要素と言える。
- 【Q】タクシードライバーが確保できるか、不安視する声もある。
- 【A】ドライバーの確保は、現時点では苦勞していない。乗合タクシーは「定額制＋9時～5時勤務」が基本なので、「歩合制＋不規則な労働時間」に慣れた人にとっては魅力的な働き方という。また、走行距離が長く、お客さまと一緒に話す時間も長くなるので、ドライバーの満足度も高い。最近、ドライバーを増やしている。ゆくゆくは地元の人たちの通院や買い物への展開を想定している。ドライバーのマnpowerなしにはつらいが、さまざまな住民ニーズのハブになるのではと期待している。
- 【Q】JR東日本が組織として生まれ変わろうとしているようにも見える。
- 【A】そうかもしれない。今回のような取り組みは、まだ成功事例もない。他の支社も含め、悩みを共有しながら進んでいくしかない。

2. 今別町役場（企画財政課）

今別町役場に対しては2024年7月22日、同町役場で企画財政課員にヒアリングを実施した。主な質疑は以下の通り。

- 【Q】町として一連の経緯に関する資料をまとめ、公表しているか？
- 【A】基本合意ができていないため、まだ提示していない。
- 【Q】町としてバス・タクシー転換をどうみるか。
- 【A】鉄路が廃止されて困るのは高校生と通院者なので、対応を考える必要がある。ただし、既に代

行バスの増便が実現した結果、例えば従来のダイヤで時間帯によって発生していた「蟹田駅で三
既行き列車を2時間待ち合わせる」という事態は解消している。

【Q】乗合タクシーの課題は。

【A】電話予約が必要で、特に高齢者は慣れが必要。1回使ってみれば変わると思う。福祉などとの連
携も必要かもしれない。ただ、町として、予約制の乗合タクシーはこれまでも運行実績がある⁵⁾。
人口減少に伴うこの種のタクシーの検討は、担当者レベルでは以前から想定していた。

【Q】津軽線の蟹田―三厩の運休後、沿線の暮らしはどうか。

【A】現在は代行バスやタクシーの振替輸送で買い物などが成り立っている。また、鉄道がない海岸
部も、既存の買い物バスや移動販売がカバーしている。

【Q】新たな交通体系についての展望は。

【A】新たに地区内の買い物ニーズなどへの対応も想定される。北海道新幹線（奥津軽いまべつ駅）
とどう関連づけていくかが課題。また、今別町内のタクシー会社の体力がもつかという懸念もあ
る。

3. 外ヶ浜町役場（企画政策課）

外ヶ浜町役場に対しては2024年7月22日、同町役場で企画政策課員にヒアリングを実施した。主
な質疑は以下の通り。

【Q】バス・タクシー転換を受け入れた背景は。

【A】町民向け説明会やその他の会合で総意、民意を確認し、鉄道へのこだわりは少ないと判断した。
町内外からさまざまなご意見をうかがった。

【Q】JR東日本との協議をどう評価しているか。

【A】月に1～2回のペースで来庁し、通院需要への対応、「わんタク」乗降場所の増設など、暮らし
に寄り添う上で配慮していただいた。

【Q】新しい交通体系についてどうみるか。

【A】「わんタク」と町営バス、スクールバスのすべてをカバーできる組織が必要。NPO法人等はJR
東日本がデザインし、町も主体性を持ち取り組む。利便性の観点から反対する人は少ない。ただ、
予約の際は「地元に近い人」が電話を取ってくれた方が良いだろう。また、津軽線の利用者は観
光客も多い。「大人の休日倶楽部」を使えば、「わんタク」利用で竜飛崎まで行ける。一方、住民
は移動目的に応じて交通手段を選択することになる。

【Q】「わんタク」は冬季の運行を不安視する声もある。

【A】実績をみる限り、「わんタク」の冬季運休・遅延等はかなり少なく、不安はない

4. 青森県庁（鉄道対策課）

青森県庁に対しては2024年7月29日、同県庁で鉄道対策課員にヒアリングを実施した。主な質疑
は以下の通り。

【Q】県として協議に臨んだ基本姿勢は。

【A】今回の協議はJR東日本が提唱し、県が主導する形で進んできた。地元の意向が最大限に尊重さ
れるよう、将来推計人口や少子化、さらには「2040年には住民の8人に1人が要介護状態にな
ると推測される」といった高齢化の進展を考慮し、ドア・トゥ・ドアの移動を重視してJR東日本と
交渉した。県議会でも特別委員会の開催も含めて議論を重ね、地元2町の意見が分かれる中、1
年以上の時間をかけた。両町や地域住民の理解、納得が重要だ。

【Q】協議の結果をどう評価するか。

【A】津軽線はもともと、蟹田以北は1日5往復、そして三厩駅止まりだった。それが8往復になり、運行区間が竜飛崎まで拡大した。また、三厩駅は旧村の東端にあり、旧村域は鉄道の恩恵にあずかれなかった。代行バスで三厩地区中心部も運行するようになった。1年半という時間をかけたことでJR東日本の譲歩案を引き出し、エリアも津軽半島北東側の海岸部まで拡大できた。

【Q】今後の展望は。

【A】運行期間が「18年以上」となっているが、理想はもちろん「永遠」であり、詳細については検討を進めている。今後、締結される基本合意に、外ヶ浜、今別両町の意向が反映されるように後押しし、将来にわたって合意内容が遵守されるように努める。

5. ヒアリングのポイント

上記から、各当事者のヒアリングのポイントを整理すると、JR東日本としての目的は町営バス等と乗合タクシー、代行バスを含む地域交通の総合マネジメントであり、その目的に最も即した形態としてNPO法人等を検討している。社としても前例のない取り組みに際し、模索が続いている様子が見て取れる。また、鉄道廃止は赤字路線の切り捨てが目的ではなく、あくまでも「地域に最適化した交通体系の構築」を目指していると自認している。

一方、外ヶ浜町や今別町は、バス・タクシー移動の浸透に、特に予約の使い勝手の懸念を抱えながらも、利便性の向上はポジティブに評価し、北海道新幹線を含めた交通体系の再構築を前向きに受け止めている様子である。また、青森県庁は、両町の意向を踏まえながら、地域の将来の人口構成なども含めた検討を丁寧に進めた結果、JR東日本から多くの譲歩を引き出して利便性の向上が実現してきたと認識している。

V. 考察

1. 事態の推移とヒアリング結果に基づく検証

筆者は櫛引（2023b）において、以下のような論点を列举した。

- (1) 地元には鉄道の廃止が日常の利便性低下に直結するという「不安」が非常に根強い。JR東日本は地元の不安にどう向き合うか。「不便」の解消、という視点から説得を試みても、視点や意識がかみ合わない可能性がある。
- (2) 鉄道はあくまでも「移動手段の選択」の問題と位置づけられる。「地域の持続可能性」そのものが論じられているか。
- (3) 「鉄道の存続」がなぜ、いかに「地域の持続可能性」の確保につながり得るのか、一方で「バス・タクシー転換」がなぜ、地域の持続可能性を損なうのか、より実態に即した説明があれば、検討作業の解像度が上がる可能性がある。
- (4) JR東日本の路線の中で、同じ豪雨で被災した五能線が復旧する一方、津軽線は北半分の廃線が提起され、青森県一円で結果的に被災した鉄道の「線引き」が行われた。今後、県内の鉄道路線の行方はどう波及し得るか。
- (5) 全国に通底する普遍的な課題として、利用の少ない路線を、誰がどんな理念や原則に基づいて支えるのか。
- (6) 国は交通の在り方をどうしたいのか、どうすべきだと考えているのか。

本項ではこれらについて、事態の推移およびヒアリング結果と照合して検討する。

(1) JR東日本は地元の「不安」にどう向き合ったか

地元の人々、特に高齢者は、これまでの津軽線が必ずしも便利とはいえないにもかかわらず、バス・タクシー路線転換が地域にもたらす悪影響を懸念し、また、電話予約を利用上のハードルと捉えていた。

しかし、上記のように、バス・タクシーの増便とドア・トゥ・ドア移動の実現、乗降場所の追加など、1年半の間に「不便さ」が相当に改善され、地元の認識が変化したことがうかがえる。その背景には、JR東日本の個別の対策に加え、地元とのコミュニケーションの状況そのものが改善した事情があるように見受けられる。

残る「不安」は、コールセンターが苦手な高齢者の「電話」問題であり、ここでも、利便性そのものよりもコミュニケーションの在り方が課題と位置づけられよう。

(2) 地域の持続可能性をめぐる検討

青森県庁の証言をみる限り、将来的な地域の人口構成をはじめ、「鉄路そのものが守るべき地域社会」について、相当の検討がなされたと判断できる。また、全国的にタクシードライバーの不足が問題化する中、「わんタク」についてドライバー数の確保・増員が実現している点も、ポジティブに評価できよう。

(3) 「鉄路の存続」がなぜ、いかに「地域の持続可能性」の確保につながり得るのか、バス・タクシー転換がなぜ、地域の持続可能性を損なうのか

少なくとも今回の一連の調査では、協議において、「鉄路の存続」を「地域の持続可能性」と関連づけて論じられた場面に関する情報は得られなかった。「最低限の現状の維持」という位置づけを超えた、鉄路が地域にもたらし得るポジティブな変化の可能性についても、同様である。

一方、バス・タクシー転換がなぜ、地域の持続可能性を損なうのかについても、協議において直接、論じられた場面に関する情報は得られなかった。

とはいえ、鉄路の喪失が地域の安心感を奪い、精神的なダメージをもたらすことは山下ほか(2012)などで報告されており、バス・タクシー転換が何らかの影響を及ぼす可能性は否定できない。それだけに、現時点では実態が明らかにされていない精神的なダメージの実態を誰がどう明らかにし、どんな対策を講じるかが焦点となろう。

また、櫛引(2023b)でも指摘したが、松中ほか(2020)、植松ほか(2021)のように、鉄道の廃止が人口減少の一因となると結論づける報告がある一方で、佐川・中谷(2020)のように、鉄道の廃止が人口減少率の上昇をもたらす効果は認め難いとする報告もある。

いずれにせよ、津軽半島北部における、交通体系の再構築をめぐる検討作業は緒に就いたばかりであり、今後、さらなる調査と検討が必要な状態にある。併せて、後述する「T型集落点検」のような、集落機能そのものの維持を視野に入れた対応が求められよう。

(4) 被災した鉄路の青森県内での「線引き」

同じ青森県内で2022年夏に被災したJR東日本の路線の間で、復旧した五能線と津軽線とで明暗が分かれた形になった。この差異が生じた理由について、本稿の執筆時点で、管見の限りではJR東日本からはまとまった説明はない⁶⁾。県内他路線に存廃論議が波及する可能性については、表1に示した通り、JR東日本盛岡支社長は記者会見で否定している。

(5) 利用の少ない路線を、誰がどんな理念や原則に基づき支えるのか。国の姿勢はどうか

JR東日本に対しては「赤字路線切り捨て」との批判が噴出した。これに対し、同社が地域交通の総合マネジメントに乗り出し、赤字か否かではなく地域にとって最適の解を目指す、バス・タクシー

転換しても生じる赤字は引き受ける、という姿勢を打ち出すことで、公共交通機関の運営会社として一定の責任を果たす姿勢を示したと位置づけられよう。

青森県庁については、基本的に地元2町の意向を尊重しつつ、財政負担も考慮し、人口減少下の地域課題を整理して協議の道筋をつけたことで、一定の役割は果たしたと言えよう。やはり豪雨被害で被災した只見線を上下分離方式で復旧させた福島県庁に比べると、外形的には対応は抑制的である。とはいえ、只見線の地元負担は年間3億円に上り、地元も賛意一色ではなかったと報じられている⁷⁾。県の判断の妥当性は、実際に新しい交通体系が稼働した後、少なくとも数年程度のスパンで評価されるべきだろう。

なお、櫛引(2023b)においては、地元2町と県が、「津軽線に関してどのような権利を主張でき、誰に対してどのような責任を負うべきのか」という論点も整理した。しかし、少なくとも、報道および筆者による調査の範囲では、必ずしも明快な結論には至っていない印象が残る。また、今別町の要請により後から協議に参加した青森市や蓬田村も、積極的な関与の痕跡は見いだせない。

以上を総括すると、JR東日本が津軽半島北部で担おうとしている「地域交通の総合マネジメント」は本来、誰のタスクなのか、という新たな「問い」が浮かび上がる。

(6) 国は交通の在り方をどうしたいのか、どうすべきだと考えているのか

前項の最後の「問い」をめぐり、全体的にみて、最も関与と責任の議論が見えにくいのは国である。今回の一連の協議は、国が枠組みを定めた「特定線区再構築協議会」ではなく、JR東日本の呼び掛けでつくられた独自の検討会で行われた。そのような事情も手伝って、「国として、津軽線の将来像をめぐり、ひいては日本全体の交通体系に、どのような形で、どんな責任を果たすべきなのか」という議論自体の置き場所が見いだせなかった格好である。

JR東日本はその巨大さと相まって、公的な使命として、赤字路線の維持を求められてきた。しかし、2020年以降、COVID-19が拡大して従来のビジネスモデル維持が難しくなり、特に2022年ごろから急速に赤字路線の見直しを進めてきた。

背景には、人口減少に伴う旅客需要の先細りに加え、働き方改革の推進、ひいては業務の担い手の不足という事情が存在する⁸⁾。このような状況を考慮すると、同社にとっては、財政的な事情以上に、雇用・労働環境も考慮した「経営資源の最適な活用」が大きな課題であると推測される。

加えて、JR東日本は上場企業であり、国内外の投資家を含む株主から、赤字の削減にとどまらず、赤字部門からの撤退を求められ得る立場にいる。

国際的にみて、「交通インフラは赤字が常態」という指摘⁹⁾もある中で、JR東日本がどこまで負荷を受け入れるべきか、あるいは国が責任と負担をどのような形で、どの程度まで追うべきなのか。この「問い」そのものの不在が、津軽線の存廃をめぐる協議の位置づけを分かりにくくしていた印象を否定できない。

2. 今後の主な論点と展望

本項では、2024年9月の日本地理学会秋季学術大会で報告した内容(櫛引・金、2024)を柱の一つとして、今後の主な論点と展望の整理を試みる。

(1) 不安への対応—「T型集落点検」の持つ可能性

JR東日本にとって、運輸事業にNPO法人等の制度を導入すること自体が、前例がない取り組みとなる。地元自治体と協働しての関連組織への職員派遣も、整備新幹線の並行在来線の第三セクター会社では例があるものの、市町村レベルではやはり例がない。

その意味で、JR東日本自身も認める通り、代替バスと町営バス、乗合タクシーを組み合わせた新たな交通体系のデザインと運営は、幾重にも新たな挑戦となる。

何より、今別町は推計人口約2000人（2024年6月現在）、外ヶ浜町は約4700人（同）、高齢化率はそれぞれ57.02%、51.42%（ともに2023年2月現在）と、地域の将来像の検討が喫緊の課題となっている。地域を今後どう持続させていくか、そのため、新たな交通体系にどのような「鉄道を超越する機能」を実装するかが鍵となる。

少なくとも、地元の視点に立てば、鉄路の存廃よりも「地域・暮らしの持続可能性」に比重を置いて対策を講じる必要があるだろう。加えて、ヒアリングや現地の状況から、移動そのものよりも、コミュニケーションの在り方が課題となっている状況は、本稿で述べてきた通りである。

そのような観点から、地域の今後の交通について大きな可能性を秘めているのが、例えば農村社会学者・徳野貞雄が提唱した「T型集落点検」である（徳野、2011）。

「T型集落点検」は、地域の人々自らが集まり、集落に住む人々の年齢や続柄、職業、さらには他出した子の居所、職業、年齢などを模造紙などに書き出す手法である。「T型」の名は、配偶者間と子どもの家族構成を示す図にちなむ。もともとは農業や集落行事の担い手を確認し、さらには将来的な持続可能性と課題を検証して、対策を講じるために用いられてきたが、「移動」についても援用可能であろう。

この点検法をアレンジすれば、現在、集落内で誰がどのような頻度で、どのような移動ニーズを抱えているかを可視化し、情報を共有できる。さらには近い将来、そのニーズがどのように変化し得るかを予想できる。

従って、例えば乗合タクシーの予約に誰が困難を抱えているか、そして、誰がサポート可能か、といった対策を検討することができる。また、いざという時、車で学校や病院に連れて行く支援者を見つけやすくなる可能性がある。何より、地域の人々が互いに移動をサポートし合う意識を高める効果も期待できよう¹⁰⁾。

徳野は青森県を再三訪れて、地元の人々とT型集落点検を実践しており、県内にはこの実践を手掛けられる人材が散在している。この人々と、例えば同じ津軽半島の中泊町が採用している集落支援員制度を組み合わせれば、新たな交通サポートの仕組みをつくり上げていける可能性がある。

併せて、ヒアリングでも話題に上ったように、買い物弱者対策や高齢者の見守りといった福祉関連分野と関連づけ、「コンシルジュ」あるいは「アテンダント」などを配置しての対応が考えられる。

（2）視点とニーズの多様性と非対称性

地元の人々の利用状況やアンケートへの回答を見ると、津軽線をめぐっては「地元の人々と、観光客や鉄道愛好者をはじめとする外部の人々との間」に、さらには「地元の人々の間」にも、意識やニーズにギャップが存在すると推測される。従って今後、観光と暮らしの両面から新しい交通体系をデザインし、構築していく上で、関係する人々の多様性、非対称性には強く留意する必要があるだろう。

新しい交通体系の役割、そして利用者に占めるであろう割合を考えれば、まずは地元の人々に愛され、利用されるための工夫が最も重要である。

櫛引（2023b）で詳述したように、地元の人々の多くにとって津軽線は既に縁遠い存在である半面、利用者にとってはかけがえのない交通手段である。今後、沿線で運転免許を返納する人が増加していく未来を考えれば、この両者は地続きの存在とも言える。

一方、外部の人々に目を向ければ、鉄道愛好者にとっては、廃線となる蟹田―三厩間は代替できる存在がない。しかし、一般的な観光客にとっては、代行バスと乗合タクシーは、むしろ安価かつ快適な移動手段ともなり得る。鉄道愛好者を含む外部の人々と、新しい交通体系をめぐり、どのような関係性を築いていくか。そして、それを経済的、社会的な恩恵という形で、どう「人口減少社会の再デザイン」に反映させていくか。櫛引（2023c）でも言及したが、蟹田地区を拠点に進む、外ヶ浜町民有志を中心とした地域振興活動「風乃まち」プロジェクトなどとも連携すれば、より多様な可能性が開けていくに違いない。

(3) 鉄道の全国ネットワークと「メンタルマップ」対策

一連の協議では必ずしも大きく話題に上っていないが、鉄道の全国ネットワークとのつながりや、それを起点とした津軽線の存在感・知名度に関する対策も検討対象となる。

鉄道愛好者に限らず一般の人々を念頭に置いても、時刻表などに掲載されている鉄道地図から、部分的にせよ路線が消えることは、沿線地域の存在感や知名度に大きな影響を及ぼし得る。他方、ネット環境の充実を念頭に置けば、地図そのものよりも、検索への応答が同等以上の可能性を秘めている点にも留意しなければならない。「わんタク定期便」の導入は、定時定路線の公共交通機関が検索サイトに表示される事情が背景にあるといい¹¹⁾、表1に示したバスロケーションシステム導入も、この流れに対応した形である。

また、新しい交通体系下では、北海道新幹線・奥津軽いまべつ駅を起点とした交通網の再編も大きなポイントとなる。JR東日本も含めて、被災前の津軽線と北海道新幹線を連携させる意識は必ずしも強くはなかっただけに、沿線地域や地元のみならず、JR東日本自身も、より積極的に「メンタルマップ」(頭の中の地図)を書き換えて、地元と外部をつなぎ直す営みが有効だろう。

(4) 金氏の視点

ここで、一連のヒアリングに同行した金仙熙氏の提起を紹介する。金氏の研究テーマは「『境界』地域における地域活性化研究—歴史・文化遺産の現在的活用と関連して」であり、津軽半島を走る津軽線に加えて、津軽鉄道(五所川原市・津軽五所川原—中泊町・津軽中里間、20.7km)に着目して、地域住民の日常生活に果たす役割と、観光コンテンツとしての価値を検討した。そして、日本地理学会秋季学術大会において、投影資料を通じて以下のように提起した。

- ・鉄道路線廃止に対する一種の「ロマン」と、地域住民の「移動権」は別の問題として考察する必要性。
- ・問題の本質は「鉄道」か、あるいは住民の生活共同体としての「地域の持続」という目的か。
- ・高齢化住民の日常における「移動」の問題：鉄道も一つの手段であり、行政の住民サポートの焦点はあくまでも交通状況の変化に高齢者がなじむよう支援すること。
- ・多様な主体(官・民・NPO・住民)による地域の「再デザイン」が必要。全体的に俯瞰しながら、問題点と解決策を模索すべき。
- ・近代以降の「移動」の歴史の証である鉄道の衰退をどう防ぐ?…あらゆる「記憶」の(観光)商品化が選択肢となり得る (cf.津軽鉄道)¹²⁾

金氏は調査結果について独自にテキストを執筆、公表予定であり、詳細な検討結果は、その結果に譲ることにする。筆者と金氏はもともと、問題意識やテーマをあらかじめ共有してヒアリングを共にした訳ではなかったが、本稿の執筆時点で、筆者と金氏の抱いた心証や考察に大きな乖離のないことが、本稿の筆致にある程度の安定感をもたらしたことは記しておく。

VI. まとめ

本稿における主な検討結果を要約すると、以下の通りである。

- ・JR東日本が設定し、青森県庁が主導した協議の結果、津軽線・蟹田—三厩間の運行がバス・タクシー転換されることに決まった背景には、地元とJR東日本のコミュニケーション改善を背景とする、

利便性の改善が寄与しているとみられる。

- ・ただし、地元2町には鉄道の喪失をめぐる不安、そして乗合タクシーの予約・利用をめぐる不安が存在している。前者については、調査や対策の検討が急がれる。後者については、福祉的な視点を交え、さらには「人口減少社会の再デザイン」という観点から、新たなコミュニケーションの手法や仕組みの創出が有効である。
- ・その対策の一つとして、人口減少と高齢化に直面する沿線地域の将来像の検討を兼ね、徳野が提唱した「T型集落点検」の実践が挙げられる。
- ・併せて、地元以外の人々についても、観光客、鉄道愛好者などの属性を考慮した、コミュニケーションの再構築が必要である。
- ・加えて、鉄道の全国ネットワークにおいて、部分的にせよ津軽線が「空白」となることへの対策も必要である。
- ・JR東日本は、少なくとも津軽線に関しては単純に「赤字路線切り捨て」を図ったとは言えず、同社にとって前例のない、かつ難度の高い「地域交通の総合マネジメント」を目指していると位置づけられる。ただし、津軽線の事例は、被災前に乗合タクシーの運行が始まっていたこと、「行き止まり」路線であることなど、固有の事情が存在し、他地域の存廃が論じられる路線のロールモデルとなり得るかどうか、現時点では見通せない。
- ・青森県庁は実質的にJR東日本と地元2町の協議を主導した。その役割の評価には、バス・タクシー転換からある程度の期間が必要と考えられるが、地元2町の意向を尊重しつつ、財政負担も考慮し、人口減少下の地域課題を整理して協議の道筋をつけたことで、一定の役割は果たしたと位置づけられる。
- ・JR東日本が、「公的な巨大私企業かつ上場企業として、どこまでどのような責を負うべきか」という議論は必ずしも試みられていない。その背景には、「地域交通の総合マネジメントにおいて、国がどのような役割を果たすべきか」という議論が空白のままである現状があるのではないのか。

VII. おわりに

本稿においては、津軽線をめぐる2年ほどの動きと協議の結果を俯瞰し、総括した。ただ、本稿の執筆時点では、津軽線の蟹田―三厩間を結ぶ新たな交通体系の全容や運営主体はまだ見えておらず、論文としての「結論」の記しようがない状態にある。その意味で、あくまでも「途中経過」の報告と分析と位置づけられる。

それでも、本稿の執筆を決意した背景には、地方鉄道をめぐる議論の錯綜がある。マスメディアやネットメディアによるさまざまな主張や検討がなされる中、筆者自身も多くの取材を受け、コメントが幾度か世に出た。このような体験も手伝い、できる限りフラットな立場から事実関係や当事者の視点をまとめ、論じておく必要性を感じた。特に2024年9月の日本地理学会秋季学術大会で報告した内容を提起する意味合いからも、あえてテキストにまとめることにした。

筆者自身、学生とともに津軽線の利用促進を図る「津軽線プロジェクト」に従事してきただけに、津軽線への愛着は強い。しかし、一連の経緯において、鉄道を重視するあまり、地元の持続可能性を度外視して鉄道の存続自体を目的化しかねない主張にも接した。沿線の人々の心がある程度、津軽線から離れているように見える状況は悲しい。同時に、鉄道の存続自体を目的にするような視点には、かえって地域の持続可能性に関する真摯な議論を遠ざける危険性を感じる。

ただ、筆者もまた、同じ青森県内に住み、調査のため津軽半島に通い続けているとはいえ、沿線に住んでいる人々の心境や世界観は筆者にとって、どこまでも「想像の領域」にすぎないという限界を抱えている。特に、最後まで鉄道の存続を訴えた今別町の人々の立ち位置や失いつつあるものをめ

ぐって、そもそも「フラットな立ち位置による分析が可能なのか」という問いは、自覚しておきたい。

なお、本稿で記述したように、津軽線は「行き止まり」の環境にあり、蟹田―三厩間の廃線が取り沙汰される以前に乗合タクシーが運行していた、さらにはJR東日本が独自に設けた枠組みで検討が行われた、などの特殊事情を抱えている。津軽線が他のローカル線のロールモデルになり得るかどうかは、本稿の執筆時点では論じにくい。それでも、本稿で述べてきたような情報や視点が、他地域の鉄道をめぐる論議や、それを外部から検証する際の参考になれば、と願っている。

謝辞

ヒアリングにご協力いただいた外ヶ浜町企画政策課、今別町企画財政課、青森県鉄道対策課、JR東日本盛岡支社企画総務部の皆さまに感謝申し上げます。また、本調査のヒアリングは、日韓文化交流基金助成事業による調査事業の一環として行われ、金仙熙・青森大学付属総合研究所客員研究員(韓国・建国大学校)の支援と助言をいただきました。御礼申し上げます。なお、本研究は青森学術文化振興財団・令和元年度助成事業「『人口減少×新幹線』社会の再デザイン①在来線の活用と町村部の振興」(あおり新幹線研究連絡会＝事務局・青森大学櫛引研究室、2020年度)の成果の一部である。また、本研究の一部を日本地理学会2024年秋季学術大会(2024年9月14日、南山大学)で報告した。

注釈

- 1) 2024年11月現在、協議の経緯に関する正式な記録は公表されていない。このため、協議の当事者が「内容がほぼ正確」と評する東奥日報記事から表を作成した。
- 2) 国が設置を提起した「特定線区再構築協議会」とは別種の組織である。
- 3) 広報いまべつ今別令和6年1月号(<https://www.town.imabetsu.lg.jp/gyousei/kouhou/files/714.pdf> = 2024年11月29日最終閲覧)。
- 4) JR東日本盛岡支社などの2024年2月27日リリース「JR津軽線(蟹田～三厩)代替交通の改善について」(https://www.jreast.co.jp/aas/2024/morioka/20241128_mr53.pdf = 2024年11月30日最終閲覧)。
- 5) 北海道新幹線・奥津軽いまべつ駅と津軽鉄道・津軽中里駅(中泊町)を結ぶ予約制乗合タクシー、通称「愛乗タクシー」。2016年3月の北海道新幹線開業以来、同区間を結んでいた定期バス「あらま号」の廃止に伴い、2020年11月から運行している。
- 6) 五能線と津軽線は輸送密度に差がある。また、五能線には青森駅と秋田駅を直結するリゾート列車が運行する一方、津軽線は三厩駅で行き止まりという差異もある。
- 7) 朝日新聞2022年10月1日記事「秘境路線、生き残りの道 豪雨から11年、JR只見線全線再開」(<https://digital.asahi.com/articles/DA3S15433553.html> = 2024年11月30日最終閲覧)。
- 8) JR東日本2020年10月21日リリース「ダイヤ改正における終電時刻繰り上げ等の概要について」(https://www.jreast.co.jp/press/2020/20201021_ho01.pdf = 2024年11月30日最終閲覧)には「鉄道工事における働き方改革の実現や鉄道設備の設置・保守のスピードアップ」の文言がある。また、NHKサイトの2023年11月7日記事「JR東日本 ダイヤ改正2024 上越新幹線終電繰り上げへ なぜ」(<https://www.nhk.or.jp/shutoken/newsup/20231107e.html> = 2024年11月30日最終閲覧)は、同社の深澤祐二社長の「鉄道のメンテナンスは夜間であることから、作業員が定着しにくく、高齢化が課題となっている。当社としても労働環境の改善を進めていきたい」という言葉を紹介している。さらに同社のX(旧Twitter)公式アカウントは2024年11月6日、首都圏主要線区で2025年春からワンマン運転を実施すると告知する文章の中で「ワンマン運転を拡大することにより、人手不足や社員の就労意識の変化などに対応」と記述し、業務をめぐる環境が急激に変化していることへの危機感がうかがえる(https://x.com/JREast_News/status/1854033435582710101 = 2024年11月30日最終閲覧)。
- 9) 藻谷浩介「地域創生と鉄道」、日本経済研究所サイト「『日経研月報』特集より・2023年6-7月号」。さらに藻谷は、揮発油税を投入して鉄道の上下分離を検討し、その上で「上下分離を行っても、運行部分が赤字化する既存鉄道の存続の可否は、投入する税金と得られる社会的利益の比較考量で決する」という手法を提唱している(<https://www.jeri.or.jp/survey/%E5%9C%B0%E5%9F%9F%E5%89%B5%E7%94%9F%E3%81%A8%E9%89%84%E9%81%93/> = 2024年11月30日最終閲覧)。
- 10) 2019年に実施したアンケートの記述項目を見る限り、津軽線に依存している人がいない世帯では、移動困難者の存在そのものに関心が向いていない印象を受ける回答が散見された。筆者は櫛引(2023b)において、「筆者の調査結果をみる限り、沿線住民の多くは日常生活において津軽線を必要としていない。しかし、自らが利用しなくても、津軽線の存在が重要なら、あるいは隣人や親類縁者が津軽線を利用しているなら、関心を持ち、何らかの

形で関与するか否か、その姿勢が問われている。それを喚起できるかどうか、行政側の意識と取り組みも問われよう」と提起した。

- 11) 東奥日報2023年3月3日記事「乗り合いタクシー 24年3月末に延長 今別、外ヶ浜 JR実験」参照。
- 12) 金氏は津軽鉄道を調査し、多くの関係者やサポーターがさまざまな形で、観光資源としての津軽鉄道活用、あるいは沿線の観光資源を利用促進につなげる活動を展開している様子を調査した。その状況を念頭においての提起である。

文献

- ・あおり新幹線研究連絡会（2020年）『『人口減少×新幹線』社会の再デザイン①在来線の活用と町村部の振興』成果報告書（青森学術文化振興財団）
- ・植村洋史・松中亮治・大庭哲治（2021）「地方鉄道の存廃が駅圏人口に及ぼす因果的影響の分析」、土木計画学研究・論文集D3（土木計画学）、76（5）、pp.I_1127-I_1135
- ・櫛引素夫（2020）「人口減少地域における在来線・整備新幹線の利用状況と行方—津軽半島の住民調査から—」、日本地理学会2020年春季学術大会発表要旨集
- ・櫛引素夫（2023a）「JR津軽線の試練と今後の展望（速報）」（東北地理学会2022年秋季学術大会発表要旨）、季刊地理学、75（1）、pp.37-38
- ・櫛引素夫（2023b）「津軽線の行方と鉄道の存廃をめぐる論点」、青森大学附属総合研究所紀要、第25巻第1号、pp.1-13
- ・櫛引素夫（2023c）「JR津軽線の試練（第2報）—沿線の地域活動を交えて」、日本地理学会2023年秋季学術大会発表要旨集
- ・櫛引素夫・金仙熙（2024）「JR津軽線の試練（第3報）—部分廃線決定とNPO法人等による運営の行方」、日本地理学会2024年秋季学術大会発表要旨集
- ・佐川大輔・中谷友樹（2020）「鉄道路線の廃止が沿線自治体の人口・所得水準変化率に及ぼす影響」、季刊地理学、72（2）、pp.107-121
- ・松中亮治・大庭哲治・植村洋史（2020）「地方鉄道の存廃と駅圏における年齢階層別人口の社会増減との関連分析」、土木計画学研究・論文集D3（土木計画学）、75（6）、pp.I_239-I_247
- ・徳野貞雄（2011）「集落の雄持・存続の分析枠組み 『T型集落点検』 から見えてくるもの」、福祉社会学研究、8、pp.25-41
- ・山下良平、石下諒、新井健（2012）「地方鉄道廃止後の沿線住民の交通行動と意識の変化に関する研究」、地域学研究、42（4）、pp.977-989

中国人観光客の日本訪問に関する市場動向の考察

孫 暁 儀*

要旨：

2019年、世界中の観光者数は過去最高の14.6億人に達したが、その後のパンデミックは観光業に多大な影響を与えた。特に、コロナ後の時期において、中国のアウトバウンド旅行市場が回復する一方で、中国の観光者の旅行嗜好も変化していることが注目される。本稿は、中国の観光者のスタイルの変化と国内観光の動向に焦点を当て、観光者の需要を明確にすることを目的に、「政策」「観光客スタイル」「観光に求めるもの」の三つの観点から論じている。その結果、中国人旅行者は文化の真正性と非日常的な体験を重視するようになり、日本は、中国人旅行者に対して、日本の独自の文化と中国の伝統文化との相違点を強調する必要があることが明らかになった。

キーワード：中国の観光政策、観光客スタイル、観光ニーズ、文化真正性

Consideration of market trends related to Chinese tourists' visits to Japan

SON gyoudi*

Abstract：

In 2019, global tourist numbers reached a record high of 1.46 billion, but the subsequent pandemic has significantly impacted the tourism industry. In particular, in the post-COVID-19 era, Chinese tourists' travel preferences have also changed as the Chinese outbound travel market has gradually recovered. This research examines the evolving travel styles of Chinese tourists and trends in domestic tourism, with the objective of identifying emerging tourist demands. The discussion is framed around three key perspectives: policies, tourist preferences, and expectations for sightseeing. The research concludes that Chinese tourists are beginning to show their attention to cultural authenticity and non-daily experiences, therefore, Japan should further highlight the unique aspects of its culture and the differences between Japanese and Chinese traditional cultures to cater to the needs of Chinese tourists effectively.

Keywords：China's tourism policy, tourist style, tourism needs, cultural authenticity

* そん ぎょうぎ 弘前大学大学院地域社会研究科（後期3年博士課程）地域産業研究講座

I. はじめに

1. 背景と問題提起

1.1 社会背景

2019年には、世界の旅行者数が歴史的な最高記録である14.6億人に達したが、2020年に新型コロナウイルス（COVID-19）が流行し、観光産業に深刻な影響を与えた。このパンデミックにより、各国や地域で水際対策が強化され、訪日外国人旅行者数は大幅に減少した。JNTO（2024）のデータによると、2024年10月に発表された統計では、訪日外国人数は2019年9月までの累計と比較して10.1%増加し、2024年9月までの累計は2688万人に達し、八ヶ月連続で同月の過去最高を記録した（JNTO, 2024）¹⁾。

令和5年に策定された「観光立国推進基本計画～持続可能な形で観光立国の復活に向けて～」²⁾では、新型コロナウイルスの影響を受けた旅行需要の変化が明らかにされている。この計画では、自然やアクティビティに対する需要の増加を強調し、観光客の長期滞在を促進し、地方への観光の分散を図ることが求められている。また、ポストコロナの時代においては、国際的な誘致競争が激化することが予想され、このグローバルな動向を捉える必要があると指摘されている。

2024年、Booking.comは世界34カ国および地域において3万人以上の旅行者を対象に「サステナブル・トラベル」³⁾に関する調査を実施した。その結果、世界の旅行者の約75%（日本の旅行者は53%）が今後1年間によりサステナブルな旅行に関心を持っていることが明らかになった。また、67%の世界の旅行者（日本の旅行者は42%）が旅行中にサステナブルな取り組みを体験したいと考えていることが示された。特に、体験をした旅行者の中では「本場の文化を体験する」「小規模な個人商店での買い物」「徒歩、自転車、公共交通機関での移動」という3つの傾向が顕著に見られた。

1.2 動機と新しい視点

JNTO（2024）の統計データによれば、今夏の台風による航空便の欠航がもたらす消極的な影響と、地方路線の増便や中秋節、国慶節などの積極的な影響が相まって、中国からの訪日客数は652,300人（前年同月比100.3%増）に達した。前年同月と比較すると、ほぼ同じ人数であるが、2019年同月（819,054人）と比較すると20.4%の減少が見られる。一方で、韓国からの訪日客数は226.3%の増加を記録している。

上記のデータに基づくと、コロナの影響で抑圧された反動の現象として、韓国観光者は日本に殺到した「報復性旅行（リベンジツーリズム）」と見なされる一方で、中国はそうには評価されない。筆者は、パンデミックが中国人旅行者に与える影響や、現在の中国観光市場の変化に注目している。本稿では、訪日観光市場における中国人観光客の重要性を考察し、コロナ禍を経た中国人旅行スタイルの変化や国内観光の動向に焦点を当て、観光客のニーズを明らかにすることを目的とする。

中国人の旅行スタイルの変化と国内観光政策との関連性に注目する理由の一つは、現在、中国人旅行者の観光先の選択肢が多様化している点である。訪日中国人観光客の数は、日本側の予想に反して大きな回復を見せていないが、2020年から2023年の前半にかけて、中国国内の旅行業は急速に成長し、「一帯一路」沿線国への旅行が促進された。2023年以降、中国人旅行者の出国先はさらに多様化し、ヨーロッパ、北アメリカ、アフリカなどの旅行先の割合が増加しているため、日本のシェアは減少している。2024年の春節休暇における海外旅行先ランキングでは、東京と大阪がそれぞれ第五位と第六位に位置している。

第二の理由として、中国人にとって日本が観光地としての一般商品消費の魅力が低下していることが挙げられる。2017年以降、中国の主要な社会矛盾は変化しており、黄（2017）⁴⁾は「越境EC小売輸入税」政策の実施により「爆買い」現象が減少したことを示している。また、辻本（2018）⁵⁾は、中国人旅行者（リピーター）の購買行動に変化が生じている可能性を検証している。周（2020）⁶⁾は、

「爆買い」が失速しつつある現状を指摘している。2023年には一人当たりの国民総所得（GNI）⁷⁾が13400ドルに達し、低所得国から中高所得国へと移行している。このような背景の中で、中国は「世界の工場」としての地位を持ち、一般商品に対する中国消費者の魅力が過去に比べて影響を受けている。

第三の理由として、中国人が抱く日本のイメージは日本人のそれとは異なることが挙げられる。北岡・磯貝（1990）⁸⁾は、外国人が日本文化を理解する際には、自身の持つイメージを通じてしか理解できないと述べており、従来の日本人が予測しなかった方法での日本らしさやそのデザインの展開の可能性について言及している。黄（2013）⁹⁾は、「中国人の『日本らしさ』に対する解釈は、日本人のそれとは必ずしも一致しない」と指摘している。さらに、近年、日本のアニメやゲーム文化が広がる中で、特にZ世代の日本に対する認識が向上しているため、より多くの日本独自の文化を探索する必要がある。

2. 研究の目的と方法

ここで示されるのは、中国人の海外旅行の経験が限られており、日本への観光の歴史がわずか24年であるという事実である。これまでの両国の政策や観光者の意識において、さまざまな側面で状況が大きく変わってきたため、現時点での再評価が求められる。従来の研究は観光地の視点からのものが多く、相手国の視点からの研究は不足している。したがって、筆者は中国国内の政策的特性に基づいて考察し、観光者の視点から持続可能性や将来性を高めるための探求が重要な時期であると考ええる。また、観光者のニーズは常に変化しているため、観光地としての日本がどのように対応すべきかを検討したい。

研究の方法は以下のように構成されている。最初に、中国の観光に関する時系列データを整理し、次に政策とアウトバウンド観光の状況を概観する。特に、コロナ以前、コロナ期間中、そしてポストコロナの各段階において、人々の観光意識がどのように変化したかを明らかにする。最後に、今後の観光発展の方向性を導き出す。

II. 中国観光政策推進の経緯

1. 中国海外旅行について

海外旅行の一般的な定義は、一国の国民が他国や地域に赴き、国境を越えて行う旅行活動である。中国の特有の状況を考慮すると、「中国観光統計年鑑」（2011）におけるアウトバウンド旅行の定義は、「中国大陆に住む人々が仕事や私的な理由で国外に出て、他国や中国の特別行政区である香港、マカオ、台湾省を訪れ、観光、休暇、親族や友人の訪問、医療、買い物、会議参加、経済、文化、スポーツ活動、宗教的な活動を行うこと」とされている¹⁰⁾。金（2009）¹¹⁾は、「中国大陆の住民が他国や地域に向かう行為であり、滞在期間は1日以上1年以内に制限される」として、時間的な制約を強調している。

中国においては、パスポートは「公用」と「私用」の2種類が存在する。公用パスポートは、主に政府の派遣による経済、技術、文化、宗教の交流活動を目的として発行される。一方、私用パスポートは、留学、親族訪問、観光などの個人的な活動を行うために発行されるものである。中国の国民による海外旅行は、目的地に応じて「海外旅行」、「国境旅行」、「香港、マカオ、台湾地域旅行」の3つに分類される。全体的に見ると、中国国民の海外旅行の傾向は急速に成長しており、公務やビジネス旅行の人数が出国者全体に占める割合は年々減少している。その結果、私費旅行が圧倒的な割合を占めることが明らかである。本稿は、海外旅行に関する議論を私費で旅行する中国人に限定し、特に日本を訪れる観光客に焦点を当てることを目的とする。

2. 1949年—1996年中国観光政策経過を概括

1949年に中華人民共和国が成立してから1978年の改革開放政策が始まるまでの期間、観光を目的としたアウトバウンド活動はほとんど存在しなかった。1950年代には、政治的外交活動の一環としてアウトバウンドが行われていたが、個人の政治的身分に対する厳格な審査制度が存在したため、金(2009)¹²⁾と邬(2016)¹³⁾が指摘するように、当時の中国では政治主導の時代において一般的な国際観光は認められず、国民による自費観光は考えられない状況であった。実際のアウトバウンド活動は、旧ソ連や東ヨーロッパなどの社会主義国を訪れる政治的友好訪問や研修に限られていた。

1964年、第二期全国人民代表大会常務委員会は中国旅行事業管理局の設立を承認し、これが国家旅游局の前身となった。1978年には改革開放政策が導入され、政府は「観光事業を積極的に推進する」との方針を示した。同年3月には、中国旅行観光事業管理総局に改称された。1982年には国務院直屬機関の改革が行われ、中国旅行事業管理総局は中華人民共和国国家旅游局に改名された。1998年には、国家旅游局直屬の企業が分離され、国家旅游局は業界管理に重点を置くようになった。2018年に至るまで、第13期全国人民代表大会の国務院機構改革により、2018年3月19日に文化部と国家旅游局が統合され、新たな機関が設立された。この改革の結果、国家旅游局は存続しないことが決定された。そのため、以下の文章において言及される中国国家旅游局および文化観光部は、同じ組織構造を持ち、名称は年ごとに変更されることに注意が必要である。

1978年において、観光政策は従来の政治主導型から経済発展を中心としたアプローチへと移行した。この変化に伴い、観光業では外貨獲得を目的としたインバウンド観光の促進が重要視されるようになった。一方、1981年に発表された国務院の80号文書「旅行事業の強化に関する決定」では、「現在、交通、食事、宿泊、観光地などの条件が不十分であるため、国内観光の発展を提唱することは適切ではない。しかし、国内旅行は党と政府、そして大衆との関係に関わる問題であり、条件を整え、旅行する大衆を受け入れるための組織を構築する必要がある」¹⁴⁾と述べられている。

この時期における中国の国内観光政策は、「反対せず、奨励せず、提唱しない」という立場が取られている。1983年には、広州の市民が香港地域に親族を訪問することが許可され、1984年には「親族訪問」を中心に一般国民への許可が始まった。国務院は香港およびマカオへの観光と親族訪問を正式に認めることとなった。1990年まで、香港とマカオへの旅行は以前のように制限され、旅行先はシンガポール、マレーシア、タイに限られ、その後フィリピンが追加された(中国経済時報, 1999)¹⁵⁾。このような背景から、中国人は初めての海外旅行に関して「新馬泰」¹⁾という言葉に精通していると言える。

中国のインバウンド観光における「国境旅行」は、崔ほか(2022)¹⁶⁾によると、1987年11月に遼寧省丹東市が初めて国境観光ルートを開設し、丹東市から新義州(朝鮮)への日帰り旅行が始まったことに起源を持つ。1988年には、黒龍江省黒河市が旧ソ連との交流を進め、中ソ間の日帰り旅行や二日旅行を導入し、レジャー観光を統合した旅行ルートを増やしていったと述べられている。鐘・郭(2001)¹⁷⁾は、「国境旅行」が国境地域に住む中国人の経済的發展や少数民族との交流を促進する重要性を強調している。

中国の海外旅行の発展初期に関して、当時の国旅総社の責任者は「1983年から1997年の14年間を経て、我が国の海外旅行市場が本格的に形成され、この過程は非常に長かった」と評価している(中国経済時報, 1999)¹⁸⁾。1997年7月1日までに、「中国公民自費海外旅行管理暫定措置」が正式に施行され、中国の国民は名実ともに海外旅行を行うことが可能となった。

3. 1997年—2019年中国アウトバウンド旅行と政策の概況

3.1 中国アウトバウンド旅行政策の経過

1997年に、中国における「国境観光暫定管理方法」が承認され、同年3月17日に国務院によって

1 「新馬泰」は、中国語新加坡(シンガポール)、馬來西亞(マレーシア)、泰国(タイ)の略称である。

認可された。国家旅游局と公安部は1997年7月1日に「中国公民の自費海外旅行管理暫定措置」(以下、「暫定措置」と称する)を發表し、これにより中国大陸の公民の海外旅行が正式に解禁された。最初の海外旅行先としては、タイ、シンガポール、マレーシア、フィリピンの4カ国と、香港およびマカオの2つの特別行政区が選定され、出国者数は532万人に達した。さらに、1999年には休暇政策が導入され、国内観光の需要が大幅に増加し、観光経済の発展を促進する結果となった。

2001年において、中国のアウトバウンド旅行市場は計画的かつ着実に発展を続け、中国はアジア地域における急成長を遂げる新興の旅行輸出国となった(国家旅游局, 2006)¹⁹⁾。「中国公民出国旅游管理弁法」(以下「管理弁法」と称する)²⁰⁾は2002年7月1日から施行され、同時に「暫定措置」は廃止された。この「管理弁法」の主な目的は、旅行会社が中国公民の海外旅行活動を適切に組織し、海外旅行者と旅行業者の合法的な權益を保護することである。規制が緩和された結果、2002年には中国国民のアウトバウンド旅行者数が1660.23万人に達し、そのうち私的旅行者は1006.14万人であり、前年に比べて44.87%の増加を見せた²¹⁾。

2003年の中国旅行統計公報²²⁾によれば、同年の中国国内におけるインバウンド旅行は「SARS」の影響を受けたものの、中国国民のアウトバウンド旅行市場は依然として成長を続け、2022万人(21.8%増)に達した。2004年には、中国国民のアウトバウンド旅行者数は2885.29万人に上り、その中で私的なアウトバウンド旅行者は1297.90万人(前年より55.15%増)となり、新華社の報道²³⁾によれば、日本、韓国、ロシア、アメリカなど16カ国が主要な客源国として挙げられた。

国家旅游局によると、2005年には中国の国民によるアウトバウンド旅行市場が穏やかに成長しており、ADSに加盟することで開放される国や地域が増加しているものの、アウトバウンド旅行の増加率は緩やかであった²⁴⁾。2006年と2007年には、中国国民の海外旅行のペースが引き続き鈍化し、開放された観光地の数は78カ国に達した。2008年と2009年には、中国国民のアウトバウンド旅行市場が再び急速に発展し、開放される観光地が増加し、その中でも台湾への旅行が特に急成長を遂げた。

2010年から2015年にかけて、アウトバウンド旅行市場は急速に成長を続け、観光地の数も増加している。2013年10月1日には「中華人民共和国旅行法」²⁵⁾が施行され、これは国家旅游局によって發表されたものである。この法律は中国における初の旅行関連法であり、その目的は旅行者と旅行業者の合法的な権利と利益を保護し、旅行市場の秩序を整備し、観光資源の保護と合理的な利用を促進し、旅行業の持続的かつ健全な発展を支援することである。この法律は国内旅行活動や国外旅行活動、関連サービスの提供に関する経営活動に適用される。

「國務院の観光業改革発展の促進に関する若干意見」(国発〔2014〕31号)²⁶⁾に基づき、観光統計指標体系と調査方法の改善が求められている。この要求に応じて、「2014年中国観光業統計公報」の編纂が行われ、従来の観光統計における問題点が是正され、データが修正された。その結果、中国国民のアウトバウンド旅行消費に関する統計データは2014年から明示されることとなった。2014年において、中国の観光業は持続的かつ急速に発展し、国内旅行市場は急成長を遂げ、インバウンド旅行市場は安定した進展を見せ、アウトバウンド旅行市場も急速に拡大した。中国国民のアウトバウンド旅行者数は初めて1億人を超え、1.07億人に達し、アウトバウンド旅行支出は896.4億ドルに達した。

2015年には、アウトバウンド旅行者数が1.17億人に達し、前年同期比で9.0%の増加を記録した(国家旅游局, 2016)²⁷⁾。2016年には中国のアウトバウンド旅行がさらに減速したものの、2017年には中国観光研究院が發表した統計によって、中国がミャンマー、タイ、日本、韓国など10カ国において主要な客源市場となり、これらの国からの入国観光客の約30%を占めることが明らかになった。また、オーストラリア、イギリス、アメリカなども重要な顧客市場として位置づけられている(中国観光研究院・携程旅行会社, 2018)²⁸⁾。

2018年において、アウトバウンド旅行市場は安定した成長を見せていた。一方で、中国は国内旅行市場の発展に注力し、観光経済の発展空間を拡大し、観光の質を向上させることに努め、自国の観光客の満足度を高め、国内旅行市場を急速に成長させた(財務司, 2019)²⁹⁾。

2019年、観光経済は引き続きGDP成長率を上回る速い成長を維持した。国内旅行市場と海外旅行市場は着実に拡大し、中国の旅行者数は1.55億人に達し、前年同期比で3.3%の増加を示した（中国文化観光部、2020）³⁰⁾。

3.2. 中国人訪日観光ビザ発行の経過

日中関係は、1972年に国交が正常化されたことを起点として発展してきた。2000年には、両国政府が「実施要領」に合意し、日本は中国が指定するADSに参加することになった。この「実施要領」は、中国の国民が海外旅行を行う際の人数を管理するために、日本と中国の合意に基づいて訪日指定旅行社を設け、訪日観光のルールを定めている。最初は、日本のビザ発給は北京、上海、広東省の住民に限られていたが、2004年には天津市および江蘇、浙江、山東、遼寧の四省が新たに追加された。清水・祖田（2005）³¹⁾は、観光ビザの取得に関して多くの制約が存在することを指摘している。具体的には、身分や収入に関する調査書類の提出、旅行会社での面接、5万元（約70万円）の保証金の預け入れが求められる。また、日本側の旅行会社からの招聘状が必要であり、ビザの発給は北京と上海の日本領事館に限られ、発行には約1週間を要する。さらに、団体旅行においては日中双方から1名ずつ添乗員を同行させることが求められ、訪日中の自由行動は許可されていない。

2009年7月、日本の大使館および総領事館が所在する北京市、上海市、広東省において、個人観光ビザの発給が開始された。この取り組みは2010年7月に中国全土に拡大され、同時にビザ発給の要件も大幅に緩和された。それ以前は、中国からの訪日者の主な目的はビジネスや留学（研修生）であったが、ビザ取得者の経済力を測る基準も2009年の年収25万元（約441万円）以上から、3万～5万元（約53万円～88万円）以上に引き下げられた。2010年の初回海外旅行での訪日者数は、前年に比べて26.8%の増加を示した。一方、戴（2016）³²⁾は、2010年頃に訪日する中国人観光客が急増した背景には、国民の所得水準の上昇や不動産価格の持続的な上昇があると考察している。また、「所得水準と資産の顕著な増加が消費心理に変化をもたらし、消費能力を高めることで、中国人観光客の海外旅行が大きく促進されている（戴、2016）」という心理的な側面も明らかにされている。

2015年1月より、日本の外務省は日中間の人的交流を促進し、政府の観光立国政策や地方創生の取り組みに寄与するため、中国人に対する数次ビザの発給要件を緩和することを決定した³³⁾。具体的な緩和内容は以下の通りである。（1）商用目的の者や文化人・知識人向けの数次ビザ、（2）個人観光客向けの沖縄・東北三県の数次ビザ、（3）高所得者向けの個人観光数次ビザである。個人観光東北三県数次ビザは、「観光振興や震災復興を目的として、初回の訪日時に沖縄県または東北三県（岩手、宮城、福島）のいずれかに1泊以上滞在する者に対して発給される」³⁴⁾と説明されている。このビザ緩和の影響については、国家旅游局（2016）³⁵⁾によると、2015年の中国国民のアウトバウンド旅行市場の成長率が鈍化したとの見解が示されたが、JNTOのデータによれば、2015年には訪日中国人観光客が499.4万人に達し、当時の日本のインバウンド観光客の中で最も多い数を記録した³⁶⁾。

3.3 整理

中国のアウトバウンド政策と訪日ビザの関連性について、発展の経緯を整理する。1997年に中国政府は全ての国民に対して海外旅行を正式に解放し、最初の旅行先は四国と二つの特別行政区であった。2000年9月には、中国国民が観光客として日本に初めて入国した。この時期、訪日ビザの取得手続きは非常に煩雑であり、地域による制限も存在していた。2002年には「暫定措置」が「中国公民出国旅游管理弁法」に改訂され、この政策の影響により出国者数が初めて顕著に増加した。しかし、2003年春に発生したSARSは中国全体の観光業に深刻な影響を及ぼしたものの、アウトバウンド旅行は依然として成長を続けていた。この時期、中国政府はアウトバウンド旅行者数を国全体の総量として管理する段階にあり、一方で日本政府は中国市場への関心が薄く、主に韓国や欧米の観光客に焦点を当てていた。

2003年に実施されたビジット・ジャパン・キャンペーン³⁷⁾は、「2010年までに訪日外国人旅行者数を1000万人にする」という目標を掲げている。この目標を達成するために、経済成長が著しい近隣アジア諸国を対象に、各市場の特性を考慮しながら重点市場を設定し、外国人旅行者の訪日を促進するための様々な事業が展開されている（VJC, 2003）。この時期、日本政府は中国の訪日市場の重要性に注目し始めた。

2004年までに、正式にアウトバウンド旅行を8年間開放した中国は、16カ国において主要な顧客市場となった。この急速な発展に伴い、各国の観光業は中国市場に注目し始め、日本政府は2004年に修学旅行生に対するビザ免除を実施し、前年に比べて37%の増加を達成した。2005年に日本政府は訪日ビザの発給に関する地域制限を撤廃し、観光客の誘致を目指したが、同年の政治的緊張が影響し、日本を訪れる外国人の数は大幅には増加しなかった。2006年には、ADS観光目的国の増加と中国の経済成長により、中国からのアウトバウンド旅行者が増加し、遠距離の欧米諸国を旅行先として選ぶ傾向が見られるようになった。

2008年において、アウトバウンド旅行市場は発展途上にあり、消費者は主に沿岸経済が発展した都市に集中していた。同年3月、日本政府は中国本土の旅行者が家族単位での申請を認める決定を下した。しかし、高額な海外旅行費用や複雑なビザ政策が影響し、出国観光客の多様性は制限されていた。その結果、日本を訪れる観光客は特定のグループに固定化され、この現象は後に爆買いの一因と考えられる。これは、収入や教育水準、消費観の階層、団体ツアーの集団購入、さらには面子心理などの相互作用によって引き起こされたものである。張（2013）³⁸⁾は、訪日観光ビザを申請する際の条件として、5万元の「出国保証金」と高額な年収の提示が求められることから、訪日する中国人旅行者は中国国内で富裕層であり、強い購買力を持つと指摘している。2010年には、日本が個人旅行ビザの制限を緩和し、政策の変更を通じて日本への潜在的な観光客の数をさらに増加させ、この基準を満たす中国本土の国民の数は4億人に達した。

新華社（2012）³⁹⁾によると、2002年から2011年の10年間に於いて、アウトバウンド旅行は急激に増加し、中国はアジアで最も多くのアウトバウンド旅行者を持つ国となり、世界では第3位のアウトバウンド消費国となった。海外旅行者数は1660万人から7025万人へと増加し（323%の増加）、主要な海外旅行国の中で最も急速に成長している。このことは、中国が観光大国から観光強国へと飛躍したことを示している。さらに、中国の総合国力の向上に伴い、中国国民、特に私費での海外旅行の急成長は、国力の強化、住民の生活水準の向上、対外開放の拡大を示す最も直接的な証拠となっている。

2015年から2019年の間における国内観光の発展に伴い、出国者数の増加は毎年10%を下回り、海外旅行における消費は1000億ドルを超えた。中国国家旅游局のデータによれば、2015年には中国の海外旅行者数が1.2億人に達し、出国者数と消費額の両方で世界一となった⁴⁰⁾。中国人旅行者はブランド品や高級品の主要な消費者となり、「爆買い」という言葉が生まれるに至った。前述の第二の理由に基づき、2017年における中国社会の矛盾の転換は重要な意義を持つ。この転換は、「人民の増大する物質文化への需要と、後進的な社会生産との間の矛盾」から、「人民の良好な生活を求める需要の増加と、発展の不均衡および不十分さとの矛盾」へと変化した。つまり、2017年以降は、単なる満足を超え、より良い生活の追求が求められるようになった。2018年以降、中国は国内旅行市場の発展に注力し、さらに経済の三本柱としての役割を強化している。

Ⅲ. 中国人旅行者スタイルの変化

1. はじめに

2017年以前、中国国内の社会的矛盾により、国内の商品が消費者のニーズを満たすことができず、観光客は外国製品に対して過剰な好意を示し、非合理的な消費行動が国内外で頻繁に批判されてい

た。その結果、中国人旅行者に対して「爆買い」という否定的なイメージが広がった。しかし、2017年以降、中国の社会的矛盾が変化し、中国国民の消費習慣も徐々に成熟してきている。このことから、中国人の海外市場における高額商品への消費意欲が低下する傾向が見られ、成熟市場への移行が示唆される。これに対して、成熟市場である日本人の海外旅行の動向についても、概観を通じて理解を深める必要がある。

日本人の海外旅行者が土産品を購入する際の心理的变化について、塹江（2002）⁴¹⁾は、旅行の歴史を黎明期（1964～1970年）、成長期（1971～1990年）、成熟期（1991年以降）の三つの段階に分けて考察している。黎明期には、団体旅行が主流であり、旅行者は異文化に触れつつ、限られた日程内でできるだけ多くの著名な都市や観光名所を訪れることを重視していた。この時期に購入される商品は、免税の対象となるものであり、国内で憧れの対象とされていた特定のブランド品に限られていた。成長期において、初期の土産品購入の経験が影響し、より実用的な商品を選ぶ傾向が強まった。海外旅行の成長期後半、バブル経済の最盛期においては、日本人旅行者は円高の恩恵を受け、さまざまな商品を大量に購入した。成熟期においても、旅行の目的としてショッピングの重要性は変わらないが、過去の経験に加え、豊富な情報をもとに本当に必要なものを厳選し、できるだけ合理的な価格で購入するという消費者の心理が浸透していることが指摘されている。

堀川ほか（2003）⁴²⁾は、1964年から2002年にかけての日本人の旅行の変遷を概観し、ゲストとホストが一体となって楽しむことへの欲求が高まっていることを指摘している。この欲求は「街の人すべて」がホスピタリティの重要性を認識することに繋がっている。さらに、早稲田インバウンド・ビジネス戦略研究会（2019）⁴³⁾は、1980年以降、日本国内の観光がニューツーリズムという新たな形態に移行したことを示している。21世紀に入ると、急速な社会経済のグローバル化やICTの進展により、インターネットの普及が従来の観光形態を大きく変える要因となったと述べている。観光者はもはや単なる顧客ではなく、観光商品や情報を発信する主体としての役割を果たすようになった。このような変化は、ツーリズムビジネスの進化や観光ニーズの多様化に応じて、さまざまな観光形態を構築しようとする現在のニューツーリズムの発展期を示している。

2. 中国人海外旅行における変化

2.1 2017年以前海外旅行特徴を概括

2000年以降、中国の国民による海外旅行は持続的に急増しており、その主な要因としては、多くの国における対中ビザ手続きの緩和や旅行費用の削減が挙げられる。これにより、海外旅行者数が大幅に増加した。また、個人の所得が増加することで人民元の購買力も強化されている。人民元の実質的な有効為替レートが1%上昇すると、中国の海外旅行者数が3%増加することを示している（経済参考報、2016）⁴⁴⁾。薛・孫（2010）⁴⁵⁾ および毛・武（2018）⁴⁶⁾ は、海外旅行の増加が一人当たりのGDPの成長と正の相関を持つことを明らかにした。具体的には、一人当たりのGDP成長率が3%を超えるか、または2000ドルに達すると、海外旅行は顕著な成長を示す。一方で、一人当たりのGDP成長率が2%未満の場合、海外旅行の成長は停滞し、1%未満になるとマイナス成長が見られるという関係が示されている。

前述の要因に加え、訪日観光の増加に寄与する要因として、黄（2017）⁴⁷⁾によると、日本のインバウンド政策が影響を与え、円安や航空路線の拡充、燃油サーチャージの低下などが挙げられる。中国の視点からの先行研究において、劉（2015）⁴⁸⁾、楊・方（2016）⁴⁹⁾、毛・武（2018）⁵⁰⁾ の見解を統合すると、中国人観光客の海外での消費が高い理由は三つに分類される。第一に、補償的な消費心理があり、中国人旅行者は海外旅行の機会が限られているため、社会的地位を示すために物質的な消費を通じてその欠如を埋めようとする。第二に、伝統的な「面子」観念と集団心理が影響している。第三に、価格競争力の優位性が挙げられる。

李（2013）⁵¹⁾ は、「貧困コンプレックス」と「人情消費」という二つの要因を指摘している。「貧困

コンプレックスは、貧困社会から富裕社会への移行期における特有の社会心理の産物であり、海外での誇示消費と関連している（李，2013）」。一方、人情消費は人間関係を深めるための重要な手段であり、于・下山（2010）⁵²⁾は「中国人にとって、海外旅行は容易に実現できるものではなく、一人が海外に行く際には、その人自身の購買力だけでなく、家族や親戚、同僚、親友全体の購買力を反映する」と述べている。さらに、戴（2011）⁵³⁾は、先進国製品の品質や安全性、ブランド力、そして海外で一部の商品がより安価に購入できることを挙げている。

2016年における中国人旅行者の購買支出が前年に比べて減少したことに注目した辻本（2018）⁵⁴⁾は、購買行動に変化が生じている可能性を検証した。その結果、中国人旅行者（リピーター）の消費者特性に基づき、今後は耐久消費財や高級ブランド品から、リピート購入が見込まれる非耐久消費財へとシフトしていることが示唆されている。また、「越境EC小売輸入税」政策の実施により、代理購入行為が抑制され、「爆買い」現象が減少している。

2.2 2017年以後海外旅行動向を析出

中国人の観光消費ニーズに関する分析において、戴（2016）⁵⁵⁾は「中国は『世界の工場』であり、海外旅行者を多く送り出している沿海都市では、商品の豊富さが先進国と同等である」と述べている。中国の観光客が海外旅行をする際、 SHIPPING を除いて何に関心を持つかについて、呉・左（2018）⁵⁶⁾と唐・坂田（2019）⁵⁷⁾は、中国の旅行者の消費が依然として高い割合を維持していることを指摘している。しかし、中国の観光客は旅行体験の獲得を重視すべきであり、リピーターの増加は消費機会の拡大を意味し、経済的な観点からはプラスに働くと考えられる。このように、中国人旅行者は物の消費から体験の消費へとシフトしていることが認められる。

黄（2013）⁵⁸⁾は、中国市場に進出する企業に対し、中国人消費者の嗜好や文化的慣習の違いに基づいて戦略を見直す必要性を指摘している。特に、「中国人が『日本らしさ』をどのように解釈するかは、日本人の理解とは必ずしも一致しない」という重要な観点を示している。周（2020）⁵⁹⁾は、「爆買い」のトレンドが鈍化していることを指摘し、次の流れとして「匠の精神」や日本の伝統工芸体験、さらには「ものがたり」消費へのシフトを提唱している。また、中国における日本観光ブームの中で、「本物」の日本、すなわち観光の「真正性（authenticity）」を求める多様なネットワークが形成されていると述べている。国連観光機関（UN Tourism旧：UNWTO）のSandra Carvão氏⁶⁰⁾は、中国人旅行者の海外旅行のスタイルや嗜好が変化しており、特に若い世代は、より自由でリアルな体験を重視する傾向があると報告している。

2.3 コロナ禍から現在への動向

2020年初頭に新型コロナウイルス（COVID-19）感染症、通称「コロナ禍」が急速に広がり、世界的な流行が経済に深刻な停滞をもたらした。2020年1月27日、中国政府は全ての旅行会社に対して団体旅行の一時停止を命じ、日韓における感染状況も急激に悪化し、両国は次々と非常事態宣言を発出した。コロナ禍の影響により、2020年から2022年にかけて、各国の海外旅行は全体的に停滞していた。2022年に入ると、他国や地域が水際対策を大幅に緩和するなか、日本は10月11日以降、入国者数の上限を撤廃し、個人旅行を解禁し、観光ビザの免除措置を導入することで、インバウンド市場の本格的な再開を果たした。中国においては、2023年2月からアウトバウンド旅行が再開されることとなった。

2019年は特に観光業が好調であったが、2020年には突如として観光禁止の状況に陥った。このため、日本における相関研究はしばしばネガティブな視点を持つことが多い。真子（2020）⁶¹⁾は、コロナ禍以前には特定の観光地に観光客が集中することによって生じるオーバーツーリズムの問題が、コロナ禍によって観光客の激減という全く異なる問題に変化したことに言及している。また、山田ほか（2020）⁶²⁾は、「報復性旅行」という現象について、コロナの影響で抑圧された後に解放されることで

生じる反発力を指摘し、これをリベンジツーリズムまたは反動的ツーリズムと呼んでいる。

中国国内におけるパンデミック対策政策の効果的な実施により、アウトバウンド観光の発展に対して楽観的な見通しが示されている。曾・余（2022）⁶³⁾の研究によれば、中国人旅行者の間で特に人気のある日本のゴールデンルート、すなわち東京、大阪、京都、奈良を中心とした地域が観光の閑散期に合わせて統合的に分類されている。この研究は、今後の中国の旅行会社が訪日旅行のルート計画において考慮すべき点を提案しており、各旅行会社は日本の観光地を総合的に評価し、中国人旅行者の嗜好に応じた多様なテーマの旅行ルートを開発する必要がある。また、各地域への旅行のタイミングを把握し、適切な旅行商品を提供することが求められる。最後に、中国・四国地方を例に挙げ、芸術祭などの文化的な資源を最大限に活用した特色ある旅行開発の提案がなされている。

2024年に入ると、中国のアウトバウンド市場と国内旅行市場は早速回復の兆しを見せる。特に、為替レートは観光客が旅行先を選ぶ際の重要な要素となっており、香港中華廠商聯合會（2024）⁶⁴⁾は「最近、中国大陸では『気分ではなく為替レートを見る』という表現が広まり、為替レートの変動が旅行先選定において重要な考慮事項となっている」と指摘している。これにより、中国大陸の観光客は今後の旅行計画において、為替レートがもたらすコストパフォーマンスをより重視することが予想される（香港中華廠商聯合會，2024）。世界旅行連盟は、マスターカード、携程グループ、アリペイと共同で「2023-2024越境旅行消費トレンド研究報告」（以下「越境トレンド報告」と称する）⁶⁵⁾によれば、日本の取引額シェアは急速に増加し、首位に立った。円安が進行し、為替レートは1990年以降の最低水準に達したため、日本の旅行需要は年間を通じて持続すると予測されている。また、これにより東アジア地域の観光経済やサービス産業の共同発展が期待されている（「越境トレンド報告」2024, p.7）。

世界旅行見本市（WTM）で発表された「WTOグローバルレポート」^{66) 67)}によれば、2024年から2033年にかけて中国の海外旅行の価値成長率は131%に達する見込みである。このレポートは観光経済学と連携し、中国からの海外旅行額が主要市場の中で最も大きな伸びを示すと予測している。さらに、2033年には中国がアメリカの観光客源市場の2倍になる可能性があるとされている。中国観光研究院が発表した「2023年中国観光経済運営分析と2024年発展予測」⁶⁸⁾によると、2024年は観光経済の重要な転換点となると考えられている。この年には国内旅行、インバウンド旅行、アウトバウンド旅行の三つの主要な市場が成長することが期待されている。また、ビザ取得の容易化により、関連政策の効果が持続的に現れ、アウトバウンド観光市場の景気指数が顕著に回復する見込みである。

中国観光研究院は、オンラインプラットフォームを通じて「中国アウトバウンド旅行発展報告（2023-2024）」（以下、「発展報告23-24」と称する）⁶⁹⁾を発表した。この報告によると、2023年のアウトバウンド旅行者数は8700万人を超え、2024年には1.3億人に達する見込みである。このデータを基にすると、2023年の海外旅行者数は2019年の約60%に回復し、2024年には2019年の80%を上回ると予測されている。2023年における出国先に関する調査「発展報告23-24」では、観光客の旅行意欲が多様化しており、新興観光地が徐々に注目を集めていることが示された。調査結果によれば、回答者の25%以上が欧米への旅行に関心を示し、次いで東南アジアや香港、マカオ、台湾地域が挙げられている（「発展報告23-24」，2024）。

中国観光研究院国際研究所の所長である楊勁松とのインタビューによれば、観光客の若年層化が顕著であり、高学歴の若い観光客は観光業の発展において重要な推進力となっている。観光客の需要や嗜好も観光の進展に大きな影響を与える要因であると指摘された。また、楊は、中国人旅行者にとって近距離地域の目的地は不確実性が低く、コストも比較的抑えられていることから、2024年には北東アジアや東南アジア、香港、マカオといった近距離地域が引き続き人気の旅行先になると予測している。さらに、遠距離市場や「一帯一路」関連国も中国の観光客にとって魅力的な目的地となる可能性があるとして述べている（北京商報，2024）⁷⁰⁾。

「2024-2025中国観光トレンドレポート」⁷¹⁾（以下「24-25観光トレンド」と称する）の要点をまとめ

ると、Z世代が今後の中国における観光消費の中心的な層になることが明らかになっている。消費者は観光商品を選ぶ際に、自身の体験を重視する傾向が一層強まっている。また、プラットフォームやビデオ、ライブ配信は、コロナ禍の影響を受けて急速に成長し、現在では中国の潜在的な観光客を惹きつけるための重要な手段となっている（「24-25 観光トレンド」, 2024）。「越境トレンド報告」⁷²⁾によれば、中国の観光客による海外でのショッピング消費の割合は58%から50%に減少し、飲食に関する消費は18%から28%に増加した。また、テーマパークや文化・芸術に関連する観光支出も増加しており、観光客が体験に対してお金を支出する意欲が高まっていることが示されている。

中国国内のB2B旅行展示会を主催するITB Chinaは、旅行業界の関係者1000人以上を対象に行った調査「旅行トレンドレポート2024-2025」⁷³⁾において、旅行商品関連企業が国内旅行市場での成功体験を活かし、新製品やインスピレーションをアウトバウンド旅行市場に適用することが求められていると述べている。このことから、新たなルート商品を販売し、消費者の期待と需要に応えるためには、企業が積極的な姿勢を示すことが不可欠である。本調査では、回答者が海外旅行市場の成長機会について言及しており、今後の消費者は独自性のあるオーダーメイドサービスや高級旅行市場の可能性を求めることが予想されている。この動向により、消費者のニーズがより深く探求され、新たな観光先やルートが生まれることが期待される。また、インターネット、ビッグデータ、AIなどの技術革新が観光業の進展を支え、海外旅行市場の需要が持続的に増加する中で、体験や個別化への関心が高まると考えられている（ITB China, 2024）。

人民日報海外版の記事⁷⁴⁾によると、国連世界観光機関アジア太平洋部の主任である黄海国氏は、近年の中国の観光客が旅行体験を重視する傾向が見られると指摘している。彼は、異なる国や地域の観光地や文化の歴史を探究することが、文化遺産の保護を間接的に促進する可能性があるとして述べている。また、北京聯合大学観光計画と発展研究院の研究員である張金山氏は、グローバル観光市場の完全な回復は、中国からの出国観光客の復帰と密接に関連していると考えている（人民日報海外版, 2024）⁷⁵⁾。

新華網の記事⁷⁶⁾によれば、中国観光研究院の院長である戴斌氏は、中国の観光客による海外での高額消費が過去のものとなり、消費行動がより合理的になっていると指摘している。国内の免税ショッピングが海外での高消費に取って代わる傾向が見られ、中国人が海外市場で高額商品を購入する意欲も低下している。同じ記事では、タイ国家観光局の局長ターパニー・キアットパイブーン氏が、中国が組織的に団体旅行を再開して以来、中国人旅行者は徐々に団体旅行から自由旅行や体験型旅行へと移行しており、特に若い旅行者は異なるライフスタイルの体験に重きを置いていると述べている。

以上の統計データと関連する記事から明らかなように、現在の中国人の海外旅行に対する嗜好は、以前とは大きく異なる変化を遂げている。消費者の買い物に対する姿勢も変化し、従来の売り手市場から買い手市場へと移行した。旅行のスタイルやニーズ、嗜好は、より合理的で多様性に富み、個性を重視する方向へと進化している。また、観光地においては自然環境や人文歴史、ライフスタイルの深い体験が以前よりも重要視されるようになった。一方で、国内外の旅行代理店やサービス提供者も、中国国内市場の動向に影響を受け、アウトバウンド観光の選択肢に対する消費者の考えや消費行動の変化を注視する必要がある。

清水（2006）⁷⁷⁾は、購買意思決定プロセスにおける情報探索の際に、過去の経験や知識の保持方法が重要であることを指摘している。林・藤原（2012）⁷⁸⁾もまた、過去の旅行経験が評価基準に影響を与える可能性があることを示唆している。彼らは、観光動機と国内旅行経験は独立しているものの、現地での交流や文化体験を重視する人々は海外旅行に出かける傾向があると述べている。現在、中国は世界最大の観光客源国および旅行消費国の一つ⁷⁸⁾として位置づけられている。国内旅行市場の動向は、海外市場への影響を及ぼすと予測されている。国内旅行市場と旅行消費者は相互に作用し、旅行消費者の選択が観光地にまで波及することで、観光客は自発的に消費嗜好に適応することが期待さ

れる。このようなプロセスを通じて、国内における新たな消費観が育成され、旅行市場の競争力が明確にされる。中国が国内観光を経済の重要な柱として強化する中で、20代から40代の世代は観光の主要な担い手となり、国内外を問わず旅行に対する期待感は類似した態度を示すと考えられる。

つまり、国内旅行を好む人々と海外旅行を好む人々は同じグループに属し、消費嗜好や旅行先に対する期待には共通点が見られる。したがって、旅行経験のある観光客は、過去の旅行嗜好に基づいて、海外旅行地を選択する際に主観的に比較し、その優劣を判断することができる。

日本人の海外旅行の歴史と比較すると、現在の中国人の海外旅行消費はすでに「黎明期」を超え、筆者は「成長期」から「成熟期」への移行にあると考究する。日本の成長期後半における円高と蓄積された海外旅行経験が相まって、成熟期の海外ショッピングは個々のニーズに応じたものとなり、旅行の目的も観光地の文化や体験を重視する新たな形態へと変化している。現在の中国人観光の動向も同様の道を辿ると予測され、中国人旅行者は以前よりも文化の真正性を重視し、体験を重視した旅行スタイルを選ぶ傾向が見られる。次に、中国人の視点から日本の魅力について考察する。

3. 日本において、中国人の視線を引く特徴とは

既存の研究によれば、日本人研究者は観光目的で訪れる外国人に対して、日本側からのプロモーションの重要性を強調している。また、近年では欧米系とアジア系の観光客を区別し、それぞれに適切に対応する意識が高まっている。しかし、欧米系とアジア系の観光客の嗜好に関する見解では、一般的に欧米系は日本の伝統文化や歴史、自然体験に興味を持つ一方で、アジア系は都市でのショッピングやテーマパーク、現代的な要素に関心を寄せる傾向がある。小沢（1997）⁷⁹⁾は、「欧米諸国の観光客は目的地の自然や文化に魅了される一方、アジア諸国の観光客は観光施設やテーマパークに対して強い関心を示す」と述べている。吉住（2004）⁸⁰⁾、西口（2012）⁸¹⁾、市川ほか（2016）⁸²⁾は、外国人観光客において欧米人とアジア人を区別する必要性があることを指摘している。外国人観光客は大都市を中心に巡る大都市周遊型と、神社や仏閣を訪れる文化重視型に大別される。特に、欧米人は日本の歴史的な文化財や独自の伝統、庭園や建築に興味を持つ一方、アジア人観光客は都市の魅力に惹かれ、遊園地やショッピングなどの新たに開発された地域を楽しむ傾向がある。

したがって、欧米系の観光客が持つ「伝統的な歴史・文化」というイメージと、アジア系の観光客が抱く「現代的な都市・ショッピング」というイメージは、単純に一方的に捉えるべきではない。まず、欧米の観光客が重視する要素として、「本物であるかどうか」や「歴史的な背景があるかどうか」が挙げられる（吉住，2004）⁸³⁾。このため、彼らにとって日本の有名な遊園地は、アメリカ文化の象徴と見なされることが多く、日本独自の文化や特色を感じる事が難しい。結果として、母国で体験できるような場所を訪れることに対して、特別な意味を見出せないという現象が生じる。一方で、中国には長い間、世界的なテーマパークが存在せず、欧米諸国への訪問は多くの不便を伴う。しかし、日本は地理的に近いため、訪れやすい選択肢となっている。さらに、2000年代初頭において、日本の経済と生産業は世界のトップに位置しており、先進国としての地位を確立していた。このため、その時期の中国人にとって、日本の現代的な観光地は非常に魅力的な存在であった。

日本の伝統文化が中華文化の影響を受けていることは広く知られている事実である。アジア諸国において建築様式は概ね類似しており、一般の人々にとってそれらの違いを認識することは難しい。そのため、日本を訪れる際には、古代中国から伝わった文化遺産を観光することと、先進国の製品を購入することを比較すると、後者の方が、より明確に価値があると考えられる。つまり、現代社会を形成してきた欧米人は新しい物事に対して免疫ができており、一方で中国人は古代中国文明の影響を受けた伝統的な事物に慣れ親しんでいる。

吉住（2004）は、中国人の嗜好について「歴史よりも風景や壮大な建物を好む傾向があり、これは中国人特有の嗜好である」と述べている⁸⁴⁾。具体的には、嵐山の周恩来碑、明石海峡大橋、唐招提寺、西陣織会館、海遊館、USJ、嵯峨野トロッコなどが挙げられる。このように、中国人が関心を持つ場

所には、周恩来碑がある嵐山や、明石海峡大橋の近くに位置する孫文記念館、唐出身の僧鑑真が晩年を過ごした唐招提寺など、歴史的な意義を持つスポットが多く含まれている。これは、中国人の特有な家族国家観が影響していると考えられる。

在日中国人の研究者は、アジア系の特性について理解を深め、中国からの訪日観光客の特性を多面的に把握し、柔軟な視点で深く掘り下げる必要がある。孔（2011）⁸⁵⁾ は、日本特有のテーマ性や文化的付加価値を強調し、「畳の意味」や「日本茶の淹れ方」といった日本の伝統的な“流儀”の説明が不可欠であると指摘している。一方、可（2011）⁸⁶⁾ は、日本の焼き物が独自の伝統と現代性を融合させているため、中国の焼き物とは異なり非常に魅力的であると述べており、日本側のアピールと中国人が求める情報との間にギャップが存在することを示唆している。日本側には、中国人がこの観光資源に対して興味を持たないという誤解が存在することが指摘されている。劉ほか（2021）⁸⁷⁾ の研究によれば、中国人学生は「画像のみ」を見た場合、特別なものとして単純に認識することがあるが、それが母国にも存在し、日本特有の景観ではないことが明らかになっている。また、孔（2011）⁸⁸⁾ や張（2013）⁸⁹⁾ は「漢字」に焦点を当て、中国人旅行者が持つ漢字の知識を活用し、日本語の観光情報を効果的に伝えることの重要性を強調している。観光情報の伝達においては、言語の壁を越える方法を検討する必要があると示唆されている。

上記の視点から考察すると、中国人旅行者にとって日本の魅力的な観光情報を理解することは重要である。これは、欧米人が求める「日本らしさ」や「本物」といった概念が、より厳格に求められる可能性があるためである。また、文化的な側面においても、日中両国の異なる点をより繊細に捉え、日本の「真正性」を真剣に表現する必要性が明確である。

IV. 中国人旅行者が観光に求めるもの

1. 文化真正性について

太田（1993）⁹⁰⁾ は「真正さ（authenticity）」や「純粋な文化」といった概念について、観光が「純粋な文化」の形骸化した姿を見せるという批判が存在する一方で、観光を担う「ホスト」側の人々が観光という力関係を利用して自己の文化やアイデンティティを創造していることを指摘している。橋本（2001）⁹¹⁾ は、他の文化を排除して自らの「真正な」文化を守ることがもはや不可能であると述べている。著者は、「文化の真正性」は単に文化を観光客に譲ることではなく、文化の特性を具現化し、誇張することが求められ、観光客の非日常的な期待や幻想を満たすために適切で魅力的な要素を選んで表現することが重要であると考えている。

2. 観光動機と日本の文化真正性の関係

観光のモチベーションについて、大橋（2013）⁹²⁾ は「新しい知識や視覚的体験を求める欲求」と「日常生活からの脱却や逃避を望む欲求」の二つに分類している。初めて日本を訪れる外国人観光客は、柿島（2020）⁹³⁾ が指摘するように、代表的な観光地を巡るゴールデンルートを好む傾向が見られる。一方、リピーターに関しては、矢島（2018）⁹⁴⁾ と柿島（2020）⁹⁵⁾ の研究によれば、ゴールデンルート以外の地域を訪れ、日本食や買い物の後に四季の体験、温泉、日本の歴史や伝統文化の体験、さらには日本の日常生活を体験したいと考えていることが示されている。

趙・田（2008）⁹⁶⁾ は、中国大陸からの観光客が文化的距離の大きい目的地を好む一方で、目的地の発展度に対する嗜好が二極化していることを示唆している。特に、文化的な景観に対する認識が高い観光客は成長段階にある目的地を選ぶ傾向があり、逆に認識が低い観光客は発展した地域を好む傾向が見られる。また、初回海外旅行には日本と韓国を観光先とした大陸観光客たち、彼ら自身は文化的な景観に対する認識が最も低く、海外旅行の経験も乏しいことが明らかになっている。このことか

ら、彼らは文化を感受できる体験を重視せず、むしろ先進地域での旅行がもたらす社会的価値を重視していると考えられる。

2012年頃から訪日観光の動機に変化が見られることに注意が必要である。孔 (2011)⁹⁷⁾ は日本独自の文化の魅力を発信して欲しいと指摘している。一方、崔 (2011)⁹⁸⁾ は「メディアを含む多くの報告では、中国人団体観光客が日本の伝統文化に対して興味を示していないとされているが、実際には華道、茶道、着物に対する関心が見られることから、日本の伝統文化に対する興味があることは否定できない」と述べている。趙 (2014)⁹⁹⁾ と任 (2015)¹⁰⁰⁾ は、歴史や文化における共通点が多いため、中国人が日本人の日常生活や生活空間に対して非常に高い関心を持っていることを指摘している。一方で、中国国内の旅行政策は文化的かつ多次元的な方向性にシフトしており、これによりアウトバウンド観光の動機にも大きな影響を与えている。国家旅游局駐東京首席代表の張西龍 (2012)¹⁰¹⁾ は、「中国人の日本観光は、深化、個性化、利便化、専門化といった新たな傾向が見られる」と述べている。

2019年以降、中国人旅行者の日本に対する観光モチベーションは、週末旅行から地方の日常生活の体験へと変化し、物の消費から事の消費へと明確にシフトしている。コロナ禍の影響を受けた後、観光動機には「文化的真正性」や「非日常的な体験」といった観光内容の重要性が一層高まっている。

3. 中国人旅行者スタイルに関する日本観光への示唆

本稿では、訪日中国人旅行者の消費動向を整理し、さらに日本人の海外旅行の状況と比較することで、2017年以降における中国人の海外旅行消費が徐々に成熟していることを示す。コロナ禍以降、観光業の回復が世界的に進む中で、中国国内および国際的な報告書を参照しつつ、日本側からは日本固有の文化と日本・中国の伝統文化の違いに焦点を当てるべきであると考ええる。前述の通り、中国の観光者は他国の観光者に比べて日本の伝統文化に強い関心を持ち、中国から伝わった文化が日本でどのように変化してきたかを明らかにした。したがって、中国の一般観光者が持つ日本に対するイメージと、日本人が持つ自己イメージとの間には明確な違いが存在することを重視する必要がある。

中日両国の関係には客観的な矛盾が見受けられ、盧・山口 (2012)¹⁰²⁾ は「日中間には歴史問題や靖国神社の参拝、領土問題など多くの課題が存在し、両国民の理解は十分に深まっていない」と指摘している。さらに、中国からの訪日観光の促進は、日中間の相互理解や友好関係の構築において極めて重要であり、今後もそのための施策を検討し続ける必要があると述べている (盧・山口, 2012)。また、過去には中国の観光客による不適切な行動が報告されており (人民政協網, 2015)¹⁰³⁾、その結果、日本側に「マナーが悪い」という印象を与えた事例も存在している。周 (2014)¹⁰⁴⁾ は、日本の観光業者が「過小評価」されることについて指摘しており、彼女の調査によれば、台湾や韓国からの団体客によるマナー違反の行為がしばしば観察されている。お土産物産店の従業員やアルバイトは、韓国、台湾、香港、タイなどからの観光客をほとんど区別できないため、特定の商品やサービスを「全部買う」行為が、中国本土からの観光客に対して「マナーが悪い」という強いイメージを持たれる理由を明らかにしている。

文化的な相違は多面的な側面を持ち、周 (2014)¹⁰⁵⁾ は「中国語で『日本のマナーを守ってください』や『トイレを綺麗に使ってください』といった表示が、中国人旅行者の反感を引き起こすことが多い」と指摘している。また、孔 (2011)¹⁰⁶⁾ は「『出口』という標識が、日本語と中国語 (簡体字および繁体字) で同じ『出口』の二文字が三行にわたって書かれていることを取り上げている。このような問題は、筆者は観光地において依然として頻繁に見受けられる。似た形の漢字が並ぶことで、誤訳などが生じ、中国人にとって「不機嫌な」感情を引き起こすことがある。これは、制作側から見下され、弄られているというネガティブな感情を生む可能性があり、広範囲に影響を及ぼすことが考えられる。したがって、異なる文化や風俗習慣を理解し、両国の文化交流を深めることが改善の鍵となる。

内藤 (1998)¹⁰⁷⁾ は1990年代における日本国内観光の空洞化の現象を指摘している。一方、清水 (2007)¹⁰⁸⁾ は、中国人旅行者市場の潜在能力や滞在中の消費額の大きさから、この市場が重要視され

るようになったと述べている。日本側から見ると、中国人旅行者は今後の市場拡大を考慮した際に、最も重要な誘致対象であると指摘されている。さらに、栗原ほか（2014）¹⁰⁹⁾ は「2010年の観光消費単価に基づくと、外国人旅行者の中で中国からの訪問者がもたらす直接的な経済効果（1449億円）が最も大きく、地域別に見ても中国からの訪問者による直接効果が最も顕著である」と示している。大平・大江（2016）¹¹⁰⁾ は、訪日旅行における中国市場が観光立国の実現に向けて重要な影響を及ぼすことを指摘している。また、地方や農村が中国人旅行者に選ばれるためには、観光情報の提供や交通機関、地域の受け入れ体制の整備がますます重要になると述べている。内藤ほかは、異なる時期においても中国市場の重要性が強調されており、中国人旅行者を活用することで地方観光の活性化に対する期待が高まっていることが、今後の課題の一つとして示唆されている。

おわりに

本稿では、中国人の海外旅行に関する政策と旅行消費行動の二つの側面を分析し、中国人の海外観光の歴史を三つの段階に分けて考察した。第一段階（1997年から2019年）は、中国の観光業が順調に成長していた時期であり、コロナ以前の状況を反映している。第二段階（2020年から2022年）は、コロナの影響により海外旅行がほぼ停止した時期であり、この期間は主に国内旅行市場へのシフトと旅行者の心理的变化が重要な要素となる。第三段階（2023年以降）は、ポストコロナの状況に突入し、今後の旅行市場の変化に注目が集まる時期である。第三段階を考慮し、今後の訪日中国人観光客が文化の真正性に対する関心を高める傾向について考察した。日本と中国の文化的な違いを明確に示すことで、日本の魅力を効果的に伝え、リピーターの増加や相互理解の深化、地域における新たな価値の創出を目指すことが重要であると認識した。自身の滞在経験を基に、地域観光の支援を行い、地域文化を通じて魅力的な認知を向上させることが求められる。今後の研究活動では、地域文化を具体的に活用することを通じて、中国人旅行者を引き寄せる戦略を検討していきたい。

参考文献

- 1) 日本政府観光局JNTO.「2024年9月推計値」, https://www.jnto.go.jp/statistics/data/_files/20241016_1615-1.pdf, (参照: 2024/10/29).
- 2) 観光庁.「観光立国推進基本計画～持続可能な形で観光立国の復活に向けて～(令和5年度)」, 2023.
- 3) 2024年版「サステナブル・トラベル」に関する調査結果を発表. ブッキング・ドットコム. 2024-06-25, Booking.com Japan K.K., <https://prtmes.jp/main/html/rd/p/000000368.000015916.html>, (参照: 2024/10/29).
- 4) 黄愛珍.「訪日中国人旅行者の旅行とインバウンド消費の動向」. 静岡大学人文社会科学部アジア研究センター, pp.25-40, 2017.
- 5) 辻本法子.「インバウンド観光における中国人旅行者の観光土産の購買行動購買行動の変化とブランド認知について」. 桃山学院大学総合研究所紀要, 44 (1), pp.41-55, 2018.
- 6) 周菲菲.「「匠の精神」を消費する訪日中国人旅行者の「遊学」ツアーと伝統の再創造」, 文化人類学, 86 (1), pp.25-43, 2020.
- 7) 我国人均GDP连续3年超过1.2万美元. 中国经济网. 2024-09-10, http://www.ce.cn/xwzx/gnsz/gdxw/202409/10/t20240910_39134676.shtml, (参照: 2024/10/29).
- 8) 北岡紀子・磯貝恵三.「日本もどきと日本らしさー文化的環境を通してみる, 外国人のものの見方ー」. デザイン学研究No.81, pp.88, 1990.
- 9) 黄珊.「「日本らしさ」に対する中国人消費者の認識」. 日本デザイン学会研究発表大会概要集, 60 (0), 2013.
- 10) 邵琪伟.《中国観光統計年鑑》. 中国旅游, 2011.
- 11) 金玉実.「日本における中国人旅行者行動の空間的特徴」. 地理学評論Series A, 82 (4), pp.332-345, 2009.
- 12) 前掲11.
- 13) 鄔雅瓊.「中国観光客の訪日行動と日中両国の観光政策」. 北海商科大学論集, 第4巻第5巻合併号, pp.98-120, 2016.

- 14) 《关于加强旅游工作的决定》. 中国国务院80号文件. 1981.
- 15) 出境旅游：我国何时完全放开. 中国经济时报. 1999-7-20, 特别报道, 新浪网, <https://news.sina.com.cn/money/1999-7-20/263.html>, (参照：2024/10/31).
- 16) 崔哲浩・吴雨晴・张俊杰. 《国家安全视域下东北地区边境旅游发展研究》. 中国生态旅游, 12 (3), pp.429-441, 2022.
- 17) 钟海生・郭英之. 《中国旅游市场需求与开发》. 广东旅游出版社, 2001.
- 18) 出境旅游：我国何时完全放开. 中国经济时报. 1999-7-20, 特别报道, 新浪网, <https://news.sina.com.cn/money/1999-7-20/263.html>, (参照：2024/10/31).
- 19) 2001年中国旅游业统计公报. 国家旅游局, 2006.
- 20) 中国公民出国旅游管理办法. 国家移民管理局. 2019-06-21, <https://www.nia.gov.cn/n741440/n741547/c1014562/content.html>, (参照：2024/10/31).
- 21) 2002年中国旅游业统计公报. 国家旅游局, 2006.
- 22) 2003年中国旅游业统计公报. 中国政府网. 2004-07-12中华人民共和国人民政府, https://www.gov.cn/test/2005-06/27/content_10160.htm, (参照：2024/11/11).
- 23) 2004年中国入境旅游人数首破一亿人次. 新华社. 2005-01-20, 新浪网, <https://finance.sina.cn/sa/2005-01-20/detail-ikknscsl870083.d.html?from=wap>, (参照：2024/11/11).
- 24) 2005年中国旅游业统计公报. 国家旅游局, 2006.
- 25) 《中华人民共和国主席令第三号》. 新华社. 2013-04-25, 中央政府门户网站, www.gov.cn, (参照：2024/11/01).
- 26) 2014年中国旅游业统计公报. 国家旅游局. 2015-12-21, 旅游局网站, https://www.gov.cn/xinwen/2015-12/21/content_5026188.htm, (参照：2024/11/11).
- 27) 2015年中国旅游业统计公报. 国家旅游局, 2016.
- 28) 《中国游客中国名片, 消费升级品质旅游—2017年中国出境旅游大数据报告》. 中国旅游研究院・携程旅游集团, 2018.
- 29) 2018年旅游市场基本情况. 财务司, 2019.
- 30) 2019年旅游市场基本情况. 中华人民共和国文化和旅游部. 2020-03-10, 文化和旅游部政府门户网站, https://www.mct.gov.cn/whzx/whyw/202003/t20200310_851786.htm, (参照：2024/11/01).
- 31) 清水伊織・祖田亮次. 「北海道におけるアジアからのインバウンド・ツーリズム」. 北海道地理学会 (80), pp.25-39, 2005.
- 32) 戴二彪. 「訪日観光客の訪問先選択行動と九州の観光推進戦略への示唆」. 東アジアへの視点. 27 (1), pp.1-20, 2016.
- 33) 「中国人に対するビザ発給要件緩和」. 外務省, 平成27年1月6日, https://www.mofa.go.jp/mofaj/press/release/press4_001624.html, (参照：2024/11/01).
- 34) 「中国人に対するビザ発給要件緩和」. 外務省, 平成26年11月8日, https://www.mofa.go.jp/mofaj/press/release/press4_001428.html, (参照：2024/11/01).
- 35) (平成28年版) 訪日外国人旅行者数の国・地域別の傾向. 総務省, <https://www.soumu.go.jp/johotsusintokei/whitepaper/ja/h28/html/nc134120.html> (参照：2024/12/03).
- 36) 前掲：27.
- 37) 「ビジット・ジャパン・キャンペーン (2003)」. 国土交通省, https://www.mlit.go.jp/npcc/hakusyo/npcc/2008/npcc200801_main_019.html, (参照：2024/11/07).
- 38) 張慧娟. 「中国の観光情報メディアにおける日本観光情報の伝達に関する一考察」. 日本観光学会誌, 54, pp.46-53, 2013.
- 39) 旅游局统计显示我国出境游人数十年增长三倍多. 新华社. 2012-10-28, 中国政府网, https://www.gov.cn/jrzg/2012-10/28/content_2252754.htm, (参照：2024/11/11).
- 40) 前掲：27.
- 41) 塹江隆. 「日本人海外旅行者による土産品購入行動の心理的变化に関する考察」. 日本観光学会. 41, pp.53-61, 2002.
- 42) 堀川紀年・石井雄二・前田弘「編」. 『国際観光学を学ぶ人のために』. 世界思想社, pp.90-92, 2003.
- 43) 早稲田インバウンド・ビジネス戦略研究会. 『インバウンド・ビジネス戦略』. 日本経済新聞出版社, pp.202-208, 2019.
- 44) 中国出境人次和消费居世界之首. 经济参考报. 2016-01-29, 人民网, <http://finance.people.com.cn/n1/2016/0129/c1004-28094293.html>, (参照：2024/11/11).
- 45) 薛佳・孙根年. 《1990-2007年日本游客入境中国大陆旅游客流量及地域分布格局的变化》. 河南大学学报 (自然科学版), 40 (2), 2010.
- 46) 毛中根・武优勐. 《中国的海外消费：特点, 原因及政策》. 全球化, 6, pp.31-41, 2018.
- 47) 前掲4.
- 48) 刘娟. 《出境旅游客流输出与国家形象感知的空间对应性分析》. 宁夏社会科学. 2015 (1), pp.31-38, 2015.

- 49) 杨玉杰・方旭红.《中国公民出境旅游购物研究》. 广西经济管理干部学院学报. 28, pp.69-76, 2016.
- 50) 前掲46.
- 51) 李闽.《我国公民出境旅游消费现象分析》. 艺术文化交流. 2013 (06) 下半月刊, pp.261, 2013.
- 52) 于航・下山邦男.「訪日中国人旅行者の動向に関する研究」. 別府大学短期大学部紀要. 29, pp.89-99, 2010.
- 53) 戴二彪.「訪日中国人旅行者の旅行先分布と影響要因」. 海峡圈研究. 11, pp.189-211, 2011.
- 54) 前掲5.
- 55) 前掲32.
- 56) 吴小路・左昕.《2005年以来中国出境游市场状况分析》. 现代商贸工业. 15, pp.53-55, 2018.
- 57) 唐成・坂田幸繁.「中国人旅行者の訪日観光行動に関する考察」. 経済学論纂 (中央大学). 60 (1), pp.179-193, 2019.
- 58) 前掲9.
- 59) 前掲6.
- 60) 欧洲旅游业持续复苏 (国际视点) 地区国家看好中国出境游市场潜力. 人民日报. 2024-03-12, 第15版, 人民网, http://paper.people.com.cn/rmrb/html/2024-03/12/nw.D110000renmrb_20240312_1-15.htm, (参照: 2024/11/03).
- 61) 真子和也.「持続可能な観光をめぐる政策動向—コロナ時代の観光を見据えて—」. 国立国会図書館調査と情報. 1, pp.1-13, 2020.
- 62) 山田浩久・宮原育子・櫛引素夫・林玉恵・山口泰史・初澤敏生.「Post COVID-19に向けた東北の観光戦略」. 経済地理学年報. 66 (3), pp.237-247, 2020.
- 63) 曾斌丹・余婷.《中国游客赴日旅游流网络结构及季度差异研究》. 旅游研究. 14 (6), pp.81-95, 2022.
- 64) 《内地旅客出游新趋势的启示》. 香港中華廠商聯合會. 2024-06-24, 经贸研究, <https://research.hktdc.com/sc/article/MTcyMjg2NTM0Ng>, (参照: 2024/11/03).
- 65) 世界旅游联盟・万事达卡・携程集团・支付宝.《2023—2024跨境旅游消费趋势研究报告》, <https://www.mastercard.com/news/media/sgdjad53/2023-2024跨境旅游消费趋势研究报告.pdf>, 2024.
- 66) 中国出境游, 为世界经济复苏添动力. 人民日报海外版. 人民网. 2024-02-22, http://paper.people.com.cn/rmrbhwb/html/2024-02/22/content_26042956.htm, (参照: 2024/11/02).
- 67) 「中国はAPACの回復を遅らせるが、今後10年間で大幅な成長が見込まれる-WTMグローバルレポート」. Travel And Tour World.2023-11-6, <https://www.travelandtourworld.jp/ニュース/記事/中国はアジア太平洋地域の回復が遅れているが、今後10年間で大幅な成長が予想される-wtmグローバルレポート/>, (参照: 2024/11/02).
- 68) 《2023年中国旅游经济运行分析与2024年发展预测》: 2024年旅游市场主要指标或超历史最高水平. 中国旅游报. 2024-02-05, 中华人民共和国文化和旅游部, https://www.mct.gov.cn/whzx/zsdw/zglyyyjy/202402/t20240205_951187.html, (参照: 2024/11/11).
- 69) 《中国出境旅游发展报告 (2023—2024)》. 2024-02-04, 中国観光研究院, <https://m.pp.weixin.qq.com/s/oPQOObnt2BN-tTmTb0HSzg>, (参照: 2024/11/01).
- 70) 报告: 2024年出境旅游人数预计达1.3亿人次. 北京商报, 2024-02-05, 中国网, http://travel.china.com.cn/txt/2024-02/05/content_116986906.shtml, (参照: 2024/11/11).
- 71) 中陆必得旅游规划.《2024-2025中国旅游趋势报告》. 2024-08-15, 搜狐网, https://www.sohu.com/a/801152488_121106832, (参照: 2024/11/11).
- 72) 前掲65.
- 73) 《旅游趋势报告2024-2025》. [ITBChina], <https://uploads.itb-china.com/wp-content/uploads/2024/08/TTR-CHN-3.pdf>, 2024.
- 74) 前掲66.
- 75) 中国出境游火热升温 (迈向旅游强国⑥). 人民日报海外版. 2024-05-31, 人民网, http://paper.people.com.cn/rmrbhwb/html/2024-05/31/content_26061010.htm, (参照: 2024/11/02).
- 76) 经济热点问答 | 中国出境游回暖但欧美目的地为何遇冷?. 新华社. 2024-02-09, 新华网, <http://www.news.cn/fortune/20240209/0f0b13c57e0f401a9f6c0d4dc6a67d4f/c.html>, (参照: 2024/11/11).
- 77) 清水聰.「第1章消費者の意思決定プロセスとコミュニケーション」. 消費者コミュニケーション戦略, 田中洋・清水聰編, 有斐閣, 2006.
- 78) 林幸史・藤原武弘.「観光地での経験評価が旅行満足に与える影響—観光動機と旅行経験の観点から—」. 社会学部紀要 (114), pp.199-212, 2012.
- 79) 小沢健市.「インバウンド誘致政策としての「ウエルカムプラン21」の国際経済学的分析」. 日本観光学会誌. 31 (0), pp.9-18, 1997.
- 80) 吉住和子.「外国人観光客に喜ばれる観光スポットと接遇に関する調査と考察—通訳ガイドの現場からの報告—」. 日本観光学会誌 (44), pp.73-82, 2004.
- 81) 西口美津子.「マーケティングの視点で考える震災後のインバウンド観光」. 日本国際観光学会論文集 (19),

- pp.91-96, 2012.
- 82) 市川康夫・羽田司・松井圭介. 「日本人・外国人ツーリストの観光特性とイメージにみる白川郷の世界遺産観光」. 筑波大学人文地理学研究36, pp.11-28, 2016.
 - 83) 前掲80.
 - 84) 前掲80.
 - 85) 孔怡. 「中国人旅行者と観光地「日本」を考える」. 日本地域開発センター『地域開発』. 557, pp.22-26, 2011.
 - 86) 可越. 「中国人に新しいライフスタイルを提供する観光」. 季刊観光とまちづくり. 504, 日本観光振興協会, pp.52-53, 2011.
 - 87) 劉娜・西名大作・陸偉・金華・田中貴宏・姜叡. 「広島県の観光景観画像に対する心理的評価に文字情報付与が及ぼす影響その3」. 日本建築学会環境系論文集. 86 (783), pp.419-429, 2021.
 - 88) 前掲85.
 - 89) 前掲38.
 - 90) 太田好信. 「文化の客体化—観光をとおした文化とアイデンティティの創造—」. 民族学研究. 57 (4), pp.383-410, 1993.
 - 91) 橋本和也. 「観光研究の再考と展望—フィジーの観光開発の現場から—」. 民族学研究. 66 (1), pp.51-67, 2001.
 - 92) 大橋昭一. 「観光学のあり方を求めて—現状と展望」. 観光学評論. 1-1, pp.5-17, 2013.
 - 93) 柿島あかね. 「成熟市場と成長市場における訪日パッケージツアーの地方訪問比較—台湾と中国の訪日パッケージツアーを例として—」. 日本国際観光学会論文集. (27), pp.35-43, 2020.
 - 94) 矢島正枝. 「日本版DMOを活用したインバウンド観光による地方振興—豊岡市城崎町の取り組み事例」. 日本観光学会誌. 59, pp.49-60, 2018.
 - 95) 前掲93.
 - 96) 赵宝春・田志龙. 《中国大陆游客境外目的地发达程度和文化距离偏好研究》. 管理学报. 5 (6), pp.896-902, 2008.
 - 97) 前掲85.
 - 98) 崔龍文. 「訪日中国人旅行者の観光行動—団体パッケージツアーの事例分析を通じて—」. 日本地理学会発表要旨集, pp.39-52, 2011.
 - 99) 趙蓮. 「訪日中国人個人観光者の観光行動に関する研究」. 立教観光学研究紀要. 16, pp.93-94, 2014.
 - 100) 任海. 「中国人の団体旅行における富士山観光」. 富士学研究. 13 (1), pp.18-25, 2015.
 - 101) 人民中国編劇委員会. 《人民中国》, 東方書店. pp.30-31, 2012.
 - 102) 盧剛・山口一美. 「訪日中国人旅行者の再来訪を促す要因の研究 (調査結果に参考, 中国人視点)」. 生活科学研究. (34), pp.187-197, 2012.
 - 103) 《中国游客海外形象全球调查报告》. 新华网. 2015-12-15, http://www.xinhuanet.com/world/2015-12/15/c_1117470461.html, (2024/09/21参照).
 - 104) 周菲菲. 「地域の複数性に関する人類学的研究:中国人の観光における「北海道」の生成」. 北海道大学. 甲第11173号博士 (文学), 2014.
 - 105) 前掲104.
 - 106) 前掲85.
 - 107) 内藤嘉昭. 『観光とアジア—共生を求めて—』, 学文社, 1998.
 - 108) 清水伊織. 「中国人の訪日旅行の形態とその変化—観光からツーリズムへ—」. 北海道地理学会. (82), pp.37-52, 2007.
 - 109) 栗原剛・荒谷太郎・岡本直久. 「地方ブロック別にみた日本人と外国人の観光消費特性に関する基礎的研究」. 交通学研究. 57, pp.137-144, 2014.
 - 110) 大平澄佳・大江靖雄. 「日本のおもてなしと中国人旅行者の訪日回数との関連性を探る」. 日本観光学会誌. 57 (0), pp.30-34, 2016.

中小企業のガバナンスにおける 公認会計士業務の有用性について

— 公認会計士の保証業務の活用 の 提言 —

高 松 達 也*

要約：

「ガバナンス」は、企業の規範性を求めることよりも企業業績に有用であるものであり、そのガバナンスは企業の「コントロール（内部統制）」、「リスク・マネジメント」が相互方向に関係していると考えられる。中小企業においては、大会社や公開会社のようにガバナンスコードを遵守することが義務付けられてなく、また委員会設置会社や社外取締役などの機能が取り入れられていない。ガバナンスにおいて内部統制機能が基礎的な要素として重要である。中小企業が公認会計士による「保証業務」を導入するにあたって、内部統制機能が有効に行われていることが前提となってくる。内部統制機能の構築は企業活動において不正対策はもとより業務をより効率化できるからである。

公認会計士の保証業務を実施し、そして当該企業をチェックすることによって、企業の様々な情報を専門家の立場で入手し分析することができる。その結果を監査役や経営陣に提供することによってガバナンス強化に貢献することが期待される。委員会設置会社では監査役と監査委員会が共同でガバナンス機能を果たすが、中小企業ではその機能が監査役だけの場合がほとんどである。監査役はその資格に欠格事由がなく、知識や能力がなくとも就任することができるため、監査役監査だけでは不正を発見できない。そのため専門的な知識の国家資格を有している公認会計士の協力を受けることによって不正のリスクを低減することができ、加えて資金調達についても外部保証を求める流れもあり、公認会計士の関与は必要となってきたと考えられる。

キーワード：中小企業のガバナンス、公認会計士の保証業務

A Study of CPA Services in the Governance of Small and Medium-Sized Enterprises

— Recommendations for the Use of Assurance work of CPA —

Tatsuya TAKAMATSU

abstract：

“Governance” is more useful for corporate performance than seeking corporate normativity, and governance is mutually related to a company’s “control (internal control)” and “risk management.” Small and medium sized companies are not required to comply with governance codes like large companies or listed companies, and they do not have functions such as companies with committees or outside directors. The internal control function is important as a fundamental element in governance. For small and medium sized enterprises in Japan to introduce “guarantee

* たかまつたつや 弘前大学大学院地域社会研究科（後期3年博士課程）地域産業研究講座

services” by CPA, it is a prerequisite that internal control functions are being carried out effectively. This is because building internal control functions not only helps prevent fraud in corporate activities, but also makes operations more efficient.

Conducting assurance work by CPA and checking the company in question, it is possible to obtain and analyze a variety of information about the company from an expert's perspective. Providing the results to the statutory auditors and management will contribute to strengthening governance. In a company with a committee system, the statutory auditors and the audit committee jointly perform the governance function, but in small and medium sized companies, that function is often performed only by the statutory auditors. On the other hand, as the qualifications of statutory auditors lack include only grounds for disqualification and they can be appointed even if they knowledge or ability, fraud cannot be detected through audits by the statutory auditor alone. The risk of fraud can be reduced by receiving the cooperation of CPA, who has national qualifications for specialized knowledge. In addition, there is a trend to require external guarantees for financing, so the involvement of CPA.

keywords : Governance of Small and medium-sized companies, Assurance work of CPA

はじめに

本研究の動機は、我が国のいわゆる中小企業は公認会計士の本来業務である公認会計士法（以下会計士法）に規定された業務で関わることはあまりないことを現役の公認会計士からよく耳にしていたからである。山杣〈1971〉は「監査という言葉それ自体のもつ語感からして、どこことなく鹿爪らしく陰惨な印象を与えがちであるばかりか、そこにはよくよく煩瑣にして無味乾燥な手続だけが徒らに羅列されているに違いないかのような、先入観」と監査に対しての印象を表現しているように、前向きなものではないとされていた。近年あらゆる企業においてもガバナンスの強化が要請されており、公認会計士の「保証業務」を中小企業に活用することによってガバナンスの強化に結びつかないのではないかという問いからである。

昨今の企業に対するガバナンスの重要性に関しては中小企業に対しても要請されるようになってきている。

武田（2000）が中小企業の財務報告に関する信頼性保証について明らかにした研究は各国の制度を比較研究し、中小会社のコーポレートガバナンス、監査の問題を明らかにしている。

中小企業に対する公認会計士の関与については日本監査研究学会の「中小企業の会計監査制度の探求」のワーキンググループによって行われている。

「保証業務」に関しては企業会計審議会が2004年11月に「財務情報等に係る保証業務の概念的枠組みに関する意見書」を公表し、その後日本公認会計士協会から様々な意見表明が出され、山浦を中心とした日本監査研究学会の「保証業務のフレームワークと公認会計士の責任研究」の部会（1998-1999）によって行われた。

我が国においては、いわゆる中小企業に対しては公開企業を除いて一定の独立性を有する組織が会計情報に関与することが法的にはない。しかしながら、昨今の企業に対するガバナンスの重要性に関しては中小企業に対しても要請するようになってきている。

職業的専門家たる公認会計士による企業の状態を表現している会計情報に保証を付与することによって企業を取り巻く利害関係者へよりの確な情報を提供できることになる。保証を付与するための前提条件として企業内部における前提条件とされる内部統制システムの整備、リスク管理、ガバナ

スの整備という条件をクリアする必要がある。いわゆる大企業（会社法における会計監査人監査が義務となる企業）や金融商品取引法（以下金商法）によって公認会計士監査が義務とされる企業においては監査を受けるためにそれらの前提条件はクリアされている。一方中小企業においては整備されているとは言えない企業が多い。保証業務は監査ということはできないが、その手続等は監査に準ずるといえよう。監査の機能は多数説として批判的機能が挙げられ、監査実施に対して批判的機能を通じて意見形成を行っている。また少数説として指導的機能と情報提供機能がある。そのため中小企業の現状を鑑みた場合、保証業務という点からこの2つの少数説の機能を注目して中小企業に対して前述した条件を整備するために有用であると考えられる。アメリカにおいて金融機関からの資金調達のために公認会計士の財務諸表への保証を要求されることが多い。ドイツにおいても資金調達に際して信用制度法によって職業専門家の証明がある「年度決算書」を提出することによって開示することで合計75万ユーロまたは欧州規則（Regulation（EU）575/2013）のよって当該機関において繰入可能な自己資本の100分の10を超える信用を供与することができるとされている。このように資金調達という点からも保証制度の役割は重要であると考えられ、資金調達の上からも保証制度が有効であると考えられる。

本稿においては監査論の視点から中小企業のガバナンスに対して公認会計士がどのように関与して、企業の活動結果を取り巻く利害関係者への情報（会計情報）への信頼性を担保する保証が付保されることによって企業活動にどのようなインパクトを与えているのかを公認会計士の「保証業務」という観点から考察し、中小企業のガバナンス強化が公認会計士による企業情報の保証制度によって有効であることを提言していく。

このような点から職業的専門家たる公認会計士による企業の状態を表現している会計情報に保証を付与することによって企業を取り巻く利害関係者へより的確な情報を提供できることになると考えられる。保証を付与するための前提条件として企業内部における内部統制システムの整備、リスク管理、ガバナンスの整備という条件をクリアする必要がある。しかしながら中小企業においては整備されているとは言えない企業が多いと思われる。保証業務は、その手続等は監査に準ずるので、実施するにあたり整備する必要がある。

本研究においてⅠにおいて中小企業のガバナンス、Ⅱにおいて公認会計士の業務がどのように中小企業に関与する可能性があるのか、Ⅲにおいて公認会計士の保証業務の意義を述べ、Ⅳにおいて中小企業のガバナンス強化の手段としての公認会計士の関与を述べて、結びにおいて中小企業のガバナンス強化が公認会計士による企業情報の保証制度によって有効であることを提言していく。

I 中小企業におけるガバナンス

I-1 ガバナンスの目的

企業の目的は利益の追求である。企業は価値生産を合意された目的とし、企業を取り巻く株主をはじめとした利益相反関係を有しているステークホルダーから成り立っている。コーポレートガバナンスは従来どちらかというと企業の経営を監視し、経営と所有が分離した株式会社制度において、株主の権利を保護するために、経営者についていかなる制度によってチェックしていくかという点が主点であると考えられている。これは企業が合意された目的に沿って経営を規律付け、動機付ける仕組みということである。

上記の経営者をチェックすることによって経営者の独断による誤った経営判断、杜撰な管理体制によって生ずる不祥事を防止することができたならば、企業を取り巻く株主をはじめとしたステークホルダーの企業に対する評価も高まることにつながると考えられる。

I-2 ガバナンスの有用性

近年、会社法研究者からも、前記の機能だけでなく様々な点から議論がされていることが表されている。コーポレートガバナンスは、「コーポレートガバナンス（企業統治）とはどのような形で企業経営を監視する仕組みを設けるかという問題であるが、不正行為の防止の観点からだけでなく、近時は企業の収益性・競争力の向上の観点からも、コーポレートガバナンスのあり方について世界的な規模でさまざまな議論がなされている。」¹⁾としている。企業の収益性・競争力の向上といった効率性を要求するためにコーポレートガバナンスを検討するようになった。2015年に東京証券取引所が公表された上場規程の「コーポレートガバナンスコード」が組み込まれた。この前文に「『コーポレートガバナンス』とは、会社が、株主をはじめ顧客・従業員・地域社会等の立場を踏まえた上で透明・公正かつ迅速・果敢な意思決定を行うための仕組みを意味する」²⁾とあり、このコードは企業の不正を防止することに力点を置いたのではなく「健全な企業家精神の発揮を促し、収益力・資本効率等の改善につながるような『攻めのガバナンス』を目指すものである」³⁾としている。

ガバナンスが企業において重要であることの実例として失敗と成功の2例を挙げる。失敗例として「東芝」は2016年に2010年から2014年の年度において7件58億円の不正会計が発覚した。これによって同社の株価は年初2530円から1500円台へ下落した。東芝は、公認会計士の監査が要求される会社法上の大企業である。さらに東京証券取引所に上場しており、高いガバナンスコードを要求されるとともに、金融商品取引法に基づく会計監査も要求されている。このような不正会計事件が発生した理由として、「東芝」のコーポレートガバナンスが有効でなかったことが挙げられる。「東芝」は会社法の下に委員会設置会社として監査委員会が取締役会をチェックし、監査委員会の下に内部監査を行う内部監査部や執行役の業務をチェックする監査委員会室もあり、ガバナンス機能が有効であるように見えた。しかしながら、経営層の目標必達の圧力、上位者の意向に逆らえない企業風土、経営者における適切な会計処理への意識がないなどの複合的な要因によって内部統制が有効でなく、適切な会計基準の適用がなされていないことによって発生したのであった。「東芝」は重電をはじめ家電、半導体部門などほとんどにおいてその競争優位性を失ったのである。また東芝を当時監査していた新日本監査法人は不祥事に関与したとして監督官庁である金融庁から同社の財務書類に対する虚偽証明を行ったとして処分されている。その原因として同監査法人が、東芝のガバナンスへの過信が生じ、東芝側の説明や提出資料に対して、批判的な観点からの検証が十分に実施できなかった。」とされ、ガバナンスに不備があったにもかかわらず、監査法人が検証していなかったのである。さらに「監査対象事業ごとに分業体制で監査を進めていたにもかかわらず、チーム内での情報共有や連携がうまく機能しなかった。」とされている。このようにガバナンスが有効でなかったことが監査証明に対しても影響したのである。これは継続的に公認会計士監査を受けており、内部統制制度に対して十分な確認を実施しないで監査を行ったからである。

表 I-1 東芝の経営成績 2011年3月期－2017年3月期 (単位百万円)

売上高・営業損益・当期純損益	2011年3月期	2012年3月期	2013年3月期	2014年3月期	2015年3月期	2016年3月期	2017年3月期
売上高	6,263,990	5,996,414	5,722,248	6,489,702	6,114,682	5,154,838	4,043,736
営業損益	244,532	114,912	92,053	257,126	188,409	-483,010	82,015
株主に帰属する当期純損益	158,326	3,184	13,425	60,240	-37,825	-460,013	-965,663
ROE	21.10%	0.40%	1.70%	6.50%	-3.60%	-65.10%	

(出所) 株式会社東芝の決算短信から筆者作成

1) 神田秀樹、『会社法』第3版、弘文堂、p.90、2002年。

2) 株式会社東京証券取引所、コーポレートガバナンス・コード、2021年6月公表。

3) 油布志行、「コーポレートガバナンス・コードの策定について」『資本市場355号』、2015年。

成功事例として日本取締役協会の選ぶ2021年の「コーポレートガバナンス・オブ・ザ・イヤー」の大賞に選ばれた「東京エレクトロン」⁴⁾を考察していく。同賞は2015年度に創設され、経営の執行と監督の分離などの取り組みで透明性の高い経営体制を整えて、経営指標が高水準を上げている企業を選ばれる。「東京エレクトロン」は半導体製造装置の開発から生産・販売までを行っている企業で、半導体製造装置メーカーとしての売上高は世界第4位の地位にある。「東京エレクトロン」は監査役設置会社であるが、指名委員会と報酬委員会を設置し、両委員会ともにトップは社外取締役が務め、客観的な立場を持ちながら運営し、取締役会の実効性評価のために取締役、監査役に対して第三者機関によるヒアリング等を実施して、その結果を社外取締役や社外監査役にフィードバックして彼らが主導して討議を行っている。このように先進的なガバナンスに対する取り組みを行い、また下記のようにROEも20%を5年以上超えるような良い経営指標を出している。

表 I-2 東京エレクトロンの経営成績 2018年3月期－2022年3月期（単位百万円）

売上高・営業損益・当期純損益	2018年3月期	2019年3月期	2020年3月期	2021年3月期	2022年3月期
売上高	1,130,728	1,278,240	1,127,286	1,399,102	2,003,805
営業損益	281,172	310,571	237,292	320,685	699,271
当社株主に帰属する当期純損益	204,371	224,228	185,206	242,941	437,076
ROE	26.50%	27.90%	22.30%	23.70%	32.40%

（出所）東京エレクトロン株式会社の決算短信から筆者作成

以上のようにしてコーポレートガバナンスが機能せず、不正が生じて企業の経営成績も悪化し、企業の競争優位がなくなり、衰退の方向へ向かってしまった「東芝」とコーポレートガバナンスが有効に機能し、企業の経営指標が高く、企業価値を高め、競争優位を実現している例として「東京エレクトロン」を挙げた。共に日本を代表する製造業企業であるが、コーポレートガバナンスが与える影響が大きいからである。

I-3 ガバナンス原則

2023年にOECDが公表した「Principles of Corporate Governance(コーポレートガバナンス原則)」⁵⁾の「VI. Disclosure and transparency (開示及び透明性)」において「コーポレートガバナンスの枠組みより、会社の財務状況、経営成績、株主構成、ガバナンスを含めた、会社に関する重要事項について、適時かつ正確な開示がなされることが確保されるべきである。」とされている。

この中で「情報は、会計、財務・非財務報告それぞれについての質の高い基準に測って、作成され、開示されるべきである。」とし、この原則の中で情報の開示は「開示は会社の行動を左右する強力な道具となり得ると同時に、投資家保護のための強力な道具となり得る。強力な開示制度は、資本を誘引し資本市場への信頼を維持する助けとなり得るものである。逆に、貧弱な開示や不透明な慣行は、非倫理的な行動を招き市場の秩序に打撃を与え、会社やその株主にとってだけでなく経済全体にとって多大な損失となり得るものである。」としている。

また「財務諸表が会社の財務状況及び営業業績を全ての重要な観点において適切に示しているとの、外部からの客観的な保証を取締役会及び株主に提供するために、年次監査は、独立の能力・資格を備えた監査人によって高品質な監査基準に従って実施されるべきである。」と外部の専門家による情報

4) サンケイビズ、2021年1月31日記事、https://www.sankeibiz.jp/special/jacd_cgoy2021/（2023年10月15日アクセス）。

5) G20/OECD、Principles of Corporate Governance、<https://www.oecd.org/g20/topics/financing-for-investment/Corporate-Governance-Principles-ENG.pdf>（2023年10月15日アクセス）。

の保証を求めている。

この原則は公開会社のみならず、中小企業を含めて非公開会社にとっても有益であるとしている。財務諸表が“質の高い基準”に測って開示されているかどうかを判断できる専門家でなければならないのである。専門家について具体的にどのような職を示していないが、監査人の独立性の確保の原則は監査監督機関国際フォーラム⁶⁾の主要原則に沿うものと述べられている。主要メンバーは各国の監督官庁と公認会計士によって構成されていることから、専門家は公認会計士を指すと解されていると言えよう。

Ⅱ 公認会計士の中小企業への関与の可能性

本稿においては、中小企業の定義を会社法上の中小会社としている。会社法においては大会社を2条6において定義し、同328条2において大会社の会計監査人の設置義務を定めている。会計監査人は337条において公認会計士あるいは監査法人に限定している。したがって上記以外の会社は中小会社であり、公認会計士による会計監査人監査を法によって強制されていない。またほとんどの企業が株式未公開等のため、金商法193条の2に基づく公認会計士あるいは監査法人による監査の対象になっていない。

中小企業が融資を受ける場合には、代表者が経営者保証を行うことは当然の金融慣行であったが、2000年代後半から経営者が過度なリスクを負うことになる可能性があることから大きな事業展開を行うことや創業を躊躇、経営が窮境に陥っても経営者やその家族の生活が破綻してしまうことを懸念して、早期に経営者が取り組めないなどのデメリットがクローズアップされてきた。2013年3月に経営者保証に関するガイドライン研究会から「経営者保証に関するガイドライン」が公表され、経営保証徴求の基準を明確にした。翌2014年に金融庁から『平成26事務年度金融モニタリング基本方針』が出され、これによると担保・保証に必要以上に依存するのではなく、借り手企業の事業内容や成長可能性等を適切に評価することが必要としている。これらを受けて、2017年に金融機関に対して行ったアンケートによると9割以上が財務の健全性や収益性を重視するとしている⁷⁾。企業活動の結果を表しているものが財務諸表である。この財務諸表が正しく適正に表示されているかどうかについて意見を表明することが財務諸表監査であり、前述したように会社法の大会社や金商法の公認会計士による監査が中小企業に対しては義務付けられていない。上記のように資金調達に際して経営者に対して個人保証を求めるのではなく、計数的に表示した財務諸表に一定の保証を外部の専門家である公認会計士に求めるという動きがある。金融庁が公表している『「経営者保証に関するガイドライン」の活用に係る参考事例集』において公認会計士の監査や財務書類の検証を受けることによって経営者保証に依存しない事例が紹介されている。また企業会計審議会は2014年2月に公表した『監査基準の改定に関する意見書』において「特別目的の財務諸表」とは、「特別目的の利用目的に適合した会計の基準」によって作成された財務諸表と定義され、「特別目的の財務諸表」とは2005年8月に公表された「中小企業の会計に関する指針」と2012年2月に公表された「中小企業の会計に関する基本要領」に基づいて作成される財務諸表を指すとされている⁸⁾。資金調達目的で作成する財務諸表は特別目的の財務諸表であると考えられ、資金調達のための財務諸表の作成とその内容の信頼性が問題となる。財務諸表の信頼性を第三者によって保証することによって信頼性が高められると考えられる。

6) The International Forum of Independent Audit Regulators

7) 家森信善編、『地方創生のための地域金融機関の役割—金融仲介機能の質向上を目指して』、中央経済社、p.54、2018年。

8) 浦崎直浩、「特別目的の財務諸表に対する保証業務のアプローチ」『同志社商学』、同志社大学商学会、第67巻第4号、p.217、2016年。

このような動きに対して前述した法律に基づいた強制監査ではなく、「特別目的の財務諸表」に対して信頼性を担保するものとしての公認会計士による任意監査を行うために、「監査基準」も2015年4月1日以降のものに対して適用されるようになってきた。これを受けて日本公認会計士協会は、2013年12月に監査基準委員会報告書800「特別目的の財務報告の枠組みに準拠して作成された財務諸表に対する監査」と監査基準委員会報告書805「個別の財務表又は財務諸表項目等に対する監査」の2つの報告書と「監査基準委員会研究報告第3号」の研究報告を公表している。

前述した資金調達において特別目的の財務諸表は、たとえば金融機関からの資金調達の場合、約定書によってその目的が確定され、それに応じた財務諸表が作成されるのである。その財務諸表に対してどのくらいの信頼性があるかどうかについて公認会計士が判断して付与することになる。

Ⅲ 公認会計士による保証業務

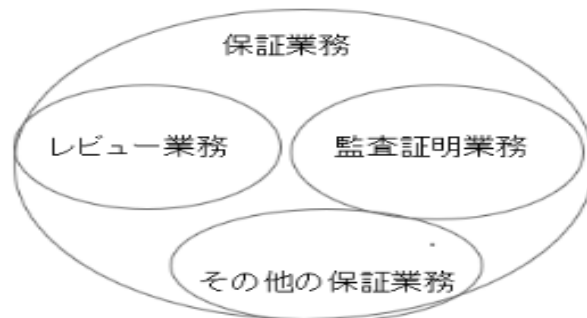
Ⅲ-1 保証業務

公認会計士の業務については、会計士法の2条において、「公認会計士は、他人の求めに応じ報酬を得て、財務書類の監査又は証明をすることを業とする。」として財務書類の監査証明は公認会計士の独占業務であるとされている。ここにいう監査証明とは、いわゆる監査とレビュー業務を指すとされている。また同条の第2項において「公認会計士は、前項に規定する業務のほか、公認会計士の名称を用いて、他人の求めに応じ報酬を得て、財務書類の調製をし、財務に関する調査若しくは立案をし、又は財務に関する相談に応ずることを業とすることができる。」として財務書類の監査証明以外の業務を規定している。この業務について日本公認会計士協会の監査・保証実務委員会研究報告第31号⁹⁾において「公認会計士及び監査法人（以下「公認会計士等」という。）が行う主たる業務は、財務諸表に対する監査及び四半期レビューであるが、そのほかにも実施している業務は相当広範囲にわたっており、監査及びレビュー業務以外の保証業務についても公認会計士等が関与することで、一定の信頼性を付与しているものと期待される場合が多く、今後もその業務の範囲は拡大していくものと認識される。」として今後公認会計士による保証業務は拡大することに期待している。

前章で述べたように中小企業においては、財務書類の監査証明を法律によって要求されることは公開会社等の例外を除いてない。しかしながら、2条第2項の業務に関しては中小企業に関して関係してくるのである。監査証明を受けるということは、被監査会社側にも準備事項が多い。監査を受ける前提として企業側の準備が必要である。この条件は日本公認会計士協会が2011年に公表した監査基準委員会報告書210「監査業務の契約条件の合意」において「不正か誤謬かを問わず、重要な虚偽表示のない財務諸表を作成するために経営者が必要と判断する内部統制を整備及び運用すること」と規定し、内部統制が企業の中に整備されて運用されていることが前提である。

一方2条第2項の業務は監査証明以外であり、例えば財務書類の調整、将来予想等、業務手続等、顧客資産分別保管などの検証等がある。この中で将来予想等、業務手続等、顧客資産分別保管などの検証等は保証業務とされる。すなわち監査・レビュー業務は過去の財務情報に対して実行されるものであるが、保証業務は過去の情報だけでなく、将来の予測情報のように過去情報でなく、将来の情報にも対しても行われるのである。したがって保証業務の概念は次のような図（図Ⅲ-1）で表すことができる。

9) 日本公認会計士協会、監査・保証実務委員会研究報告第31号「監査及びレビュー業務以外の保証業務に係る概念的枠組み」、2017年12月公表。



図Ⅲ-1 「保証業務の概念」、筆者作成

これは保証業務という枠の中に監査・レビュー業務とその他の保証業務が内包されるということであり、監査・レビュー業務も保証業務の一つであることを示している。

企業会計審議会が2004年に公表した「財務情報等に係る保証業務の概念的枠組みに関する意見書」において保証業務を「保証業務とは、主題に責任を負う者が一定の規準によって当該主題を評価又は測定した結果を表明する情報について、又は、当該主題それ自体について、それらに対する想定利用者の信頼の程度を高めるために、業務実施者が自ら入手した証拠に基づき規準に照らして判断した結果を結論として報告する業務をいう。」と定義している。これは主題情報に信頼性という保証を付与することであって、法律上の保証（guarantee）や保険（insurance）とは意味が異なる。

主題の事例として、

- (1) 財務諸表で表示又は開示される企業の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況を主題とすると、財務諸表の表示又は開示が主題情報となる。
- (2) 非財務的な成果又は状況を主題とすると、その効率性や有効性を示す指標が主題情報となる。
- (3) 設備能力のような物理的な特徴を主題とすれば、その記録や仕様が主題情報となる。
- (4) 内部統制やITシステムのようなシステムやプロセスを主題とすれば、それらの有効性について示すものが主題情報となる。
- (5) コーポレート・ガバナンスやコンプライアンス又は人的資源管理のような行為を主題とすれば、その遵守状況や有効性を示すものが主題情報となる。

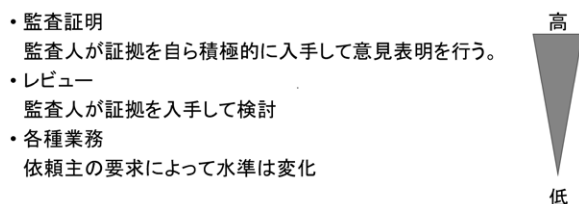
としている。

例えば(1)の開示される企業の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況を主題にすると、規準は企業が採用する仮定及び報告に関しての適合する規準であって具体的には会計基準である。主題の測定又は評価の結果は財務諸表である。また(4)内部統制の有効性を主題にすると、規準は内部統制に関する適合した規準、測定又は評価の結果は有効性の程度に関する記述である。

また保証業務の水準は、実施者の行動によって異なってくる。一番水準が高いとされるのが、実施者自らが積極的に証拠を入手して意見表明を行うこと、実施者が証拠を入手して検討することである。前者は監査証明業務が該当し、後者はレビュー業務が該当する。またその他の保証業務は依頼者の要求によって業務の水準は変化するのである。高い水準の保証が要求されるのであれば、従来の監査証明業務と同等あるいはそれ以上の証拠を入手して意見を形成するのである。

保証業務の水準は（図Ⅲ-2）のようになる。

保証業務の水準



図Ⅲ-2 「保証業務の水準」、筆者作成

Ⅲ-2 保証業務の前提条件

保証業務を行うにあたり、企業側においてどのような体制が必要とされるのであろうか。

日本内部監査協会が公表した「内部監査基準実務指針6.0」¹⁰⁾において「内部監査の対象範囲は、原則として組織体およびその集団に係るガバナンス・プロセス、リスク・マネジメントおよびコントロール（内部統制・・・筆者注）に関連するすべての経営諸活動である。」として「通常は、ガバナンス・プロセス、リスク・マネジメントおよびコントロールのいずれにも関連しない経営活動は存在しない」とこの3つの機能が必要であるとしている。さらに「ガバナンス・プロセスにおける最高経営者および取締役会等の組織体運営に対する姿勢はリスク・マネジメントやコントロールに影響を与え、他方でリスク・マネジメントやコントロールが有効でない場合にはガバナンス・プロセスで適切な意思決定を行うための適切かつ十分な情報の入手が困難となる。ガバナンス・プロセス、リスク・マネジメントおよびコントロールは、組織体の監視および監督、ならびに業務執行の一連のプロセスである。」としている。

内部統制機能とは、そもそも組織が目的を達成するために、その組織の特性に応じて自らの責任において整備・運用される機能である¹¹⁾から自らが整備し運用しなければならないのである。リスク・マネジメントは、その国際規格である「ISO31000:2018」において意義をもって「価値の創出及び保護」にあるとしている。またCommittee of Sponsoring Organizations of the Treadway Commission（トレッドウェイ委員会組織委員会：以下COSO）が2004年に公表したEnterprise Risk Management－Integrating with Strategy and Performance（全社的リスクマネジメントー戦略とパフォーマンスとの統合）においても「価値を創造し、維持し、実現する」としている¹²⁾。また同4.25において「主要なリスクを低減又は管理し、または主要な機会から価値を創造するために具体的な手順」とリスク対応への情報の開示を求めている。これはリスク低減の手段として内部統制を用いることによって発生の可能性を下げる対策をとる等が考えられる。COSOは「ガバナンスは全社的リスクマネジメントを重視し、それに対する監督責任を確立する組織の気風を醸成する。」¹³⁾としている。コントロールの不備（照合の不備）はリスク・マネジメントの不備（ルールの不徹底）が要因であり、リスク・マネジメントの不備はガバナンスの不備（基本方針が存在しない）である。またその逆にガバナンスの有効性（戦略の明確性）がリスク・マネジメントの有効性（目標の合理性）に影響を与え、リスク・マネジメントの有効性がコントロールの有効性（適時な見直の徹底）に影響を与えるという方向性¹⁴⁾もあり、相互方向に関連しているのである。これらの関係は（図Ⅲ-3）のように表せることができる。

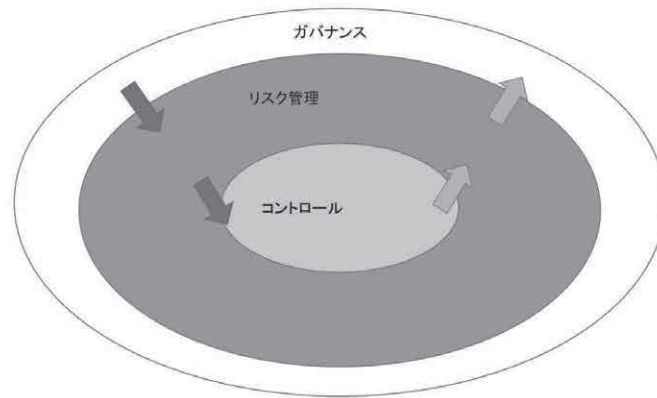
10) 日本内部監査協会、「実務指針6.0内部監査の対象範囲」2017年3月公表、<https://www.iiajapan.com/leg/pdf/guide/guideline6.0.pdf>（2023年10月15日アクセス）。

11) 堀江正之、「統合報告に対する内部監査の関わり方」、『商学研究』、第36号、日本大学商学部商学研究、p.50、2020年。

12) 八田進二監訳、『COSO全社的リスクマネジメントー戦略及びパフォーマンスの統合』、同文館出版、2018年。

13) 八田監訳、pp.71-76。

14) 堀江前掲、p.55。



図Ⅲ-3 「ガバナンス・プロセス、リスク・マネジメントおよびコントロールの関係」、COSOから筆者作成

図Ⅲ-3で示したように3つの機能はそれぞれリンクしているが、中でも図のコアとなっているのが、コントロールであり、コアのコントロールがしっかりとしていないと外にあるリスク・マネジメント、一番外側のガバナンス・プロセスがしっかりと有効でなくなる。これはコントロール（内部統制）やリスク管理の不備がガバナンスの不備につながり、ガバナンスの有効性がコントロールやリスク管理の有効性につながる。これらから「ガバナンス・プロセスの評価結果をリスク・マネジメントおよびコントロールの内部監査に関連付けることが必要であるとともに、リスク・マネジメントやコントロールの評価結果をガバナンス・プロセスの内部監査に活かす必要もある。」としてこの3つの機能は内部監査において重要であるとしている。この考え方は内部監査だけでなく、外部による保証業務を行う上においても同様に重要であると考えられる。したがって保証業務を受けるためには、前提条件として3つの機能を運用する必要がある。

Ⅳ 中小企業のカバナンス強化の手段としての公認会計士の関与

Ⅳ-1 中小企業と「保証業務」

中小企業の内部統制について日下部（1975）は「中小企業のように内部統制が不備の会社も少なくない。これらの会社では、会計上の不正・誤謬に対する適当な防護手段がないか、或いはあっても不十分である。いってみれば、抜け穴だらけで不正・誤謬の検出を会社に任せることはできないから、内部統制の不備の程度に応じて監査範囲を拡大し、より強力な証拠をより多く求めなければならない。極端な場合には個々の取引の精査にまで及ぶこともありうる。」として、中小企業の内部統制の不備を指摘している。また監査に対する考え方も、山樺（1971）が前述したように監査に対して世間においてあまり良くない印象を表現している。公認会計士イコール監査、監査対象は大会社という概念もある。公認会計士の中小企業への関与はどちらかというと後向思考が強いと思われる。

中小企業においても近年は企業を取り巻く環境も変化し、企業を取り巻く利害関係者も企業への関心点も変化をしてきている。資金調達においてもかつては金融機関が自己において融資対象の企業の分析を行ってきた。監査が行われる歴史的背景は1907年にアメリカ銀行協会信用情報委員会が仲買人から手形を購入する際に公認会計士の監査証明を受けた貸借対照表及び購入時における手形仲介人の証明書を提出させることを主張し、その手形を優遇することを勧告し、翌1908年に同協会総会で、この委員会報告を承認し、実行するようになったこと¹⁵⁾で貸借対照表監査が始まったことのように金融機関からの資金調達のために公認会計士監査が始まった。Ⅱで述べたように財務諸表に信頼性を付

15) 大矢知浩司、『会計監査－アメリカにおける生成と発展』、中央経済社、p.46、1971年

与することで経営者保証を代替していく動きもある。Ⅲにおいて「保証業務」の水準によって信頼度の度合いも変化していくのである。貸借対照表監査が開始される前の13世紀に英国でエドワード1世によって裁可された荘園の監査が記録に残る最初とされている。当時の監査はすべての記録を照合する完全監査であった¹⁶⁾。その後資本主義の発達とともに会社の内部統制機能が発達とともにそれを利用した抽出したデータをもって監査する試査によって監査を行うようになった。

中小企業においては企業の内部統制機能が弱く不正のおきやすい環境であることが多い。したがって試査の手法を用いて「保証業務」を行うことは難しいと思われる。内部統制機能はⅢにおいて重要なファクターであるので不可欠のものである。また同様に内部統制機能が有効でないとリスク・マネジメントも有効でなくなり、ガバナンス・プロセスも有効でなくなるのである。この3つの機能について企業に浸透させていくことが重要である。前述したように金融機関からの資金調達に関して企業の財務諸表に外部の「保証」を付与することによって経営者保証の代替する動きもある。実際公認会計士による財務諸表の「保証証明」が金融機関からの資金調達に必要とされていたのは、監査の歴史からも証明されている。外部からの保証を受けるにあたって前述したように被保証側にも準備が必要である。公開企業においては、公認会計士監査が義務付けられており、その前提である3つの機能がすでに整備されているとされる。一方中小企業においては、その整備は進んでいるとは言えない。近代監査は、前述したように金融機関からの資金調達において金融機関からの要請であり、当時の貸借対照表監査が試査を前提におこなわれていたことをみると当時のアメリカ企業ではある程度の内部統制機能があったのではないかと類推できる。前述した日下部が述べているように「内部統制の不備の程度に応じて監査範囲を拡大し、より強力な証拠をより多く求めなければならない。極端な場合には個々の取引の精査にまで及ぶこともありうる。」のように内部統制機能が中小企業における「保証業務」に耐えうる程度の整備が行われていないのが現状である。

Ⅳ-2 内部統制機能

公認会計士の「保証業務」の前提である3つの機能のうち、コントロール（内部統制機能）がコアであることはⅢに述べたとおりである。内部統制機能が有効であることが、リスク・マネジメント、ガバナンス・プロセスが有効になってくる。3つの機能を有効にするためには、内部統制機能がしっかりとしていないと前提が成立してこない。

内部統制機能について金融庁は2019年に「財務報告に係る内部統制の評価及び監査の基準並びに財務報告に係る内部統制の評価及び監査に関する実施基準」¹⁷⁾を公表した。

「内部統制とは、基本的に、業務の有効性及び効率性、報告の信頼性、事業活動に関わる法令等の遵守並びに資産の保全の4つの目的が達成されているとの合理的な保証を得るために、業務に組み込まれ、組織内の全ての者によって遂行されるプロセスをいい、統制環境、リスクの評価と対応、統制活動、情報と伝達、モニタリング（監視活動）及びIT（情報技術）への対応の6つの基本的要素から構成される。」

と定義している。

本来、内部統制機能は企業によって構築されていくものであるが、実際に構築していくのには相当の知識や労力が必要である。企業にとって内部統制機能が有効に機能することは、企業の信用力を高

16) 近澤弘治監訳、『マウツ&シャラフ監査理論の構造』、中央経済社、p.329、1987年。

「会計報告を作成するように義務づけられている。奴隷、土地管理人、収入役、その他あらゆる種類の会計係に関して。（中略）そのような召使達の主人が監査人に彼らの会計報告の調査を命じ、その会計報告について、また返済すべき、支給されたすべての物品について延滞分が発見された場合には、その召使の身柄は拘留されねばならない。また同会計報告に関する監査人の証言にもとずいて（ママ）、その分に関して次の刑務所へ送られるか、または引き渡されるものとする。」

17) 企業会計審議会、「財務報告に係る内部統制の評価及び監査の基準」、2019年12月公表。

め、結果的には企業価値の向上につながるのである。

IV-3 「保証業務」導入の前提

中小企業に「保証業務」を導入するためには、前提とされる企業側に3つの機能が必要であると述べてきた、特に前節で示した内部統制機能が重要である。またその基礎要素にもある統制環境においても監査役の機能が取り上げられている。監査役はその資格要件は欠格事由¹⁸⁾のみであるため。専門的知識がなくとも就任可能である。会社の機関である監査役を強化することも重要である。また多くの中小企業は監査委員会設置会社ではなく、また監査役の職務を会計監査に限定した監査役になっている場合が多い。監査役の資格要件は前述のように特になく、欠格事由に該当しなければ、何人でも就任可能であり、名ばかりのものとされて、閑散役ともいわれていたこともあった。金商法対象会社あるいは会社法328条2によって規定されている資本金5億円以上あるいは最終の貸借対照表に計上される負債総額500億円以上の会社においては公認会計士の会計監査が義務付けられている。しかしながら、それ以外の会社には義務付けられてなく、資格要件のない監査役による監査のみである。2005年の会社法改正によって会計参与が中小企業に導入されたがあまり浸透されていない。企業に対するガバナンスの強化が望まれていることから、ガバナンス・プロセスを支える内部統制機能を軽視することはできないのである。内部統制については、Ⅲでとりあげた保証業務の報告書において、主題として「内部統制のデザイン及び運用状況」の雛型が日本公認会計士協会から公表されている。このようにして内部統制機能は重視されている。では中小企業にどのように「保証業務」を導入していくかである。ここに参考となるのが、第2次世界大戦後にアメリカの証券法・証券市場法を手本して制定された証券取引法（現金融商品取引法）によって導入された公認会計士監査制度を啓蒙するために導入された制度監査である。これは1951年から6年間公認会計士による財務諸表監査を導入するまでの間に実施された。1951年に実施された監査は初度監査として、会計制度の整備および運用の状況を関係書類の閲覧、従業員に対する質問、現場の視察、帳簿の試査などに限定、したがって意見表明も会社の会計制度が適正に確立され、かつ、有効に運用されているかどうかに関するにとどめた。初度監査について新日本監査法人の創始者である太田（1968）は「法定監査は26年（1951年）から始まったが、当初は会計制度の経理規程の作成を指導するのに忙殺されたのである。」と述べており、会社を指導するという面が主であった。1952年は次年度監査として、初年度監査に続いて、会社の会計制度運用状況の検査にとどめて、その手続として、実査、確認、立会等の監査手続をも併せ行うことが定められたほか、財務諸表の形式的事項の検討に関する細目が規定された。1953年は第3次監査としてほぼ次年度監査を踏襲し、正規の監査への移行の準備として公認会計士が必要であるとした場合には、有効適切なる助言勧告を行うとともに、特に内部監査制度の確立のため、公認会計士が会社に対して積極的に指導協力することになった。1954年の第4次監査は、会計制度の運用状況の監査のほかに、財務諸表の重要な項目の監査を実施するようになり、監査の対象となる財務諸表の重要項目は、現金、預金、手形、債権、有価証券、社債及び長期借入金の5項目であり、それ以外の項目の追加は当事者の協議にゆだねるとされた。また、これらの重要項目以外の項目については、その形式的事項が法令の定めるところに従っているか否かの検討にとどめ、貸借対照表監査の態をなす監査を実施した。制度監査の最終年である1955年と1956年の2年間実施の第5次監査は、第4次監査の5項目から大きく拡充され、流動資産、投資、流動負債、固定負債に属する項目は、財務諸表規則によって区分掲記を要すると否とを問わず、1955年1月1日以後に始まる第1回目の事業年度において、少なくとも監査の対象とし、また、第2回目の事業年度以後は、新たに重要項目を加えて、重要性の大なるすべての項目を監査することにした。このようにして正規の財務諸表監査へ移行した。このような手法で何もない状態から6年間で正規の財務諸表監査に移行したことを模して、「保

18) 監査役の欠格事由として会社法335条第1項・331条第1項。

証業務」の前提である機能を導入していくことが良いのではないかとと思われる。

導入するにあたって、制度監査においても初期においては指導することは主であったようにどちらかという指導することが主になると想定する。これは監査の機能において批判的機能と指導的機能があり、批判的機能は「会社の経理または財務諸表の適否を公正妥当な会計基準に照らして批評し批判すること。（本源的な監査機能）」、一方の指導的機能は「会計上の欠陥を補正し、適正な財務諸表を作成するように、会社に対して必要な助言・勧告を行い、またコメントを発するなどの方法により、適当にこれを指導すること。（監査の真の目的）」¹⁹⁾とされる。「保証業務」は監査ではないが、「証明」を行う点で、監査の機能を適用すべきである。中小企業においては会計制度や内部統制機能等が十分に整備されていないことが多いので、指導的機能を有効に生かしてそれらの整備が第一義的でなければならない。それ故、整備が行われて「保証業務」が通常のレベルで実施できるようになった時点から批判的機能を生かしてよりよいものにしていくようになるのである。

IV-4 「保証業務」の導入がガバナンスに及ぼす効果

ガバナンスを中小企業において強化していくためには、本来企業内でガバナンス強化のための機能を創造していく。たとえば、SBIホールディングスのホームページには「SBIホールディングスはコーポレート・ガバナンスを充実させるためには内部統制システムを整備し、健全な内部統制システムにより業務執行を行うことが重要であると考えています。内部統制システムの整備に向けては、法令遵守や倫理的行動の徹底がSBIグループの経営理念・ビジョンの実現に向けた大前提であることを、代表取締役（最高倫理責任者）を通じて全役職員に徹底しています。」としてさらに「個別の内部監査の結果は、当該監査終了後に取締役会とは別に監査役会に定期的に報告し、意見交換を行っているほか、監査役会の要望を監査テーマや監査対象選定に織り込むなど、有機的に連携しています。会計監査人とは、財務報告に係る内部統制に関する事項を中心とする情報交換を適宜行っています。各監査においては、監査実施上のリスクや被監査先の情報の把握のため、内部統制部門と適宜意見交換を実施し、関連資料・情報の入手を行っています。」²⁰⁾と内部統制と内部監査、監査役会と会計監査人においてそれぞれの機能を活用している。

中小企業においては自力で行うことが困難なことが多い。監査役は存在するが、その機能が有効ではないケースがあり²¹⁾、内部監査の機能もなく、会計監査人も義務付けられていない。したがってガバナンスについては充実しているとは言えない。ここで公認会計士の「保証業務」がそれらを代替することになる。前節で述べた指導的機能を生かして内部統制の整備・運用の手助けを行うことになる。一気にやるのではなく、徐々に確実な仕組を構築すべきであると考えられる。また監査役への助言を行うことによって監査の強化をすることにもなる。Ⅲで述べたように内部統制機能がリスク・マネジメントの手段であり、内部統制機能の運用がリスク・マネジメントを有効になっている状態になり、ガバナンスの有効性に繋がる。

IV-5 資金調達における「保証業務」の変化

「保証業務」が企業のガバナンスに有益であるが、「保証業務」は企業の情報に文字通りの「保証」を行うものであって企業活動を計数化した結果である財務諸表に対して付保することにもなる。外部

19) 日下部、前掲書、pp.22-23。

20) SBIホールディングス ホームページ、「内部統制・内部監査」、
<https://www.sbigroup.co.jp/sustainability/governance/internalcontrol.html>、(2023年10月15日アクセス)。

21) 監査役機能不全によって不正が防げなかった事例としての判例。

第1審：平成31年2月21日判決、平成29年（ワ）第110号事件、千葉地方裁判所。

第2審：令和元年8月21日判決、平成31年（ネ）第1178号、東京高等裁判所。

第3審：令和3年7月19日判決、令和元年（受）第1968号、最高裁判所。

利害関係者への企業活動の結果である財務諸表という計数によって開示することはⅠで述べた「ガバナンス原則」にも示されている。資金調達において金融機関に対して「保証」を求められ、従来は「担保」を保証に融資が実行されてきたことはⅡにおいて述べてきた。これは我が国において「担保」として資産の差入や経営者保証が求められてきた。一方アメリカにおいては公認会計士による財務情報に「保証」を付保したものを提出することを求めている。ドイツにおいては、1961年に信用制度法(Gesetz über das Kreditwesen vom 10. Juli 1961) 18条によって1万ドイツマルク超える信用を供与する場合、金融機関が顧客に決算書を求めるようになり、その後1964年に連邦金融制度監督局(Bundesaufsichtsamt für das Kreditwesen)は、「可能であれば、経済監査士(Wirtschaftsprüfer)、帳簿監査士(vereidigter Wirtschaftsprüfer)ないし税理士(Steuerberater)の証明書が徴求されるべきである。」との通達を公表した、これによって外部の専門家による決算書に保証を求めたのである。現在18条は合計75万ユーロまたは欧州規則575/2013のよって当該機関において繰入可能な自己資本の100分の10を超える信用を供与するとなっている。また、バーゼル銀行監督委員会が公表している国際的に活動する銀行の国際統一基準の2004年のバーゼルⅡにおいて「企業の信用格付」において決算書の信頼性がより強く求められてきていることも外部の保証を要求される一因ともなっている。我が国においても経営者保証を求めることによって様々なマイナス効果がクローズアップされ、財務諸表に「保証」を付与したものを提出することに代替していく動きが出てきている。

Ⅳ-6 保証業務と書面添付

公認会計士の保証業務のうち、財務諸表に対する保証に関するものに類似するものとして、我が国の税務上の制度として税理士による「書面添付制度」がある。これは税理士法33条の2の「税理士又は税理士法人は、国税通則法16条1項1号に掲げる申告納税方式又は地方税法1条1項8号若しくは11号に掲げる申告納付若しくは申告納入の方法による租税の課税標準等を記載した申告書を作成したときは、当該申告書の作成に関し、計算し、整理し、又は相談に応じた事項を財務省令で定めるところにより記載した書面を当該申告書に添付することができる。」によって税務申告書に申告に関する事項を記載した書面を税理士もしくは税理士法人が作成し添付する制度である。国税庁によるとこの制度は、税理士が作成等した申告書について、計算事項等を記載した書面の添付及び事前通知前の意見陳述を通じて、税務の専門家の立場からどのように調製されたかを明らかにすることにより、正確な申告書の作成及び提出に資するという、税務の専門家である税理士に与えられた権利の一つである²²⁾としている。これは税務申告書に対して作成した税理士が保証を付与したものでされている。しかしながら財務会計と税務会計ではその目的が異なり、会計処理も異なるため、その結果も異なってくる。財務会計は、企業の経営状態を計数化した財務諸表という形で企業を取り巻く利害関係者に情報を提供するものであり、税務会計は、税を徴収する国家に納税のために計数化した情報を提供するものである。同じ期間の損益を見ても、差異が生じる。たとえば、財務会計では認められる引当金が、税務上は損金算入限度額を超過した部分是否認される。減価償却について引当金と同様に限度額を超過した部分是否認される。減損会計についても税務ではほとんど認容されない。また昭和20年代から財務会計側から税務に対して調整を図る意見書が出されている。1996年の政府税制調査会は「法人課税小委員会報告」で「…税法において、適正な課税の実現という税法固有の考え方から、商法、企業会計と異なった取扱いを行う場合があることは当然である」、「…法人税の課税所得は、今後とも、商法・企業会計原則に則した会計処理に基づいて算定することを基本としつつも、適正な課税を行う観点から、必要に応じ、商法・企業会計原則における会計処理と異なった取扱いをすることが適切と考える。」と異なるものとしている。したがってそのまま「書面添付制度」を付したものを財務諸表

22) 国税庁 ホームページ、「書面添付・意見聴取制度」、<https://www.nta.go.jp/taxes/zeirishi/zeirishiseido/qa/04.html>、(2023年10月15日アクセス)。

に保証を付したものが「保証を付した特別目的の財務諸表」と同等とすることはできないと考える。

前節にてドイツの信用制度法による「保証」の担い手に税理士があるが、日本の税理士資格と違い、ドイツの公認会計士にあたる経済監査士の資格では無条件になれないのである。筆者がドイツの中規模の監査事務所の経済監査士のパートナーにインタビューをしたところ、ドイツにおいて経済監査士の資格試験に前に税理士の資格を得てから受験するのが大半であるということを知った際に、日本では公認会計士であれば、税理士資格を得られると話したら全く別の資格なので付与されるということに驚いていた。日本においてたとえば「特別目的の財務諸表に保証を付与」を行うのは公認会計士法2条2項により公認会計士として保証するという形をとっている。公認会計士という国家資格のもとに行っていることである。税理士も同じ国家資格であるがどちらかというと税法にウェイトがかかった専門資格を認定されたものである。ここに参考となる例として登録政治資金監査人制度と租税保佐人制度である。共に税理士資格でなることができる。国会議員関係政治団体については、収支報告書を提出するときは、あらかじめ、収支報告書、会計帳簿、領収書等について、政治資金適正化委員会が行うによる政治資金監査を受けること等が義務付けられたことによって政治資金適正化委員会が認定した弁護士、公認会計士及び税理士が登録政治資金監査人なるのである。租税保佐人は税理士法2条の2によって「税理士は、租税に関する事項について、裁判所において、補佐人として、弁護士である訴訟代理人とともに出頭し、陳述をすることができる。」に基づいている。ともに研修を受講しなければならない。租税保佐人の場合、大学院の科目履修生となって所定の講義を受講、修了しなければならない。

現在、会社法における会計参与には、無条件で税理士資格をもって就任することができるが、2015年に日本税理士会連合会の「第6回税理士実態調査」²³⁾において会計参与の税理士の就任率はわずか2%であり、普及はしていない。就任しない理由としては「粉飾時の責任問題とリスク時に第三者としての中立性が保てないため。」「大半の税理士は形式的な会計参与で実際の会計内容まで検討していない。」といったものであり、不正や企業内の体制がとれていないものによると考えられる。ガバナンスが有効でないと思われる。言い換えれば、税務上問題がなくとも（粉飾した利益に対して納税額が計算上正しければ問題はないということもありうる）会社法上は財務会計による報告によるので問題が生じる可能性がある。

「特別目的の財務諸表の保証」には、「書面添付制度」を付したものを財務諸表で代替することはできないと考えられる。会社法上の会計参与（税理士資格において）による「保証」を求めるのであれば前述の2つの例のように研修等を導入する必要があるのではないかと考えるがリスクも大きい。したがって公認会計士の「保証業務」の導入が求められるのではないかと考える。

結びに

ガバナンスは、企業の規範性を求めることよりも企業業績に有用であるものである。「ガバナンス・プロセス」は企業の「リスク・マネジメント」、「コントロール」（内部統制）が相互方向に関係している。公認会計士の「保証業務」はこれらの3つの機能を密接に関係している。中小企業においては、大会社や公開会社のようにガバナンスコードが義務付けられてなく、また委員会設置会社や社外取締役などの機能が取り入れられてはいない。ガバナンスにおいて内部統制機能が基礎的な要素として重要である。公認会計士による「保証業務」を導入するにあっても内部統制機能が有効に行われていることが前提となってくる。内部統制機能の構築は企業活動において不正対策はもとより業務をより効

23) 日本税理士会連合会、「第6回税理士実態調査」2015年3月公表、<https://www.nichizeiren.or.jp/wp-content/uploads/member/doc/06jittaichosa.pdf>（2023年10月15日アクセス）。

率化できる。

公認会計士の保証業務を実施することで、当該企業をチェックすることによって企業の様々な情報を専門家の立場で入手し、分析したものを監査役や経営陣を提供することによってガバナンス強化に貢献することになると考える。委員会設置会社では監査役と監査委員会が共同でガバナンス機能を果たすが、中小企業ではその機能が監査役だけの場合がほとんどであり、監査役はその資格に欠格事由しかなく、知識や能力がなくとも就任することができ、事例で考察したように監査役監査だけでは不正を発見できない。専門的な知識の国家資格を有している公認会計士の協力を受けることによって不正のリスクを低減することができると思う。

資金調達においても、Ⅳで述べたように20世紀初頭のアメリカにおいて銀行が融資の際に公認会計士の監査報告書付きの貸借対照表を要求したことやドイツにおいては信用制度法に基づいて与信を専門家が保証した財務諸表によってなされていることから我が国においても従来の経営者保証という融資から融資のためである特別目的の財務諸表に対して公認会計士が「保証」付与したもので経営者保証の代わりにするという動きを見ている。

これらの点から、公認会計士の「保証業務」を中小企業に導入するのが有効と考えられる。しかしながら、企業によって導入に対する環境が公開会社程度に整備されている会社から全く整備されていない会社までと千差万別である、導入するにあたり、一気呵成におこなうのではなく、公認会計士監査を我が国に導入した時のように段階を踏みながら、指導的機能を生かして浸透させていくことが公認会計士の「保証業務」を中小企業に導入することは有意義と考えられる。また経済のグローバル化という動きからも中小企業においてもそれに対応しなければならないと考えられる。Ⅰで取り上げたOECDの「コーポレートガバナンス原則」は、公開企業はもとより非公開企業にとっても有益であるとされており、その中において「小規模あるいは非上場会社を含む全ての会社について、良いコーポレートガバナンスの認識を高めたい」とあり、中小企業においてもこの原則を導入することを望ましいとされている。この点からも導入が望まれると思われる。しかしながら我が国においては費用面から「公認会計士の関与」に関して積極的ではないが、企業の「情報」に保証を付保することは必要な費用となるように広く認められるような何らかの方策も必要であるのではないだろうかと考えられる。現行でも公認会計士の監査証明を提示することによって信用保証協会の信用保証料の割引制度²⁴⁾は存在するが信用保証制度の代替となっていない。これはすべての中小企業に当てはめるものではなく、個人企業的な極零細企業などは費用面から導入することを推奨はできない。ある程度の資金需要や規模が認められる企業、広く多くのステークホルダーを有する企業には会計士監査を導入するのではなく、まず“保証業務”を導入し、ガバナンス強化の一環にすべきであると考えられる。

中小企業への公認会計士の関与については中小企業への公認会計士監査制度の研究、あるいはガバナンスについての研究は先行研究を含めて多く行われているが、保証制度を活用する方向について公認会計士だけでなく、税理士も含めた会計専門家の活用についての研究を継続して行きたいと考えている。

参考文献

(論文)

浦崎直浩、「特別目的の財務諸表に対する保証業務のアプローチ」、『同志社商学』第67巻第4号、同志社大学商学会、2016年3月。

柴田秀樹、「企業の不正摘発・防止の監査手続き」、『弘前大学人文社会論叢』、25号、弘前大学、2011年2月。

島原宏明、「[商法三九〇] 有限会社の財務諸表の任意監査において、監査人が経理部長の不成功を発見できないまま

24) 東京信用保証協会のホームページ、「信用保証料の割引」、https://www.cgc-tokyo.or.jp/business/guarantee_fee/discount.html (2023年10月15日アクセス)。

無限定適正意見を表明したことが、監査契約上の債務不履行に当たらないとされた事例（日本コッパース事件控訴審判決）（東京高裁平成七年九月二八日判決）、『法学研究』、第72巻第4号、慶応義塾大学法学研究会、1998年4月。
高田正淳、「監査基本問題の研究（3）」『会計』第105巻第3号、森山書店、1974年3月。
福島壽、「保障水準が異なる業務に対する公認会計士の法的責任」、『東北公益文科大学総合研究論集』、第12号、東北公益文科大学、2007年6月。
堀江正之、「統合報告に対する内部監査の関わり方」、『商学研究』、第36号、日本大学商学部商学研究所、2020年3月。
松本祥尚、「職業会計士による保証機能の多層性」、『関西大学商学論集』、第43巻第4号、関西大学商学会、1998年10月。
弥永真生、「中小会社の計算書類の信頼性の確保（1）」、『筑波ロー・ジャーナル』16号、筑波大学、2014年5月。
油布志行、「コーポレートガバナンス・コードの策定について」、『資本市場』355号、2015年。
吉見宏、「我が国における企業不正事例（5）」、『経済学研究』第46巻第2号、北海道大学、1996年9月。

（文献）

D. Carmichael & J. Willingham, Perspective in Auditing, New York : McGraw-Hill, 1985.
家森信善編、『地方創生のための地域金融機関の役割—金融仲介機能の質向上を目指して』、中央経済社、2018年。
浦崎直浩編著、『中小企業の会計監査制度の探究—特別目的の財務諸表に対する保証業務—』、同文館出版、2017年。
太田哲三、『近代会計側面誌—会計学の六十年—』、中央経済社、1968年。
大矢知浩司、『会計監査—アメリカにおける生成と発展—』、中央経済社、1971年。
蟹江章編著、『会社法におけるコーポレート・ガバナンスと監査』、同文館出版、2008年。
神田秀樹、『会社法』第3版、弘文堂、2002年。
日下部與市、『新会計監査詳説』、中央経済社、1975年。
穴戸善一・後藤元編著、『コーポレート・ガバナンスの改革の提言—企業価値向上・経済活性化への道筋』、商事法務、2016年。
武田隆二、『中小会社の計算公開と監査—各国制度と実践手法』、清文社、2000年。
近澤弘治監訳、『マウツ & シャラフ監査理論の構造』、中央経済社、1987年。
千代田邦夫・鳥羽至英責任編集、『体系現代会計学第7巻 会計監査と企業統治』、中央経済社、2011年。
鳥羽至英、『監査証拠論』、国本書房、1983年。
八田進二監訳、『COSO全体的リスクマネジメント—戦略及びパフォーマンスの統合』、同文館出版、2018年。
弥永真生、『中小企業会計とその保証』、中央経済社、2022年。
山樺忠恕、『近代監査論』千倉書房、1971年。
吉見宏編著、『会計不正事例と監査』、同文館出版、2018年。

（参考URL）

G20/OECD、Principles of Corporate Governance、
<https://www.oecd.org/g20/topics/financing-for-investment/Corporate-Governance-Principles-ENG.pdf>（2023年10月15日アクセス）。
SBIホールディングス ホームページ、「内部統制・内部監査」、
<https://www.sbigroup.co.jp/sustainability/governance/internalcontrol.html>（2023年10月15日アクセス）。
株式会社東京証券取引所、「コーポレートガバナンス・コード」、2021年6月公表、
<https://www.jpx.co.jp/equities/listing/cg/tvdivq0000008jdy-att/nlsgeu000005lnul.pdf>（2023年10月15日アクセス）。
金融庁、「経営者保証に関するガイドライン」の活用に係る参考事例集、2019年8月公表
https://www.fsa.go.jp/status/hoshou_jirei.pdf（2023年10月15日アクセス）。
同、報道資料、
<https://www.fsa.go.jp/news/27/sonota/20151222-4.html>（2023年10月15日アクセス）。
企業会計審議会、「監査基準の改訂に関する意見書」、2014年2月公表、
<https://www.fsa.go.jp/news/25/sonota/20140225-2/01.pdf>（2023年10月15日アクセス）。
同、「財務情報等に係る保証業務の概念的枠組みに関する意見書」、2004年11月公表、
<https://www.fsa.go.jp/news/newsj/16/singi/f-20041129-1/01.pdf>（2023年10月15日アクセス）。
同、「監査基準の改訂に関する意見書」、2020年11月公表、
<https://www.fsa.go.jp/news/r2/sonota/20201111/01.pdf>（2023年10月15日アクセス）。
同、「財務報告に係る内部統制の評価及び監査の基準」、2019年12月公表、
https://www.fsa.go.jp/singi/singi_kigyuu/kijun/20191206_naibutousei_kansa.pdf（2023年10月15日アクセス）。
国税庁 ホームページ、「書面添付・意見聴取制度」
<https://www.nta.go.jp/taxes/zeirishi/zeirishiseido/qa/04.htm>（2023年10月15日アクセス）。
サンケイビズ、2021年1月31日記事、

https://www.sankeibiz.jp/special/jacd_cgoy2021/ (2023年10月15日アクセス)。
東京信用保証協会のホームページ、「信用保証料の割引」、
https://www.cgctokyo.or.jp/business/guarantee_fee/discount.html (2023年10月15日アクセス)。
日本公認会計士協会、監査基準委員会報告書800「特別目的の財務報告の枠組みに準拠して作成された財務諸表に対する監査」、2013年12月公表、
https://www.jicpa.or.jp/specialized_field/files/1-24-800-2-20131213.pdf (2023年10月15日アクセス)。
同、監査基準委員会報告書805「個別の財務表又は財務諸表項目等に対する監査」、2013年12月公表、
https://www.jicpa.or.jp/specialized_field/files/1-24-805-2-20131213.pdf (2023年10月15日アクセス)。
同、監査・保証実務委員会研究報告第31号「監査及びレビュー業務以外の保証業務に係る概念的枠組み」、2017年12月公表、
https://jicpa.or.jp/specialized_field/publication/files/2-8-31-2a-20171225.pdf (2023年10月15日アクセス)。
同、監査基準報告書210「監査業務の契約条件の合意」、2011年12月公表、
https://jicpa.or.jp/specialized_field/2-24-210-2-20221013.pdf (2023年10月15日アクセス)。
同、法規委員会研究報告第15号「監査人の法的責任に関する裁判例」2013年6月公表、
https://jicpa.or.jp/specialized_field/publication/files/2-15-15-2-20130627.pdf (2023年10月15日アクセス)。
同、ホームページ、「監査以外の保証業務及びAUPの基礎知識」、
https://jicpa.or.jp/about/activity/activities/assurance_aup/basic/ (2023年10月15日アクセス)。
日本税理士会連合会、「第6回税理士実態調査」2015年3月公表、
<https://www.nichizeiren.or.jp/wp-content/uploads/member/doc/06jittaichosa.pdf> (2023年10月15日アクセス)。
日本内部監査協会、「実務指針6.0内部監査の対象範囲」2017年3月公表、
<https://www.iiajapan.com/leg/pdf/guide/guideline6.0.pdf> (2023年10月15日アクセス)。

そ の 他

地域企業の持続的発展に大学はいかに貢献できるのか

森 樹 男[※]

Tatsuo MORI

1. 地域社会研究科シンポジウム2023

「地域企業の持続的発展に大学はいかに貢献できるのか」企画の経緯など

2024年3月1日、弘前大学大学院地域社会研究科主催により、地域産業界との関係構築のためのシンポジウムを実施した。今回のシンポジウムは、地域社会研究科と地域企業との繋がりを強化するためのきっかけ作りとして昨年実施した地域社会研究科セミナー「地域ブランドとアパレル企業の役割」に続くものである。

本シンポジウムは、地域社会を構成する主体の一つ、地域企業の持続的発展のために、大学はどのような貢献が可能なのかを探る目的で実施するものである。地域企業は様々な課題を抱えており、その解決のためにさまざまな取り組みを行っているものの、社内人材の不足などにより、課題解決につながらないケースもみられる。その解決方法の1つとして現在注目されているのが、外部人材を活用した課題解決である。

そこで、本シンポジウムでは、地域企業と外部人材の両者を大学が結び付け、地域企業の発展を実現している信州大学の取り組みを踏まえながら、大学は地域企業の持続的発展に対してどのような役割を果たしていくべきか、ということについて考えてみたいという趣旨のもと、実施したものである。

今回ご登壇いただいた方々は次のとおりである。まず、長野県の次代を担う「100年企業」創出を目指す新しい地域活性事業「信州100年企業創出プログラム」の代表者である信州大学副学長(エンロールメント・マネジメント担当) 林靖人様、地方の中小企業と副業兼業人材のマッチングやコーディネートをしているNPO法人プラットフォームあおもり理事長 米田大吉様とNPO法人G-netコーディネーター 掛川遥香様、そして実際に副業兼業人材を活用されている株式会社マルジン・サンアップル代表取締役社長 葛西万博様の4名、そして地域社会研究科教授の佐々木純一郎氏である。当日は、以上の方々と活発に意見交換を行うことができ、また大学の役割についても見出すことができた。

[※] もり たつお 弘前大学大学院地域社会研究科長(人文社会科学部) 教授

2. 大学院地域社会研究科シンポジウム2023

「地域企業の持続的発展に大学はいかに貢献できるのか」の講演録

●司会 内山 大史：弘前大学大学院地域社会研究科 教授

只今より、弘前大学大学院地域社会研究科シンポジウム2023「地域企業の持続的発展に大学はいかに貢献できるか」を開催いたします。まず初めに、地域社会研究科森研究科長よりご挨拶いたします。

●【開会挨拶】森 樹男：弘前大学大学院地域社会研究科長 教授



皆さんこんにちは。本日はお忙しいところ、地域社会研究科シンポジウムにお集まりくださりましてありがとうございます。また、オンラインでも大勢の方にご参加いただきまして、本当にありがとうございます。

今回、「地域企業の持続的発展に大学はいかに貢献できるのか」というタイトルでお集まりいただきましたが、そもそもなぜこういうことを言い出したのか、少しお話をしたいと思います。

2022年11月の日経新聞で「データで読む地域再生」という特集があり、鳥取県が先行して首都圏のプロ人材を呼び、地方副業として非常にうまくやっているという内容や、富山県や山口県なども取り組み、成果を上げているという内容でした。またその日の地域経済面では、青森県の事例の紹介がありました。青森市の前田彌門という会社が、キャンピングカー開発を大手自動車メーカーの協力を得ながらやっているという記事が出ていました。

そのような形で副業人材や兼業人材を活用しているという記事が出ていた一方で、その後の2024年1月22日の日経新聞には、今度は「バラ色でなかった副業」という記事が出ていまして、副業人材をうまく活用できれば良いのですが、どうも受け入れの企業側と働き手側の思いにずれがあり、そのマッチングがうまくいっていないというお話も出ています。

このような動きがあるなか、私としてはここ数年、副業、兼業人材の活用に関して、大学がうまく関わる事ができないかと考えているところ、今日基調講演に来てくださっている信州大学の林先生のお話を、一昨年金沢でお聞きする機会があり、その際のお話は、今回のテーマとは異なっていたのですが、ご講演の中で信州大学が副業・兼業人材に取り組んでいらっしゃるというお話もあったことから、ご講演をおねがいの次第です。

是非信州大学の取り組みを皆さんに知っていただきながら、また、青森県で、あるいは弘前大学ができることは何かないかというのを考えていきたいと思い、今日のシンポジウムを企画させていただきました。後半では、皆さんとディスカッションできればと思っておりますので、今日は是非、先進的な事例として信州大学のお話を聞きながら、大学の貢献ということを考えていきたいと思います。2時間程の時間になりますけれども、どうぞよろしくお願いいたします。それでは、以上挨拶とさせていただきます。

●司会

ありがとうございました。それでは基調講演に入らせていただきます。

基調講演は『「リカレント学習」が繋ぐ、高度人材の循環と地方企業の革新』と題し、国立大学法人信州大学副学長林靖人先生をお願いしております。それでは、林先生お願いいたします。

●【基調講演】林 靖人：信州大学副学長（エンrollment・マネジメント担当）

〔イントロ・ご挨拶〕

信州大学の林と申します。本日はお招きいただきまして誠にありがとうございます。先進事例という大変ありがたいご紹介をいただいておりますが、本日は私たちが5年程取り組んできた事例のお話をさせていただきます。皆様方に何か役立つ視点や仕組みがあれば幸いです、どうぞよろしくお願いいたします。

少し、前置きになりますが、今回、初めて松本市から弘前市に参りました。雪がもっとあるかなと思ったら意外になくて、松本と同じくらいの状況だなと感じました。また、人口的には弘前は約18万弱で、松本は24万程ですが、街中を少し歩いてみると、雰囲気も似ていてホームで話すようなすごく落ち着いた気持ちです。



〔自己紹介：専門領域、大学業務、地域との関わり〕

それではスタートさせていただきたいと思います。まず、簡単な自己紹介になりますが、私の専門は、「感性情報学（感性工学）」になります。領域的には心理学が一番近いです。ただし、心理学は今ある・起きていることの原因を把握・測定しますが、感性情報学は、それら知見を生かして人を動かす・何かを起こして「シカケ」「シクミ」化していくところに特徴があります。

例えば、信州大学繊維学部の感性工学では、「着心地」を感覚だけではなくて、客観的に測定し、デザインや素材に活かす取組も行われております。私の場合は、ものづくりではなく、ことづくりであり、言葉（情報）をどう伝えると人がどう動くかに関心を持っています。これまで、地域の食資源を活用・ブランド化する取組を中心に20年ほどやってきている状況です。

大学業務としては、マネジメント業務の複業（兼業）が多く、現在、10ほどある状態です。メインは、大学シーズを活用する「産学連携」でしたが、最近は社会側のニーズを大学がどう解決できるかという「社会連携」にシフトしています。

そのため地域に出てお話をさせていただく機会や行政の委員会・計画にも関わらせていただくことが多いのですが、これら繋がりを増やすと、今日もお越しになっているような業界のトップとのネットワークができ、それが発展して国の事業や共同研究等のプロジェクトが生まれたり（現在10件程度）、PBLの授業なども生まれてきますので、大変な状態ですが、繋がって発展していくことを楽しんでいる状況です。

〔スタンス：大学と地域の関係性に関する捉え方、自身の行動指針〕

大学の得意分野は問題分析や理論の体系化・構造化が得意ですが、時にそれは机上論になってしまうことがあります。それゆえ理論等を現場に持っていき、検証することが重要です。現場で検証すると、今度はそこからしか見えてこないものが出てきますので、それをなぜなんだろうと再び大学に戻って検証します。大学が地域に繋がる、地域に繋がった大学にしていくということをポリシーにして動いております。

だから、大学組織も、研究、教育、社会貢献と縦割りにしたり、地域・社会を学外に置くのではなく、地域・社会を中心に据えて、そこに大学が繋がることで発見（研究）が進み、生きた学び（教育ではなく学習）に発展すると思っています。これは、2001年、アメリカの州立大学が提唱した「Engaged University」という概念で、私も目指すべき理念だと思っています。だから学生には、キャンパス外に出て学びを深めてもらうことを前提にしています。

現在、担当するEnrollment Management：EMの副学長職は、それを推進するもので、小中高大から在学生、卒業生、また地域の方々を巻き込む（その方法をデザインする）ことがミッションです。

ちなみにEMは全国でもまだ少なく、国内では、山形大学に専門部署があるくらいでしょうか。

このEMの巻込みという観点は、もう全方位で、なんでもあり、という話になりますので、私は本当になんでも屋になっておりますが、逆に大学のビジョンを達成するためにはどんなこともできるというお役目をいただいている状況です。

[問いかけ：人口減少は問題か？二つの視点で考える]

ここから本題に入ります。まず、今日の導入としての問いは「人口減少」です。現在、日本で人口減少が起きていますが、これは問題なのでしょう。

これを考える第一の視点が人口は「増減」するものという考えです。皆さん、この曲線を知っていますか。理系の先生や数学の先生はよく知っているかもしれませんが、「ロトカ・ヴォルテラ曲線/方程式」と言われるものです。簡単に言えば、食物連鎖を表すもので、テントウムシとアブラムシの関係のように捕食と被食の関係、生物の増減に関するある種の理をあらわしています。人間はよく食物連鎖から外れていると言われますが、そんなことはありません。地球にもキャパシティがあるので、人口は永遠に増えず、絶対に減ると私は思っています。

だから減少転換は当たり前なのですが、たまたま今まで増加のラインしか体験してこなかっただけです。遠い将来は、減少の後、また増えることもあり得るのです。

今の日本はどこにいるかというと、この変化の最先端です。だから、地方創生って日本でしかできないのです（※近年は、台湾や韓国等も同じで、地方創生に取り組み始めている）。この状況は、すごいチャンスだと思ってしています。今まで増加・右肩上がりのライナーモデルで世界は創られてきたと言われますが、2004年生まれの現在の大学1年生は、人口減少世代として新しい社会モデルを作ることになります。繰り返しますが、これまで誰も作ったことなく、日本は世界の新しい社会モデルを創るチャンスを得ていると思います。

この際に必要なのが第二の視点です。先ほどの曲線も示していますが、私が思っているのは、安定=固定ではない、コンクリートのように固まったシステムこそ不安定であるということです。どちらかと言うと、前後左右に動く「やじろべえ」のように安定しようとする動き、適応力こそが安定だと思っています。

例えるならば、これまでのシステムはたわまない橋です。これほど危ないものはありません。つまり右肩上がりの社会が正しいと思ってシステムを固定化させたが故に、今の問題の多くが生まれています。我々は、このライナーモデルのステレオタイプを捨てなきゃいけないと思っています。ただし、人口減少を肯定しているわけではありません、増減の行き来、あるいは中庸を意識することが重要と考えています。

[人口を考える視点の変革：量ではなく質へ、人がやるべきことは何かを考える]

今の日本の人口がどうなっているかというと、ピークの1億2800万人から1億2500万人まで減少し、毎年減少を更新しています。つい最近も報道されましたが、昨年度は80万人/年の減少でした。これがどういう単位かというと、都道府県がまるごと1個消えているレベルなんです。

例えば、高知県とか島根県などは既に消えるぐらいの人口が毎年減っています。GDPレベルで考えて見るとそのインパクトが大きいことは理解できると思います。今、起きていることは確かにすごく大変だと思います。

しかし、繰り返しますが、人口は絶対に減少します。ですから、減っていることを嘆いても全く意味がなく、人口減少を前提とした社会モデルを作らなければならないというのが今の状況です。

では、どう考えればよいのか。その解の一つが、当たり前ですが、「量から質」への転換です。仮にこの青森県や弘前市に人口が1万人増えたとしましょう。今までの地域経営の指標では、人口は「量」でしかみていませんので、嬉しいというかもしれませんが、よく考えてください。私、行政の

方によく言うんですが、「何もしない人が1万人来たら嬉しいですか」あるいは、「文句しか言わない人が来たら嬉しいですか」と。多分いらないでしょうね、私は「一騎当千」になる人が10人いればいいんじゃないですか、と言います。

大事なことは、単純な人口増ではなく、人口の質への注目です。さらに言えば、私たち人間は何やるべきですかを問うべきであり、今まで人がやっていた作業は、AIやロボットで担うようにしよう、という判断が必要なんです。

しかし、どうしてもこれまでの経験値が邪魔して、その転換ができないのが現状なのだと思います。

[人がやるべきこと：イノベーターの視点を身に付ける]

それを表すものとして、イーロン・マスクの言葉とアクションを一つご紹介します。

彼が2022年5月頃に「日本が人口減少でいずれなくなる」とTwitter（現：X）に投稿したと、結構ニュースで騒がれたのですが、皆さん記憶にありますか。ただ、これ日本のメディアの報道の仕方が悪くて、意図的に部分的に訳して報道されました。

日本のメディアは恐らく話題性やインパクトを重視してわざと報道しなかったと思いますが、彼が言いたいのは、後半の文章「This would be a great loss for the world.」（これは世界の損失だ）って書いていたところで、何とかしなければならぬということだったんです。

私は彼のファンというわけではありませんが、これには感動しました。それで少し調べてみたら、彼はすごく人口減少問題に関心をもっているんだそうですね。そしてそれに適応するために色々な事業を考えているということも知りました。

それを実際に実感したのが、その半年後のニュースでした。テスラがヒト型ロボットを発表したんです。プロジェクトは、2019年にスタートしていたそうで、将来、車より安い価格で提供すると発表されてました。これが人口減少社会のデファクトスタンダードになると彼は信じているんですよね。私はそれを聞いて、この人すごいなって思っていました。やはりこういう人がどれだけいるかっていうのが、今大事なんだろうなって思います。

まだまだ猛烈にぎこちない動きで、全然人とは言えないんですが、こうした新しい「見方」を提案することで、新しい「味方」がついてくるんだなと感じました。

[未知の100年はチャンス、日本再生の切口]

日本には創業100年以上の企業が約25,000社あります。長野県で最も古いのは約600年と聞いています。その歴史は否定しませんし、一つの資産ですが、人口減少社会という切口でみると、2004年の時点でみんなスタートラインが同じになりました。

なぜなら、誰も人口が減少する100年は作ったことないからです。だからこそ、いち早く取り組む必要があります。世界レベルで見ても、日本はトップランナーになれるんです。日本が地方創生に取り組むことは、非常に価値があることを再認識してもらいたいと思います。

以上が、今日、私がお話しする取り組みの背景となります。ただし、従来の増加を基調とした社会システムを是とする風潮は、残念ながらその年代を生きてきた人たち、経験した世代の感覚から簡単に消すことはできません。しかし、次の社会を創る世代、つまり、今の大学生達は全く違うのです。私達の過去の前提を押しつけるのではなく、それを活かして次の社会モデルを創ることが必要だと考えています。

これからの100年を生き抜く企業を日本でどうやって作っていかうか、これらが私の今の大きなテーマです。ただし、明日のご飯が食べられなくなってしまったら元も子もありません。『目の前と同時に未来を考えていく新しい取り組み』が重要なんです。

【質の人口とは、質の高い人材を創るには】

ここまでお話ししたことからお分かり頂けるとと思いますが、地方の衰退理由は単純な人口減少ではありません。要は、質の低下、革新人材の流出が問題だと思っています。それは、なぜか、革新人材にとって首都圏は魅力があるからです。それが「イノベーション」です。

「イノベーション」という言葉を皆さんご存知ですね。単語としてはもはや日本語です。一般にこれは「革新」と訳されますが、実はこれは誤訳です。ぜひ今日直してください。

シュンペーターが提唱したイノベーションの語源は「新結合 (New Combine)」です。これは、革新とは大きな違いがあります。「革新」は結果を表す言葉であり、何か起きた後に命名することしかできません。他方、「新結合」は過程・プロセスを表す言葉です。100%革新的なものになるかは分かりませんが、新しいもの同士が繋がれば、新しい価値やできごとが起きる確率が上がるのです。

だから首都圏は必要で、魅力があるのです。そこ行くと色々な人がいます。いろんな新しいことが起きています。ですから、首都圏集中を無くすという考えは、逆に成長を阻害する可能性もあります。その意味では東京から人を動かす必要は本来的に必要なのかもしれませんが。

ただ、地方では何が起きているかというと、良い人材はそこに行きたくなくなっちゃうので、中核人材の減少流出が起きます。すると、その企業は当然、経営力や企画力などが減ります。

そんな企業に誰が行きたいですか、行きたくなくなるんです。だって魅力がないんですから。そうすると、負の循環です。イノベーション創出の環境の悪化が、中小企業における基本的な問題だと思っています。

ですが、言い換えれば、地方でも成長できる企業は、首都圏にはないような魅力を持っていることになります。カリスマ社長なのか、スタッフなのか、あるいは商品や会社の風土なのか…。何かしらイノベティブな仕掛けが大事なんだろうと、私は1つの仮説を持っています。

仮説はシンプルなんです。もし地域で革新を起こしたければ、もう1回地域にそういった革新人材を連れてくればいいわけですね。そしたら新事業や新産業ができるんじゃないの？というのが大学的に言いますと基本的な仮説なんですね。

とは言え、来てくれと言っても、そう簡単に革新人材は来てくれません。地域や企業がリクルーティングしてないわけじゃないんです。いろいろ出しても、人が来ないんですね。それがなんでだろうって、我々はいろいろ考えたんです。ポイントは、誰でもいいから来てくれみたいな感じの候補では当然駄目で、やはりターゲティング、もっと言うとペルソナをちゃんと設定しなければ駄目なんだと思います。どんな人に来て欲しいのか、一騎当千さえ来ればという形で絞り込みをしようと思ってきました。

【感性情報のデザイン：挑戦への動機付けとリスク軽減】

そういう人に対して、仕掛け・仕組みを作ったんです。ポイントは2つです。

1つは、その地域の企業を革新できるようなスーパー人材はどうしたら動くんだろう、何をしたいんだろう、どうやったら動機付けられるんだろうと考えた時に、「挑戦」というキーワードを作りました。もう1つは、一方で、人間ですし明日のご飯食べられなかったら死ぬっていうのは間違いないので、そういった不安が全くない人はそんなにいないと思うんですね。仙人じゃない限り。だとすると、最低限というより、一定程度の「不安」を消す仕組みも必要だろうということですね。この両立こそが重要だろうと思い、私たちは仕組みを作りました。不安を取り除く。結構大事なんですね。本当に挑戦だけを求める人は多分そこまでいないと思いますので、同時に出すということをやりました。

【事業デザイン1：首都圏から地方への人材循環】

事業の概要を説明します。まず、地域の企業でも単に人足が欲しいという企業はお断りをしていま

す。そうではなくて、本当に100年先を作ってみたいって思ってくれる人たちに仲間になってもらいました。今困っているけれども何かできるならやってみたいよ、覚悟を決めてできるよっていう人たちがですね。

それを一言で言うと、「半年間で最低限360万円確保できますか？」という問いかけをしています。それで、もしかしたら皆さんが望んでいるような年収が大体700~1,000万クラスの人たちが来るかもしれない挑戦を我々やるんだけど、乗っかる？と。乗っかると言った人たちが企業の仲間です。

それともう1つ。首都圏に関しては40代中心に、企業の幹部や準幹部クラス、あと複数の企業を体験したことある人たちを声掛けしようと思い、ターゲットやペルソナを細かく設定してきました。こんなことをやったわけですね。それは、地域の企業の皆様方に参画いただいて、首都圏の皆様方がそういった地域の企業の革新をする。大企業でいろいろ経験を積んでいるかもしれませんが、あなた1人の力ですか？というちょっと喧嘩のようなことをふっかけて。いや、自分の力を試してみませんか？行ってみようよと声を掛けました。そうしたら、1年目は105名の方が集まりました。

その人には1つステータスを与えています。それは「研究員」です。というのは、日本ではどうしても地方に行くことにネガティブな要素があったりするので、仕事を辞めてくるんですが、「ちょっと俺大学で研究してくるわ」と言えるようにしたんです。この研究員の仕組みは、新たに作った仕組みですね。

また、10名しか募集しませんので、倍率は10倍以上ですね。でも実際には、今だと25倍程の倍率です。この人たちを地域の企業10社程度と、首都圏の人材10社程度をまとめるというマッチングをしました。マッチング後はどうするかというと、長野に来てもらい、半年間長野で暮らします。移住です。前の仕事も辞めてきてもらうので、結構強烈なプロジェクトです。辞めて週4日間、地域の企業に入って、その企業の未来100年を作るためのシナリオを作りなさいっていうのがミッションです。そのうち1日間は大学に来てもらいます。イメージとしては、大学院生ですね。だから今日大学院の仕組みとすごくリンクするんですけど、我々と研究のディスカッションをしましょう、というふうにしています。それを6ヶ月間繰り返します。時には、企業の社長さんたちと私たちもディスカッションしますし、企業の社長さんたちにも授業に来てくださいねっていうふうにして、地域の企業の革新を同時にやっていきながら、この研究員の皆さんが毎日現場で台風のように今まで固まったものを全部ぶっ壊していくっていう、そういう仕組みになっています。

半年後、ファイナルマッチングと呼んでいるんですけど、この後どうしますか？と聞くんですね。大体今までの率でいくと、まず長野県に残る率が大体90%です。そのうち7割程はその企業に残ると言います。あとの一部は、地域で起業したり、他の企業で働くみたいな形で残ってくれています。さらに発展させると本学の客員教員や研究員の継続ができるようになりますし、その研究員同士が、共同事業をどんどん生み出していくという仕組みが今出来つつあります。これが、100年企業創出プログラムの基本ですね。

[事業デザイン2：予算獲得とブランディング]

この事業をスタートする時は、どういう体制だったかというと、全くもって私たちの妄想ですから、誰がこの妄想に賛同するかわからないですよ。なので、妄想を具現化するために、とりあえずお金の獲得とブランディングをすることにし、中小企業庁のお金を使わせていただくことに挑戦しました。

幸いなことに、中小企業庁がこの事業の構想を認めてくださいました。何がメリットかって言うと経済産業省、中小企業庁が期待しているモデルだと言えるんですね。すると、行政の反応が変わるんです。大学の妄想だけだったら反応してくれませんが、新聞社も含めいろいろなところが反応してくれるという。これはうまくいったなって思っています。

なお、運営にあたっては、大学といくつかの企業とコンソーシアムを組みました。この辺は細かい

ので後からの説明になりますが、大学ではリサーチ・フェローだけ委嘱をしており、企業とリサーチ・フェローが契約していただくような仕組みをとっています。

当時、日本人材機構というところが募集の仕組みを作りました。地元の企業とかのネットワークを作るところは、私も創設に関わった信州大学の大学発ベンチャーでローカルシンクタンクをやっている企業がありますので、そこが地銀や行政に声掛けし、ネットワークで地域の企業を広く集めて組織を作っています。

〔事業デザイン3：メディアによる期待醸成〕

リサーチ・フェローもあらかじめ募集する必要がありますので、まず採択された時にすぐにメディアに投げ込んだら、日経さんとかが取り上げてくださったんですね。そのおかげでこのプログラムの人材募集がしやすくなりました。他にもあちこちに情報を投げまくって、いろいろな経済誌なども結構記事を書いてくださったりもしたんですね。

当時100人以上来た人達の肩書きをザーッと書きましたが、なぜか大使館や、海外からの問い合わせもありました。1年目は断ったんですけど、その後は海外からのエントリーも受け付けており、実際に海外からも来ています。結構名だたる企業や行政、大学などいろんなところの経験値を持った方達が応募してくれました。

1年目のファースト・マッチングは、先ほど言った企業64社からスタートして、面接して38社に絞り、実際に受入企業候補にしたのが13社です。リサーチ・フェローは105名から絞り込み、最後8社9名となりました。

マッチングしたところに関しては、プロモーションペーパーを作って、どんどんどんどんと情報発信していきました。これは当時のリサーチ・フェローの主な経歴と受入先の企業さんですね。ポイントはこの経営企業は地域の中小企業ですね、大きくても30億程ですか。なお、最初地元にあるローカルな交通系コングロマリット企業がエントリーしたいと言っていたんですが、中小企業庁に中堅企業はNGと言われました。中小企業じゃないって言われて、どういうこと？と思いました。

〔事業デザイン4：研究員へのリカレント学習内容〕

では、具体的に何をやっているかという話なんですけど、やはり経験値をたくさん持っている人達で、めっちゃめっちゃ頭も良いですし、企業の問題を捉える能力がめっちゃめっちゃ高いんです。

だから、我々は基本的に何をしたかという、いわゆる経験の構造化、つまり暗黙値を持っているけど、形式値になってないよね、ということでそれを形式値化するというのをしました。それと無駄になっているものはデフラグしてもう1回アップデート、アップグレードするということを研究員の皆さんに対してはやっております。

ゼミは基本的に毎週1回行っています。これは1年目のプログラムなので、現在は少しいろいろ変えているんですけども、こういう形でやっていました。大体終日ゼミはやってますね。

1番の内容は未来シナリオということでテンプレートを用意し、作っていきます。いわゆるバックカスティングという形で、研究員の方に、そもそも企業の概要をまず把握してください、この企業はどんな経歴を持っていますか、沿革から始まって現状値の分析をしてください、その上でその企業を1回忘れましょう。100年先の未来って何が起きているんだろうとか、この業界ってどうなるんだろうかという未来予想をしましょうという話をしています。それをした上でもう1回戻ってきて、この企業の現状に対して一体どんなものがやれるだろうねっていうことを組み上げていき、フェーズ1、2、3ということを半年間かけてシナリオを作っていくというのが、研究員の作業になります。

これに当たっては、いろんな知識編の授業も大学の方で時にやったりですとか、いろんな専門家を連れてきて講義してもらったりしています。大体、キックオフ、中間報告会、最初の報告会を実施するという流れは、今でも変わらない状況です。また、1年目の時は、合宿を行って、夜通し徹夜しな

がら皆さんと議論しました。途中でワークショップなんかもやります。というのは、結局、変革においては、その人だけではさすがに無理がある。なので、どうやって自分の熱量だったり、考えていることを浸透させるかというところで、中には苦手な人もいるんですよ。なので、ワークショップですとか、そういった手法も少し学んでもらおうということで、スコラ・コンサルタントさんをお招きしました。たまたま当時の社長が、うちの卒業生でしたので、すごいご縁だね、と話していました。そうは言いながらも、さっき否定しまくったんですけど、350年の歴史ってすごいよねって。

[事業デザイン5：地域と連携した学び]

長野県酒造組合の会長をやってらっしゃる宮坂醸造の社長のところに行って、どうやって350年続いたの？戦争もあったりいろいろ大変だったよね、それを乗り越える時には何が起きたの？ということ学びに行きました。

また、未来シナリオの作成で、SDGsは、今はもう当たり前になってきていますが、当時はまだまだ体系的に話せる方いらっしゃらなかったもので、講師をお願いしたいという形でプログラムを作っていました。

やはり、大学だと人を集めやすかったり、いろんな専門家のネットワークを持っているので、大学ができることなんですよ。今日のテーマに関わる一つの回答ですね。

[事業デザイン6：広報・ブランディング]

大学は意外とブランディングが得意ではないかもしれませんね。ブックレットをどんどん作って、プロモーションをしてまいりました。当然、オウンドメディアも使って、うちの広告もしっかりと定期的に流してもらうようしています。あと、オウンドメディアでは、どうしても自分が言っていることだけなんです。どこかのチラシを見ていると、お宅が言ってるだけでしょう？じゃあ誰がそれを認めているの？となると、もう少し客観的な雑誌だったり、いわゆる新聞の広報はすごく大事になってくる。例えば、いろいろなところに投稿していくですとか、依頼されたら原稿を書いていくというのはかなりやってまいりました。経済誌は結構取り上げてくださいます、おかげさまで本当に我々の事業のブランディングが進みました。

最後に、この方法、ノウハウは、基本的にテンプレートでしかないんです。後ほど言いますが、このプログラムをやっているのは信州大学だけじゃないんです。全ての大学に展開できていると思っていて、今、他の大学にも展開しています。なので、このやり方は基本的に公開している状況です。これは知財特許を取っておりませんので、どこでも使えます。

[2年目以降の発展・成果について]

では皆さん、少し深呼吸をして、頭の中で整理してください。細かいところというよりは、概念や考え方、仕組みの全体像が伝われば私はそれでいいかなと思っているんですけど。

現在、このプログラムは少しアップデートをしています、全体的な仕組みは変わっていません。毎年私たちが地域の企業さんを回って、大体15、16社は捕まえてくる感じです。その15、16社の中には、去年もやったとか、3年前にやったというおかわり組も1、2社いらっしゃいます。首都圏からの人材も、毎年大体100人程は集まりますね。需要があるんだということで、ありがたいことだと思っています。

変えていないこととしては、このプログラムは、今まで副業人材でやってないんです。ある意味、副業されている方もいらっしゃるんですけど、一旦は長野にいますので、定着型でやっているというところは特徴かもしれません。現在のコンソーシアムは、少し変更になっていて、現在、日本人材機構（国が時限付きで設置）は解体し、独自の会社としてマッチングを担当するパートナーになっています。

また、当時1年目に入った松本山雅が2年目から参加しました。サッカーが詳しい人は、ご存知ですかね。Jリーグの100年構想とうちのプログラムが非常に似ている、一緒にやりたいと言ってきて、今はコンソーシアムと一緒に運営している状況です。その仕組みや基本理念は変わっておりませんし、先ほど申し上げた地域定着率9割は、ほぼほぼ変わらない状態です。

取組の中で一番嬉しかったのは、お亡くなりになってしまいましたけど、1年目終了後に安倍元総理が当時興味関心を持ってくださって、主催の会議にお招きいただき、報告できたということです。

この成果は現在どうなっているかというと、2年目以降になった時に、石川県の金沢大学が同じフレームを使ってやりたいと言ってくださいました。金沢大学は何をやったかというと、観光人材を作るという形で、同じようなコンソーシアムを地域で作っていらっしゃいます。ちなみに、同じ中小企業庁の予算を使って、金沢大学も1年目はスタートしましたね。それから2022年度に富山大学でも富山県と連携し、同じ仕組みを作っています。“Re-Design”ラボという形で事業をスタートしています。また、昨年度から福井県もはじめており、こちらは国立大学ではなく福井県立大学が参画をしている状況です。

このように徐々に展開していき、プロモーションした結果、今は文部科学省や経済産業省、内閣府の方で取り上げてくださっていますので、ブランドの力という形で後ろ盾が入ってくると、それなりに本物だろうと思ってもらえているんじゃないかなと感じております。

【研究員同士の連携や修了者がもたらす地域活性化】

研究員同士が自分たちで事業連携し始めたところがとっても面白いなと思っています。例えば、3Dプリンターを使っている会社の取組を、食品製造業の餃子を作っている会社が、横で見て何か新しい型を作りたい、金属プリントですぐにできるじゃん？みたいな話になってですね。そうやって事業連携をしていけるようになるのが、すごく面白いなと思って見えています。

また、研究員同士が地域の人材育成をしたいということで、今度は我々に代わって、また自分たちの社内の人材育成に取り組むという大変嬉しいことが起きています。連れて来ている人材のパワーが大きすぎるものですから、一企業の中に収まらず、参画する企業と大学との共同研究の技術相談が来たりとか、いろんな連携事業に発展をしています。

そのような中で、実は今、経営者向けのリカレントもやっています。リカレント学習のアップデートで、外部機関とさらに連携を強めているということをやりはじめています。また、いろんなところでリカレントの認証制度もできていますので、県の認証制度をうまく使いながらやっていく状況です。

【日本発の地方創生モデルを世界へ、さらなる発展へ】

この事例はグローバル展開させようと思っています。私がずっと台湾と韓国にお付き合いがありますが、地域の状況は日本と全く同じなんです。台北とソウルに人が集まっちゃって、南部がスカスカになってきて。どこかで聞いた話じゃないですか？今、信州大学、高知大学、千葉大学、龍谷大学と台湾の6大学で連携プラットフォームを作っていますが、台湾のCOC（USR事業）では100億クラスのお金を30大学に投資しているらしいんですよ。今、向こうはようやく地方創生に本気になり始めています。日本がトップリーダーを貫きたいなと思っていて、こういうモデルを日本から海外進出できないかなと考えております。最近、さらにそこから派生プログラムを作ることになりました。少しワーケーション主体になりましたけど、ワーケーションをもじって、ラーニングとバケーションをつなげて「ラーニングゲーション」と呼ぶ仕組みなんかもやったりしています。

実は、研究員は研究活動をしてくださっているんですね。研究員って名がついているなら、ちゃんと論文を書こうよ、ということで論文を書かせています。成果的には、今25名がいて、発表件数としては11件なので約半分ですね。全員に強制しているわけではないので、研究員を続ける人に対してはマストにしています。嬉しかったことは、この中で大学院に行きますと言った方が1名いたとい

うことですね。もっとやりたいですっていう形になって、進学者が生まれました。

あと、研究員の皆さんはやはり優秀な人達なので、大学でキャリア教育に関わってもらっています。私、キャリアセンターの担当をしているんですが、学生たちが大企業病に陥りますので、そうではなくて、中小企業しかできないことがあるって分かる？実はめっちゃめっちゃ面白い企業ってこの長野県にあるよって、これら企業を紹介します。全員が長野に定着してほしいとは言わないんですけれども、面白いのを知らないのは損するよ、ということを教えるところを、このメンバーにやってもらったりしていますね。また、インターンシップの受け入れも、彼らがいるとめっちゃめっちゃスムーズなんですよ。中小企業がインターンシップのプログラムを作るのは、めっちゃめっちゃ負担が大きい。いやいや、いるじゃないですかできる人が。この人達、マンパワーありますから。その人たちが面倒を見てくれるんですね。すると、学生もめっちゃめっちゃ育ちます。恐ろしいくらいになって帰ってきますね。例えば、時に社長にけんかを売っています。この数字おかしくないですか？みたいな。社員が誰も言えないことを、学生が言えちゃうとかね。それで気が付いた会社がたくさんあるんですよ。だから非常にメリットだなと思って見えています。

実際に、企業成長にも貢献しています。ちゃんと彼らが作った商品が、製品化から商品化され、例えば、一番上のゴトー電機さんですが、高速道路などインフラ関連の業界で研磨する機械を作っている会社ですが、今までは輸入に頼っていた、厳密に言うと、ライセンス料でやっていたところを、自社製品を作って逆にその領域を自分たちで寡占するという、すごいスピードでその受注の実績を作ったんですね。数百%の期待を超える売上が出ているらしいです。あと1番右下は少し特殊ですけど、環境省の脱炭素の事業で、研究員の方が申請して60億というとんでもない金額が地域にまいました。このように、いろんな形で活躍してくれています。

これは少し大袈裟なので一応言っておきますが、地域のローカルメディアが地元企業に対して、注目企業は？というアンケートをした記事で大変嬉しいことに、1、2、3位を参加企業が抑えました。エプソンよりも目立っている企業だと地元では見てくれているんです。大変嬉しかったですね。でも多分、自助努力があると思いますので、我々は偉そうな事は言いませんけども、結果としてこれがあると、実は信用度が増していっちゃうんです、図らずも。

自治体も、最初はいぶかし気に見ていましたが、ようやく分かってくれて。長野市は2年目くらいから、これ応援できないか？と言ったら、長野市の企業でエントリーした場合は、研究員の負担分半額出します、と補助金を作ると言ってくれました。松本市は5年かかってようやく認めてくれましたけど、補助金を作って地域が応援してくれています。このような形で、地域もようやく応援をしてくれるようになってきたので、企業の負担も少しずつ減ってきて、より参画しやすい状況になり、企業の不安も消える。

研究員の多くの人が、ここに来る時に、結局後ろ盾がない状態で飛び込んできますので、本当に住むところあるの？自分の給料は大丈夫なの？などの部分は、基本的に月30万円を企業に出してもらっていますが、企業だってお金があるわけじゃないので、こういうのが使えるようになるとメリットがあるということが、ようやく循環できるようになってきていますね。

【COC+Rによる学生の地域定着との両輪事業へ】

先ほども言いましたが、信州大学と富山大学、金沢大学の3大学は、連携して、COC事業にエントリーして採択されました。この時に文科省に一番伝えていることは、「バケツの穴理論」で、どんなに大学が良い学生を育てても、受け止める企業がない状況、つまり、地域に穴が開いていたら逃げちゃいますって言っているんですね。つまり、企業も一緒になって成長を頑張ってくださいね、両輪じゃないと困りますよと。

でも、どうしたら良いの？といわれたら、大丈夫です。この信州100年企業創出プログラムは3県で展開されておりますので、地域の企業を育てるということを同時にしながら、全部ではないんです

けども本当に面白いことに興味がある学生、特殊なことやっている企業に行ける学生を育て、送り込むという仕組みをやっています。この仕組み、逆に言うと行政ではできないですし、大学でしかできません。

[自走化するモデルへ、連携から連繫へ]

この事業、2年目から自立する状況になり、2年目からお金をとりました。最初は10万程しかとっていなかったんですが、現在は1社25万円/月、6ヶ月で150万円をもらっています。事業経費ですね。これが年間5社なので、これだけでベース金額は750万円ほどの売上があります。そこに対して、マッチングフィーというものをもらっていきまして、もし人材が定着したならば、想定年俸等の35%程くださいね、というようにしていきまして。例えば、750万円の人材を雇うということになったら、250万ちょっとですね。マッチング率75%なので、大体年間750～1000万程の売り上げをマッチングフィーでも出ているということで、1500万円程はなんとかもらえております。なお、予算は大学では管理しておりません。

最期に、地域企業の持続的発展に大学はいかに貢献できるかについて一言。私「連携」という言葉が嫌いです。なぜなら辞書を引くと、「連携」は、都合の良い時に手を繋ぐという意味らしいんですよ。そうではなく、大学も地域の中にあるんだから繋がっているのは前提じゃないですか。そうだとしたら、繋がって一緒にこの地域をなんとかすることは「責任・義務」です、下手すると一緒に死んでしまいますから。だから、一緒にやる事が前提だよね、ということで、共創関係の「連繫（連係）」をどれだけ作っていけるかが重要だと思っています。

ただし、サッカーは全員がボールを取りにいったら負けますので、役割分担が必要です。例えば、今回の事例のように大学の役割と地域の役割をうまくデザインすることで、大学も役割を果たせそうですし、地域も大学の発展に貢献できるようになることが大事だと思っているところです。

●司会

林先生、ありがとうございました。それでは、質問を受け付けたいと思います。

●司会

オンライン参加者から1件上がっております。青森県企画調整課の方ですね。

マッチングする地域企業の掘り起こしはどのように行いましたか？本県は中小企業が多数あり、やる気のある企業の掘り起こしに課題があると認識しています。また、マッチング企業に就職した後に辞めてしまった人は把握しておりますか？自治体からお金が出なくなった時に自走するか不安です。

●林

ありがとうございます。まず、冒頭でも言いましたが、中小企業が対象なんですね。どうやって探したか？というと、実は県の役割はめちゃめちゃ大きいんです。産業労働系の部署があれば、県が持つてらっしゃるいろんなリストありますよね。最初1年目は、その中でも特にやる気のある企業を教えてください、でも困っている企業も教えてください、とお願いに行きました。例えば、「はばたく中小企業」とかですね。まずはそういった企業に声掛けしたりですとか。あと副業人材の活用を推進するプロフェッショナル人材育成拠点など、そういったところにも協力いただいたりとかしましたので、県の役割は大きいんです。

1年目は正直に言うと、絶対に失敗できないと思ったんですね。失敗すると、それで次は続かないので、1年目は本当にやる気がある企業さんを見つけることが成功化率を上げるため必要だと思っていました。なので、人を知っている人たちのところに行きました。地域の行政でも人が見えている人

のところ相談しに行きました。あとは、地銀や商工団体とかですかね。

次のご質問は、今の質問に続けていくと、定着して消える人もいます。私たちも一生そこにいてくださいとは言っていないですよ。むしろ移動したほうがいいと思っているくらいです。この事業に参加する人材（研究員）は、日本全体にとって宝の人たちなので、各地に行ってもらって、いろんな展開をしてくれた方が良いでしょう。

例えば、A企業からB企業に移ったが、A企業のこともよくわかっているの、B企業とA企業の連携ができるかもしれない、ということです。また、そういうことに寛容な企業は、“おかわり組”と先ほど言いましたが、次のことをやりたくなってまた人が入ってくるんです。

このように仕組みが今のところ比較的継続できているかなと思っています。お金の支援の話もありましたが、基本的に、我々が行政に対して本当の意味で支援をしてくださいっていうことはないので、もし町や市や県が、この事業に価値があると思ったら、お金を投資してください、という言い方をしています。石川県や富山県はこの事業に対してお金を払っています。県内企業がエントリーする場合は、県がその補助をする。だって本当に地域に一騎当千が来るんだったら、それは効率的な投資ですから。効果があるか分からないものにお金を払うよりは、全然効果が高いので。

●司会

ありがとうございます。それでは以上をもちまして、基調講演を終了いたします。ご講演いただきました林先生に、拍手をもって感謝の意をお送りしたいと思います。林先生、どうもありがとうございました。

それでは、準備ができ次第、パネルディスカッションに入りたいと思います。会場の準備をしますので、少々お待ちください。

パネルディスカッション



●司会

準備が整いましたので、パネルディスカッションを開始します。それでは、モデレーターの森先生、よろしくお願いいたします。

●森 樹男

それではパネルディスカッションの方に入っていきたいと思います。今画面に出ている方々にお集まりをいただいているわけですが、まずは簡単に自己紹介とそして基調講演に対してのご感想やご質問をお聞かせいただければと思っております。時間が相当限られていますので、5分以内で終了いただければと思います。なお、いただいたご質問については、まとめて4人の方の自己紹介が終わった後に、林先生の方からご回答いただければと思います。それでは、順番に米田さんからお願いいたします。

●米田 大吉：NPO法人プラットフォームあおもり理事長



プラットフォームあおもりというNPOの代表をしております米田と言います。林先生の話聞いて、この人、本当は大学の先生じゃないのではないかと思います。どこの民間を経験されてきたんだろうと思ながらお話を伺っておりました。とても具体的にわかりやすいお話でしたので、それに合わせて会話ができれば良いかなと思っております。どうぞよろしくお願いします。

●森

ありがとうございます。それでは続いて、掛川さん、お願いいたします。

●掛川 遥香：NPO法人G-net コーディネーター



5分で終わらなそうな自己紹介資料を作ってきたんですけども、すみません。今日、岐阜から参りました掛川と申します。私たちは、今日お話にあったような人材と中小企業さんとのマッチングのプラットフォームの運営をしています。信州は実際に移住されているということですが、我々は副業という形で関わっていく方をどんどん増やしていく動きをしています。実際に今動いているもので、1つご紹介できればと思って持ってきました。

愛知県西尾市にある化学品に特化している商社さんで、学校のプールの浄化剤だったりとか、エビ箭の元の部分の調合をしていたりとか、その中で自社商品を作っていこうということで自由研究のキットを作ったりというような会社さんがございます。創業70年で社員7名しかいない会社なんですけれども、鳥居社長がコロナによって自分たちの業態を変換しなければいけないという中で、新しい取組として何かやっていこうっていうので、副業人材の活用を始めました。約3、4年で18名の副業人材もしくは大学のインターン生を受け入れています。

実際、この人たちとやっていたのがSNSの運用とか、そこからファンマーケティングをしたり、商品開発したり、Webのマーケティングをやっていたり、営業スタイルを変えていく、クラウドファンディングをやっていくみたいな形で、いろんなことを外部人材と一緒に取り組んで、結果的に2名の方がその副業をしていたところから転職しました。1人は、4年程兼業で広報の部分に関わってきた方が入社していて、もう1人は、お試し転職しませんかという形の募集に応募された方が、兼業期間を経て入社をするという事例が起こっています。

私たちがやっているものは、特にそのエリアにいない方をどう活用していくか、ということを考えています。元々フルタイムで働いてエリアにいる人、通える人っていうのが人材としては見られてい

たのが、副業やリモートを活用することで格段に広がっていくのが見えてきています。今は、大手企業からどんどん外部に人を出していく、研修的に何か外部活動を行いたいという動きが出てきています。我々のプラットフォーム、今のところ30~40代そして会社員の方から多く手が上がっているということで、普段の自分の基盤となる仕事は辞めずに、何か運試ししていきたいというような方が増えているというのがございます。

今でも一番大事なのは、誰と何をどうやってやるかということだと思っていて、企業がやりたいと思っていることに対して、本当に共感して参画したいという方とのマッチングがやはり大事だと思っています。冒頭、兼業副業を活用してもミスマッチが起きてしまうという話もありましたけれども、そこをどうなくしていくかというのが、私たちが大事にしているところでもあります。その間に立つコーディネーターということで、私がやっていることの紹介をさせていただきました。今日はよろしく願いいたします。

●森

ありがとうございます。続いて、葛西さん、お願いいたします。

●葛西 万博：株式会社マルジン・サンアップル代表取締役社長



地元平川市でりんごの移出業と言いまして、農家の皆さんやこの地元の市場があるんですけども、そちらからりんごを買い付けしまして、商品化して日本全国、あとはアジア中心に輸出しているそんな会社を仰せつかっております葛西と申します。

我々は、大雑把な分類では卸売業なので、今までそんな感覚で商売をしてきたんですけども、先ほど林先生のお話もありました、労働人口の減少、また、それを我々のりんごを食べてくださる消費者側の人口の減少。そういうものに対して、このままじゃいけないよねということで、何かしなきゃいけないと常々思いながらいろいろやってきました。

今この画面にあるのは、4年前に立ち上げた我が社の10年ビジョンになります。この中には、平川市の10年後の未来が載っているんですけども、もうとにかくりんごに携わる町にしよう、ということで、我々がやっていきたいことをビジュアル化したものになります。

まず最初は、成文化しなきゃいけないと思うんですけども、それはやはり言葉で伝えようにも、なかなか難しい部分がありますので、我々はグラフィック化しました。これ、ホームページですとそれぞれのところにクリックすれば、どういう内容なのかってわかるようになってまして、これはお客様そして社内のスタッフに対して、非常にわかりやすいビジョンになっていると思います。これを実現するために、今日、プラットフォームあおもりの米田さんがいらしてますけれども、私たちは副業人材と言いますが、それよりもまず、ふるさと兼業さんにお世話になりまして、私のビジョンをグランドデザインしてほしいということで、そういう人材に巡り合って、まずは作ってまいりました。

次に、私が時間的にかなり厳しい代表という立場でいろいろな会員にも所属しているものから、私の想いを具現化してくれる人を募集しなければいけないということで、求人とかそういうことの業務を、我々の代わりにしてくれる方を募集して、その人にも結びつきました。基本は、2人ともプロボノだったんですけども、その後は定期的をお願いして、ちゃんと毎月の契約という形でやっています。

そして、新たな取組として、りんごの加工品の開発ですとか当たっておりますが、この辺はしっかりとフリーランスの方と外部人材との契約でやっておりますし、今では事業計画も、副業の方の中小

企業診断士とお付き合いさせてもらって、いろいろと進めている最中であります。

いずれにしても、私たちは青森県のりんご産業に携わっておりまして、本当にこの将来に向かって、この景色を引き継いでいかなければいけないビジョンを基にやっておりますので、今日の林先生のお話の中では、我々もそこまでできましたけれども、さらに高みを目指すためには、今日のお話のような取組ってというのは非常に魅力的だと思いました。以上でございます。

●森

どうもありがとうございました。続いて、佐々木先生、お願いいたします。

●佐々木 純一郎：弘前大学大学院地域社会研究科 教授



弘前大学の佐々木でございます。主な学会で日本経営学会に所属しております。先ほど林先生が少し省略したところで、NPO SCOPとあるんですけど、関係者を2008年に訪問いたしました。それでうちも作ろうと思って作ったのがNPOひろだいいサーチでございます。これの初代理事長を務めておりました。簡単に研究内容を4つ程ご紹介します。

2001年、北東北3県の行政と産業支援組織を比較するというところでINS岩手ネットワークシステムの役割を中心に報告しました。岩手県は1つ先行しているので調べました。確かに同様の組織は秋田県や青森県でも可能です。この時初めて気がついたのは、地域を思う気持ちが必要不可欠であり、その点を重視したことが、INSの最大の成功要因でした。これ以降、経営理念を中心に研究を進めて参りました。

少し経ちますと2015年、地方都市における産学官連携の事例として弘前市とインダストリアルPhD。先ほどの林先生のお話聞いておりますと、まさにこのインダストリアルPhDのアレンジだと思いました。これは博士課程の3年間の研究なんですけども、実際に企業と国が大学にお金を払って研究してもらうシステムです。この時に、デンマークに行き、企業の発展を国や社会の発展と同様に考えて、経済的な成果を社会や国民全体が享受する哲学を、再確認しました。こういう姿がやはり日本の産学官連携の参考になると思います。

次の2019年の本ですが、今度は農業法人を中心にみたんですが、その中小企業を北海道十勝市に取材に行きました。この時、北海道の中小企業家同友会さんにお世話になりました。十勝と似ております畜産と野菜中心の青森県上北地域と比較しまして、農業法人経営の特徴を自立経営、経営理念と社会貢献、経営者の仲間づくり、そしてマーケティングとまとめております。

一番最後の研究になりますが、経営理念重視の地域企業による広域青函圏市場へのアプローチです。これも同じでございまして、青函双方で事業を展開した企業を調査し、やはり企業経営者が経営理念を重視していることがわかりました。この地域の企業の経営理念と地域の哲学はどう関係しているかということが課題となります。

最後にまとめとご質問ということになります。産学官連携でやはり理念や哲学、これがおそらく地域づくりや地域と繋がってくると考えられます。今日、青森県の行政関係者も何人か聞いてると思います。青森県では中小企業的な特徴の農業法人、これが増えていくんだろうと思います。それはやはり地域特性になっていきます。葛西さんの企業を含めて、中小企業としての農業生産法人を地域産業政策の柱にすることが大事になっていきます。最後に、産学官連携がこのような経営理念も重視していくことになると思います。信州大学の経営理念、それを地域との関係でどう捉えたらいいのかということを林先生に、後でご回答いただければ幸いです。以上でございます。

●森

どうもありがとうございました。今日は以上4名の方をパネリストに迎えながら、そして基調講演の林先生にご参加いただきながらということになります。パネルの司会進行は、冒頭ご挨拶いたしました地域社会研究科の研究科長しております森が務めさせていただきます。

私の自己紹介ですが、元々は経営学の専門で国際経営の分野を担当しております。人材育成に関しては、経済産業省や文部科学省の予算をいただきながら人材育成というようなところをやっています。その過程で、今日ご参加いただいている方々にご協力いただきながら、いろんなプログラムを作らせていただいております。

私もいろんなことをやっていますけれども、林先生の10分の1くらいかなと思います。お話を聞きながら、共感するところもたくさんあったなというところが私の感想です。いろいろとお話をいただきましたが、再度、佐々木先生からご質問がありましたので、林先生から一言いただければと思いますがよろしいでしょうか。

●林

ご存知の方もいらっしゃるだろうとは思いますが、日本の国立大学は大きく3つに分類されます。1つは、研究大学。もう1つは、地域を中核にしながら特色あるところを成長させていく地域基盤型といいますか。最後の1つは、工業系や林業系のように専門分野に特化する大学ですね。

信州大学も、地域を中核にすることがポイントになっていますので、足元をしっかりとさせているというのは、すごく重視しています。学長は、先ほどお話ししたUniversity Engagementという言葉をよく使っていて。結局、孤立していたら何もできなくなっちゃうですね、大学は。その地域にあること事実は変わらないので。やはり地域において愛してもらわなければ、協力も得られないですし、成長できないだろうなと思っているところです。ただ、グローバルということをしなないという意味ではなく、足元がきちんとあるということがすごく大事なことなんだと思っています。そこはもうビジョンですとか、大学のいろんな書類、計画の方に全部反映させている形ですかね。まずはこんなところでしょうか。

●森

ありがとうございます。まだまだ今日この1時間では語り尽くせないいろんなことをされているので、追々お話を聞けたらと思います。

パネルディスカッションでは、まずは、地域企業の持続的発展のための副業人材兼業人材、ここは外部人材というように置き換えてもいいかなとは思いますが、そういった人材の活用について、実際にそういうマッチングをされている方、そして受け入れていらっしゃる方にご参加いただいていますので、その辺のお話をいただきたいと思います。

その後、今度はそこに大学が介在するということの可能性と有効性、こういったことについて意見交換ができればと思っています。

それでは、まずは地域企業の持続的な発展のための外部人材の活用として、実際にマッチングをされている米田さんと掛川さんから、実際の事例や具体的な可能性について、お話をいただければと思います。

●米田

先ほど掛川さんの資料であったように、その地域の中にはいない人材っていうのが、やはりどうしてもいるので、そういう人材が欲しい時は、広く兼業、副業みたいなことで巻き込んでいく、というのはすごく大事なことと、その企業にとってそういう人材が必要かどうかみたいな、いわゆる業務の因数分解みたいなことをやらなければいけないので、そのこと自体が、実は企業の成長にとつ

て本当に一番大事だと思います。経営者の意識を変える意味でも、非常に大事なステップなのかなと思います。

●掛川

ありがとうございます。米田さんのおっしゃるとおりだと思います。私たちが実際にやっているのが、リモートでお仕事をしていくってことになるので、初期段階では、結構そこに対してのアレルギーを企業さんは感じていらっしゃるというのは、すごく思いました。例えば、私がいる東海圏は製造業が多いので、製造業の仕事をリモートで東京の人には任せられないよ、と言われたこともあるんですけど、じゃあ実際に企業さんがやりたいことを聞いていくと、実はそれは実際に通わなくてもできるとか、もちろん製造の現場を1回は見ていただきますけれども、そうでなくてもできることがあるよねっていうのが見えてきました。

特に、企業のブランディングをするですとか、先ほどお見せしたようなマーケティングを考えていくという部分に関しては、遠方にいる方もしくは東京などの情報のスピードが非常に早いところにいる方の方が強い、ということもあります。

先ほど林先生のお話でもありましたが、外部にいるからこそ付度なく経営者に言えることっていうのもあると思うので、今まで社内でしか見えなかったことというのが、外部の方の声を聞くことで開かれていく、柔軟に考えられるようになっていくってということが実際起こっているかなと思います。

●森

ありがとうございます。うまくいくとそういう外部の人材を活用した成功事例になりますが、先ほどアレルギーということで、製造業の方がオンラインでやるところのアレルギーもあるでしょうし、そもそも外部人材を活用するところの抵抗もあると思うんですけど、その辺の壁はどうやって取り除かれているのでしょうか？先ほどの林先生のお話ですと、まずはやる気のある企業さんに声を掛けて、そこで1つのストーリーを作られて、ということですが、工夫ですとか、何かを挟みますか？

●米田

掛川さんがやっているというか、僕も仲間に入れてもらっていますが、そのふるさと兼業の取組みの場合は、いわゆるその兼業、副業をする人と経営者が1対1でぶつかると、利害が完全に一致するわけないので、コーディネーターというかその間に立って調整する人間は、絶対に必要だよ、というのはすごく思っています。ほかの大手のところは、繋いだら、はい、さよなら、みたいなものもあるけれど、僕らはちゃんと最後まで一緒にやろうね、っていうのを大事にしています。

あとは、兼業者と葛西さん、経営者が合うかどうかは非常に大事で、能力の高い低いよりも、大事なような気がします。そこを見て、調整してあげるっていうのは、すごく大事にしなければいけないと思います。

●森

ありがとうございます。掛川さんはいかがでしょう。

●掛川

そうですね。私もすごく似ていて、コーディネーターとして第三者が入るので、相談しやすい環境を作るっていうのもありますし、コーディネーターがまず一番最初の外部人材と思って企業さんと一緒に募集をするので、例えば、先ほどあったビジョンを作っていこうとなった時に、なぜそれをやりたいのかとか、実際に思っていたことと違う方向に進んでしまった経験があるか、みたいなことを企

業さんからお伺いしながら、まずは向きたい方向について一緒に意見交換していくことをやっています。そうすると、コーディネーターが先に聞いたことを、兼業者の方の面接において兼業者の方に聞いていきたいとか、そうすると企業とコーディネーターが一緒になって、よりどういう人を採りに行くかっていうことができると思っています。

●森

ありがとうございます。いわゆる伴走型のような形でされているというようなお話でしたが、今度は葛西さんにお伺いしたいと思います。そういう人材を受け入れられた経験や、こういう形でやっていくことの可能性をさらに見出していることがあれば、お話いただければと思います。

●葛西

私自身で4代目なんですけれども、業務的なことはわかっているんですが、いろいろな方と会ううちにやはりこのままでいいんだろうか、というのは、頭の片隅にあるんですよ。これは中小企業の経営者だったら絶対にあると思います。外部環境の変化っていうのは、今、ものすごいスピードで進んでいるので、20年後、30年後うちの会社って生きていられるのか？というのが絶対にあるんですよ。だけど、動けないんですよ。というか、動かないんですよ。なんとかかなと思っています。今までやってこれたから。

私も先ほど佐々木先生がおっしゃったように、中小企業家同友会というところに所属しておりまして、講師が来てくれるんですけれども、その中でその経営理念の大切さ、あと社員やスタッフ、周りの皆さんを巻きこんでのビジョンの大切さを学びました。結果的に、先程の10年ビジョンを立ち上げて、その立ち上げる前の時点は、その中小企業家同友会の約半年間の集中講座、本当苦しいものなんですけれども、そこでまず自社の棚卸しです。自社の良いところって何ですか？悪いところって何ですか？それぞれ100ずつ出しましょう。そのように落とし込んでいくと、本当に客観的な立場で見えていくと見えてくるんです。それを順番に片付けていきましょう。良いところを伸ばしていきましょう、ということを具体的に中期の経営基本方針を立てていくんですけれども、それをやっていくと見えてくるのが、今、現実社内にいる人材でこの新しい事業に取り組みたいけれどもできる人いないよね、ってなるわけですよ。そうすると、私の右腕ですとか、実際にその新事業に長けた人っていうのが必要になってくるんですよ。そういう時にお願いするのにすごく良いのが、ふるさと兼業さんのサイトだったりするわけなんですけども。

実際、プロボノから始まってとお話しましたが、本当に私の右腕を発掘するために一生懸命頑張ってくださった方は、もともとそういう事業に携わっているスペシャリストの方なんですけども、社内に入り込んでくれた時には、社内スタッフとの個人面談からスタートしていました。そこまでして、まずはうちの社内のみんなはどのようなことを考えているのかをベースに考えてもらった上で、じゃあ足りないのはなんだろう、じゃあこういう人材を探そう、ということで提案して下さって、サイトを立ち上げて、我々は将来こういうことをやっていきたいのでこういう人材が欲しいんだ、ということを確認に発信しています。

画面に映したのは10年ビジョンだけでしたが、その上で進めて、今なんとか形になったのが、今まではりんごの卸売業だけでしたが、将来のことを見据えた時に、日本の消費人口が減っていく、じゃありんご食べてくれる人って日本だけじゃないよねという発想から海外への展開をしていくことになり、12年前に我々同業者の私の思いに賛同してくれる仲間たちで出資して、貿易会社を立ち上げました。それが青森トレーディングという会社でして、弘前市内にございます。順調に伸ばしておりまして、そうなった時に、販売はできます、今までの業務も伸ばし続けます、だけどりんごは作っていないよね、ここが弱いよね、ということで、農業法人も立ち上げました。その際にも、外部人材にはかなりお世話になっています。とにかく外部人材の皆さんに助けてもらうことで、今の現状が

りますので、中小企業の皆さんもあまり抵抗を持たずに、中には本当のファミリーのように接して、伴走型でやったださる方に巡り会えることもありますので、是非活用して前に進んでいただければと思います。

●森

ありがとうございます。外部の人材を入れると、すごく大変だろうなとは思いますが、お話いただいたように、その方がいろいろと人材発掘されたり、面接をして社員とのコミュニケーションを取られているところがやはり大事なのかなと思いました。そういう人材が社内に入って行って、そして、うまくこのビジョンを作っていかれたということが非常に良いんだろうなと思います。こういう形でいろいろできていけばいいんでしょうけども、そこはやはり受け入れる側の社長さんの気持ち、すごく大事になってくるかなというふうにも思います。佐々木先生からコメントなりいただければと思いますが、いかがでしょうか。

●佐々木

外部人材との関係はまさに大事で、この数年間、いわゆる地域商社というのを主に見てきているんですが、なかなかうまくいかないんですね。何が問題かという、外部人材との形だけの連携が多い。やはり真に繋がっていける人材を見つけるのが、まず一苦労するということです。また、逆に地域おこしなどをやっている、本当に頑張っているんだけどなかなか先が見えない。そうすると、その外部人材は何と言っているかをネットで調べたところ、墓場まで伴走するそうです。そのくらい本気でなければ、経営というのは進まない。葛西さんは経営がうまくいってる事例ですが、実は多くの中小企業は悩んでいますよね。そこをちゃんと見せていかなければ、やはり我々大学にいる者にとっても、結構ハードルが高いというか厳しい。それはもちろん森先生も私もやっていてわかっていると思うので、その辺のところを微妙なところもひっくるめて、見ていけるかどうかと感じています。

●森

ありがとうございます。いろんな課題もありつつ、可能性もあるのではないかなと思うところですけども。

今、皆さんあえて大学を外してお話いただいたと思うんですけども、ここに大学が介在するところを、可能性や有効性についてお話をしたいと思います。林先生の講演の中にも、大学が入るところで、大学の得意な分野をうまく使っていく、また、ネットワークもうまく使っていける、というようなお話もありました。今日のパネリストの方々は大学がなくてもうまくやってらっしゃるので、逆に大学が入ることでお邪魔になるんじゃないかなと思うところもあるんですけども、大学も一緒に混ぜてほしいなというところもあります。

大学をうまく混ぜていただくにはどういふことをすればいいのか、大学がどんな形で貢献できるのかというお話はありますでしょうか。これは大学側から発言をした方がいいのかなと思うので、佐々木先生、大学側の立場からいかがでしょうか。

●佐々木

大学側の立場と言いますが、やはり先ほどコーディネーターの重要性とありました。我々も直接企業さんに行くこともあります。県や市町村との関係性はやはり大事なので、大学と企業さんと繋ぐ、そこはワンクッションおかないといけないと思います。以前の私の経験ですが1週間前にアポを取って訪問したら、シャッターが閉まっている。タクシーの運転手さんに聞いたら、「いやあ、倒産しましたよ」って。たしかに、1週間前までは順調だったんです。でも、親会社が倒産したので、連鎖倒産しました。担当するには、やはりちゃんとした企業さんを紹介していただかなければ、無駄足に

なってしまいます。そういったこともあるので、大学側と現場を繋ぐコーディネーターのそれぞれの役割が明確になると良いですね。

●森

ありがとうございます。ということで、米田さんと掛川さんからお話をいただきたいと思います。米田さんいかがでしょうか？

●米田

林先生のお話は、完全に大学が絡まないといけないというか、失礼な言い方かもしれませんが、やられている一つ一つのコンテンツはすごく珍しいとか、信州大学しかできないことではないんですが、それをまるっとまとめてやるっていうのは大学しか多分できない。それをやっているのがすごい。だから、ひょっとして実は大学の先生じゃなくて、前職が商社かどこかにいたのかなと思いがら聞いていました。

大学が介在することの有効性は2つあると思います。

1つは、学生は4年間、弘前という町で暮らしているんなものを学ぶ。地元を見るという期間が…。要は外部人材だとすごいいろんなことしなければいけないんだけど、4年間という生活の基盤がここにあるというのは、とても大事なことだと思っています。社会人教員をやらせてもらっている立場からすると、例えば、今の弘前の課題は何か？というのは、人口減少ですとか。人口減少はあくまで現象であって、そう見えていること。それはどんな課題に繋がっているのか、というところまで深掘りさせることを大学がやってくれれば、もっともっと経営者側からすると使い勝手も良いというか、ちゃんと即戦力になりうる人材になるだろうと思います。

もう1つは、これも林先生、すごいなと思ったんですが、首都圏から移住したい人、転職したい人に、何になりたいの？と聞くと、大学の先生になりたいっていうんですね。客員教授っていう肩書きってすごく良いと思っているので、リカレント教育と客員教授という2本の刀、武器を持っているのは、やはり大学として素晴らしいものだな、自分たちは絶対に持てないものだなと思いがらうかがっておりました。

●森

ありがとうございます。客員の立場をうまく使ってというのは、1つの呼び込む宣伝、アピールポイントになりますね。あとは、学生が4年間いるというところですね。4年間にどういうことを経験してもらって、どういうことを知ってもらって、地域に貢献できる人材にしていくのか、というところですね。そこと大学の方で、その地域の深掘りをさらにやっていく。それは大学の役割だと思って聞いていました。ありがとうございます。では、掛川さんお願いいたします。

●掛川

我々も長いこと地域の企業さんに、インターンシップで学生さんを紹介している中で、その先に就職する、というサポートをしていたんですけど、そこですごく難しいなと思っていたのが、国立大学ではなかったからかもしれないんですが、地場の小さな企業に学生を就職させたいわけではない、といったことを大学側から言われてしまったことがありました。

学生自身にいろいろなキャリアの選択肢を見せてあげることに限らず、大学はすごく前向きなんですけれども、それがやはり大企業や中小企業、NPOみたいなたくさんの選択肢を見せる中の1つであれば受け入れてもらえるものの、中小企業だけに学生を紹介するような構造に見えると、なかなか協力体制が上げないところが課題としてあり、先ほどの信州大学の地域基盤型っていうところもすごくよく回る理由の1つかなと思いました。

あとは、新聞記事だと、魅力的な企業の上位3社が創出プログラムの参加企業だっているというので、そういうブランディングみたいなものがあるのはすごく強いと思ひまして。世間や社会からどう見られているかっていうところを、こちらがプロデュースしていく。だからこそ、大学も胸を張って送り出せる。それこそ産官学連携っていうところは、授業以外にもどう見られるかっていうところでも連携していけると良いだろうと思ひました。

●森

ありがとうございます。そうですね。なかなか就職に結びつかないというか。学生なり、その周りの方が、なかなか地方の中小企業に就職する意識がない、というところもありますし。

うちの学部ですと地域の企業さんにご協力いただいて、授業を行ったり、実習も受け入れてもらっていますが、じゃあ就職したいって言った時に、受け入れることはできないというようなこともあり、やはりそのマッチングが難しいところではあるんですけども、そこを大学としても考えていかなきゃいけないと思ひました。

ブランディングもそうですね。大学が絡みながら、地域企業のブランディングをやっていければ良いでしょうし、大学と共同研究をやっています、こういう成果があります、というのも1つのブランディングになっていくと思ひました。そういう視点からも、地域の大学が果たすべき役割だと思ひます。

経営をする企業の葛西さんの方から、大学がこういうスキームに絡むところで期待や可能性などお話いただければと思ひますが、いかがでしょうか。

●葛西

先ほど、うまくやっているので大学の入る余地が・・・、みたいなことはおっしゃってましたけど、決して上手くはいってないんですよ、まだまだ。ですけれども、今までは出不精でなかなかそんなところに出て行くのはおこがましいかなと思ひていた自分を引っ張りあげてくれたのが米田さんですし、そういう場所に出て行けば、やはりいろんな方に巡り会えるチャンスっていうのは向いてくるんですよ。だからまずは地方の中小企業、特に小規模零細企業の経営者は「いや、うちなんて」とかそういうことは思わずに、どんどん前に進めば良いと思ひます。そして先ほどお話した輸出商社の立ち上げも、りんごの卸売業の仲間たちに声掛けしてやっているんですけども、自社だけでやると、それは成功すれば自社だけに利益が回ってくるので良いですが、そうじゃなくて、リスクの分散ではないですけど、どうせやるんだったら地域が盛り上がるようにもっと大きな花火を上げようよというある意味、ケセラセラの精神でやっていくと、うまくいくと非常に楽しいですし、リスクもそんなになくできるんですよ。

結果的に、今は海外の方の輸出先は増えていきますし、業績も良いので、彼らはもう地域に根ざした商社なんですけれども、かなり良い待遇とさせてもらっています。

将来的には、青森県の一次産業の海外展開に興味ある弘前大学の学生さんが、うちの会社に来てもらえればと思ひますし、年末忙しい時期には、弘前大学のスポーツ部の皆さんにお願いしてアルバイトに来てもらっています。つい先日、インターンで女子学生2名にお越しいただきました。りんご卸売業で頭が固まってしまっていて、例えば、イーコマースですとか情報の発信をしっかりとやらないと、いくら良いことに取り組んでも理解してもらわなければ、興味を持ってもらえないじゃないですか。その辺を踏まえて、そのインターン生の方には、新たなことに取り組むということをお願いして、なるほどと勉強になってもらっています。

林先生が進めてらっしゃる事業の非常に面白いと思ひしたのは、このプログラム修了を資格要件にいうところが良いですね。ですので、中小企業にしかない魅力を伝えていただくっていうこと。我々もその魅力をしっかりと創り上げるために、今我々がやっているようなレベルのことをしっかりと追究

していくこと。これが合わさっていくと、非常に良いシナジー効果があると思います。何よりも小規模事業者だとお金かかるから厳しいよねと思うんですが、例えば1年経ったら1年、3年経ったら3年で、ある程度目的が達成されたらその中に次のステップに行ってもらおうということも最初から取り組んでいると、そんなに負担にならないじゃないですか。これ自社で新規採用して育て上げようと思ったら、すごく大変なものですし、我々がヘッドハンティングするって言ったら、退職されるまで雇用するとなると非常にハードルが高いんですけど、そういう意味では面白いなと非常に参考になりました。ありがとうございます。

●森

ありがとうございます。まさに最後のところの費用のところっていうか、なかなかそういう仕組みを葛西さんがきちんと理解してくださって、これだと効果がある、投資する価値がある、と思われたんですけど、なかなかそこまでとり着かない方の方が多いかなと思います。信州大学さんのスキームだと月30万という話をする、そこまで出せる企業さんがなかなかいない、という話になってしまっているんですけども、その辺の理解が進めばいいなと思います。何かほかのものもうまく絡めていくとかご理解をいただくっていうところを、少し時間をかけてやっていく必要があると思いました。そのような形で大学も参加させていただきながらやっていければいいなと思うんですが、林先生いかがでしょうか。

●林

やはり私たちも大学を継続しなければならないんですよね。全ての組織で、サステナビリティが非常に大事だと思っていて、学生が来なくなったら大学が終わってしまうんですよ。だから、スーパースタープレイヤーの研究者が1人いても実は意味ないんですね。その人がいなくなったら終わりなので。どういう形で持続可能性を作っていくかというのは、大学の中で考えなければならないと思っていました。

その際、大学だけが成長する、持続するのではなくて、地域が全体的に成長していくことが、何よりも重要だなと感じています。ただし、みんなで同じことはできないんですよ、組織は違うので。大学がやれることっていうのは、先ほど言ったように、学生がいるということだったり、職業として研究をやれているっていうこともある。ここは、強みであり、弱みかもしれませんが、でもやはりポイントだと思ってますので、それを活かすところに特化させる。行政さんをはじめ大学もそうなんですけど、もう1回、自分たちは何をやるべきだっけ？ということを再認識するところが大事なかなと思っています。

また、もう1つだけ言うと、葛西さんが言われたのですが、止める時って結構大事だと思っていて。私の資料の最後にありますが、PDCAは1.0と2.0があると提唱しているんですね。特に未知の社会ほど2.0なんです。1.0は既存でやっているものをベースにして、継続性が前提に入っちゃってるんですよ。つまり、止められない仕組みになっているんですが、2.0の方は最後にAccelとAwayとありまして、止めるが入っていることが重要です。企業においても大学においても、いろいろチャレンジしないと正解がわからないので、このスタイルを両方うまく持っていることが、必要ななと思っています。PDCA2.0をご一緒にやっていただけるパートナーがいると嬉しいなと思っています。

●森

ありがとうございます。止める時はちゃんと止める。そういうところもすごく大事だと思います。ズルズルやっても成果に繋がらないので、やはり期限を決めて成果を出してくる、というところですね。ありがとうございます。

それでは、ここからは質疑応答ということで、パネリストの方または先ほどご講演いただいた林先

生に何かご質問があれば、お受けしたいなと思います。

(質疑応答)

●森

まだまだいろんなご意見もあるかと思いますが、時間が過ぎておりますので、今日のパネルディスカッションはここで終了させていただきたいと思います。パネリストにご参加いただいた4名の方、そして基調講演に続いてご参加いただいた林先生、本当にありがとうございました。

●司会

ありがとうございました。以上をもちまして、シンポジウム2023「地域企業の持続的発展に大学はいかに貢献できるのか」を終了いたします。本日はご参加いただきありがとうございました。

※参考資料： シンポジウムのフライヤー

弘前大学大学院地域社会研究科
シンポジウム2023

地域企業の持続的発展に 大学はいかに貢献できるのか

2024.3.1 金

対面・オンライン開催
参加無料

時間 15:30～17:30

会場 弘前大学創立50周年記念会館 岩木ホール

プログラム

- 15:30～ 【開会挨拶】 大学院地域社会研究科長 森 樹男
- 15:35～ 【基調講演】
「リカレント学習」が繋ぐ、高度人材の循環と地方企業の革新
国立大学法人信州大学副学長(エンロールメント・マネジメント担当) 林 靖人
- 16:30～ 【パネルディスカッション】
米田 大吉 / NPO法人プラットフォームあおもり 理事長
掛川 遥香 / NPO法人G-net コーディネーター
葛西 万博 / 株式会社マルジン・サンアップル 代表取締役社長
林 靖人 / 国立大学法人信州大学副学長
佐々木 純一郎 / 大学院地域社会研究科 教授
モデレーター 森 樹男
- 17:30 【閉会】

申込方法

参加をご希望の方は、【WEB申込みフォーム】よりお申し込みください。
<https://forms.office.com/r/KnkxWC8R3d>



お問い合わせ先

弘前大学人文・地域研究科教務グループ
TEL 0172-39-3960
Mail jm3960@hirosaki-u.ac.jp

(資料)

北方藤樹学から考える人づくりと地域の未来：座談会記録

佐々木 純一郎[※]

Junichiro SASAKI

◎日 時：2024年11月21日（木）、15：00-17：00

◎場 所：喜多方市役所 大会議室

◎出席者

○藤の樹会

会 長・鈴木充正氏、副会長・菅井一良氏、事務局長・沢井清英氏、
幹 事・新田義則氏 会 員・小荒井きぬ子氏

○喜多方市教育委員会

生涯学習課 参事兼課長・佐藤洋氏、文化課 主幹・片岡洋氏、文化課 主査・蓮沼優介氏

○司 会

弘前大学 佐々木純一郎

◎はじめに：藤の樹会・発足の経緯と「北方藤樹学（きたかたとうじゅがく）」について

白井英男・喜多方市長の時代に、藤樹学に注目した勉強会「藤の樹会」が発足した。

家庭での躾や人間の生き方の基礎に、もう一度光を当てようということだったという。

勉強会には、市職員、教員、商業者や農家など市民が集まった。

藤樹学は市民にとって近寄り難かったが、市文化財保護審議会の委員を歴任していた伊藤豊松先生
の専門的な解釈により助けていただいたという。

勉強会・藤の樹会が長続きした要因は、市民の皆さんが藤樹学を見つめ直し、生活に活かしたため
である。

当時は、行政の補助もあり、カラー印刷のポスターを作成していた。

かつて福島県の社会教育事業に採択されたこともある。

現在の会員は36人、毎月一回、数人が集まり「清座」を開催している（コロナの時期を除く）。

なお喜多方市教育委員会が実施したアンケートの結果によれば、中江藤樹を含む先人を紹介した
「喜多方市人づくりの指針」（後掲）は、保護者、児童・生徒に概ね理解されているという。

[※] ささき じゅんいちろう 弘前大学大学院地域社会研究科 教授

喜多方市民が藤樹学を常に意識しているわけではないが、代々その教えが今も継承されている。

喜多方の人々の優しさ、積極性そして助け合いにそれが反映されているという。

今回は、藤の樹会のメンバーに集まっていただき、喜多方に根付いた「北方藤樹学から考える人づくりと地域の未来」をテーマとした座談会を開催した。

以下は、その座談会記録である。



写真1 藤の樹会の出席者
(左から)

会長・鈴木充正氏、副会長・菅井一良氏、事務局長・沢井清英氏、会員・小荒井きぬ子氏、
幹事・新田義則氏



写真2 喜多方市教育委員会の出席者
(右から)生涯学習課 参事兼課長・佐藤洋氏
文化課 主幹・片岡洋氏、文化課 主査・蓮沼優介氏
(藤の樹会 幹事・新田義則氏、再掲)

◎座談会記録

司会（佐々木）

弘前大学の佐々木です。私は地域ブランドの研究をしています。2007年2月、喜多方市観光交流課に喜多方ラーメンの取材にいきました。五十嵐さんが担当課長でした。取材帰りに、商店街を歩いていたところ、藤の樹会のポスターを発見しました。当時泊まった旅館・俵屋の女将さんに尋ねたところ、旦那さん（田原芳明さん）が藤樹学を学んでいるとのことでした。田原さんを通じて、甲斐本家・甲斐岳夫さんや大和川酒造・佐藤彌右衛門さんをご紹介します。

当時、喜多方市教育委員会も訪問取材しました。また伊藤豊松先生の講演会に参加し、豊松先生と名刺交換もしました。その後2011年の東京電力の原発事故があり、しばらくは地域ブランドの取材が中断しました。

近年、藤樹学が大事だと再認識し、主に喜多方観光物産協会・会長の樟山敬一さんを訪問して、喜多方の藤樹学が支えてきた観光地域づくりの話取材しております。そして今年9月に沢井様と蓮沼様にご相談したところ、今日の座談会となりました。

お手元の資料にあるように、皆さんも関心をお持ちの「北方藤樹学から考える人づくりと地域の未来」をテーマにしたいと存じます。そこで四つの項目について、第一に、自己紹介としてなぜ北方藤樹学に関心をもったのか。第二に、これまでに北方藤樹学に支えられたあるいは助けられた思い出。第三に、これからの世代に伝えたい言葉。そして最後に自由意見ということで、合計2時間ぐらいを考えております。よろしくお願いいたします。

それでは発言の順番は、会長の鈴木様から始めていただき、皆さん5人が終了した後、二番目の項目に進みたいと思います。ある程度まとまってから質疑応答をしたいと思います。まずは鈴木会長から、なぜ北方藤樹学に関心を持たれたのかをお話しいただけないでしょうか。

I. 自己紹介となぜ北方藤樹学に関心をもったのか

鈴木

藤の樹会をご存知だと思います。その会長をおおせつかっている鈴木です。喜多方市教育委員会にかつてお世話になったものです。その当時、市の教育委員会で「喜多方市人づくり指針」を作成することになり、その委員長を兼ねていました。作成にあたって元にしたのが藤樹学の教えです。人づくりの指針は学校教育や一般の人たちによく周知し、努力してもらうというものです。今お配りしておりますのは、子供を対象に作成した、子供たちの目指す姿「なかよくたくましく生きる」というものです。作成にあたっては喜多方らしさと精神的なものが必要ですから、やはり中江藤樹の教えの他、本市の歴史に大きな足跡を残した瓜生岩子と蓮沼門三の生き方や教えをとり入れました。この先人の教えを元にして人づくり指針を作成しました。作成にあたっては、今ここにおられる隣の菅井さん、それから沢井さんに作成委員として色々ご協力いただき、なんとか形を整えることができました。この作成にあたっての学習を通し、藤樹学の教えの奥深さを、改めて深く知りました。

司会

最初は市の教育委員会からの働きかけがあり、そこにご参画なさった時に、今にいたるさまざまな指針を作ったということですね。ありがとうございます。次に副会長の菅井様。きっかけについて、補足なども含めてお願いします。

菅井

ありがとうございます。私は（会津）若松市の教育委員会に勤めているときに、今の教科書に載っています「あいづっこ宣言」の作成にかかわったものですから、日新館とか色々調べたわけなのです。

ね。その後喜多方市教育委員会の学校教育課長として赴任しました。鈴木充正先生が教育長だったんですけれども、その時に隣の沢井さんが生涯学習課長さんで、藤の樹会を一生懸命やっておられて誘われ、参加しました。その時の講座の中での「清座」、あれがああ江戸時代の身分制度がカッコリした中で、しかもそのなかの約束事、ほかの人の意見をよく聞くこととか自分の意見を勝手に押しつけてはダメだとか、謙虚であることとかいう約束事があって、なんでこんなことが江戸時代にできたんだろうと興味を持ちました。そしてこの藤樹学を知れば、若松のあいづっこ宣言とは全然立つ位置が違うのだということがわかりました。私、喜多方の学校をぐるっと回った時に、ある校長先生が会津は一つなんだからあいづっこ宣言を子供たちにとって盛んに言っていたんですが、いや喜多方は違うぞってということで、これをきっかけにして郷土の歴史なり、藤樹学を調べるきっかけになったっていうのが今の起こりであります。

司会

若松の教育委員会から喜多方に移られたのは何年ぐらい前の話でしょうか？

菅井

平成15（2003）年頃です。すでに藤樹学を一生懸命やってらっしゃいました。あの時確か伊藤豊松先生を中心にして、人づくり大学ということで、応用編、基礎編、それからセミナーと合わせて年16回ほど開催されていました。それに何回か参加させていただいた記憶があります。

司会

活発な頃の活動をご存知だということですね。

菅井

それからもう一度わたしは現場におり、更にまた若松にいく機会があり、そこからまた喜多方に戻ってきたんです。その時に教育基本法がいろいろ改正されました。生涯学習とか家庭教育とか学校・家庭・地域の連携とか伝統文化という新しく項目もできました。そんなとき東日本大震災がありました。家庭とか、隣近所の人間関係の絆を深めましょう、助け合いですね、そのような事が盛んに見直された時期だったんです。

2011年、喜多方市が合併して五年目になりました。それぞれの個性がすごく強い市町村が合併したと思います。それでなんとかスタンダードな教えが欲しいということで、今の人づくり指針の策定に至ったわけです。その時に喜多方で200年以上前の江戸時代から、ここで学ばれた藤樹学が基本だろうと。私は熱塩出身ですから、瓜生岩子刀自が遊んだ庭で私も一緒に遊ばせてもらいました。時代が違うんですけど、そこで和尚さんの話をいろいろ聞く機会もありました。そしたら藤樹学と禅宗なり宗教の教えと意外と似ているものがある。だったらこれはつながると思ひまして、そして喜多方市に再度赴任した時にこの人づくり指針の策定をお願いし、その時にいろいろまとめを鈴木充正先生にお願いしたという経緯がございます。

人づくりの指針といいますか、これは沢井課長さんの時代に藤樹学をもとにして、喜多方市の合併前に一度作られているんです。私その時、これは多分このままだと市民憲章のように壁に掛けられて埃になっちゃうなっていう感じがしたんです。どうしたらみんなに知ってもらえるか考えた時に、やっぱり藤樹学の中身は生き方の問題ですから。それをそのまま言葉にするとかなり難しくなります。ですから平易な言葉で子供でも唱えられるようなものにしていかないと、なかなか皆さんにわかってもらえない。

その唱える中身ですが、何をいちばんその元にしてるかってことが大事だと思うんです。それを瓜生岩子刀自や喜多方の名誉市民第一号の蓮沼門三先生の教えを元にすれば絆だとか共助だとか人への優しさとかが打ち出せるのではないかということで、偉人の2人と藤樹学をセットにしてお願いしたということです。

司会

若松の視点と比較しながらということで、なかなか面白い視点が見えたということですね。それで

は沢井様いかがでございますか。

沢井

さきほど鈴木会長がお話しなされた通りです。喜多方市教育委員会で生涯学習を担当していました。今日も佐藤課長がきています。中心たる骨格は人づくりであるという意識で仕事をしていたわけです。生涯学習の分野は、文化、体育、スポーツ関係、大変広い窓口だったので、いろんな方々とお付き合いがありました。

大変お世話になった伊藤豊松先生とか、川口芳昭先生にいろんなご指導をいただきました。特に豊松先生には、人づくりというのはきちんとしてはだめだと言われました。豊松先生もずっと前から藤樹学の研究をされていました。これがやっぱり人づくりの基本になるのではないかと、ことあるごとに話していました。人づくりの指針ができる前、新しく白井市長になり、人づくりの指針を作ろうということになり、いよいよ本格的に藤樹学を基本とした人づくりの指針の作成に取り掛かりました。

当時は合併前で、旧喜多方市だけの指針でした。菅井副会長から合併後の新しい喜多方市のリニューアル版ができて現在に至っています。そのきっかけとして、伊藤豊松先生の影響が、非常に大きかったと思っています。いかんせん、豊松先生も川口先生もお亡くなりになってしまいました。

司会

伊藤豊松先生と白井市長は、藤樹学について話し合っていたということですね。

それでは新田さん、お願いします。

新田

喜多方市に大きな墓地公園があり、それを作ったのが当時の唐橋東（からはしあずま）革新市長です。墓地公園をあそこに持ってきたのも、その下に素晴らしい先人の学問の聖地のお墓があるんだと、教育の町として喜多方を全国に知らしめるために、あの場所を墓地公園に選んだ。素晴らしい人たちが祀られていて喜多方は教育の町だということを何度も話していました。当時、自分はまだ中学生だったのでよくわからないで話だけ聞いたのですが、その後に白井市長が全国藤樹学のサミットを喜多方でやりたいといわれた時に、ちょうど伊藤豊松先生とジョイントしてやる方向の話をたまたま聞きました。

江戸時代、素晴らしい我々の先人がわざわざ京都に行って留学して、帰ってきてこの喜多方の地に合うような学問に皆さんが実践してきた。それが明治になって衰退し、戦後になってさらに衰退した。伊藤豊松先生が発掘され、大事な学問だからということで新聞の月刊の折込に、朱子学の解説、陽明学の解説、さらに藤樹学の解説という文章でした。非常に難解な文章を見るたびに眠たくなって勉強が続きませんでした。興味はありました。

やがて沢井さんにお会いし、市庁内で人間づくりと、ひとづくりのために藤樹学をもう一回勉強させたい。市職員にまず勉強させて、それが成功したら市民講座に持っていきたい。どうだ新田くん一緒にやらないかと誘われた。私も沢井さんの本当に真っすぐな気持ちが、喜多方の財産だからという気持ちになりました。そこでお手伝いさせていただきますと、この会に入らせてもらいました。

司会

全国藤樹学サミットの話がでましたが、実際に開催されたのですか？

新田

できなかった。私とその学んだ中で一番大事にしているのは「惻隱の情（そくいんのじょう）」。人の心に寄り添って痛みに寄り添って共にその痛みに涙し喜び共に味わってお互いに助け合う。これが親孝行の孝にもつながる。自分のことを超えて人のためにも自分が何か役立つというのを一番選べるような生き方をしたい。あとは人の心が分かたらおのずと行動ができるので「時中の妙（じちゅうのみょう）」。もっともその時に、最もふさわしい言葉と行動、これができるような人間になりたいと学びました。

私、農家ですが、歌謡曲が好きでカラオケが好きで県歌謡協会に所属して教師をしておりますが、やっぱり一人一人の個性を生かした指導を心がけるというのを藤樹学から学びました。一人一人が輝かないと。誰しも天から授かった能力を発揮することに生まれた価値があるので、自分がそれぞれに自分の個性が花開くような指導やアドバイスをしたい、していかないといけないという戒めにもなっています。よろしくお願いします。

司会

それではお待たせしました、小荒井様。

小荒井

私は藤の樹会2年生の小荒井きぬ子と申します。職業は美容業、美容師です。7年前から私どもはキリスト教の集会を自宅にて毎週開催しているクリスチャンです。私が藤樹学に関心を持ったのは6年前になります。大和川酒蔵さんの会場で、『中江藤樹の心学と会津喜多方』の著者の吉田公平氏が講演に来られた時でした。その頃藤樹学の事は何も知りませんでしたが、沢井さんの妹さんや2～3人の方の情報を小耳にしていって、日曜日の午後、礼拝の後に集会に集った皆様と、「藤樹学ってなんだか分からないけど、何人かの方々が良い話だと、いっているから、行ってみましょう！」の乗りで行ったのが藤樹学との出会いでした。後で知った事ですが、藤樹学はどの宗教も問わない、心の奥底を探究する学問と聞きました。その講演会は正直、内容は良く分からなかったのですが、今の時代に必要なメッセージが語られている事だけは感じました。仕事や生活・家庭4人の子供を授かり育てる親としても、今の時代はとても生きづらい複雑な時代で、心病む方々の多い時代に、人と人との絆や、人を尊ぶ心を大切にする教えの藤樹学はとても魅力的な学びであると素直に心に落ちました。それは私どもが日頃から聖書に聴く教えの根幹の愛が語られていたことです。その日に中江藤樹という人に出会った繋がり、陽明学の孔子の先には聖書があるのでは？と探求心が湧いたことを昨日の事の様に思い出します。沢井さんとは、その講演会から妹さんとの繋がりもあり、時々藤樹会情報をお聞きしていました。総会参加までは、一步踏み出せないまま、コロナ禍に入り藤の樹会も、活動を自粛せざるをえない状況のようでした。コロナに翻弄されながらも、鈴木会長さん沢井事務局長さんたちは藤樹の火を絶やすことなく動き出し、総会に私も呼んでいただきました。その時の議題は、藤樹先生の生まれ故郷の滋賀県高島市訪問・琵琶湖周辺の旅行計画でした。私は自営の仕事柄、旅行に縁のない者でしたので、「京都観光か、羨ましいな」の思いで、沢井さんの旅行説明を聞いていました。沢井さんの、皆さんを藤樹先生の生誕の地にお連れしたいとの熱い思いと、流石なのは、何をやるのも楽しく、前向きの姿勢や言葉も行動も藤樹先生を生きている人のイメージがありました。頼もしく、周りの方々に信頼厚い、その沢井さんの誘う旅行なら行く価値ありだろうと、説明が終わるころには、滋賀京都方面の旅行に行く決めていました。仕事のことも考えずに。そして家に帰り直ぐに、夫にも11月藤樹先生の生誕地お墓参り旅行に二人で参加します！行くからね！と、いってしまいました。そこで、今年から夫も藤の樹会の会員となり、愛媛の大洲市に藤の樹会員として二人で参加させて頂きました。今年の大洲での特記する出来事は、大洲市教育委員会・藤樹学課の堀井先生が説明された、大洲における藤樹先生景仰の足跡、大洲藤樹会について令和6年度の運営並びに行事一覧。この小冊子に出会い、大洲市がいかに中江藤樹先生を現代に継承しようと働かれている事。このことは今の問題・課題の多い時代に教育現場での助けになる。道徳の学びへの活用は尊いと感じました。また堀井先生との会話から、『中江藤樹の生涯と思想』藤樹会入門等々の著者が小出哲夫神父という方であり、キリスト教にも繋がる場所があるかも…その様な会話に、さらに藤樹学に興味と関心をもつ事となりました。

Ⅱ. これまでに北方藤樹学に支えられたあるいは助けられた思い出

司会

元氣いっぱい頼もしいです。次に二巡目になります。今きっかけをお話しいただいたわけですが、人生には、山あり谷あり厳しいところがある中で、藤樹学を学んで良かったことですね。藤樹学があったからこそ今があるんだというところは、会長さんいかがですか？これまでの人生を振り返ってみて藤樹学に出会って良かったという思い出はありますか？

鈴木

はい。人が生きていく上で一番基本になる大切な教え・精神ですね。かつて江戸時代末期から、明治初期にかけてですが、喜多方の多くの人たちが藤樹学の教えを学んだといわれています。今に生きるわたしたちも、その精神に戻らなければならないものが多々あります。そういう内容が深くこめられていると思っているので、何かにつけて心の支えになっていると私は思っています。

喜多方の人は、人が良いとか思いやりがあるとか、よく言われるんですが、やはり藤樹学の教えが広く影響しているのではないかと思います。藤樹学の教えを私が感動した以上に、最初に心を惹かれて喜多方に伝えた矢部惣四郎という人が、京都まで行って淵岡山という人と出会って、藤樹学を学び、心躍らせて喜多方に戻ってきたんです。その熱意とか情熱とか、そういうものに非常に心惹かれました。その藤樹学を矢部惣四郎はじめ喜多方に持ち込んだ先人の墓が1箇所に集まっているところがあります、バラバラではないんです。喜多方の北よりの山のふもとにある上の山墓地です。毎年、私たち会員が墓掃除しています。その時もやはり当時の人たちの思い、努力、熱意といったものを非常に感じます。これからも大切にしていかなきゃならないと感じています。

司会

お墓には9月、沢井様に連れて行ってもらいました。結構広いところに並んでいますね。ありがとうございます。それでは菅井様。

菅井

一つは性善説に基づいて、心の中身を捉える捉え方ってのが、中江藤樹はすごくいいなあと思ったことが実はあったんです。今私、教育相談の中で家族療法に興味があり、ちょっと調べた事があったのです。その中でいろいろな問題行動を示す子供は、その子供が問題じゃなくて、それは家族なりその集団の問題を代表して表現しているという捉え方です。最近では、今の新しい国の教育方針の中で、ウェルビーイングという考え方があります。個人の幸せというのは、身体的にも精神的にも社会的にも満たされた状態に持って行くことがウェルビーイング、ウィンウィンの関係ですね。そういうことの中身が、実は中江藤樹の目指したことなんじゃないかということもあります。これもすごく共通して、だから古くて新しい現象だということを感じました。この資料ですけど、私が喜多方の教育委員会にお世話になった時、学校とか保護者のかたと話している時、正直言って藤樹学を知っている人はいませんでした。瓜生岩子刀自は熱塩地区では知っていました。ほかの方に行くとチラホラでした。蓮沼門三先生は山都の本当にある部分だけとかですね。喜多方にこのような素晴らしい方がいらっしゃるのに、何でこれがこう他に広がらないだろうと考えた時に、これをなんとか一つにまとめて、その根幹には藤樹の教えがあるということを知ってもらいたいとの思いから、この人づくり指針が始まったのです。今、子供達は「なかくタイム」ということで人の良さを見つめましょうという運動が、各小学校で実践されています。公民館では、自分のところの歴史を調べましょう。そこから子供たちに伝えていきましょうというのは、いろんな公民館で行われています。このように広がりつつあるというのを、今、私はとてもうれしく捉えてるところです。

司会

複雑な問題はあるわけですが、それをもう一度基本に立ち戻って考える時に中江藤樹の考え方がヒントになると言うことですね。ありがとうございます。それでは沢井さんはいかがでございます

か。お仕事として藤樹学に携わったことも多いかと思うんですが、個人としての思い出があればお願いしたいです。

沢井

私の生き方そのものがですね、前向きに生きたい。それと同じことなんですけど積極性ですね。そしてみんなの話を聞いて、自分の話をする「清座」、そういうことで私は今藤樹学をやってきました。特に私の現役時代、先ほども話したんですけど人づくり指針のできる前から、生涯学習課の基本っていうのは一つです。今の佐藤課長も、ご存知のように。やっぱり基本となるのは藤樹学になるのじゃないか。そういう文化、体育、社会教育、公民館の活動、全てが藤樹学に支えられてきたような感じがします。そして今現在、その考え方を自らの生活に生かすよう心がけています。

司会

自分の生き方そのものが藤樹学に近いというか、あえて藤樹の言葉を使わなくても、実践しているところがあるわけですね。

沢井

昨日も更生保護女性の会で藤樹のお話させていただきました。年配の方々が多かったのですが、50人くらいの聴衆のうち、中江藤樹を知っていたのは3人でした。私、皆さんの活動の基本となるものは藤樹学の教えがあるのではないですかと逆に問いかけたんです。うなづいている方もいらっしゃいました。全ての生活の面で、藤樹学の考えがそれぞれあるのではないか。行政もまさにその通りで、退職してからそれは強く感じています。

司会

はい、ありがとうございます。これまでに藤樹学に支えられた思い出を伺っております。新田様いかがですか。

新田

明治8年にこの地域は、北方という地名を喜多方に改めました。誰がどう議論したのかわかっていません。説明の中には縁起の良いというのがあります。支配する側と支配される側という封建制度からの解放、ということでこの地域に根ざした肝煎（きもいり）・各地区の区長たちが集まって、会津藩が無くなり、リーダー不在の中、これからどうやってこの地域を残し、守っていくんだろうかと議論して喜多方になったのではないか。喜多方事件といわれる自由民権運動もあった。喜びの多い地域には、自分たちの大好きなこの土地、天災が少ないこの会津に根ざして何百年も残ってきた人たちがふるさとを守りたいという思いがあったのではないか。私、稲作農家をやっています。土地をやっぱり守っていく、先祖がやってきたことを守っていく、新田家の血筋を伝えていく役割があるので、うちの先人も学んだであろう藤樹学を後世に伝えたい。

真ん中には親孝行の孝がある。先人に対する孝、それから子供、孫、末代たちに対する孝。そして地域に対する孝。生きている間は輝いていきたい。人の役に立ちたい。喜多方に生まれてよかったというのが私の考えです。

司会

古い歴史も含めてそこを心の支えにしたいということですね。ありがとうございます。それでは小荒井さん。

小荒井

今の新田さんの話をお聞きしながら、私が今手にしている『北方の藤樹学』。これは藤の樹会資料ですが、この北方の地名を記した藤樹学の資料に改めて、歴史的に喜多方の地に息づいてきた教えであると思いを新たにします、この何冊かの資料は、会員の皆様ご存じの斎藤マサ子さんより、譲り受けた本です。新田さんのお身内からの受け継ぎもあり、またいろんな人のつながりから、私の手元に、届けられた。斎藤マサ子さんの藤樹学への思いを繋ぐと言うロマンの様な思いを感じます。斎藤さんから、「更生保護女性会の会合にて沢井さんのお話があるのよ、藤樹学をベースに毎回お話してくだ

さるのです」と伺い、前にも史談会など、折ある度に沢井さんは、藤樹学を携えて教えを広めようと、沢井さんの持論「いつも行動はどうせやるなら、楽しくだよ!きぬちゃん!」と話す姿に、坂下(ばんげ)町在住の沢井さんを、私は「坂下の藤樹さん=坂藤さん=ばんとうさん」とお呼びしています。入会して日は浅いのですが、私は先輩の皆様の藤樹学への思いをお聞きする度に、教育現場で活躍された方々、市民の生活向上を目指すお仕事に長きにわたり携わってこられた皆様とのお話や、旅に出て具体的に藤樹先生の足跡をたどる中で、改めて認識させられたのは、今の時代に藤樹学の教えは、「今こそ必要であり」新しい価値観も大切ですが、先人の残した決して古くはない、いや人間にとって忘れてはならない人としての基本的道徳を、今一度呼び戻すチャンスが来たと感じました。

近江聖人中江藤樹記念館長・中江彰編「中江藤樹のことば一素読用」からの引用。

1 姑息の愛「親の子を慈愛するには、道芸をおしえて、子の才徳を成就するのを本とす。当座の苦勞をいたわりて、子のねがいのままに育てぬるを、姑息の愛と云い、姑息の愛をば、舐犢の愛とて牛の子をそだつるにたとえたり」。

この『翁問答』を読んで、私は正直理解できませんでした。その解説文があり、読み進めました。この「愛敬の教育」を読みながら、私は聖書の箴言6章の父の論の一節を思い出しました。それは、箴言6章20～23節「わが子よ、父の戒めを守れ、母の教えをおろそかにするな。それをあなたの心に結び付け首に巻き付けよ。それはあなたの歩みを導きあなたが横たわる時見守り、目覚めれば話しかける。戒めは灯、教えは光、懲らしめや、論は命の道」を思い出しました。四国にて、堀井先生から「藤樹先生はどの宗教をも受け入れ、陽明学の教える、人を尊ぶ教えに、藤樹はやがて道徳の真髄を見出し、語るだけでなく実践へと身を置いた生き方の手本になったと聴き、感動しました。先ずこの自分自身が藤樹学に学び、咀嚼された言葉を感動して嚙下できるようになること。感動は伝染すると聞きました。ゆえに先ずは自分が喜んで学び生きている姿が人を引きつけ、相手も興味と関心を持つ事が、藤樹学を広める事なのではと考えます。沢井さんの、「やるならなんでも楽しく!」の姿勢が藤樹学を継承してきた生き方の一つだと感じて、近い内に清座の学び会開催をお願いしているところ です。

Ⅲ. これからの世代に伝えたい言葉

司会

はい、ありがとうございます。まずは鈴木様から、これからの世代に伝えたいこと、必ず伝えたいということをお持ちでしょうか。

鈴木

子供の教育で大事なものは、自分が生まれ育った地域の文化や歴史に誇りを持って、その良さを理解して生きていくことであると思います。そう考えたときに、その一つとして、やはり藤樹学の教えがある。喜多方の先人が苦勞を重ねて時間をかけて、努力を積み重ねてきた。その教えを子供達に教えたいと思います。中江藤樹はご存知のように、日本を代表する偉人の一人ですから、世界に出しても恥じない立派な人です。そういう意味では、中江藤樹の生き方、藤樹学の教えは現代風に捉えて教える機会があれば幸いかなと思いました。そこで子供たちのために教員委員会が副読本を作成しました。私たち藤の樹会は原稿執筆等で協力したもので、学校で内容を紐解いて、具体的に膝と膝をつきあわせ、学び話し合われ、深めることを期待しています。

司会

9月に副読本をいただきました。また教育委員会のアンケートによれば、子供たちにも内容が伝わっているとのことでした。将来が楽しみです。

鈴木

ただ残念なことに現場の先生に会うと、その姿勢が薄れているのではと感じることがあります。藤の樹会の出番だと考えています。教育委員会の皆さんに本気になって取り組んでもらうとありがたいです。また喜多方市役所全体でもその意識を高めていただきたい。

司会

愛媛県大洲市では、小学校の高学年から藤樹学を学んでいるそうです。何らかの仕組みとして学びやすい形にすることも大事ですね。喜多方市教育委員会も人づくりの指針にしており、目に見える形になると、当然現場の先生も意識が変わってくるでしょうし。これからの課題ですね。

ありがとうございます。菅井様、いかがですか。

菅井

これからの世代に伝えたい言葉ではないのですが、日本には藤樹学の聖地が三つあります。高島市、大洲市、そして喜多方市です。喜多方市が付け加えられるのは、こそばゆい感じがします。これを知らない人はあまりにも多い。喜多方が江戸時代270年前近くに栄えたのは、なぜか。当時の喜多方市には商人や農民を中心にした自由闊達な風土があったと思われます。そこで文化が大きく育ってきた。喜多方の塩川は、新潟から船が到着した。それからいろんな街道が集まり、短歌や俳句が意外と昔から盛んで、いまでも奉納されてあちこちのお寺さんの石碑などにも刻まれ、文化も発展していた。そういう自由闊達なところがあったことが、藤樹学が栄えた所以ではないか。2006年の喜多方市の合併から10年間ほど、市民憲章がなかった。そこで令和2（2020）年の市民憲章作成に携わった時もやっぱり基本は藤樹学でした。「敬愛の心で支え合い 思いやりあふれるまちをつくりましょう」、「交流の輪を広げ 人を育て 誇りと自信をもって歩みましょう」という文言を入れさせてもらいました。喜多方の風土があって交流が盛んになってきたという背景があります。これからもっと知っていただきたいのは、一昨年、高島市を訪問した時に、まちがすごく綺麗だった。喜多方に戻った時、水が美味しいという割に、川が汚いと感じた。自分たちは先人の築いたものをもっと大事にするべきではないかと気づきました。

司会

ありがとうございました。若松との違いなどもありましたが、藤樹学は、子供も含めて自分たちで考えることが基本です。例えば商売ですと、予測してものを仕入れて売るわけです。まさに自由は、自立でもあり、ある意味では責任を伴うわけです。その責任があって、高島市はまちをきれいにすることが根付いていると思います。綺麗な理由は何かといえば、やはり自分たちで清掃してるから綺麗になるわけです。目に見える成果ですね。沢井様、いかがですか。

沢井

藤樹学では「良知に到る」（致良知 ちりょうち）という言葉が、あります。人の一生はその一言に尽きる。ただしその心を曇らせないで、生涯、磨きをかけていく。その内容を含めて噛み砕いて伝えていきたいと思う。

司会

ありがとうございます。新田様いかがですか。

新田

淵岡山（ふちこうざん）先生からずっと培われてきた会津の精神、藤樹学を議論し、解釈して議論してきました。ほかの地域ではなく喜多方独自に学問を発展させたという評価がまだまだ足りません。これを引き継ぐ我々が凡人でいいのか、問われています。全部が輝かないとダメではないか。何を持って行動するのか、学んだことが跳ね返ってきます。その評価を満足できるような形にしていきたい。喜多方市の輝くものとして光を当てないと意味がありません。喜多方市が藤樹学というこの財産をどのように磨きをかけるのか？藤樹学を子供たちに、鏡のように磨いて渡すことが大事です。それができるのかできないのかを人として問われている。立派な学問として後世に残せるのかどうかこ

の一点です。

司会

実践しようとする、ぶつかることが多くなりますよね。ありがとうございます。小荒井様。

小荒井

米沢の直江兼統の兜の様に「愛」を伝えたいですね。沢井さんに「知行合一（ちこうごういつ）」という言葉を使いやすく日常に生かす考え方をお聞きました。そこで四国から帰り、（公財）新教育者連盟の子供のための伝記シリーズ1『中江藤樹』を10冊買い求め、小中学校に配布したいと思っています。昔、精神療法に森田療法を学んだ事も思い出します。行動療法。考えて熟慮も大切ですし、聞いて思っただけで終わりにする生き方も楽ですが、そこからはなにも生まれないと思い、前に何冊か本を学校に寄贈したことを思い出しました。知行合一の言葉から背を押された思いで注文したのです。今の時代、社会全体はもとより学校でも子供の問題だけでなく、保護者、教師も病んでいる状況は多く聞きます。問題解決に向け、専門の方々の理論や調査研究の対応策はあるのですが、現実には困難を極める問題が山積みなのではと危惧する話に心が痛みます。改めて藤樹学は世代全部に副作用の出ない教えだといえると思います。藤樹先生の教えは、相手を思う「愛」だからです。愛の生き方の相乗効果は人を成長させ、平和を作り出すと考えます。まずは先に知った者が教えに感動し、そのエネルギーを自分の大切な人に注いでいく生き方ができたなら、藤樹の教えはさらに喜多方に広がる。藤樹の愛の行動の教えが、喜多方山都に育った蓮沼門三先生、瓜生岩子さんを産んだこの喜多方の歴史、そう思うと昔も今も根底に脈々と何かが繋がり喜多方もまだまだ大丈夫だとの希望（来望）があるとワクワクします。まずは自分から始めたいと、清座の学びが楽しみです。生涯学習課の皆様にも中江藤樹の絵本をプレゼントいたします。是非一緒に藤樹学を学びましょうとお誘います。

司会

今、小学校、中学校の教員には、病んでらっしゃる方が少なくないと感じています。

佐藤参事

先生のなり手がいないことがあります。少子化の関係で子供は年々少なくなっていますが、喜多方市でも不登校児童生徒が年々増えてきていて、これってどういうことなんだろうと。もちろん我々も藤樹学の教え、「人づくりの指針」を作って児童生徒に伝えています。けれども今の時代その人間関係、人間形成、コミュニケーション能力が低い親、子供が多い。それを解決していくには、教育委員会はもちろん学校側と連携して、いろんな教えを子供たちに学んでいただくのももちろん大切なことです。けれどもパンフレットにあるように本当に簡単なこと、「なかよくたくましく生きる」、これだけなんです。「人を思いやり敬います」「こんにちは」「どうぞ」「ありがとう」。これだけです。これを言えない子供、親。市役所の中でも先輩同僚に挨拶もしない職員がいます。それではだめだと思うのです。まず朝が来たら、人に会ったら「おはよう」。それって一番大切なことです。昔々のことで大変恐縮ですが、私が市役所に入庁した時の係長が沢井さんです。人を思いやるというのは、先輩・後輩に関わらずそういったことが重要なのではないかと。不登校や引きこもりという対象の方にもつながるのかなと思います。今の時代は難しいです。家庭にもあまり踏み込めなくなり、ちょっと悩ましいです。

IV. 自由意見

司会

それでは四番目の自由意見です。藤樹学を学んでいる藤の樹会様と教育現場に関わっている市の教育委員会、各々立場があり理想を实践しようと思っても、様々な課題が間に入ってくるわけです。そ

こをいかに解決してくか。最終的には市民参加ということで、教えを広めていき、親も含めて市の教育委員会をバックアップするくらいでないと、教育委員会だけに任せると大変ですよ。ここからは自由意見ということでお話しください。

佐藤参事

我々生涯学習課では、「人づくりの指針」の推進会議をやっています。菅井さんにこの会長になっていただき、「人づくりの指針」をどう後世に残していくか、よりよいものにしていくかという形で会議を行っています。昨日の会議でも委員の皆様から意見を頂戴しました。推進会議の中で、今までこのパンフレットは偉人の考え方とかこの指針のこのみ触れていたのですが、菅井会長の提案もあり、昨年度リニューアルしました。児童生徒がこの指針を見て、自分のめあて・目標を立てて実際に振り返る。例えば、資料の3ページ4ページに「人を思いやり、敬います、お年寄りや弱い立場の人を労わります」とあります。こういったことが実際に実践できたのかどうかその辺も振り返るという形です。こういうことを自分で計画を立てて、実際にできたかどうかを学校で振り返る。一年間こういう計画を立て、できたよっていう形が家庭でもできれば、それこそ親子のコミュニケーションにもつながります。そのようにしていきたいと推進会議の中で意見があり、昨年度からめあてと振り返りを追記して、子供たちにこの指針を広めている状況です。

司会

個人的に中学生の時、夏、冬、春という長期休みの際に指針（タイムスケジュール）を自分で計画してやりなさいというのを出されたことを思い出しました。長期休みのたびに結構分厚いノートで毎日計画を立てなさいというものでした。子供たちのことを思うなら、たとえ嫌がられようとも、くどいぐらい言った方が良いのかもしれません。一回だけだとすぐ忘れてしまいますよね。

皆さんご自由にご発言いただければと思います。

新田

年齢に関係なく、大人でも余裕がない、結局家の中で子供にあたる、お年寄りにあたる。どういう環境かを考えないと解明できない。戦後は終身雇用が当たり前だったが、小泉内閣では、いつでも労働者を解雇できると決めた。それで安定した収入や安定した生活設計ができなくなった。それにより家庭の中に常にストレスが溜まった。公務員の場合、また違った意味で自分の足元はいつ崩れるかわからないと叩かれる。それが日本全国、金太郎飴のように北海道から沖縄までみんな同じようリスクのグローバル化という市場原理に巻き込まれ、安定した生活がしにくい。それから自分の得意技を発揮できなくなっており、そういう不安から家庭不和、離婚、暴力、子殺しという「悪循環」がどんどん広まっていった。国づくりは人づくりというが、日本を幸せにするのは、政治に思いやりがなくなった時点から、国民のストレスが蔓延して来た。そうかと言って政治のせいだけにするわけにはいかない。個人の幸せを個人で発見する力を養う。このはざまで多くの国民がある意味犠牲となっている。それを精神的に救われるものは何なのか。親子が仲良く暮らせる、子供が幸せに生きられる地域に誰ができるのか。その中心たるエネルギーが必要です。こういうふうに各地域に全うに生きる人間を育てる。それは藤樹学が本来求めるものであるのかどうか。藤樹学だから救われるのかどうかわかりませんが。人として生まれてきて幸せに生きられない。世界中と比べたら日本人は幸せなのかもしれないが、学校教育も崩壊しているのではないか。みんな病んでいるのではないか。どうしたら病まないで暮らせるのか。ひとりひとりが幸福に暮らしたいと思った時、藤樹学の教えが参考になればいいのかなと考えている。

司会

小泉改革が始まる時にある経営者団体の講師に呼ばれました。ご指摘のとおり、当時言われたのは、人件費を固定費から変動費にするという話です。それは不安定雇用にして行くという話なので、それではもう社会がダメになるといったら、結局そうなったのが今の社会です。今日午前中、喜多方市立図書館で『喜多方地区労運動史』を閲覧しました。地元の八七タクシーという会社でも労働争

議を行なっていました。昭和電工ができてすごかったのは、昭和電工労組が戦後初の喜多方メーデー、そして地区労の中心だったのです。今の喜多方の観光都市づくりを実践してきたのは行政だけではなくて、民間事業者を含む市民の力です。いかに仲間を増やしていくのかが実践的になります。その時にキリスト教の教会の皆さんも含めて、色んな集団に働きかけをしていくということが最後には求められてくるので、結構忙しくなりますよね。今お話しがあったようにみんな個人としてバラバラに分断されています。そこで藤樹学の教えを元にすれば、それほど政治的な話にならないと思います。社会教育も大事です。喜多方ではNPO活動も盛んです。「(一社)塩川なまずの里の会」など、比較的新しい組織が作られており、インタビューしました。新興住宅地の御殿場では人口が増えているのも追い風になるのではないのでしょうか。ただし今は運動が少ないですね。合理化により労働運動も押し捲られていますね。

沢井

昭和30年ぐらいに公害問題がクローズアップされました。昭和電工の煙害です。

司会

明治以来、喜多方は桑の栽培と製糸が成長しました。会陽製糸という会社がありました。その工場が煙害によりダメージを受けました。そもそも昭和電工は、喜多方市となる前の喜多方町の時代に誘致しています。良かれと思って誘致したのに思わぬ結果につながりました。もちろん昭和電工労働組合が作られたことで、地域への社会的成果もあります。たしか1950年頃、喜多方の工業生産額ではアルミニウムが首位、第二位が日本酒、そして三位は製糸でした。しかし昭和電工の煙害により、桑がダメージを受け、結果として生糸がダメになります。良かれと思って工場誘致をしたものの、それまで第三位であった製糸業を壊滅させ、その後結局、昭和電工喜多方工場は縮小します。長い目で見たことが大事かもしれません。他に皆さんいかがですか。せっかくの藤樹学を議論する機会です。

小荒井

今の沢井さんの昭和30年位の昭和電工の煙害、公害問題に関する話を、数日前に94歳のお年寄りから聞きました！そのSさんは新町の集落にお住まいで、当時自宅に蚕を飼っていました。普段着物を入れる筆筒の引き出しも、時期になると蚕の寝床に使われたようです。ある日蚕がみな死んでしまいました。Sさんの母親はSさんに「お前が樟脳を入れた筆筒を使っていたから、その樟脳のせいだ蚕様が死んだのだ！」ときつく言われ、その時、自分のせいで蚕が死に、家に損害を与えたのだと、苦しんだそうです。近所のおばちゃんに泣きついたら、そのおばちゃんにも、かばうどころか、責められて、ものすごく傷ついた。Sさんいわく「おれはせづなく泣いだがら！あの頃筆筒に樟脳を入れて、着物を虫に食わんに様にするの流行っていたのよ。しかし次の年も蚕様が死んだのよ！」。翌年、筆筒の引き出しに樟脳を入れずに、蚕を入れても、蚕は死んだのでした！後でわかったのは、昭和電工の煙が新町の山にぶつかりその有毒な煙が蚕のえさの桑の葉に降りかかり、その桑の葉を食べた蚕が死んだという話でした。それまで昭和電工煙害の話を知りませんでした。私は昭和33年生まれです。昭和電工煙害問題の話をよく知らない私が数日前に聞いた話題を今また聞くとはい！ビックリしました。そしてまた驚くのは、会津から遠い弘前にお住まいの佐々木先生が、喜多方に住む私達より喜多方に詳しく、文献を調べ研究し、さらに知ろうとされているのが素晴らしいことで、嬉しくありがたいですね～灯台下暗しで、私より下の年代の人々が、どれだけ煙害・公害問題を知っているのか？その様に語り継ぐことの大切さも学んだ今、座談会で新たに北方の藤樹学にスポットを当ててくださったこの企画に感謝いたします。外からの刺激に背中を押してもらい、さらに学ぶエネルギーをもらった気がします。

司会

冒頭のごあいさつで申し上げましたが、私は2007年1月に四国の高知に行きました。大洲のある愛媛県の隣です。今は店舗数を縮小しましたが、JR四国の関連会社が喜多方ラーメンの店を経営しており、高知駅に喜多方ラーメンの店があったのです。その約1週間後に喜多方市役所に行きました。

当時の観光交流課長・五十嵐さんは、熱っぽく喜多方と会津若松は違うという話をされていました。その延長線上に、喜多方レトロ横丁などの観光も比較的成功していると思われます。喜多方の観光には大手の資本が入っていません。地元中心にやってきているのが喜多方の強みだと思います。江戸時代に入る前から小荒井や小田付では定期的に「市（いち）」が開かれ、次第に商人が増えていきます。そこは武士が中心の城下町とは違う、そういう土台があり企業家を育成してきたのが喜多方だと考え、調べています。どうしても城下町は、堅苦しくなりがちです。だけど喜多方はさきほどの昭和電工が縮小する時に、ちょうど軌を一にするかのように、金田実さんが蔵の写真展を始めていき、地域の蔵が観光資源になり、やがて喜多方老麺会ができ、今は蔵とラーメンのまち喜多方ですね。喜多方は、とても強いまちです。そこはもっと自信を持っていいと思います。例えば、そばやラーメンも一緒に担当している観光交流課に藤樹学の議論に入ってもらうのも面白いと思います。以前、観察しましたが、喜多方は高校生がデートでラーメンを食べるまちです。

お話がだいぶ外れてしまいました。せっかくですから藤の樹会をどう広げていくか。新しいメンバー、まさに小荒井さんが近年入っていらっしゃったということです。活動を広げていくことは大事です。いかがですか活動を広げることは。なぜ新しい方々が入ってらっしゃったのですか。

沢井

コロナが落ち着いてから5,6人入会しました。現在、会員は36人です。いろんな事業やっています。その中で清座もそうですけど、それをきっかけに加入された方もいます。多くの講演の中でも、加入の呼びかけをしています。市役所の職員の方は6人おりますが、みんな仕事が忙しくて、色んな行事とかにより、自分が参加できないというのが現状です。ワンクッション置いて活躍していただくとかでしょうか。年会費は、3,000円です。

司会

一昨年に樟山様にご紹介いただいたAPJ（アイズピーナッツジャパン。旧おくや）の経営者・松崎さんは比較的若い方です。その松崎さんが、喜多方の藤樹学のお話しをされていました。知っている人はいらっしゃるの、その思いを大事にできればと思います。そのクッションというか、入り口が大事ですね。例えばすごくわかりやすく。一口藤の樹会会員とか、例えば500円払うとシールもらえるとかなですね。それを車にペタって貼っておいて、ああ藤の樹会のメンバーは結構多いんだとかですね。その大衆性を持たないと運動は広がらないと思います。あまり難しいことばかりやっていると、なかなか人は集まらないでしょうね。

沢井

藤樹学が一番盛んなころ、会津では喜多方中心に1,000人ぐらいの方が藤樹学を学んでいたんです。江戸時代から200年余続いているわけです。あちこちのお寺や庄屋さんで勉強会をしていました。そこに各々のチームのリーダー役がいました。その方がお話しをして、各地区を回って、組織的だった。淵岡山さんが、仙台の実家に帰る途中、喜多方に寄ったんですよ。喜多方では、その記念講演もおこなったようです。

司会

9月、沢井さんに墓地公園まで連れて行っていただきました。こちらは文化遺産としても観光資産としても活用できるでしょう。あるものをしっかり活用していくことが大事です。本来の姿で、単なる観光資源だけではなく、喜多方の一つの心の支えですね。それがあれだけ立派な墓地公園として残っているのです。これを史跡に指定するのは大変でしょうけれど、そうできなくてもしっかりと看板を作るなり、そうして隣接地は普通の市民墓地なので、市民の方が墓地に行くたびに、実はここに北方藤樹学の先人が祀られているとしてもいいのではないのでしょうか。

沢井

あれは何か形にできればいいんですけど、喜多方市の予算の関係もあったり、市としての評価ですね。どこまで評価するか費用対効果もあるでしょう。

司会

それは市民のクラウドファンディング、あるいは喜多方市のふるさと納税で「藤樹学応援」という項目を作っても良いのではないのでしょうか。看板ひとつ作るのにそれほど費用はかかりませんよね。それが市民の目につくところにあるとよいのではないですか。

新田

でもあれだけの規模の墓地、京都に行きましたけどありませんよ。

菅井

長年林の中にあったので、今片付けてもお墓の文字などが見えなくなりつつあるのです。

新田

亡くなった藤樹学を学んだ人が、一緒に亡くなった方がいるのです。年代が何代もずれているのです。そのお墓が集中して、先ほどの清座のリーダー的な中心人物。そういう方々のお墓があります。

小荒井

上ノ山に中江藤樹先生の教えに生きようとした先人達のお墓が集まった墓地があり、昨日駐車場からでしたが、今日のことを思い、手を合わせてきました。写真を見て下さい。

沢井

実は聖地なので皆さんがご利益に授かりたくてお墓を削り、持ち帰りして漢方薬のように用いたようです。市議会に予算出しても大丈夫ではないですか。「良知会」という市議会の会派がありますしね。

菅井

私がすごく感じているのは、いろんなところでお話しする機会があるので、中江藤樹っていう人の名前とか藤樹学は、結構知ってる方が増えて来ているような感じです。その中で私がもっと勉強しなくてはならないと思ったのは、例えば性善説ですが、朱子学は性悪説でしょ。だからあちらは型にぎっちり、年功序列とかやっているとの誤解があります。心をどう捉えるかが問題なんです、その方々を説得するだけの器量をまだ持っていないので、その辺も勉強しなくちゃならない。たしか朱子学も、陽明学も藤樹学もそもそもは性善説ですね。もともとはね。ですが言葉はわかっているけど、中身に入っちゃうと誤解も結構ある。知行合一についても、藤樹学は実践が優先なんですよ。だから行動がまずあって、との誤解が一人歩きしている。それだけこうなんだよっていうようなことを説得できる力を私たちが持っていないと中々これから広げていく事は難しい。あわせて先ほど新田さんから今のいろんな社会の問題が出ましたけど、人づくりの指針の中に家庭教育のことを取り入れたんです。これはその前、沢井さんたちが作った時の形ではなかったことなんです。この項目つまり家庭が一番の基本。これが今ちょっとおろそかになっているということで始めたんですが、今問題はそれ以前で、北塩原村では今年生まれた赤ちゃんがひとりだけ。周辺のかつての五市町村の喜多方市以外は、二桁行くのはまだいい方なんです。日本の中で、ここも例外ではないという状況に入っている、本当にもっとこう新たな別の視点って言いますか、ただこう広めるってじゃなくて、新しい価値を見つけてそこで伝えていかなくてはいけないのではないのか。その中で私たちが責任ある行動をどうするかっていうのが、問われているのかなっていう形で自問自答しています。

司会

今回の原稿は、弘前大学の紀要に掲載し、インターネット上ではPDFとしてご覧いただけます。全国の皆さんがPCなどで「北方藤樹学」と検索すると、そこにヒットすると思います。また問い合わせ窓口は、ご協力いただいた喜多方市教育委員会生涯学習課といたします。

新田

人の幸せをいかに追求するか。己の幸せも追求するけれど、藤樹学は人々が幸せになることを追求する学問ではないかという意味で、世界でも通用するんですよ。世界の食糧問題、厳しい戦争のある人々の幸せになっていくことができる意味でのメッセージ性がすごく高い。これは我々がやらなければ。首長がそういう意識がないので、市民にも発信力のない、ただ文化財として残るだけでは意味が

ない。市職員も一致してないとだめなんですね。喜多方市を引っ張っていく職員も含めて考える。日本一素晴らしいところだって言ってもらって当たり前。生活は質素儉約ですが、日本一豊かな喜多方は、まあ雪国で生活は大変かもしれないが、心が豊かなんだけど一緒に暮らしてくださいとかみんな笑顔で暮らせるというそんな理想を感じて持たないと人が寄ってこないのではないかな。単なる人づくり、教育委員会だけではなくて。いかに世界一の喜び多いまちにするか。

沢井

北京大学に本部がある「国際中江藤樹思想学会」に、喜多方の藤の樹会に入って欲しいという要請がありました。理事長は、中江彰さんです（コロナ禍で活動休止中）。

鈴木

人づくりの指針は立派なものでね、これはどちらかっていうと言葉をならべたものですから、具体性がありません。当然ですよ。人づくりの指針について二度ほど社会教育関係の団体から呼ばれて話したことがあるんですが、どなたもなるほどって思っただけで、それ以上には具体化されないんです。だから指針に基づく実話や、これに通じる実践例というか、具体例を豊富にやっぱり私たちが持つ必要があるのではないかと考えています。ならべてある言葉は立派ですからなるほどと思うけど、どうしても観念なんですよ。大切なのは具体なんだと思います。だから経験をとおしてやっぱり具体例を豊富に手元に持って、そしてこれに帰るように話を収束して行かないと響かないんじゃないかな。そんな感じを思っています。

司会

例えば、喜多方市の学校の感想文コンクールなどで藤樹学関係にふれているのですか。

佐藤参事

本当に先人がやってきたことを学校で先生が教えて、それを子供たちなりに真似する。各地区公民館でも「人づくりの指針」に基づいた講座をやっています。そこにも地域の方々や地区の子供たちも一緒に参加して、例えば瓜生岩子さんでしたら、水飴づくり。地域の人たちと子供たちが、さつまいもから育ててそれを水飴にしてという、作付から収穫、それからものづくりまで一緒にやるという取り組みをやっている地域もあるんです。一つ一つやっていることは大したことではないかもしれないですけども、先人がやってきたことを真似することで、地域の方々との繋がりもできてくるんじゃないかと思っています。今はネット上で、二次元バーコードで見することもできます。

司会

さつまいもから水飴にするなら面白そうですね。その辺のところをもっともっと掘り下げていって、その先に今度また新しいものができるかと思っています。2時間経ちました。皆さんありがとうございました。これから文字起こしした原稿をお送りいたしますので、ご校正をお願いします。これにて座談会は一段落させていただきます。どうもありがとうございました。お世話になりました。

(拍手)

図 「喜多方市人づくりの指針」（喜多方市WEBより）

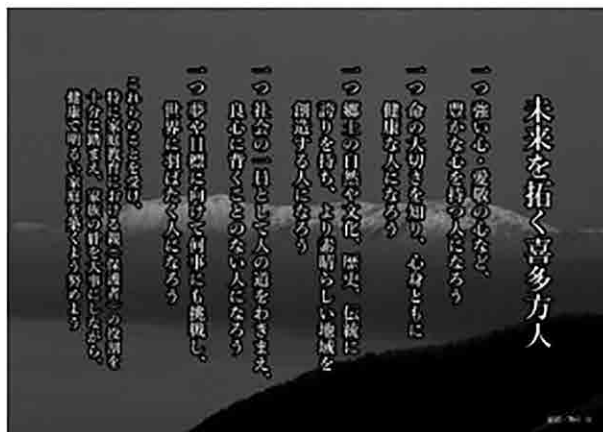
掲載日：2020年3月4日更新

喜多方市人づくりの指針とは

喜多方市では、人材の育成、青少年の健全育成などを目的とした「喜多方市人づくりの指針」を策定しました。

この指針は、かつて当地方にあって多くの住民が学んだ藤樹学の精神を生かすとともに、喜多方市生まれの瓜生岩子刀自、蓮沼門三氏ら先人や藤樹学の教えを尊重し、また、本市の置かれた風土や文化、歴史等を踏まえて策定されたもので、個性豊かな人間の創造を期待し、家庭や地域社会、学校そして行政など関係機関においてその実現を目指す努力目標とするものです。

指針の名称は、「未来を拓く（ひら）く喜多方人」とし、5つの努力目標を受け、児童生徒が目指すべき姿として、「なかよく たくましく 生きる」を示しています。



「謝辞」

今回の座談会では、喜多方市教育委員会の皆様大変お世話になった。特に記して、感謝の意を表したい。

* 「喜多方市人づくりの指針」 二次元バーコード



研 究 科 日 誌

(2024年4月～2024年12月)

第1回 地域社会研究会報告

研究科日誌（2024年4月～2024年12月）

Chronology（Apr.2024 – Dec.2024）

●地域社会研究会研究報告発表会

2024年度 第1回研究報告発表会

令和6年12月19日（木）

- 「音楽を語り合う空間と現れる言葉の分析：
ワークショップ〈てつがくオンガクかふえ〉の実践から」
西野 亜唯（23期生 地域文化研究講座）
- 「地域独特な美の価値の抽出と活用
—中国人観光客を対象とした弘前の観光とデザイン情報の発信力を高める研究—」
孫 暁儀（22期生 地域産業研究講座）

弘前大学大学院地域社会研究科年報 投稿要領

平成20年9月制定

平成26年6月改正

平成29年4月改正

令和3年5月改正

本年報は弘前大学大学院地域社会研究科によって発行される学術雑誌である。地域社会に関する研究成果を内外の研究者から広く募集し、その成果を掲載発表することにより、地域社会の発展に寄与することを目的とする。なお、休学中の学生であっても投稿することができる。また、外部投稿者(本研究科の所属教員・学生・客員研究員以外の者)は、「論文(査読あり)」にのみ投稿することができる。ただし、外部投稿者であっても共著者に本研究科の所属教員を含む場合は、「論文(査読あり)」以外のカテゴリーにも投稿することができる。

1. 発行時期

年1回発行する(3月刊行予定)。

2. 投稿締切

投稿は随時とするが、当該年度内の本年報に掲載を希望する論文等の投稿締切日については年度初めの原稿募集案内に明記している。

3. カテゴリー

提出原稿は「論文(査読あり)」「論文(査読なし)」「研究ノート」「その他」という四つのカテゴリーのいずれかを明示して提出する。

(1) 論文(査読あり)

研究の結果を十分考察した内容でオリジナリティのあるもの。

査読を受け合格した論文は、『論文(査読あり)』と明記して、年報に掲載する。

(2) 論文(査読なし)

研究の結果を十分考察した内容でオリジナリティのあるもの。

(3) 研究ノート

特定主題に関し、①研究動向・事実状況等を展望し研究上の提言を行ったもの、②史・資料の紹介に重点を置きつつ考察を加えたもの、③その他の萌芽的研究を記したもの。

(4) その他

上記(1)、(2)、(3)のいずれにも該当しないもの。

4. 提出物

○CDまたはUSB

○ハードコピー(本研究科院生および外部投稿者は3部、本研究科修了者、研究科教員および編集委員会が依頼した執筆者は1部)。

※原稿は図表等のスペースを含めて日本語の場合はA4用紙1枚につき1600字、計20頁以内、英語の場合はA4用紙1枚につき600words、計20頁以内とする。ただし要旨の字数は含まない。

※論文及び研究ノートの場合、いずれも英文300wordsの要旨・キーワード(4項目まで)と日本語800字の要旨・キーワード(4項目まで)を含むこと。「その他」の場合は英文タイトルのみとし、投稿者の希望により英文300wordsの要旨と日本語800字の要旨を付すこともできる。

※原稿には投稿者の所属、肩書および連絡先(住所、電話・FAX番号、メールアドレス)を付

記し、氏名にはフリガナとローマ字表記を添えること。

※英語の場合は事前に native speaker による proofread を受けること。

○投稿票

○論文及び研究ノートの Web 公開に関する承諾書

5. 査読

本研究科院生および外部投稿者により提出された論文（査読あり）原稿は、2名のレフェリーによる査読を経て、編集委員会において採用の可否を決定する。

6. 校正

校正は原則として著者が行い、3校までとする。

7. 原稿

原稿は採用の可否にかかわらず返却しない。また掲載された論文等の抜刷りは50部まで無料である。

8. Web上の公開に関する手続き

本年度に掲載される論文及び研究ノートはPDFファイルの形で、地域社会研究科のWeb上に公開する。ただし、著者の承諾が得られた論文及び研究ノートは、全内容を公開し、部分的に承諾が得られなかった論文及び研究ノートは、承諾を得られなかった箇所を除いて公開する。Web上に公開された論文及び研究ノートの著作権は、地域社会研究科に帰属する。

また、公開に伴いガード等が必要とされる事項については、編集委員会が対応・処理する。投稿者または投稿者の代表者は、投稿にあたって、「論文及び研究ノートのWeb公開に関する承諾書」（弘前大学大学院地域社会研究科、平成17年10月26日承認）に、署名又は記名押印し、意思表示を行うものとする。

9. 原稿の提出先・連絡先

〒036-8560 青森県弘前市文京町1番地 弘前大学 人文・地域研究科教務グループ

電話：0172-39-3960（直通） E-mail：jm3960@hirosaki-u.ac.jp

I. 全般的留意点

1. 原則としてワードプロセッサを使用して作成した原稿を提出する。
2. 原稿は横書きと縦書きの両方も可とする。

II. 本文

1. 本文が始まる前にタイトル、氏名、要旨、キーワードの順に和文とその英訳を挿入する。タイトルは内容に即して平明・簡潔にする。

2. 項目の区分について

横書きでは

- (1) I, II, III, [節]
- (2) 1, 2, 3, [項]

縦書きでは

- (1) 一, 二, 三, [節]
- (2) (一), (二), (三), [項]

3. 数字について

横書きでは原則としてアラビア数字を使う。ただし、本文中ではコンマを用いず、万以上の数字には万、億、兆などを用いる。概数の場合は、十数人、数十年などとする。

[例] 23億500万円 1万2000人 第2次5カ年計画 表1 0～5歳

縦書きでは原則として漢数字を使う。 [例] 二十三億五百万円

4. 年は西暦を使用する。特別の暦法による暦を使用する場合には西暦年を [] で付記す

5. ワードプロ印刷設定にあたっては、行間を十分あける。大文字・小文字、数字、アルファベットの違いを明確にする。とくに [一] と [ー] の違いに留意すること。

III. 文献の引用および注

1. 文献の引用および注は、横書きでは原則として本文中の該当箇所の右肩に片括弧付きの番号で表示する。[例] 三内丸山遺跡⁵⁾ は、. である⁶⁾。

縦書きでは原則として本文中の該当箇所の右に両括弧付きの番号で表示する。[例] 藩。

2. 出典または注は、本文末尾に一括して番号順に記載する。その際、雑誌の場合は、著者名、論文等の題名、掲載雑誌名、巻・号、頁、発行年を、また単行本の場合は著者名、書名、出版社名、頁、発行年を記載することを原則とする。[例] 福島真人「内面とカージャワ神秘主義と伝統的政治モデル」『民族学研究』52 (4) (3月) pp.330-350、1988年。

3. 前出の文献を再び引用する場合は前掲、続けて同じ文献を引用する場合は同上で表記する。

[例] 前掲「内面とカージャワ神秘主義と伝統的政治モデル」 pp.351。

同上書（論文）、pp.352。

IV. 図表、写真等

1. 1図、1表、1写真ごとに本文とは別に原稿用紙1枚ずつにまとめる。図、表の番号はそれぞれ、図1、表1のように通し番号とし、写真は図として扱う。図の場合にはその下に、表の場合にはその上に、番号とともに見出しを入れる。必ず単位、出所を明記する。

[例]

表1 2006年産日本りんごの主な輸出先およびその数量

単位：トン

台 湾	香 港	タ イ	中 国	アメリカ	インドネシア	ロシア
22,123	352	205	197	60	44	36

(注) 台湾、香港から中国大陆への再輸出分は考慮していない。

(出所) 財務省「日本貿易統計」2007年5月。

2. 横書き、縦書きともに、図・表等は縮尺を明示して、文中に挿入する場所を指定する。ただし、カラーページに関しては論文末に一括して掲載して、負担を軽減する。

論文及び研究ノートのWeb公開に関する承諾書

弘前大学大学院地域社会研究科
年報編集委員会委員長 殿

○論文または研究ノートの題目：

私は共同執筆者を代表して、弘前大学大学院地域社会研究科年報第 号に掲載される表記題目の（論文（査読あり）、論文（査読なし）、研究ノート、その他）が、地域社会研究科のWeb上(PDF ファイルの形式)で公開されることを（承諾する、承諾しない、部分的に承諾する）。

○部分的に承諾する場合、削除する事項：

（注：上記括弧内のいずれかを丸で囲むこと）

年 月 日

氏名 _____ 印

（自署又は記名押印）

執筆者紹介

論文(査読あり)

高橋 憲人：弘前大学教育学部附属次世代ウェルビーイング研究センター 助教
譚 謙：湖北民族大学美術設計学院 講師／
弘前大学大学院地域社会研究科 客員研究員

論文(査読なし)

[在学者]

孫 曉儀：弘前大学大学院地域社会研究科(後期3年博士課程)地域産業研究講座 在学中
高松 達也：弘前大学大学院地域社会研究科(後期3年博士課程)地域産業研究講座 在学中
石田 鈴和：弘前大学人文社会科学部文化創生課程 在学中

[教員]

関根 達人：弘前大学大学院地域社会研究科(人文社会科学部) 教授

[客員研究員]

櫛引 素夫：弘前大学大学院地域社会研究科 客員研究員

[学外投稿者]

川股 寛享：小浜市文化観光課学芸員
松本 啓典：株式会社マツ勘
古川 勝彦：古川若狭塗店

その他

[教員]

森 樹男：弘前大学大学院地域社会研究科長(人文社会科学部) 教授
佐々木純一郎：弘前大学大学院地域社会研究科 教授

編集委員会

大谷 伸治(委員長)
佐々木 純一郎
加藤 恵吉
勝川 健三
増田 貴人
蒔田 純

弘前大学大学院
地域社会研究科
年報
第21号
2025年3月

令和7年2月21日印刷
令和7年3月10日発行

編集兼発行者

弘前大学大学院
地域社会研究科
弘前市文京町1番地
電話 0172-36-2111(大代表)

印刷所 やまと印刷株式会社
住所 弘前市神田4-4-5
電話 0172-34-4111

2025年3月

弘前大学大学院
地域社会研究科